

# 合併協定項目調整調書

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

# 合 併 協 定 項 目

## 基本的な項目

	確認日	ページ
1 合併の方式	第1回 6/18	1
2 合併の期日	第12回 12/21	3
3 新市の名称	第6回 9/24	17
4 新市の事務所の位置	第2回 7/22	23
5 財産の取扱い	第5回 9/9	29

## 合併特例法に規定されている項目

6 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い	第5回 9/9	35
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第12回 6/18	51
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第12回 12/21	59
9 地方税の取扱い	第3回 8/10	73
10 一般職の職員の身分の取扱い	第7回 10/7	87

## その他の項目

11 特別職の職員の身分の取扱い	第7回 10/7	97
12 条例、規則等の取扱い	第7回 10/7	109
13 事務組織及び機構の取扱い	第10回 11/13	113
14 一部事務組合等の取扱い	第8回 10/22	125
15 使用料、手数料等の取扱い	第4回 8/25	131
16 公共的団体等の取扱い	第8回 10/22	139
17 各種団体への補助金・交付金の取扱い	第8回 10/22	143
18 町名・字名の取扱い	第9回 11/10	149
19 慣行の取扱い	第2回 7/22	155
20 国民健康保険事業の取扱い	第4回 8/25	161
21 介護保険事業の取扱い	第4回 8/25	169
22 消防団の取扱い	第3回 8/10	179
23 行政区の取扱い	第4回 8/25	187

## 24 各種事務事業の取扱い

(1) 行財政に関する事務事業	ア 姉妹都市・友好都市関係	第2回 7/22	191
	イ 電算システム関係	第11回 11/26	193
	ウ 広報・広聴関係	第2回 7/22	199
	エ 納税関係	第4回 8/25	203
(2) 住民生活・環境に関する事務事業	ア 消防防災関係	第3回 8/10	207
	イ 交通関係	第10回 11/13	211
	ウ 窓口関係	第5回 9/9	215
	エ ごみ処理関係	第3回 8/10	221
	オ 環境対策関係	第6回 9/24	223
(3) 保健福祉に関する事務事業	ア 保健衛生関係	第4回 8/25	229
	イ 障害者福祉関係	第6回 9/24	233
	ウ 高齢者福祉関係	第8回 10/22	247
	エ 児童福祉関係	第4回 8/25	259
	オ 保育関係	第5回 9/9	261
	カ その他福祉事業関係	第8回 10/22	273
(4) 産業経済に関する事務事業	ア 農林業関係	第7回 10/7	279
	イ 商工・観光関係	第3回 8/10	287
(5) 建設に関する事務事業	ア 建設関係	第5回 9/9	291
	イ 上下水道関係	第5回 9/9	295
(6) 教育に関する事務事業	ア 学校教育関係	第6回 9/24	311
	イ 社会教育関係	第6回 9/24	319
	ウ 社会体育関係	第7回 10/7	327
(7) その他事業に関する事務事業		第11回 11/26	337

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	1	合併の方式
調整内容	白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村、同郡東村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。	

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併
合併方式の定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入（吸収）することで、市町村の数の減少を伴うもの。
新市の法人格		合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とするところが多いが、新たに制定することもできる。
新市の事務所の位置		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村長の身分		合併関係市町村のすべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村の選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は全員失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村議会の議員は在任し、編入される市町村議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	合併特例法により、次のいずれかによることができる。	合併特例法により、次のいずれかによることができる。
	定数特例 在任特例	設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍の数まで）とすることができる。 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議員の被選挙権を有することとなる者は、2年を超えない範囲において在任できる。	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り在任できる。この場合さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を適用することができる。
農業委員会委員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）はすべて失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲内で編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。
一般職の身分		市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
その他の特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。  行政委員会の委員のうち、下記の委員については、新市町村長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 教育委員会委員 選挙管理委員会委員 固定資産評価審査委員会委員	編入する市町村の特別職は身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する市町村の条例・規則に統一される。
新市建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を策定する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を策定する必要がある。

【先進事例】

合併形態	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名	合併形態	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
新 設	千曲市（長野県）	平成15年9月1日	更埴市、上山田町、戸倉町	新 設	伊豆市（静岡県）	平成16年4月1日	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
	富士河口湖市（山梨県）	平成15年11月15日	河口湖町、勝山村、足和田村		御前崎市（静岡県）	平成16年4月1日	御前崎町、浜岡町
	飛騨市（岐阜県）	平成16年2月1日	古川町、河合村、宮川村、神岡町		京丹後市（京都府）	平成16年4月1日	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町
	本巣町（岐阜県）	平成16年2月1日	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村		養父市（兵庫県）	平成16年4月1日	養父町、八鹿町、大屋町、関宮町
	佐渡市（新潟県）	平成16年3月1日	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村		三次市（広島県）	平成16年4月1日	三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和村
	かほく市（石川県）	平成16年3月1日	高松町、七塚町、宇ノ気町		四国中央市（愛媛県）	平成16年4月1日	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町
	あわら市（福井県）	平成16年3月1日	芦原町、金津町		西予市（愛媛県）	平成16年4月1日	明浜町、宇和町、野村町、城川町三瓶町
	郡上市（岐阜県）	平成16年3月1日	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村		編 入	福山市（広島県）	平成15年2月3日
	下呂市（岐阜県）	平成16年3月1日	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村	廿日市市（広島県）		平成15年3月1日	廿日市市、佐伯町、吉和村
	安芸高田市（広島県）	平成16年3月1日	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	呉市（広島県）		平成15年4月1日	呉市、下蒲刈町
	対馬市（長崎県）	平成16年3月1日	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	新居浜市（愛媛県）		平成15年4月1日	新居浜市、別子山村
	壱岐市（長崎県）	平成16年3月1日	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	野田市（千葉県）		平成15年6月6日	野田市、関宿町
	上天草市（熊本県）	平成16年3月31日	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	新発田市（新潟県）		平成15年7月7日	新発田市、豊浦町
	阿賀野市（新潟県）	平成16年4月1日	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	田原市（愛知県）		平成15年8月20日	田原市、赤羽根町
	東御市（長野県）	平成16年4月1日	北御牧村、東部町	府中市（広島県）		平成16年4月1日	府中市、上下町
					呉市（広島県）	平成16年4月1日	呉市、川尻町



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	2	合併の期日
調整方針	合併の期日は、平成17年11月7日とする。	

【合併期日の決定に際しての留意事項】

- 1 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから、都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（都道府県）、総務大臣が官報に告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
- 2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引き継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましい。
- 3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。
- 4 合併特例法による特例の適用期限は、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請をし、平成18年3月31日までに合併が行われたときとなっている。

合併の期日とは、合併の協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国への所用の手続きを経た後に協定書等で、定めておいた日をもって合併する日が合併期日となる。

【合併の調印から合併日までの事例】

合併の方式	新市町村名	関係市町村名	協定書調印日	合併期日	準備期間
新設合併	佐渡市（新潟県）	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	H15.6.28	H16.3.1	9ヶ月
	かほく市（石川県）	高松町、七塚町、宇ノ気町	H15.7.23	H16.3.1	8ヶ月
	郡上市（岐阜県）	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村	H15.7.8	H16.3.1	8ヶ月
	下呂市（岐阜県）	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬町	H15.7.17	H16.3.1	8ヶ月
	安芸高田市（広島県）	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	H15.5.27	H16.3.1	10ヶ月
	対馬市（長崎県）	巖原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬市	H14.6.11	H16.3.1	1年10ヶ月
	杵岐市（長崎県）	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	H15.2.4	H16.3.1	1年1ヶ月
	上天草市（熊本県）	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	H15.4.7	H16.3.31	8ヶ月
	阿賀野市（新潟県）	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	H15.4.16	H16.4.1	1年0ヶ月
	伊豆市（静岡県）	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町	H15.8.20	H16.4.1	8ヶ月
	京丹後市（京都府）	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	H15.8.11	H16.4.1	8ヶ月
	養父市（兵庫県）	養父町、八鹿町、大屋町、関宮町	H15.10.24	H16.3.1	5ヶ月
	三次市（広島県）	三次市、甲奴町、君田村、布野町、作木村、吉舎町、三良坂町、三和村	H15.4.1	H16.3.1	10ヶ月
	四国中央市（愛媛県）	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	H15.8.28	H16.4.1	8ヶ月
	西予市（愛媛県）	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	H15.8.31	H16.4.1	8ヶ月
編入合併	府中市（広島県）	府中市、上下町	H15.10.6	H16.4.1	6ヶ月
	呉市（広島県）	呉市、川尻町	H15.8.12	H16.4.1	8ヶ月

【4市村の首長、議会議員、農業委員会委員の任期】

選挙名	白 河 市			表 郷 村		大 信 村		東 村	
	任期	定数	任 期	定数	任 期	定数	任 期	定数	任 期
市・村長	4年	1名	平成14年8月28日 ~平成18年8月27日	1名	平成15年2月22日 ~平成19年2月21日	1名	平成13年8月25日 ~平成17年8月24日	1名	平成16年6月1日 ~平成20年5月31日
議会議員	4年	24名	平成13年5月10日 ~平成17年5月9日	14名	平成16年2月1日 ~平成20年1月31日	12名	平成16年4月10日 ~平成20年4月9日	14名	平成16年2月8日 ~平成20年2月7日
農業委員会委員	3年	22名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	16名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	12名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	16名	平成14年7月20日 ~平成17年7月19日

【参考法令関係】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

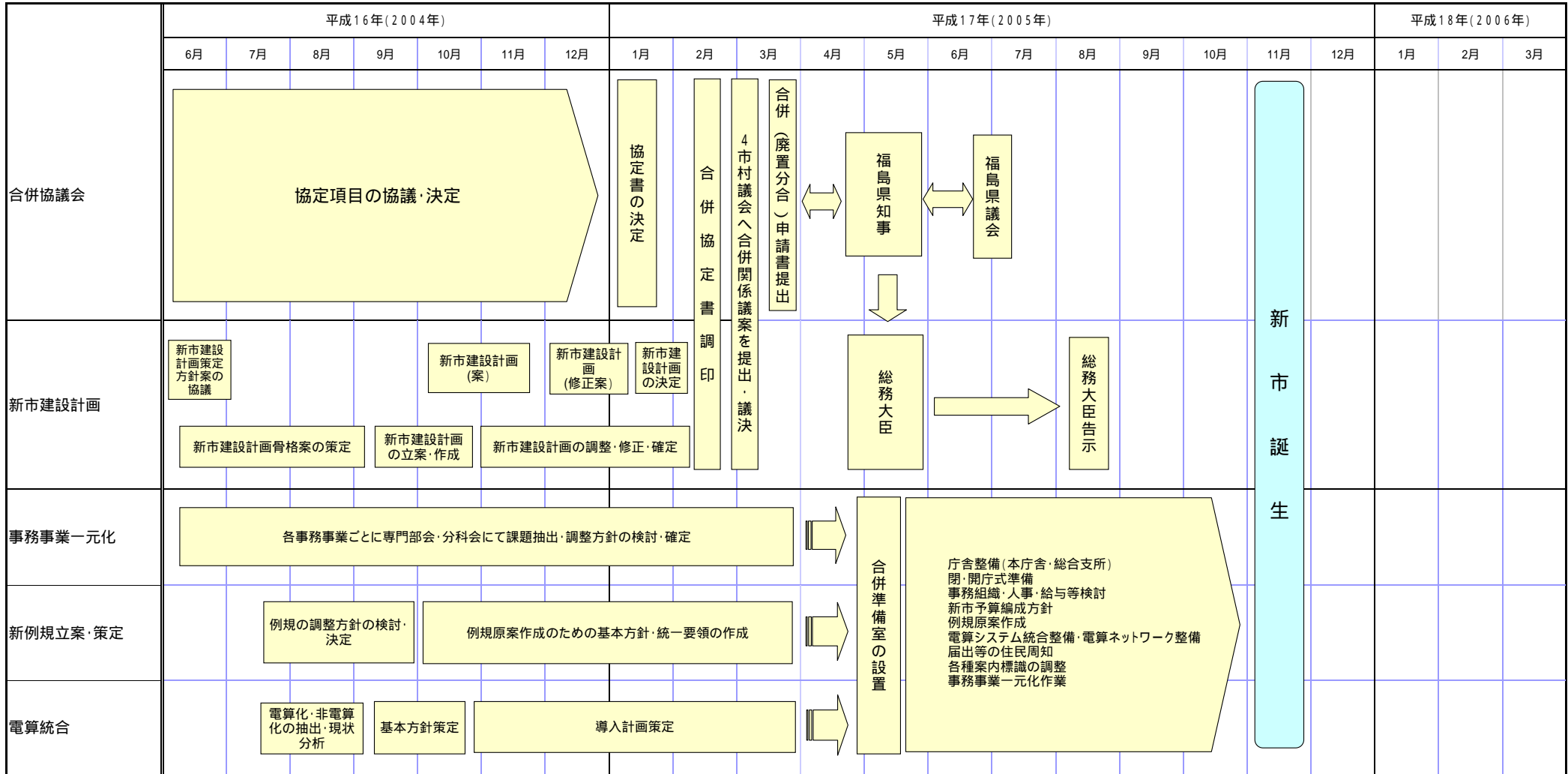
〔附 則〕

第1条 【省略】

第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

合併までの想定スケジュール



### 最近の合併事例における法的手続の状況

	北杜市 山梨県 (新設)	丹波市 兵庫県 (新設)	西条市 愛媛県 (新設)	瀬戸内市 岡山県 (新設)	伊賀市 三重県 (新設)	江田島市 広島県 (新設)
合併協定書調印	H15.10.10	H15.11.30	H16.2.29	H16.3.6	H16.1.26	H16.5.12
市町村議会議決	H15.10.16	H15.12.24	H16.3.18	H16.3.23	H16.3.26	H16.5.13
合併申請書提出	H15.11.4	H16.1.13	H16.3.30	H16.4.20	H16.4.6	H16.5.14
県議会議決	H15.12.11	H16.3.25	H16.6.18	H16.6.25	H16.6.23	H16.6.22
総務大臣官報告示	H16.1.20	H16.4.16	H16.7.1	H16.7.16	H16.7.16	H16.7.22
合併の期日	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1

[手続に要した日数]

合併協定書調印	25	44	30	45	71	2
↓						
合併申請書提出	37	72	80	66	78	39
↓						
県議会議決	40	22	13	21	23	30
↓						
総務大臣官報告示	286	199	123	108	108	102
↓						
合併期日						

合併協定から合併期日 までに要した日数	388 (約1年1ヶ月)	337 (約11ヶ月)	246 (約8ヶ月)	240 (約8ヶ月)	280 (約9ヶ月)	173 (約6ヶ月)
------------------------	-----------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------

施行期日集計(平成11年度以降の合併市町村及び総務大臣告示のあった合併予定市町村)

平成16年12月6日現在

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計											
平成11年度	1												1											
平成12年度										2			2											
平成13年度	1	1						1					3											
平成14年度	2							1			1	2	6											
平成15年度	12	1	1	1	1	1		1	1		2	9	30											
平成16年度	11			1	3	4	28	21	4	33	24	34	163											
平成17年度	17	3				1							21											
計	44	5	1	2	4	6	28	24	5	35	27	45	226											
	1日	43	1日	5	6日	1	1日	1	1日	3	1日	4	1日	23	1日	21	1日	3	1日	22	1日	11	1日	18
	21日	1					7日	1	20日	1	13日	1	4日	1	5日	1	5日	1	4日	1	3日	1	3日	1
								21日	1	12日	2	15日	2	6日	1	11日	4	5日	1	6日	1	6日	1	
									16日	1						15日	2	7日	3	19日	1	19日	1	
									25日	1						16日	1	11日	5	20日	2	20日	2	
																17日	1	13日	3	21日	3	21日	3	
																21日	2	14日	1	22日	8	22日	8	
																24日	1	28日	2	28日	6	28日	6	
																31日	1			31日	5	31日	5	

先進事例における合併期日の状況(平成11年度以降)

平成16年12月6日現在

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 議決	都道府県議会 議決	官報告示
H11.04.01	兵庫	篠山市	新設	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	H09.04.01	H10.04.27	H10.04.28	H10.09.24	H11.01.13
H13.01.01	新潟	新潟市	編入	新潟市、黒埼町	H11.12.21	H12.02.21	H12.03.27	H12.07.14	H12.08.29
H13.01.21	東京	西東京市	新設	田無市、保谷市	H11.10.11	H12.08.10	H12.08.11	H12.10.04	H12.11.17
H13.04.01	茨城	潮来市	編入	潮来町、牛堀町	H11.08.23	H12.07.13	H12.07.19	H12.09.22	H13.03.26
H13.05.01	埼玉	さいたま市	新設	浦和市、大宮市、与野市	H12.04.29	H12.09.05	H12.09.25	H12.12.22	H13.01.25
H13.11.15	岩手	大船渡市	編入	大船渡市、三陸町	H13.07.16	H13.08.31	H13.09.07	H13.09.19	H13.10.16
H14.04.01	香川	さぬき市	新設	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	H12.04.01	H13.08.20	H13.08.23	H13.10.17	H13.11.19
	沖縄	久米島町	新設	仲里村、具志川村	H09.05.13	H13.10.05	H13.10.09	H13.12.20	H14.01.24
H14.11.01	茨城	つくば市	編入	つくば市、荃崎町	S63.02.08	H13.11.12	H13.12.22	H14.03.22	H14.05.23
H15.02.03	広島	福山市	編入	福山市、内海町、新市町	H14.01.21	H14.10.10	H14.11.11	H14.12.17	H15.01.29
H15.03.01	山梨	南部町	新設	南部町、富沢町	H14.02.20	H14.10.11	H14.10.16	H14.12.17	H15.02.03
	広島	廿日市市	編入	廿日市市、佐伯町、吉和村	H14.04.01	H14.11.07	H14.11.15	H14.12.17	H15.01.29
H15.04.01	宮城	加美町	新設	中新田町、小野田町、宮崎町	H14.11.08	H15.01.08	H15.01.09	H15.02.18	H15.03.13
	群馬	神流町	新設	万場町、中里村	H13.12.01	H14.09.11	H14.09.12	H14.12.18	H15.02.03
	山梨	南アルプス市	新設	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	H12.04.01	H14.10.17	H14.10.24	H14.12.20	H15.02.03
	岐阜	山県市	新設	高富町、伊自良村、美山町	H13.08.01	H14.09.24	H14.09.25	H14.12.19	H15.02.03
	静岡	静岡市	新設	静岡市、清水市	H10.04.01	H14.04.02	H14.04.18	H14.07.11	H14.09.09
	広島	呉市	編入	呉市、下蒲刈町	H14.04.04	H14.08.08	H14.09.18	H14.12.17	H15.01.29
	広島	大崎上島町	新設	大崎町、東野町、木江町	H13.07.01	H14.09.10	H14.09.30	H14.12.17	H15.01.29
	香川	東かがわ市	新設	引田町、白鳥町、大内町	H12.04.01	H13.05.30	H13.06.01	H13.10.17	H13.11.19
	愛媛	新居浜市	編入	新居浜市、別子山村	H14.04.01	H14.11.02	H14.11.08	H14.12.09	H15.02.03
	福岡	宗像市	新設	宗像市、玄海町	H12.04.17	H14.05.30	H14.06.26	H14.10.11	H14.12.04
	熊本	あさぎり町	新設	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	H11.04.01	H13.11.22	H14.01.15	H14.03.22	H14.05.23
H15.04.21	山口	周南市	新設	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	H14.06.01	H14.08.27	H14.09.27	H14.12.19	H14.02.03
H15.05.01	岐阜	瑞穂市	新設	穂積町、巢南町	H14.09.25	H14.12.10	H14.12.19	H15.03.19	H15.04.04
H15.06.06	千葉	野田市	編入	野田市、関宿町	H14.04.01	H14.12.02	H14.12.25	H15.03.05	H15.04.04
H15.07.07	新潟	新発田市	編入	新発田市、豊浦町	H14.09.30	H14.11.06	H14.12.09	H15.03.20	H15.04.11
H15.08.20	愛知	田原市	編入	田原町、赤羽根町	H15.02.05	H15.04.29	H15.05.08	H15.07.07	H15.07.23
H15.09.01	長野	千曲市	新設	更埴市、上山田町、戸倉町	H14.08.21	H15.02.27	H15.03.03	H15.07.18	H15.08.01
H15.11.15	山梨	富士河口湖町	新設	河口湖町、勝山村、足和田村	H14.06.26	H15.05.26	H15.06.02	H15.07.11	H15.08.01
H15.12.01	三重	いなべ市	新設	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	H14.04.01	H15.01.24	H15.01.30	H15.03.12	H15.04.11
H16.02.01	岐阜	飛騨市	新設	古川町、河合村、宮川村、神岡町	H14.11.08	H15.05.08	H15.05.20	H15.07.10	H15.08.01
	岐阜	本巣市	新設	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村	H14.04.01	H15.07.31	H15.08.01	H15.10.09	H15.11.04
H16.03.01	新潟	佐渡市	新設	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	H15.01.07	H15.06.28	H15.07.01	H15.10.10	H15.11.04
	石川	かほく市	新設	高松町、七塚町、宇ノ気町	H14.10.01	H15.07.23	H15.07.29	H15.10.08	H15.11.04
	福井	あわら市	新設	芦原町、金津町	H14.10.01	H15.07.28	H15.08.01	H15.10.10	H15.11.04

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
	岐阜県	郡上市	新設	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村	H14.04.01	H15.07.08	H15.07.11	H15.10.09	H15.11.04
	岐阜県	下呂市	新設	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村	H14.11.01	H15.07.17	H15.09.22	H15.12.18	H16.01.15
	広島県	安芸高田市	新設	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	H14.04.01	H15.05.27	H15.06.27	H15.10.02	H15.11.04
	長崎県	対馬市	新設	巖原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	H12.08.01	H14.06.11	H14.06.12	H14.10.02	H14.11.27
	長崎県	壱岐市	新設	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	H11.08.24	H15.02.21	H15.03.17	H15.07.11	H15.08.01
H16.03.31	熊本県	上天草市	新設	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町	H14.04.01	H15.04.07	H15.04.08	H15.07.02	H15.07.23
H16.04.01	新潟県	阿賀野市	新設	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	H14.04.01	H15.04.16	H15.05.26	H15.07.11	H15.08.01
	長野県	東御市	新設	北御牧村、東部町	H14.09.07	H15.08.20	H15.08.20	H15.10.10	H15.11.07
	静岡県	伊豆市	新設	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町	H15.01.01	H15.08.20	H15.08.26	H15.12.17	H16.01.15
	静岡県	御前崎市	新設	御前崎町、浜岡町	H14.09.20	H15.08.26	H15.08.28	H15.12.17	H16.01.15
	京都府	京丹後市	新設	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	H14.04.01	H15.08.11	H15.09.18	H15.10.10.	H15.11.04
	兵庫県	養父市	新設	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	H14.07.12	H15.10.24	H15.10.30	H15.12.19	H16.01.15
	広島県	三次市	新設	三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町	H14.04.01	H15.04.01	H15.07.09	H15.10.02	H15.11.04
	広島県	府中市	編入	府中市、上下町	H15.04.01	H15.10.06	H15.10.15	H15.12.16	H16.01.15
	広島県	呉市	編入	呉市、川尻町	H15.02.04	H15.08.12	H15.09.17	H15.12.17	H16.01.15
	愛媛県	四国中央市	新設	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	H14.07.01	H15.08.28	H15.09.22	H15.12.17	H16.01.15
	愛媛県	西予市	新設	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	H14.04.01	H15.08.31	H15.09.08	H15.12.17	H16.01.15
H16.07.01	青森県	五戸町	編入	五戸町、倉石村	H14.12.01	H16.01.15	H16.01.15	H16.03.22	H16.04.12
H16.08.01	長崎県	五島市	新設	福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町	H13.07.01	H15.01.16	H15.02.10	H15.07.11	H15.08.01
	長崎県	新上五島町	新設	若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町	H13.04.01	H15.02.17	H15.02.21	H15.07.11	H15.08.01
	愛媛県	久万高原町	新設	久万町、面河村、美川村、柳谷村	H14.06.01	H15.12.14	H15.12.24	H16.03.17	H16.04.12
H16.09.01	山梨県	甲斐市	新設	竜王町、敷島町、双葉町	H14.04.01	H15.12.12	H15.12.19	H16.03.25	H16.04.16
	鳥取県	琴浦町	新設	東伯町、赤碕町	H15.01.01	H16.02.19	H16.02.20	H16.03.19	H16.04.19
H16.09.13	山梨県	身延町	新設	下部町、中富町、身延町	H14.07.01	H16.04.27	H16.05.11	H16.06.16	H16.07.09
H16.09.21	愛媛県	東温市	新設	重信町、川内町	H15.03.27	H16.03.25	H16.03.26	H16.06.18	H16.07.01
H16.10.01	愛媛県	愛南町	新設	内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町	H13.10.02	H15.03.01	H15.03.10	H15.07.11	H15.08.06
	滋賀県	甲賀市	新設	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町	H14.08.01	H15.08.18	H15.09.25	H15.12.18	H16.01.15
	徳島県	吉野川市	新設	鴨島町、川島町、山川町、美郷村	H14.04.01	H15.10.27	H15.12.02	H15.12.18	H16.01.15
	奈良県	葛城市	新設	新庄町、當麻町	H14.04.01	H15.12.10	H15.12.24	H16.02.27	H16.03.12
	石川県	七尾市	新設	七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町	H14.04.01	H15.11.11	H15.11.14	H16.03.19	H16.04.12
	広島県	世羅町	新設	甲山町、世羅町、世羅西町	H14.10.01	H16.01.13	H16.01.20	H16.03.23	H16.04.12
	和歌山県	みなべ町	新設	南部町、南部川村	H14.11.12	H15.12.07	H15.12.08	H16.03.18	H16.04.12
	山口県	周防大島町	新設	久賀町、大島町、東和町、橘町	H14.10.10	H16.01.22	H16.01.30	H16.03.17	H16.04.12
	島根県	安来市	新設	安来市、広瀬町、伯太町	H14.04.01	H15.12.25	H16.01.15	H16.03.15	H16.04.16
	滋賀県	野洲市	新設	中主町、野洲町	H14.11.01	H15.12.06	H15.12.22	H16.03.24	H16.04.19
	鳥取県	湯梨浜町	新設	羽合町、泊村、東郷町	H13.10.01	H15.12.05	H15.12.11	H16.03.19	H16.04.19
	三重県	志摩市	新設	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町	H15.04.01	H16.02.10	H16.02.13	H16.03.19	H16.04.16
	鳥取県	南部町	新設	西伯町、会見町	H15.01.14	H16.02.26	H16.03.26	H16.06.16	H16.07.01

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
	愛媛県	上島町	新設	魚島村、弓削町、生名村、岩城村	H14.08.08	H16.02.26	H16.03.18	H16.06.18	H16.07.01
	島根県	江津市	編入	江津市、桜江町	H14.07.25	H16.01.20	H16.03.19	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	美郷町	新設	邑智町、大和村	H14.07.01	H16.03.17	H16.03.19	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	邑南町	新設	羽須美村、瑞穂町、石見町	H14.07.01	H16.02.12	H16.03.10	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	隠岐の島町	新設	西郷町、布施村、五箇村、都万村	H14.10.01	H16.04.24	H16.05.11	H16.06.22	H16.07.14
	岡山県	高梁市	新設	高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町	H15.05.16	H16.03.12	H16.03.19	H16.06.25	H16.07.16
	岡山県	吉備中央町	新設	加茂川町、賀陽町	H14.07.29	H16.04.27	H16.05.01	H16.06.25	H16.07.16
	広島県	安芸太田町	新設	加計町、筒賀村、戸河内町	H15.04.01	H16.03.22	H16.03.23	H16.06.21	H16.07.22
	高知県	いの町	新設	伊野町、吾北村、本川村	H15.01.20	H16.02.24	H16.03.19	H16.07.26	H16.08.13
	滋賀県	湖南市	新設	石部町、甲西町	H14.12.01	H16.02.27	H16.03.09	H16.08.03	H16.08.26
H16.10.04	山口県	光市	新設	光市、大和町	H15.03.10	H16.04.12	H16.04.21	H16.06.25	H16.07.22
H16.10.12	山梨県	笛吹市	新設	石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町	H14.11.08	H16.03.24	H16.03.26	H16.06.16	H16.07.09
	鹿児島県	薩摩川内市	新設	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村	H15.07.10	H16.02.19	H16.03.26	H16.06.18	H16.07.16
H16.10.16	茨城県	常陸大宮市	編入	大宮町、御前山村、山方町、美和村、緒川村	H15.04.01	H16.03.08	H16.03.22	H16.06.11	H16.07.09
H16.10.25	岐阜県	恵那市	新設	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町	H15.02.03	H16.04.28	H16.05.10	H16.07.08	H16.07.26
H16.11.01	新潟県	魚沼市	新設	堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村	H14.07.15	H15.08.26	H15.10.07	H15.12.19	H16.01.15
	山梨県	北杜市	新設	明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村	H14.08.01	H15.10.10	H15.10.16	H15.12.11	H16.01.20
	秋田県	美郷町	新設	六郷町、千畑町、仙南村	H15.02.28	H16.02.20	H16.02.23	H16.03.09	H16.03.25
	兵庫県	丹波市	新設	柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	H12.10.02	H15.11.30	H15.12.24	H16.03.25	H16.04.16
	愛媛県	西条市	新設	西条市、東予市、小松町、丹原町	H14.10.01	H16.02.29	H16.03.18	H16.06.18	H16.07.01
	富山県	砺波市	新設	砺波市、庄川町	H15.04.01	H16.04.02	H16.04.02	H16.06.18	H16.07.01
	富山県	南砺市	新設	城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町	H14.08.01	H15.10.10	H15.10.16	H15.12.11	H16.01.20
	熊本県	美里町	新設	中央町、砥用町	H14.07.01	H16.03.29	H16.03.30	H16.06.17	H16.07.09
	茨城県	日立市	編入	日立市、十王町	H15.04.01	H16.05.12	H16.05.19	H16.06.11	H16.07.09
	島根県	益田市	編入	益田市、美都町、匹見町	H15.02.28	H16.04.21	H16.04.28	H16.06.22	H16.07.14
	島根県	雲南市	新設	大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	H14.10.01	H16.03.03	H16.03.23	H16.06.22	H16.07.14
	岡山県	瀬戸内市	新設	牛窓町、邑久町、長船町	H14.08.01	H16.03.06	H16.03.23	H16.06.25	H16.07.16
	鹿児島県	鹿児島市	編入	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町	H15.01.24	H16.03.03	H16.03.29	H16.06.18	H16.07.16
	三重県	伊賀市	新設	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町	H15.04.01	H16.01.26	H16.03.26	H16.06.23	H16.07.16
	新潟県	南魚沼市	新設	六日町、大和町	H15.10.01	H16.04.27	H16.04.30	H16.06.25	H16.07.22
	福島県	会津若松市	編入	会津若松市、北会津村	H15.08.09	H16.02.23	H16.04.23	H16.06.30	H16.07.22
	山口県	宇部市	編入	宇部市、楠町	H15.03.07	H16.03.26	H16.04.15	H16.06.25	H16.07.22
	広島県	江田島市	新設	江田島町、能美町、沖美町、大柿町	H13.04.01	H16.05.12	H16.05.13	H16.06.21	H16.07.22
	岐阜県	各務原市	編入	各務原市、川島町	H15.04.01	H16.02.25	H16.03.26	H16.07.08	H16.07.26
	鳥取県	鳥取市	編入	鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町	H15.09.01	H16.07.12	H16.07.15	H16.10.08	H16.10.22
H16.11.05	広島県	神石高原町	新設	油木町、神石町、豊松村、三和町	H14.07.01	H15.12.02	H15.12.22	H16.03.23	H16.04.12



合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
H16.12.01	茨城県	常陸太田市	編入	常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村	H14.10.01	H16.02.04	H16.03.15	H16.06.11	H16.07.09
	北海道	函館市	編入	函館市、戸井町、恵山町、榎法華村、南茅部町	H15.09.29	H16.04.23	H16.06.25	H16.10.08	H16.11.10
H16.12.05	群馬県	前橋市	編入	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村	H15.04.17	H15.11.19	H15.12.10	H16.03.19	H16.04.01
H16.12.06	三重県	桑名市	新設	桑名市、多度町、長島町	H15.02.01	H16.04.14	H16.06.01	H16.06.23	H16.07.16

今後の合併予定市町村(総務大臣告示済み)

平成16年12月6日現在

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 決議	都道府県議会 決議	官報告示
H17.01.01	熊本県	芦北町	新設	田浦町、芦北町	H15.04.01	H15.09.18	H15.10.08	H15.12.11	H16.01.15
	島根県	飯南町	新設	頓原町、赤来町	H15.04.01	H16.05.15	H16.05.18	H16.06.22	H16.07.14
	三重県	松阪市	新設	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町	H15.04.01	H16.02.19	H16.04.09	H16.06.23	H16.07.16
	福井県	南越前町	新設	南条町、今庄町、河野村	H14.11.01	H16.03.05	H16.03.12	H16.06.22	H16.07.22
	佐賀県	白石町	新設	白石町、福富町、有明町	H15.11.01	H16.03.06	H16.03.15	H16.06.25	H16.07.22
	大分県	臼杵市	新設	臼杵市、野津町	H15.03.01	H16.01.27	H16.01.30	H16.06.22	H16.07.26
	高知県	高知市	編入	高知市、鏡村、土佐山村	H15.01.24	H16.04.26	H16.05.07	H16.07.26	H16.08.13
	埼玉県	飯能市	編入	飯能市、名栗村	H15.07.01	H16.05.17	H16.06.17	H16.08.02	H16.08.26
	大分県	大分市	編入	大分市、佐賀関町、野津原町	H16.04.01	H16.07.23	H16.08.09	H16.09.22	H16.10.20
	鳥取県	伯耆町	新設	岸本町、溝口町	H15.04.01	H16.08.17	H16.08.17	H16.10.08	H16.10.22
	新潟県	上越市	編入	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	H15.08.20	H16.07.23	H16.08.02	H16.09.27	H16.10.26
	青森県	十和田市	新設	十和田市、十和田湖町	H15.11.18	H16.07.16	H16.07.23	H16.10.08	H16.11.05
	栃木県	那須塩原市	新設	黒磯市、西那須野町、塩原町	H15.01.29	H16.06.24	H16.06.30	H16.10.07	H16.11.05
	佐賀県	唐津市	新設	唐津市、浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、肥前村、鎮西町、呼子町	H14.07.03	H16.07.12	H16.07.23	H16.10.01	H16.11.10
	愛媛県	松山市	編入	松山市、北条市、中島町	H15.10.20	H16.07.13	H16.08.09	H16.10.08	H16.11.10
	愛媛県	砥部町	新設	砥部町、広田村	H15.09.04	H16.07.14	H16.07.15	H16.10.08	H16.11.10
	愛媛県	内子町	新設	内子町、五十崎町、小田町	H14.09.01	H16.06.22	H16.06.23	H16.10.08	H16.11.10
	愛媛県	鬼北町	新設	広見町、日吉村	H16.01.01	H16.08.17	H16.08.23	H16.10.08	H16.11.10
	群馬県	伊勢崎市	新設	伊勢崎市、赤堀村、(佐波郡)東村、境町	H15.08.28	H16.07.19	H16.07.22	H16.10.13	H16.11.10
	長野県	長野市	編入	長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村	H15.12.22	H16.05.17	H16.06.28	H16.10.08	H16.11.18
滋賀県	高島市	新設	マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町	H14.10.01	H16.06.01	H16.06.22	H16.10.18	H16.11.18	
H17.01.04	長崎県	長崎市	編入	長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町	H14.10.01	H16.03.04	H16.03.24	H16.06.22	H16.07.14
H17.01.11	兵庫県	南あわじ市	新設	緑町、西淡町、三原町、南淡町	H14.04.01	H15.12.06	H15.12.09	H16.03.25	H16.04.16
	三重県	亀山市	新設	亀山市、関町	H15.04.01	H16.04.20	H16.04.27	H16.06.23	H16.07.16
	秋田県	秋田市	編入	秋田市、河辺町、雄和町	H15.07.07	H16.07.12	H16.07.23	H16.10.01	H16.10.28
愛媛県	大洲市	新設	大洲市、長浜町、肱川町、河辺村	H15.01.01	H16.05.31	H16.06.30	H16.10.08	H16.11.10	
H17.01.15	熊本県	山鹿市	新設	山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町	H15.01.01	H16.06.18	H16.06.30	H16.09.30	H16.11.05
	熊本県	宇城市	新設	三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町	H14.04.01	H16.03.31	H16.05.17	H16.09.30	H16.11.05
H17.01.16	愛媛県	今治市	新設	今治市、朝倉町、玉川町、波方町、大西町、菊間町、関前村、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町	H14.11.18	H16.06.19	H16.06.23	H16.10.08	H16.11.10
H17.01.17	静岡県	菊川市	新設	小笠町、菊川町	H15.10.06	H16.05.18	H16.05.27	H16.10.14	H16.11.18
H17.01.21	茨城県	那珂市	編入	那珂町、瓜連町	H15.10.01	H16.07.12	H16.07.22	H16.09.27	H16.11.12
H17.01.24	福岡県	福津市	新設	福岡町、津屋崎町	H14.12.01	H16.05.28	H16.06.07	H16.10.13	H16.11.12
H17.01.31	岐阜県	揖斐川町	新設	揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村	H15.07.01	H16.06.15	H16.06.18	H16.10.07	H16.11.05
H17.02.01	茨城県	水戸市	編入	水戸市、内原町	H15.10.01	H16.02.23	H16.02.24	H16.03.22	H16.04.16
	大阪府	堺市	編入	堺市、美原町	H15.04.18	H16.04.05	H16.05.10	H16.05.28	H16.06.18

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 議決	都道府県議会 議決	官報告示
	高知県	津野町	新設	葉山村、東津野村	H15.10.30	H16.05.28	H16.05.31	H16.07.26	H16.08.13
	岐阜県	高山市	編入	高山市、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村	H14.12.26	H16.05.26	H16.06.22	H16.10.07	H16.11.05
	石川県	白山市	新設	松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	H15.02.13	H16.06.13	H16.06.21	H16.10.07	H16.11.10
	石川県	能美市	新設	根上町、寺井町、辰口町	H15.01.01	H16.05.22	H16.08.13	H16.10.07	H16.11.10
	茨城県	城里町	新設	常北町、桂村、七会村	H15.06.24	H16.05.18	H16.06.15	H16.09.27	H16.11.12
	広島県	北広島町	新設	芸北町、大朝町、千代田町、豊平町	H15.04.01	H16.08.20	H16.08.26	H16.10.06	H16.11.12
	福井県	越前町	新設	朝日町、宮崎村、越前町、織田町	H15.01.06	H16.06.24	H16.06.25	H16.10.13	H16.11.12
H17.02.05	福岡県	久留米市	編入	久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町	H15.01.10	H16.03.20	H16.03.27	H16.06.23	H16.07.22
H17.02.07	岐阜県	関市	編入	関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村	H15.03.17	H16.06.10	H16.06.25	H16.10.07	H16.11.05
	広島県	東広島市	編入	東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町	H15.05.20	H16.05.21	H16.06.28	H16.10.06	H16.11.12
	三重県	四日市市	編入	四日市市、楠町	H15.10.01	H16.07.16	H16.08.11	H16.10.14	H16.11.18
H17.02.11	青森県	つがる市	新設	木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村	H15.05.16	H16.06.24	H16.06.24	H16.10.08	H16.11.05
	熊本県	阿蘇市	新設	一の宮町、阿蘇町、波野村	H15.11.18	H16.03.25	H16.07.12	H16.09.30	H16.11.05
	熊本県	山都町	新設	矢部町、清和村、蘇陽町	H16.01.01	H16.08.19	H16.08.23	H16.09.30	H16.11.05
	千葉県	鴨川市	新設	鴨川市、天津小湊町	H15.07.01	H16.07.20	H16.07.30	H16.10.12	H16.11.05
	滋賀県	東近江市	新設	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町	H15.06.27	H16.05.20	H16.06.25	H16.10.18	H16.11.18
H17.02.13	山口県	下関市	新設	下関市、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町	H15.03.26	H16.07.23	H16.07.23	H16.09.27	H16.10.26
	岐阜県	中津川市	編入	中津川市、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村	H15.03.06	H16.07.12	H16.07.23	H16.10.07	H16.11.05
	熊本県	南阿蘇村	新設	白水村、久木野村、長陽村	H15.04.01	H16.06.11	H16.06.25	H16.09.30	H16.11.05
H17.02.14	滋賀県	米原市	新設	山東町、伊吹町、米原町	H15.10.01	H16.09.02	H16.09.07	H16.10.18	H16.11.18
H17.02.28	栃木県	佐野市	新設	佐野市、田沼町、葛生町	H10.04.01	H16.02.19	H16.03.03	H16.06.14	H16.07.16
	岡山県	津山市	編入	津山市、加茂町、阿波村、勝北町、久米町	H15.04.01	H16.05.28	H16.06.14	H16.09.29	H16.10.20
H17.03.01	長崎県	諫早市	新設	諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町	H14.04.01	H16.04.28	H16.05.11	H16.06.22	H16.07.14
	佐賀県	小城市	新設	小城町、三日月町、牛津町、芦刈町	H14.09.01	H16.04.10	H16.04.16	H16.06.25	H16.07.22
	徳島県	つるぎ町	新設	半田町、貞光町、一宇村	H15.02.25	H16.05.11	H16.05.14	H16.07.29	H16.08.17
	佐賀県	みやき町	新設	中原町、北茂安町、三根町	H14.12.01	H16.08.20	H16.08.27	H16.10.01	H16.11.10
	石川県	宝達志水町	新設	志雄町、押水町	H15.04.01	H16.09.13	H16.09.17	H16.10.07	H16.11.10
	石川県	中能登町	新設	鳥屋町、鹿島町、鹿西町	H15.04.01	H16.08.23	H16.08.26	H16.10.07	H16.11.10
	石川県	能登町	新設	能都町、柳田村、内浦町	H15.01.01	H16.08.20	H16.08.23	H16.10.07	H16.11.10
	徳島県	美馬市	新設	脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村	H15.02.01	H16.08.09	H16.08.11	H16.10.22	H16.11.18
H17.03.03	大分県	佐伯市	新設	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、	H14.05.01	H15.08.31	H15.09.26	H15.12.11	H16.01.15
H17.03.06	山口県	萩市	新設	萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村	H16.06.24	H16.07.09	H16.07.15	H16.09.27	H16.10.26
H17.03.19	新潟県	糸魚川市	新設	糸魚川市、能生町、青海町	H15.07.25	H16.05.20	H16.06.04	H16.09.27	H16.10.26
H17.03.20	福岡県	うきは市	新設	吉井町、浮羽町	H15.04.17	H16.07.31	H16.08.02	H16.10.13	H16.11.12
	広島県	呉市	編入	呉市、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町	H15.09.18	H16.05.12	H16.06.15	H16.10.06	H16.11.12
H17.03.21	新潟県	新潟市	編入	新潟市、豊栄市、白根市、小須戸町、亀田町、横越町、岩室村、西川町、	H16.01.22	H16.03.14	H16.03.26	H16.06.25	H16.07.22
	新潟県	新潟市	編入	新潟市、新津市	H16.04.01	H16.05.23	H16.07.02	H16.09.27	H16.10.26

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 議決	都道府県議会 議決	官報告示
H17.03.22	福岡県	柳川市	新設	柳川市、大和町、三橋町	H15.10.01	H16.08.17	H16.08.22	H16.10.13	H16.11.12
	香川県	丸亀市	新設	丸亀市、綾歌町、飯山町	H15.04.01	H16.02.27	H16.03.31	H16.07.09	H16.08.10
	大分県	日田市	編入	日田市、前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町	H15.01.06	H16.09.05	H16.08.31	H16.09.22	H16.10.20
	山口県	長門市	新設	長門市、三隅町、日置町、油谷町	H15.01.06	H16.04.02	H16.07.09	H16.09.27	H16.10.26
	秋田県	由利本荘市	新設	本荘市、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	H15.01.15	H16.08.17	H16.08.18	H16.10.01	H16.10.28
	秋田県	潟上市	新設	昭和町、飯田川町、天王町	H15.07.01	H16.08.24	H16.08.26	H16.10.01	H16.10.28
	福岡県	筑前町	新設	三輪町、夜須町	H15.08.06	H16.08.03	H16.08.05	H16.10.13	H16.11.12
	広島県	三原市	新設	三原市、本郷町、久井町、大和町	H15.08.19	H16.08.19	H16.08.20	H16.10.06	H16.11.12
	鹿児島県	さつま町	新設	宮之城町、鶴田町、薩摩町	H15.04.09	H16.06.21	H16.06.28	H16.10.05	H16.11.12
	H17.03.28	栃木県	さくら市	新設	氏家町、喜連川町	H15.08.05	H16.07.25	H16.07.26	H16.10.07
千葉県		柏市	編入	柏市、沼南町	H15.07.01	H16.07.22	H16.08.05	H16.10.12	H16.11.05
群馬県		太田市	新設	太田市、尾島町、新田町、藪塚本町	H15.12.25	H16.06.01	H16.06.18	H16.10.13	H16.11.10
茨城県		筑西市	新設	下館市、関城町、明野町、協和町	H15.06.24	H16.05.27	H16.06.17	H16.09.27	H16.11.12
福岡県		宗像市	編入	宗像市、大島村	H15.07.01	H16.07.20	H16.08.10	H16.10.13	H16.11.12
広島県		尾道市	編入	尾道市、御調町、向島町	H15.03.25	H16.05.11	H16.06.29	H16.10.06	H16.11.12
H17.03.31		島根県	松江市	新設	松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町	H14.11.18	H16.03.21	H16.03.26	H16.06.22
	広島県	庄原市	新設	庄原市、東城町、西城町、口和町、高野町、比和町、総領町	H15.10.24	H16.03.09	H16.03.19	H16.06.22	H16.07.22
	大分県	豊後高田市	新設	豊後高田市、真玉町、香々地町	H15.01.01	H16.02.27	H16.03.22	H16.06.22	H16.07.26
	大分県	宇佐市	新設	宇佐市、院内町、安心院町	H15.04.01	H16.01.28	H16.03.22	H16.06.22	H16.07.26
H17.04.01	徳島県	阿波市	新設	市場町、阿波町、土成町、吉野町	H15.12.24	H16.06.25	H16.06.28	H16.07.29	H16.08.17
	大分県	竹田市	新設	竹田市、荻町、久住町、直入町	H15.04.01	H16.05.29	H16.07.06	H16.09.22	H16.10.20
	新潟県	妙高市	編入	新井市、妙高高原町、妙高村	H15.10.01	H16.05.27	H16.06.17	H16.09.27	H16.10.26
	新潟県	阿賀町	新設	津川町、鹿瀬町、上川村、三川村	H15.02.18	H16.05.15	H16.06.25	H16.09.27	H16.10.26
	新潟県	十日町市	新設	十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町	H16.04.01	H16.07.23	H16.07.28	H16.09.27	H16.10.26
	愛知県	稲沢市	編入	稲沢市、祖父江町、平和町	H15.07.01	H16.06.01	H16.06.23	H16.10.07	H16.11.05
	宮城県	登米市	新設	迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町	H15.04.01	H16.06.19	H16.07.09	H16.10.13	H16.11.10
	宮城県	栗原市	新設	築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町	H15.07.01	H16.06.19	H16.07.26	H16.10.13	H16.11.10
	兵庫県	朝来市	新設	生野町、和田山町、山東町、朝来町	H14.09.01	H16.02.07	H16.02.18	H16.10.07	H16.11.12
	兵庫県	淡路市	新設	津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町	H15.02.24	H16.02.07	H16.02.19	H16.10.07	H16.11.12
	兵庫県	豊岡市	新設	豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町	H15.01.01	H16.04.02	H16.05.14	H16.10.07	H16.11.12
	長崎県	佐世保市	編入	佐世保市、吉井町、世知原町	H15.01.01	H16.06.15	H16.06.30	H16.10.14	H16.11.18
	長崎県	西海市	新設	西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町	H14.12.02	H16.06.27	H16.06.28	H16.10.14	H16.11.18
	静岡県	磐田市	新設	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村	H15.01.08	H16.05.26	H16.06.28	H16.10.14	H16.11.18
	静岡県	掛川市	新設	掛川市、大須賀町、大東町	H15.10.01	H16.06.16	H16.07.01	H16.10.14	H16.11.18
	長野県	塩尻市	編入	塩尻市、檜川村	H15.10.01	H16.07.12	H16.07.22	H16.10.08	H16.11.18
埼玉県	秩父市	新設	秩父市、吉田町、大滝村、荒川村	H16.04.06	H16.07.09	H16.07.15	H16.10.13	H16.11.18	
H17.05.01	和歌山県	田辺市	新設	田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町	H14.07.23	H16.06.19	H16.06.29	H16.09.29	H16.10.26

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併方式	合併関係市町村名	法定協議会 設置	合併協定 調印式	関係市町村 議決	都道府県議会 議決	官報告示
	新潟県	柏崎市	編入	柏崎市、高柳町、西山町	H15.07.01	H16.07.03	H16.07.09	H16.09.27	H16.10.26
	新潟県	新発田市	編入	新発田市、紫雲寺町、加治川村	H15.12.19	H16.07.19	H16.07.29	H16.09.27	H16.10.26
H17.09.01	石川県	志賀町	新設	富来町、志賀町	H15.04.18	H16.09.13	H16.09.17	H16.10.07	H16.11.10

県内における合併期日の状況

平成16年12月6日現在

協議会名	新市町村名	関係市町村名	合併方式	法定協議会設置	合併協定調印式	関係市町村決議	都道府県議会決議	官報告示	合併年月日
	会津若松市	会津若松市、北会津村	編入	H15.08.09	H16.02.23	H16.03.17	H16.06.30	H16.07.22	H16.11.01
会津若松市・河東町・湯川村合併協議会	会津若松市	会津若松市、河東町、湯川村	編入	H16.04.01	-	-	-	-	H17.04.01
南相馬合併協議会	ひばり野市	原町市、鹿島町、小高町、飯館村	新設	H16.02.13	-	-	-	-	H17.09.26
須賀川市・長沼町合併協議会	須賀川市	須賀川市・長沼町	編入	H15.12.25	H16.08.26	H16.09.16	-	-	H17.04.01
須賀川市・岩瀬村合併協議会	須賀川市	須賀川市・岩瀬村	編入	H16.04.26	H16.10.19	H16.10.26	-	-	H17.04.01
喜多方地方5市町村合併協議会	喜多方市	喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村	新設	H16.01.28	-	-	-	-	H18.01.04
二本松市・東北達地方合併協議会	二本松市	二本松市、安達町、岩代町、東和町	新設	H16.01.05	-	-	-	-	H17.12.01
伊達6町合併協議会	伊達市	伊達町、国見町、梁川町、保原町、霊山町、月館町	新設	H15.12.15	-	-	-	-	協議中
田村地方5町村合併協議会	田村市	滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町	新設	H15.06.01	H16.09.29	H16.10.12	-	-	H17.03.01
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	会津美里町	会津高田町、会津本郷町、新鶴村	新設	H15.03.03	H16.09.10	H16.09.29	-	-	H17.03.01
田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会		田島町、館岩村、伊南村、南郷村	新設	H16.01.05	-	-	-	-	協議中

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	3	新市の名称
調整内容	新市の名称は、「白河市」とする。	

4 市村名の由来及び形成過程

市村名	市村名の由来	形成過程
白河市	白河の地名については、白河古事考に「下野の界なる旗宿村の南端、古関跡の下を流る小流を白川と云なるか、此水の名より土地に及ぼして土地の名とし、土地の名を又郡に及ぼし、郡を置る時、又郡名とは成しなるべし」と記されていることに由来するという説とアイヌ語で自分の陣地を「シラガー」というのがこれがなまってシラカワ（白河）との説がある。	<p>(明治22年4月) 町村制施行 白河町成立</p> <p>(昭和24年4月) 大沼村と合併 し市制施行</p> <p>(昭和29年7月) 白坂村を合併</p> <p>(昭和29年10月) 小田川村を合併</p> <p>(昭和30年3月) 五箇村を合併</p> <p>(昭和30年8月) 表郷村の関辺と旗宿を編入</p>
表郷村	江戸時代には旧白河領であるため、本城（白川城）を中心として表郷、西郷、東として古くから呼んでいた。表郷の呼び名は、古関、金山、社の各旧村名のおこり以前から使用されており、昭和30年表郷村誕生以前から、地域住民は「表郷三村」と言って、行政をはじめとして一般生活まで相互の交流が行われていた。	<p>(明治22年) 古関村、金山村、社村</p> <p>(昭和30年2月1日) 古関村・金山村・社村が合併し「表郷村」となる</p> <p>(昭和30年8月) 関辺と旗宿が白河市に編入</p>
大信村	大信村は昭和30年に、旧信夫村（西白河郡）と旧大屋村（岩瀬郡）が合併して生まれた村である。旧村名から一字ずつとって大信村と名付けられた。	<p>(明治22年) 下新城村・中新城村・上新城村・町屋村・増見村・豊地村の6村が合併し「信夫村」となる</p> <p>(昭和24年) 大里村・下小屋村・隈戸村の3村が合併し「大屋村」となる</p> <p>(昭和26年) 大里が「大里村」として分村</p> <p>(昭和30年4月1日) 信夫村と大屋村が合併し「大信村」となる</p> <p>西白河郡「信夫村」</p> <p>西白河郡「大屋村」</p> <p>西白河郡「大信村」</p>
東村	東村の名称は、昭和30年に釜子村、小野田村が合併した時に、西白河郡の東端に位置することから「光は東方より」の意味を込めてつけられた。	<p>(明治22年) 町村制度施行 釜子村、小野田村</p> <p>(昭和30年3月) 町村合併促進法</p> <p>(昭和30年8月) 小貫村と大田輪が浅川町に編入</p>

## 留意事項

### 1. 新市の名称選定の視点

・市町村の名称は地域住民の日常生活に密着しており、新市の名称を選定する際には、地域の歴史、文化、地理的な背景や産業、経済、観光面等を考慮に入れ、全国の知名度、定着度、住民の一体感の醸成や対外的にも覚えやすい名称であることを基本とし、将来にわたる発展性を視野に、住民アンケートの自由意見や、市町村合併の住民説明会の際の意見等を参考にしながら、県南中核都市にふさわしい新市名を決定する必要がある。

### 2. 市町村合併時の新市の名称

・新設合併の場合、合併に伴い4市村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要がある。この場合、いずれかの市町村の名称を使用することもできる。

### 3. 名称についての手続き

・新設合併については、地方自治法第7条の規定による関係市町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、県議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることになる。

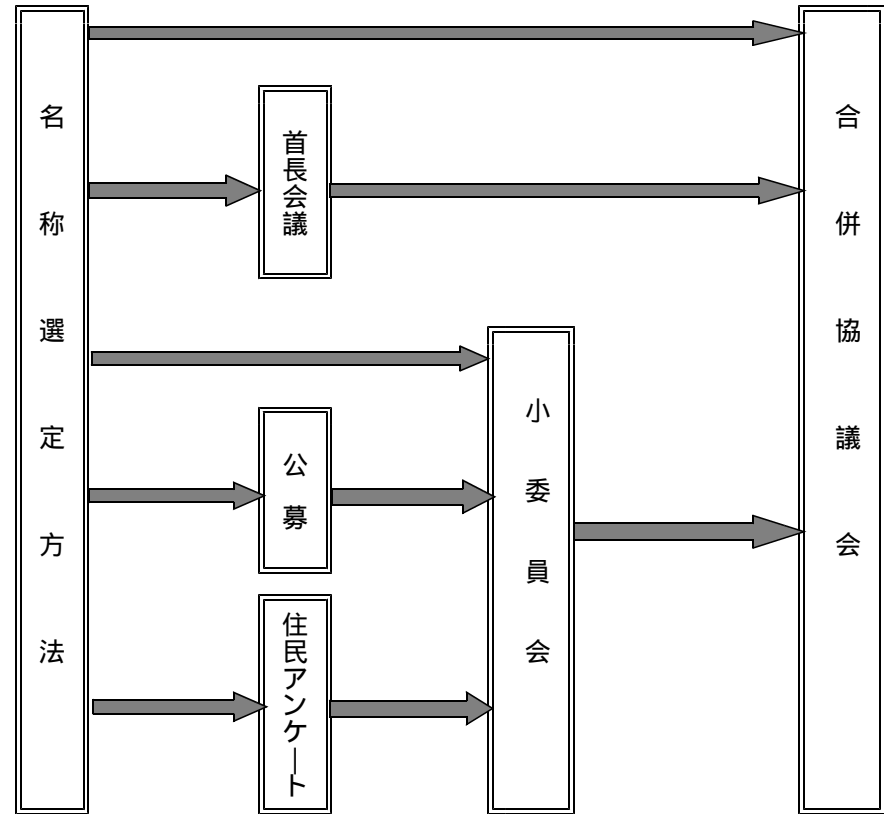
### 4. 新市の名称の選定方法

・新市の名称を選定する方法として一般的に次の方法がある。  
合併協議会で名称を協議し決定する。  
合併協議会の意見を受けて、首長協議に委ね協議会で承認する。  
合併協議会で小委員会を設置し、小委員会の意見を受け協議会で決定する。  
公募による方法  
・全国又は合併関係住民に公募する。公募後、協議会で上位候補の中から選定する。  
住民アンケート  
・無作為抽出により人数限定によるアンケート。アンケート後、協議会で上位候補の中から選定する。

### 5. 新市の名称選定の一般的事項

・新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、他市町村にない名称でなければならない。ひらがな、カタカナを使用している市町村もあるが、漢字だけの名称が一般的である。

## 選定方法フロー





## 先進事例【新設合併における事例】

### 首長協議を経た事例

- ・北上市（北上市、和賀町、江釣子村）  
3市町村の首長・議長が事前に協議し、合併協議会において決定。知名度等を考慮して「北上市」に決定した。
- ・篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町）  
任意協議会で新市の名称を「篠山」を入れたものとするは決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、首長会議において、定着度、歴史・知名度、住民公募の結果、一体感醸成の観点から実質的に決定した。
- ・二本松市（二本松市、安達町、岩代町、東和町）  
任意協議会後のフリートランキングの中で意見が出たものを正副会長で集約し、一つの名前「二本松市」を協議会に提案し、決定した。

### 公募及び住民アンケートの事例（小委員会含む）

- ・宗像市（宗像市、玄海町）  
全国から公募した結果、最多得票となり、また住民説明会でのアンケート調査で新市名称について41件の意見中、35件が「宗像市」がよいということで、小委員会で「宗像市」を協議会に提案し、決定した。
- ・東かがわ市（白鳥町、大内町）  
旧町名を採用しないものとし、全国から公募した。小委員会で候補を選定し、協議会で絞込み決定した。
- ・いなべ市（北勢町、員弁町、大安村、藤原町）  
住民1万人に対し、「建設計画」に反映させるアンケートを実施し、その1項目として新市の名称を問い、回収率51.5%のうち74.1%が「いなべ市」で、「その他」として15.5%であった。その結果を協議会において「いなべ市」として提案し、決定した。
- ・さぬき市（津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町）  
5町の住民アンケートで提出された4874件のうち、50候補（各町10候補）を選定し、合併協議会で決定した。（「さぬき市」は3位だったが知名度等を総合的に判断し、決定した。）
- ・あさぎり町（上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）  
一般公募の後、小委員会を設置した上で応募の中から5点まで絞込み、協議会において審議し、決定した。

【参考資料】

新市の名称の選定状況

(1) いずれかの市町村の名称を採用した例

都道府県名	新市町村名	方式	合併年月日	関係市町村名	選定方法
岩手県	北上市	新設	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村	首長・議長会議 合併協議会
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	公募 小委員会 合併協議会
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町、	公募 小委員会 合併協議会
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市	公募 小委員会 合併協議会
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町	公募 小委員会 合併協議会
三重県	いなべ市	新設	H15.12. 1	北勢町、員弁町、大安村、藤原町	住民アンケート 合併協議会
佐賀県	唐津市	新設	H16.10. 1	唐津市、浜玉町、七山村、藤本町、相知町、北波多村 肥前町、玄海町、鎮西町、礪波町	合併協議会
愛媛県	宇和島市	新設	H16.10. 1	宇和島市、吉田町、三間町、津島町	公募 小委員会 合併協議会
栃木県	佐野市	新設	H17.2.28(予定)	佐野市、田沼町、葛生町	首長会議 合併協議会
福島県	二本松市	新設	H17.12. 1(予定)	二本松市、安達町、岩代町、東和町	首長会議 合併協議会

(2) 新しい名称を採用した例

都道府県名	合併市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名	選定方法
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村	公募及び住民アンケート 小委員会 合併協議会
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	公募 合併協議会
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町	公募 小委員会 合併協議会
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町	公募 小委員会 合併協議会
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	公募 小委員会 合併協議会
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町	公募 合併協議会
山口県	周南市	新設	H15. 4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	公募 小委員会 合併協議会
長野県	千曲市	新設	H15. 9. 1	更埴市、戸倉町、上山田町	公募 小委員会 住民アンケート 合併協議会
福島県	田村市	新設	H17. 3. 1(予定)	滝根町、大越町、常葉町、船引町、都路村	公募 小委員会 合併協議会
福島県	会津美里町	新設	H17. 3. 1(予定)	会津高田町、会津本郷町、新鶴村	公募 小委員会 合併協議会

【参考法令関係】

**地方自治法（抜粋）**

〔地方公共団体の名称〕

- 第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。
- 2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。
  - 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。
  - 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
  - 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。
  - 6 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。
  - 7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

〔市町村の廃置分合及び境界変更〕

- 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。
  - 4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
  - 5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
  - 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
  - 7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

**地方自治法の一部を改正する法律の施行について**

（昭和45年3月12日付け自治振第32号自治事務次官通知）

- ・市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により、新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。

**例**

- ・茨城県鹿嶋町が1995年9月1日に市制を施行する際に、すでに佐賀県鹿嶋市が存在していたため、市の名称を「鹿嶋市」とした例などがある。

**例外**

- ・2003年現在、同一名称の市としては例外的に「府中市」として広島県府中市(1954年3月31日市制施行)、東京都府中市(1954年4月1日市制施行)が存在するのみとなっている。これは、町村合併促進法による昭和の大合併による合併ラッシュの際におきた特例的な事例であると言える。
- ・伊達7町合併協議会においては、「既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮する」とする国の見解を踏まえ、住民アンケートでは北海道に伊達市があることから「伊達」を対象外としていた。しかし、岩手県と同じ名称の「宮古市」が来年1月に沖縄県に誕生する見通しとなっていることから、小委員会で選定した5候補と共に付帯意見として協議会へ報告することを決定した。なお、総務省合併推進課は「強制するものではない。既存の市から異議が出ず、地理的に離れていれば総務省も異議を出すつもりはない」としている。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	4	新市の事務所の位置
調整内容	<p>1 新市の事務所の位置は、白河市字八幡小路7番地の1（現白河市役所）とする。</p> <p>2 既存の庁舎（現表郷村役場、現大信村役場、現東村役場）については、住民サービスの維持を安定的に行っていくことの必要性を踏まえ、幅広い住民サービスが提供できる総合支所とする。</p>	

基本的な考え方（新設合併の場合）

関係市村全ての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに事務所の位置を定めておく必要があり、具体的には、代表となる新市役所の位置を定めるものである。

4 市 村 の 現 況				
(H16.4.1現在)				
市 村 名	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
所 在 地	白河市字八幡小路7番地の1	表郷村大字金山字長者久保2番地	大信村大字増見字北田58番地	東村大字釜子字殿田表50番地
施設の規模	地下1階 地上5階 塔屋3階	地上3階	地上2階	地上2階
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	9,970.45 m <sup>2</sup>	22,065.00 m <sup>2</sup>	3,166.00 m <sup>2</sup>	4,637.13 m <sup>2</sup>
延床面積	8,969.39 m <sup>2</sup>	3,806.00 m <sup>2</sup>	1,662.67 m <sup>2</sup> 本庁舎 594.00 m <sup>2</sup> 仮庁舎(大信村公民館) 1,068.67 m <sup>2</sup>	1,475.45 m <sup>2</sup> 本庁 865.08 m <sup>2</sup> 技術センター 610.37 m <sup>2</sup>
駐車台数	112台	133台	20台	80台
竣工年	昭和47年	平成9年	昭和38年	昭和40年4月
執務職員数	259人	63人	71人	39人

市村名	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村				
主 要 官 公 署 等	国の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河税務署</li> <li>・東北農政局福島農政事務所地域第四課</li> <li>・福島森林管理署白河支署</li> <li>・福島社会保険事務局白河事務所</li> <li>・福島統計情報事務所白河出張所</li> <li>・白河労働基準監督署</li> <li>・白河公共職業安定所</li> <li>・白河簡易裁判所</li> <li>・福島家庭裁判所白河支部</li> <li>・白河拘置支所</li> <li>・福島地方検察庁白河支部</li> <li>・福島地方法務局白河支局</li> </ul>	国の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島森林管理署白河支署表郷森林事務所</li> </ul>	国の機関	-	国の機関	-
	県の機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県南地方振興局</li> <li>・県南農林事務所</li> <li>・県南建設事務所</li> <li>・県南教育事務所</li> <li>・県南保健福祉事務所</li> </ul>	県の機関	-	県の機関	-	県の機関	-
	(学校等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河高等学校</li> <li>・白河旭高等学校</li> <li>・白河実業高等学校</li> <li>・白河第二高等学校</li> </ul>						
	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河郵便局</li> <li>・久田野郵便局</li> <li>・小田川郵便局</li> <li>・五箇郵便局</li> <li>・白河桜町郵便局</li> <li>・白河中町郵便局</li> <li>・白河みさか郵便局</li> <li>・白坂郵便局</li> <li>・新白河駅前郵便局</li> <li>・根田簡易郵便局</li> <li>・和尚壇簡易郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷郵便局</li> <li>・古関郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信郵便局</li> <li>・大屋郵便局</li> </ul>	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釜ノ子郵便局</li> <li>・小野田郵便局</li> </ul>
	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署表郷駐在所</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署大信駐在所</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河警察署東駐在所</li> </ul>
	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署表郷分署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏白河消防署大信分署</li> </ul>	消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河地方広域市町村圏矢吹消防署東分署</li> </ul>
	J R	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河駅、久田野駅、白坂駅</li> </ul>	J R	-	J R	-	J R	-

庁舎方式別の比較

区分	概要	メリット	デメリット
本庁方式	(新設の場合) ・4市村の行政機能を1箇所に集約し、他庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象が強い。	・新庁舎建設に多大な費用が必要となる。
	(既存庁舎利用の場合) ・既存の各庁舎をそのまま、又は増改築し行政機能を1箇所に集約し、他の庁舎は窓口業務程度の機能を持たせた出張所とする方式	・事務の効率化が図られる。 ・既存施設の利用のため、費用が少なくてすむ。	・周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。
分庁舎方式	・行政機能を分割し、既存の各庁舎に振り分ける方式 (例) 総務部門 旧 庁舎 教育部門 旧 庁舎	・既存施設の利用のため、費用が少なくてすむ。	・業務部門ごとに窓口が分散するため、住民にとっては不便となりやすい。 ・庁舎管理上は非効率である。 ・各部門の連携がとりにくい。
総合支所方式	・管理部門(総務・企画財政等)及び事務局部門(議会・教育委員会・選挙管理委員会等)を集約するが、残りの部門はそのまま各庁舎に残す方式	・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供でき、違和感を与えない。	・旧市村単位での行政という印象が強く残り、新市の一体感が醸成されにくい。

任意協議会での調整方針

第5回任意合併協議会において、新市の庁舎機能については、現在の3市村庁舎を利活用するとともに総合支所方式を基本に調整を図ることで承認された。

【参考法令等】

地方自治法 (抜粋)

(地方公共団体の事務所の設置又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置及び区)

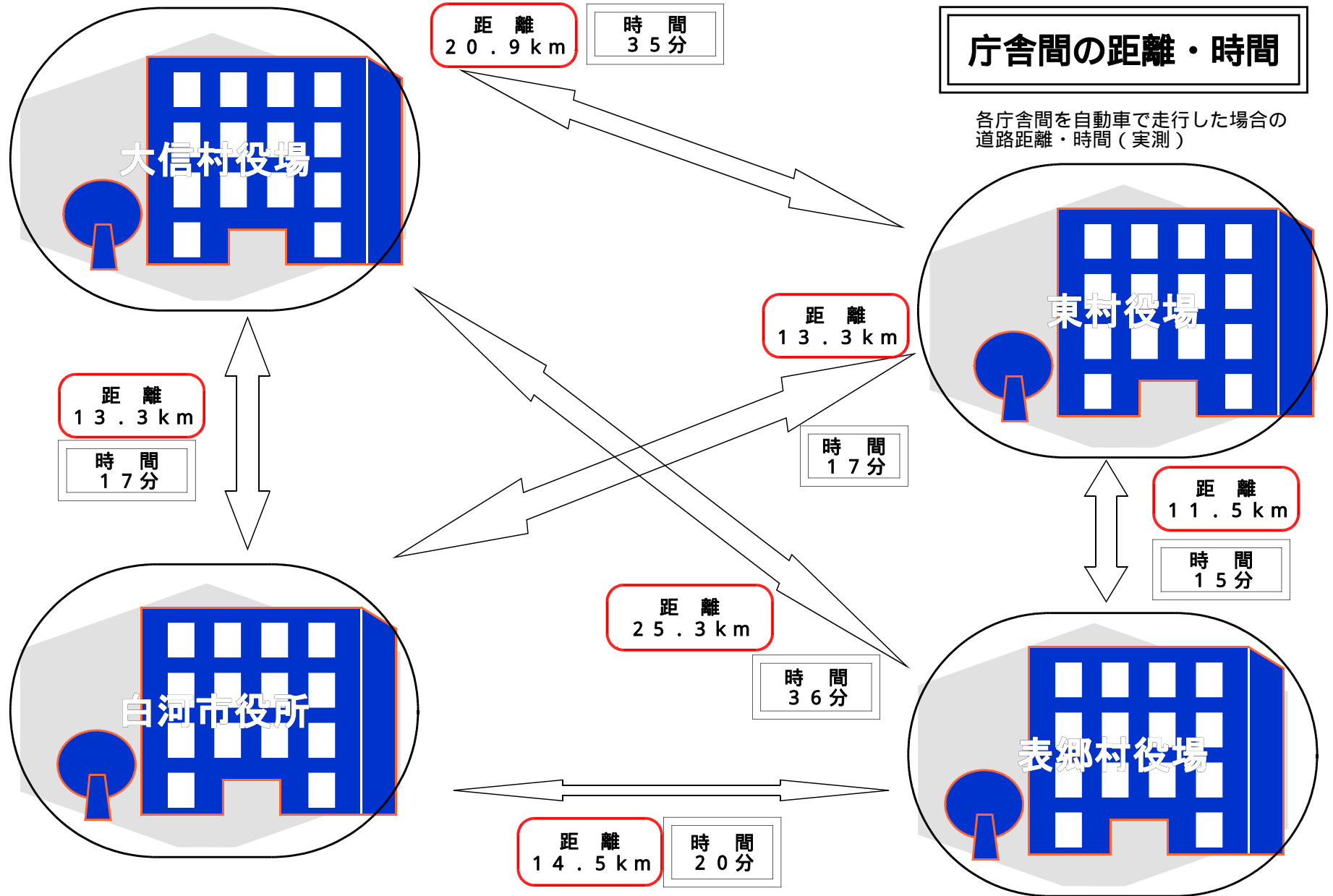
第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

# 庁舎間の距離・時間

各庁舎間を自動車で行った場合の  
道路距離・時間（実測）



距離 20.9 km  
時間 35分

距離 13.3 km  
時間 17分

距離 13.3 km  
時間 17分

距離 11.5 km  
時間 15分

距離 25.3 km  
時間 36分

距離 14.5 km  
時間 20分



**【先進事例】**

4市村の人口、面積		
白河市：	47,226人、	117.67km <sup>2</sup>
表郷村：	7,464人、	66.48km <sup>2</sup>
大信村：	4,886人、	80.77km <sup>2</sup>
東 村：	6,013人、	40.38km <sup>2</sup>
計：	65,589人、	305.30km <sup>2</sup>

**本庁方式**

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 事務所の位置  
 浦和市： 484,834人、 70.67km<sup>2</sup> 旧浦和市役所  
 大宮市： 456,164人、 89.37km<sup>2</sup>  
 与野市： 82,939人、 8.29km<sup>2</sup>  
 計： 1,023,937人、 168.33km<sup>2</sup>

位置決定の内容  
 新市の事務所の位置は、当分の間、旧浦和市役所の位置とした。  
 また、旧大宮市及び旧与野市の庁舎については、その活用方法について検討するものとした。

熊本県あさぎり町（平成15年4月1日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 事務所の位置  
 上 村： 5,404人、 89.72km<sup>2</sup>  
 免田町： 5,991人、 10.31km<sup>2</sup> 旧免田町役場  
 岡原村： 2,935人、 20.23km<sup>2</sup>  
 須恵村： 1,471人、 17.98km<sup>2</sup>  
 深田村： 1,950人、 21.25km<sup>2</sup>  
 計： 17,751人、 159.49km<sup>2</sup>

位置決定の内容  
 関係5町村の中心地である免田町を本庁とし、他の旧4村の役場を支所とすることとした。

山梨県南アルプス市（平成15年4月1日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 事務所の位置  
 八田村： 7,016人、 8.04km<sup>2</sup>  
 白根町： 19,247人、 39.14km<sup>2</sup>  
 足安村： 613人、 147.74km<sup>2</sup>  
 若草町： 11,105人、 10.28km<sup>2</sup>  
 櫛形町： 18,920人、 42.57km<sup>2</sup> 旧櫛形町役場  
 甲西町： 13,215人、 16.29km<sup>2</sup>  
 計： 70,116人、 264.06km<sup>2</sup>

- 位置決定の内容  
 (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地（現在の町役場）に置く。  
 (2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

**分庁舎方式**

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）  
 関係市町村の人口、面積 事務所の位置  
 田無市： 74,813人、 6.80km<sup>2</sup> 旧田無市役所  
 保谷市： 100,260人、 9.05km<sup>2</sup> (田無庁舎)  
 計： 175,073人、 15.85km<sup>2</sup> (保谷庁舎)

位置決定の内容  
 当面、新庁舎の建設は行わず事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、企画・総務部・議会事務局等は田無庁舎に、環境防災部・教育委員会は保谷庁舎に配置。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日新設合併）  
 関係市の人口、面積 事務所の位置  
 引田町： 8,635人、 48.19km<sup>2</sup> (引田庁舎)  
 白鳥町： 12,965人、 70.59km<sup>2</sup> 旧白鳥町役場  
 大内町： 16,160人、 34.42km<sup>2</sup> (白鳥庁舎)  
 計： 37,760人、 153.20km<sup>2</sup> (大内庁舎)

位置決定の内容  
 新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

**総合支所方式**

兵庫県篠山市（平成11年4月1日新設合併）  
 関係市の人口、面積 事務所の位置  
 篠山町： 22,229人、 187.46km<sup>2</sup> 旧篠山町役場  
 西紀町： 4,125人、 54.42km<sup>2</sup>  
 丹南町： 14,503人、 83.74km<sup>2</sup>  
 今田町： 3,895人、 51.99km<sup>2</sup>  
 計： 44,752人、 377.61km<sup>2</sup>

位置決定の内容  
 篠山町役場の規模が大きく、4町の中で一番新しい。また、地理的に郡の中心にある。他の3町役場は「総合支所」とし、各支所には地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の5担当を設置した。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）  
 関係市の人口、面積 事務所の位置  
 徳山市： 104,672人、 187.46km<sup>2</sup> 旧徳山市役所  
 新南陽市： 31,153人、 54.42km<sup>2</sup>  
 熊毛町： 16,038人、 83.74km<sup>2</sup>  
 鹿野町： 4,520人、 51.99km<sup>2</sup>  
 計： 157,383人、 656.09km<sup>2</sup>

位置決定の内容  
 旧2市2町庁舎の有効活用と住民サービスを低下させない趣旨から、徳山市役所を本庁、他庁舎を「総合支所」とすることとした。

**【県内合併協議会の協議状況】**

(平成16年5月1日現在)

**会津若松市・北会津村合併協議会（編入合併）**

- ・新市の事務所位置は、会津若松市東栄町3番46（会津若松市役所）とする。

**二本松・東北達地方合併協議会（新設合併）**

- ・「二本松市役所」を本庁舎とし、「安達町役場」、「岩代町役場」、「東和町役場」を支所とする。

**会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会（新設合併）**

- ・新町の事務所の位置は会津高田町字宮北3163番地とする。
- ・新町事務所としては、新たな庁舎を建設せず、本庁機能を各庁舎に分散させ、支所又は出張所を置く。
- ・本庁機能の配置及び支所又は出張所の設置にあっては、現庁舎を有効活用し、改修を伴う場合は必要最小限度にとどめる。

**田村地方5町村合併協議会（新設合併）**

- ・本庁舎が建設されるまでの間は、船引町大字船引字馬場川原20番地（現在の船引町役場）に置くものとする。（新市の組織・機構は、「クラスター方式の基本的考え方」に従うほか、以下の方針により整備するものとする。継続審議中。）

**須賀川市・長沼町合併協議会（編入合併）**

- ・新市の事務所の位置は、須賀川市八幡町135番地とする。

**須賀川市・岩瀬村合併協議会（編入合併）**

- ・新市の事務所の位置は、須賀川市八幡町135番地とする。

**田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会（新設合併）**

- ・新町の事務所の位置は、田島町大字田島字後原甲3531番地1（現在の田島町役場）とする。

**喜多方地方5市町村合併協議会（新設合併）**

- ・新市の事務所は現在の喜多方市役所に置く。（専門委員会報告）

**伊達7町合併協議会（新設合併）**

- ・新市名称及び事務所の位置検討小委員会に付託調整中。

**南相馬合併協議会（新設合併）**

- ・地域自治組織に関する小委員会に付託調整中。

**両沼5町村合併協議会（新設合併）**

- ・民生文教小委員会を設置し協議予定。

**伊達地方7町合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
桑折町	13,700	42.97
伊達町	10,857	9.22
国見町	11,198	37.90
梁川町	21,385	82.93
保原町	24,891	41.99
霊山町	10,031	87.33
月館町	4,653	43.63
計	96,715	345.97

**二本松・東北達地方合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
二本松市	36,233	129.71
安達町	11,752	44.35
岩代町	9,585	98.37
東和町	8,507	72.22
計	66,077	344.65

**田村地方5町村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
瀧根町	5,457	50.70
大越町	5,791	36.66
都路村	3,337	125.37
常葉町	6,547	84.41
船引町	23,920	161.16
計	45,052	458.30

**須賀川市・長沼町（岩瀬村）合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
須賀川市	66,747	154.98
長沼町	6,451	60.34
岩瀬村	6,211	64.23
計	79,409	279.55

**喜多方地方5市町村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
喜多方市	37,495	150.40
熱塩加納村	3,633	156.98
塩川町	10,612	46.24
山都町	4,317	156.21
高郷村	2,514	44.84
計	58,571	554.67

**会津若松市・北会津村（河東町・湯川村）合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
会津若松市	118,118	315.28
北会津村	7,687	28.18
河東町	9,610	39.57
湯川村	3,601	16.36
計	139,016	399.39

**両沼5町村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
柳津町	4,669	176.07
会津坂下町	19,426	91.65
三島町	2,474	90.83
金山町	3,204	293.97
昭和村	1,874	209.34
計	31,647	861.86

**会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
会津高田町	15,564	195.67
会津本郷町	6,506	40.16
新鶴村	4,102	40.54
計	26,172	276.37

**田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
田島町	13,747	350.34
館岩村	2,380	263.55
伊南村	1,887	153.13
南郷村	3,081	119.50
計	21,095	886.52

**南相馬合併協議会**

市町村名	人口(人)	面積(k㎡)
原町市	48,750	198.49
鹿島町	12,740	108.06
小高町	13,756	91.95
飯館村	7,093	230.13
計	82,339	628.63

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	5	財産の取扱い
調整方針	1 4市村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 大信村の所有する山林(大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866,736㎡)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。 3 小田川財産区(白河市)、大屋財産区(大信村)の財産区有財産は、財産区有財産として、新市に引き継ぐものとする。	

区 分		白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村		計	
財 産	行 政 財 産	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物
			2,109,451 m <sup>2</sup>	205,622 m <sup>2</sup>	328,632 m <sup>2</sup>	44,075 m <sup>2</sup>	271,348 m <sup>2</sup>	36,548 m <sup>2</sup>	336,910 m <sup>2</sup>	28,226 m <sup>2</sup>	3,046,341 m <sup>2</sup>
	普 通 財 産	1,074,682 m <sup>2</sup>	6,972 m <sup>2</sup>	1,247,452 m <sup>2</sup>		2,472,566 m <sup>2</sup>		239,327 m <sup>2</sup>		5,034,027 m <sup>2</sup>	6,972 m <sup>2</sup>
産	有 価 証 券 及 び 出 資	1,377,874 千円		836,258 千円		379,539 千円		772,863 千円		3,366,534 千円	
	物 品 ( 車 両 等 )	131 台		63 台		49 台		56 台		299 台	
	基 金	1,371,656 千円		1,001,033 千円		480,999 千円		994,841 千円		3,848,529 千円	
債 務	地 方 債	41,946,931 千円		7,349,891 千円		6,028,573 千円		8,396,100 千円		63,721,495 千円	
	債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480 千円		389,416 千円		635,680 千円		435,818 千円		4,671,394 千円	

【参考法令等】

- ・ 市町村の配置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。
- ・ 「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利とされている。(同法第238条)
- ・ 「公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)
- ・ 「「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。
- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

(1) 公有財産調書

(平成15年3月末現在) (単位: m<sup>2</sup>)

区分 (公有財産)	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				東 村					
	土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物			土 地	建 物				
		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		木 造	非木造	計		
行政 財産	本 庁 舎	9,971		8,969	8,969	22,065		3,806	3,806	3,166	33	810	843	2,624				
	支 所・出 張 所 等	10,439	213	1,292	1,504													
	その他の行政機関	985,796	1,453	56,293	57,747									164				
	消 防 施 設	2,929	1,732	516	2,249	2,293	811	175	986	300	355	270	625	1,298				
	公 共 用 財 産	学 校	345,301	4,607	70,421	75,028	60,763		16,333	16,333	84,820	10	10,757	10,767	105,016		15,172	15,172
		公 営 住 宅	98,072	3,111	48,449	51,560	6,219	1,833	5,065	6,898	35,823	1,319	12,016	13,335	17,304	1,288	1,703	2,991
		公 園	330,694	1,567	174	1,741	2,013		274	274	92,433				32,378			
		その他の施設	8,589	1,721	5,103	6,824	197,949	5,733	10,045	15,778	54,806	2,846	8,132	10,978	178,126	1,449	8,281	9,730
	山 林	317,661																
	そ の 他					37,330									333		333	
小 計	2,109,451	14,404	191,217	205,622	328,632	8,377	35,698	44,075	271,348	4,563	31,985	36,548	336,910	3,070	25,156	28,226		
普 通 財 産	宅 地	75,607	6,888	84	6,972	8,979				68,050				7,231				
	田 畑	35,236				11,440				2,369								
	山 林	904,928				1,186,882				1,917,281				137,309				
	そ の 他	58,911				40,151				484,866				94,787				
	小 計	1,074,682	6,888	84	6,972	1,247,452				2,472,566				239,327				
合 計	3,184,132	21,292	191,301	212,594	1,576,084	8,377	35,698	44,075	2,743,914	4,563	31,985	36,548	576,237	3,070	25,156	28,226		

【財産区有財産】

(単位: m<sup>2</sup>)

区 分	小田川財産区 (白河市)	大屋財産区 (大信村)	計
山 林	679,931.00	1,082,410.00	1,762,341.00
雑 種 地	145.98		145.98
合 計	680,076.98	1,082,410.00	1,762,486.98

## (2) 有価証券及び出資による権利等調書

(単位:千円)

	有価証券及び出資の名称	平成15年度末現在額				
		白河市	表郷村	大信村	東村	計
<b>(株 券)</b>						
1	東京電力株式会社	81				81
2	新甲子温泉開発株式会社	2,500	72	54	63	2,689
3	東北ガス株式会社	500				500
4	株式会社ラジオ福島	795	45	30	20	890
5	株式会社福島情報処理センター	300				300
6	赤面山総合開発株式会社	1,200				1,200
7	株式会社福島県食肉流通センター	2,440	300	180	230	3,150
8	西郷観光株式会社	1,000				1,000
9	株式会社楽市白河	5,000				5,000
<b>(出 資)</b>						
10	福島県厚生農業協同組合連合会	8,740				8,740
11	福島県信用保証協会	20,210	1,940	1,110	1,920	25,180
12	福島県農業信用基金協会	1,240	670	540	680	3,130
13	東北労働金庫	300				300
14	福島県土地改良事業団体連合会	2,150	1,000	620	1,390	5,160
15	社団法人福島県国土調査測量協会	100				100
16	社団法人福島県私学振興基金協会	540	90	90	90	810
17	福島県国民健康保険団体連合会	5,824			1,242	7,066
18	社団法人福島県林業協会	28	14	16	14	72
19	財団法人福島県総合社会福祉基金	5,218	405	98	562	6,283
20	福島県予防接種事業振興基金	253				253
21	社団法人福島県総合緑化センター	0	31	19	25	75
22	社団法人福島県畜産振興協会	450	350	300	500	1,600
23	白河地方水道用水供給企業団	1,227,806	701,617	351,069	701,213	2,981,705
24	西白河地方森林組合	188	86		50	324
25	白河地方土地開発公社	2,100	700	550	550	3,900
26	財団法人白河都市整備公社	40,000				40,000
27	白河市水道事業会計	38,507				38,507
28	表郷村上水道第1次拡張事業		127,300			127,300
29	東村水道事業企業会計				48,890	48,890
30	大信村緑のオーナー会			23,700		23,700
31	財団法人福島県労働者信用基金協会				1,468	1,468
32	福島県中央企業団体中央会制度資金				2,900	2,900
33	白河信用金庫				8	8
34	株式会社県南電子計算センター				200	200
35	株式会社ひがし振興公社				10,000	10,000
36	千田地区基盤整備組合				15	15
<b>(出 捐)</b>						
37	財団法人福島県建設技術センター	242		38	42	322
38	財団法人福島県長寿社会推進機構	282				282
39	財団法人福島県青少年会館	96				96
40	財団法人福島県勤労者福祉施設協会	1,400	450			1,850
41	財団法人福島県文化振興基金	2,722		182	341	3,245
42	財団法人ふるさと情報センター	500				500
43	財団法人リバーフロント整備センター	1,000				1,000
44	財団法人暴力団根絶福島県民会議	1,692				1,692
45	財団法人福島県きのこ振興センター	2,400	450	600	450	3,900
46	財団法人福島県下水道公社	70	30			100
47	財団法人福島県社会福祉施設整備基金		213	243		456
48	財団法人雪センター			100		100
49	財団法人福島県産業振興センター		495			495
	合 計	1,377,874	836,258	379,539	772,863	3,366,534

## (3) 公用車等調書

〔平成15年度末現在〕(単位:台)

区 分 (車両等)		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	計
		台 数	台 数	台 数	台 数	台 数
乗 用 車	普 通	43	19	20	19	101
	軽	17	9			26
貨 物 車	大 型					
	普 通	11		1	5	17
	軽	12	2	1	4	19
マ イ ク ロ バ ス		2	2	1	4	9
大 型 バ ス			4	3		7
大 型 特 殊 車 両						
消 防 ポ ン プ 自 動 車		25	3	2	3	33
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車		20	5	17	16	58
軽 ( 特 殊 )			18	1		19
消 防 指 令 車						
そ の 他 の 車 両		1	1	3	5	10
合 計		131	63	49	56	299

## (4) 基金等調書

(単位:千円)

	基金の名称		平成15年度末現在高				
			白河市	表郷村	大信村	東村	計
1	土地開発基金		367,989	116,670	15,351	95,912	595,922
	内 訳	土地	136,042			94,787	230,829
		現金・預金	231,947	116,670	15,351	1,125	365,093
2	財政調整基金		413,243	422,000	254,182	439,500	1,528,925
3	減債基金		2,128	16,620	329	60,500	79,577
4	国際交流基金		126,635				126,635
5	地域振興基金		484	4,121			4,605
6	複合文化施設建設基金		20,035				20,035
7	愛の基金		164,900				164,900
8	小峰城城郭復元基金		1,657				1,657
9	ふるさと文化振興基金		41,787				41,787
10	歴史民俗資料館資料等取得基金		1,522				1,522
11	スポーツ振興基金		42,256				42,256
12	教育財産基金		770				770
13	損害賠償及び災害救助対策基金		3,000				3,000
14	高額療養費支払貸付基金		6,000				6,000
15	地域福祉基金			61,566	121,574	140,256	323,396
16	ふるさと基金			176,415			176,415
17	緑と文化のまち基金			63,774			63,774
18	中山間ふるさと水と土保全基金			6,879	6,799	6,906	20,584
19	繁殖和牛導入事業基金			3,000			3,000
20	役場庁舎建設基金				105		105
21	村史編さん基金				642		642
22	地域づくり推進事業基金				9,343		9,343
23	篤志教育振興基金				2,710		2,710
24	国民健康保険給付費支払準備基金		1	112,097	51,390	66,000	229,488
25	介護保険給付費支払準備基金		80,364	17,882	16,574	15,453	130,273
26	国民健康保険高額療養費資金貸付基金				2,000		2,000
27	国民健康保険診療所基金			9			9
28	小田川財産区基金		98,885				98,885
29	公共施設維持管理基金					16,670	16,670
30	義務教育施設整備事業基金					36,549	36,549
31	多世代交流センター管理基金					18,280	18,280
32	霊園維持管理基金					6,105	6,105
33	育英基金					80,602	80,602
34	家畜導入事業資金供給事業基金					1,682	1,682
35	優良雌牛振興基金					10,426	10,426
	合 計		1,371,656	1,001,033	480,999	994,841	3,848,529

## (5) 地方債等調書

(単位:千円)

区 分 (債 務)	平成15年度末現在高					備 考
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	計	
一 般 会 計	23,059,863	4,717,030	3,923,060	6,270,795	31,699,953	
1 一般公共事業債	1,248,535	33,675	263,889	58,595	1,604,694	
2 一般単独事業債	9,164,611	2,060,468	1,271,677	3,826,318	16,323,074	
3 公営住宅建設事業債	921,396	184,571	250,189	71,484	1,427,640	
4 義務教育施設整備事業債	2,907,668	401,127	451,883	787,360	4,548,038	
5 辺地対策事業債	174,938		117,263	3,292	292,201	
7 災害復旧事業債	322,541	32,023	109,326	17,271	481,161	
8 一般廃棄物処理事業債	158,749				158,749	
9 厚生福祉施設整備事業債	607,209	16,356	116,779	8,174	748,518	
10 社会福祉施設整備事業債		32,900				
14 過疎対策事業債			20,733		20,733	
19 財源対策債	954,424	110,015	52,999	323,710	1,441,148	
20 減収補填債	138,200		264,880	3,336	403,080	S57,S61,H5～7,H9～14年度分
21 臨時財政特例債	244,163	1,225	24,736	4,771	274,895	
23 減税補填債	1,466,509	177,418	113,301	118,724	1,875,952	
24 臨時税収補填債	265,921	28,719	18,723	29,132	342,495	
25 臨時財政対策債	1,711,200	526,400	438,100	193,400	2,869,100	
26 調整債	108,741	13,574	28,464	14,308	165,087	S60～63年度分
27 県貸付金	1,413,738	324,933	58,100	150,203	1,946,974	
28 その他	1,251,320	773,626	322,018	660,717	2,346,964	
一般会計出資債	1,167,265	773,626	322,018	660,717	2,923,626	
その他	84,055				84,055	
特 別 会 計	18,887,068	2,632,861	2,105,513	2,125,305	23,625,442	
下水道事業債(農集排事業含む)	14,251,083	2,040,538	1,740,618	1,252,727	19,284,966	
上水道事業債	2,601,182	592,323		872,578	3,193,505	
簡易水道事業債	1,034,941		364,895		1,399,836	
工業用水道事業債	789,600				789,600	
地方卸売市場事業債	204,232				204,232	
宅地造成事業債	6,030				6,030	
地 方 債 計	41,946,931	7,349,891	6,028,573	8,396,100	55,325,395	
債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480	389,416	635,680	435,818	4,671,394	
合 計	45,157,411	7,739,307	6,664,253	8,831,918	59,560,971	



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い
調整方針		<p>1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに設置する。</p> <p>2 地域自治区の設置期間については、合併の日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>3 地域自治区に特別職の区長を置く。</p> <p>4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別紙のとおりとする。</p>

**1 基本的な考え方**

本地域の「新市の事務所の位置」については、現在の4市村の庁舎を利活用し、住民生活に密着したサービスの提供及び地域課題への対応のため、「総合支所方式」とすることで確認されており、これを踏まえ、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の合併の特例に関する法律に基づく「地域自治区」を設置する。

地域自治区については、合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに設置し、総合出先機能及び地域自治振興機能を有する事務所を置く。地域自治区の設置に係る詳細については、別に合併協議により定めることとする。

**2 地域自治区を採用する理由**

地域審議会、合併特例区、地域自治区の設置に関して集約すると次のとおりとなる。

地域審議会は、市町村が処理する当該区域に係る事務等（新市建設計画や予算編成含む）について建議、要望ができる等の内容である。

合併特例区は、法人格を有し、地域自治組織内における予算を決定し、移転財源により事業を実施できる優位性はあるものの、自治体の裁量範囲は限られている。

また、特別地方公共団体となり、その事務を執行する必要があるため、一般の総合支所以上の機能を持つ事務組織を設けることとなり、合併による事務の効率化に逆行することも考えられる。

合併特例区は、法律の規定により、合併特例区の名称を市名の次に冠することとなることから、旧市町村名を残すことが可能となるが、設置期間に制約（5年）があり、合併の際の経過措置としての性格が強く、制度の性格上、新市としての一体性が促進されにくいという懸念がある。

合併特例法上の地域自治区は、法人格は有しないが、自治体としての裁量範囲が広く、分掌させる事務に応じて地域の実情を加味した仕組みづくりができるとともに、合併特例区と同様に地域自治区の名称を市名の次に冠することとなるため、旧市町村名を残すことが可能となる。

また、設置期間については、合併協議で定める期間が限度となるが、合併特例債発行期間や交付税算定替制度の適用期間などを見据えた長期間の設置が可能であり、設置期間の変更（延長）も可能である。

以上のことから、総合的かつ長期的に考え、本地域の実情に合わせた仕組みづくりが可能と考えられる合併特例法上の「地域自治区」の設置が望ましいと判断される。

### 3 地域自治区の設置

住民の視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、個性豊かな地域づくりの発展を担保・支援するため合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに合併特例法上の「地域自治区」を設置する。

地域自治区の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

### 4 地域自治区の内容

#### (1) 事務所（総合支所）

主な業務（所管区域内）

〔総合出先機能〕

- ・住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- ・事務所の庶務経理及び施設の維持管理に関することなど。

〔地域自治振興機能〕

- ・地域協議会に関すること。
- ・農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- ・地域特性を活かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進に関すること。
- ・コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること。

組織等

- ・事務所の権限、予算、具体的な組織機構等については、協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」と併せて、速やかに調整を図るものとする。

#### (2) 地域自治区の長

地域自治区を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会により取りまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業、施策を実施する。

特別職として、市長が選任する。

#### (3) 地域協議会

住民に基盤を置く機関として、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要とする。

合併前の表郷村、大信村、東村に係る新市建設計画の変更事項、基本構想、予算、重要な施設の設置又は廃止等一定の事項について、市長は地域協議会の意見を聴くものとする。

合併前の表郷村、大信村、東村に関し必要と認める事項について審議し、市長その他の機関又は地域自治区の長に対し意見を述べることができる。

構成員は、合併前の表郷村、大信村、東村の区域に住所を有する者で、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者など、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮し、市長が選任する。

### 5 その他

合併後において、地域自治区の設置期間その他設置に関する協議事項を変更する必要がある場合は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第4項及び第5条の6第5項に定めるところにより、条例により変更するものとする。

【地域審議会、地域自治区及び合併特例区の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
1 設置の目的	合併を進める上での懸念や障害を除去し、合併市町村の均衡ある発展を図るため、合併市町村の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映させる。	住民自治を充実するため、住民に身近な事務の処理について、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携を強化する。	同左 なお、合併後の一定期間、旧市町村のまとまりを維持したいものの、法人格を有することまでは望まない場合に対応した特例を規定している。	合併市町村の一体性を円滑に確立するため、合併後の一定期間（5年以内）、規約で定める事務について、旧市町村の区域を基礎とする旧市町村に代わる法人格を持つ主体に処理を委ねる。
2 設置の根拠	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	条例に基づき設置。	合併関係市町村の協議に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議による規約（以下「規約」という）に基づき設置。 なお、上記協議については、合併関係市町村の議会の議決が必要。
3 設置できる団体	合併市町村	市町村	合併市町村	同左
4 設置できる期間	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	規定なし	合併関係市町村の協議で定める期間。 （法律上の上限はなく、設置期間について、条例を制定して変更することは可能。）	合併の日より5年以内で規約で定める期間。（5年以内での期限の変更は規約の改正により可能であるが、5年を超える期限の変更は不可。）
5 設置できる範囲	合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。  市町村の区域内に、地域審議会が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	規定なし ただし、設置する場合には市町村内の全ての区域に設置する必要がある。 市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってはならない。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、地域自治区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。	1又は2以上の合併関係市町村の区域。 なお、市町村内の一部の区域にのみ設置することが可能。 市町村の区域内に、合併特例区が置かれる区域と置かれない区域があってもよい。
6 法人格	-	なし	同左	あり（特別地方公共団体）

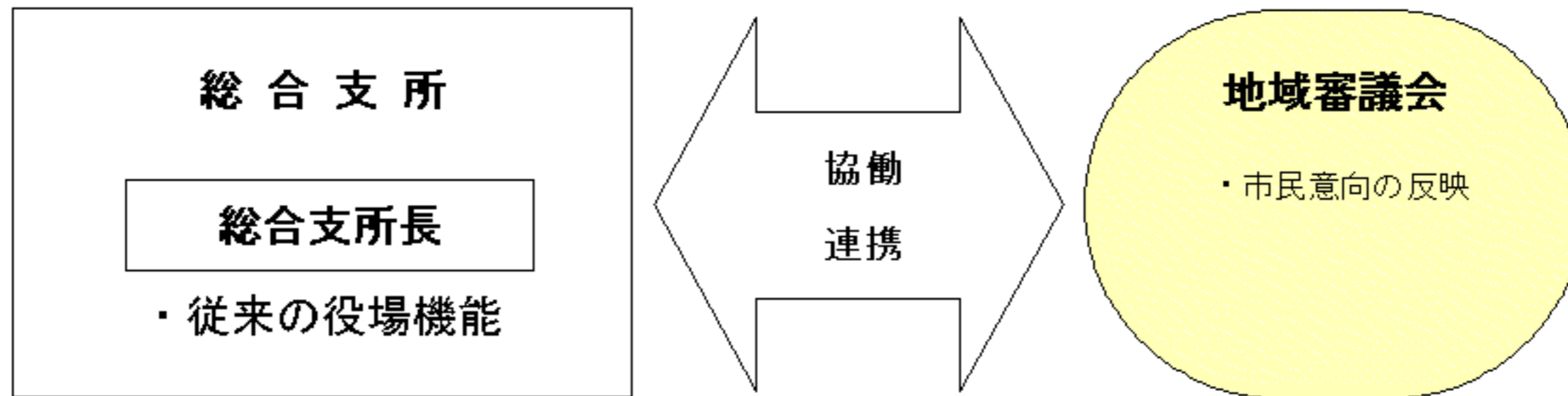
	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
7 設置時の都道府県の関与	なし	同左	同左	設置の際、知事の認可が必要（廃置分合処分と同時に認可）
8 区の権能	-	市町村長の権限に属する事務を分掌し、その地域の住民の意見を反映させ、かつ、地域の住民との連携の強化に配慮しながら、これを処理する。	同左	<p>合併特例区の区域を単位として処理することが効果的又は適当な事務のうち、規約で定める事務を処理する。</p> <p>ただし、次の要件に該当する事務は処理できない。</p> <p>法令により市町村に処理義務が課されている事務又は市町村にのみ処理権能が認められている事務。</p> <p>議会の議決や条例制定を要する事務。</p> <p>行政委員会の所掌事務。</p> <p>合併市町村の支所、出張所を兼ねることにより、規約で定める事務以外の事務を処理することが可能。この場合、合併特例区としてではなく、合併市町村の支所、出張所として事務処理をすることになる。</p>
9 長	-	事務所の長	事務所の長又は区長 (以下は区長について記載)	区長
(1) 選任の方法	-	事務吏員のうちから、市町村長が選任。	地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。	市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 任期	-	規定なし	2年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。(再任可能)	2年以内で規約で定める期間。(再任可能)

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(3) 身分	-	常勤一般職の公務員（有給）	常勤特別職の公務員（有給）	同左
(4) 基礎自治体の職	-	事務所の長	区長	なし ただし合併市町村の助役、支所長と兼務可能。
(5) 権限	-	上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	合併市町村の長及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任の事務を処理する。 上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下を指揮監督する。	合併特例区を代表し事務を総理する。 合併特例区の職員を指揮監督する。 合併特例区規則を制定可能。  助役、支所長を兼務する場合には、その権限も併せて有する。
10 地域審議会 ・地域協議会 ・合併特例区協議会	名称「地域審議会」	名称「地域協議会」	同左	名称「合併特例区協議会」
(1) 構成員の選任方法	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任。	同左	合併特例区の区域内に住所を有する者で、合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。
(2) 構成員の任期	合併関係市町村の協議で定める。	4年以内で条例で定める期間。	4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間。	2年以内で規約で定める期間。
(3) 構成員の身分	非常勤特別職の公務員	非常勤特別職の公務員（原則無報酬）	同左	同左
(4) 協議会の講成	合併関係市町村の協議で定める。	会長及び副会長を置く。	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(5)協議会の権限	市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、市町村長の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。	<p>市町村が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関し、市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>市町村長その他の市町村の機関は、地域協議会の意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>	同左	<p>合併特例区の長の事務処理に際し、重要事項（予算、合併特例区規則の制定等）については、合併特例区協議会の同意を要する。</p> <p>合併特例区長の事務及び市町村が処理する当該合併特例区の区域に係る事務に関し、合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関の諮問に応じ、又は必要と認める事項につき、意見を述べる。</p> <p>市町村長は、市町村の施策に関する重要事項で、当該合併特例区の区域内に係るものの決定・変更にあたっては、あらかじめ合併特例区協議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>合併特例区の長又は市町村長その他の市町村の機関は、合併特例区協議会の意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならない。</p>
11 職員	-	市町村の職員	同左	合併市町村の職員が合併特例区の職員を兼務（併任）
12 財務				
(1)予算	-	作成しない	同左	毎会計年度予算を作成しなければならない。
(2)地方債の発行	-	不可	同左	同左
(3)課税権	-	なし	同左	同左

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区（一般）	地域自治区（合併特例）	合併特例区
(4)決算	-	調製しない	同左	毎会計年度決算を調製しなければならない。
(5)財源措置	-	市町村の予算の範囲内	同左	合併市町村において、必要な額を措置。
(6)財産	-	所有不可 (財産は全て市町村の所有となる)	同左	合併特例区名での所有可能  財産の処分等を行う場合には、合併市町村の長の承認が必要。
13 公の施設	-	設置不可 (市町村が設置する)	同左	合併特例区の施設として設置可能
14 解散	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置の根拠条例の廃止により解散。	合併関係市町村の協議で定める期間の満了により解散。	設置期間満了により解散。  解散後は合併特例区の権利義務を合併市町村がすべて承継する。
15 住居表示に関する特例	-	なし	地域自治区の名称を冠する。 (区のほか、町、村と称することも可能。)	合併特例区の名称を冠する。 (区のほか、町、村と称することも可能。)

① 地域審議会イメージ



機能

- ・同一地域内に「総合支所」と「地域審議会」を置き、連携させることで、市民と行政との協働による地域自治の活動主体となる。



② 合併特例法に基づく地域自治区イメージ

地域自治区

地域自治区の事務所  
(総合支所)

事務所長又は区長

協働  
連携

地域協議会

- ・ 市民意向の反映
- ・ 協働の要

- 機能
- ① 地域協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
  - ② 市民と行政との協働による地域自治の活動主体
  - ③ 従来の役場機能

③合併特例区イメージ

合併特例区

機能

- ① 合併特例区協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
- ② 市民と行政との協働による地域自治の活動主体
- ③ 従来の役場機能のうち合併特例区の事務（非法令事務）

合併特例区の事務所

合併特例区の長（特別職）

（総合支所長兼務可）

協働

連携

合併特例区協議会

- ・ 住民意向の反映
- ・ 協働の要

総合支所

総合支所長

機能

- ① 従来の役場機能のうち各市村の事務（法令事務）

## 【合併協定項目との協議の関係】

地域自治組織等に関しては、その取り扱いの内容によって、特に以下の各協定項目との関係が出てくることについて留意する必要がある。

### 「13 組織及び機構の取扱い」における、総合支所等のあり方と人員配置上の関係

地域自治組織は、(地域審議会を除き)住民との協働のもと、事務事業を執行するため(総合)事務組織(一般的に、支所・出張所の中にその機能を設置)を持つ事ができる。支所・出張所の長に配置できるのは、地方自治法の規定により一般職の事務吏員とされている。しかしながら、市町村合併のような組織・機構の大きな変化や、相当数の職員が配置される(総合)支所のような組織の長が一般職の事務吏員で妥当か、そうでないかを検討する余地があると考えられる。

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区には、特別職の配置ができるように配慮されており、合併特例区の場合には、支所の長を兼ねることも可能となっている。

### 「3 新市の名称」及び「18 町名・字名の取扱い」と住所表示上の関係

地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区の名称には、旧市町村名を冠することとされており、これをもって住所表示とすることが関係法令に規定されている。(旧市町村名の冠し方は「区」「町」「村」「し」いずれも可能とされている。)

また、地域自治区(合併特例法によるもの)及び合併特例区については、設置期限が限られているが、合併時に設置された期限付きの地域自治組織から、永続設置が可能な一般制度の地域自治区に組織替えした場合も、その名称や住所表示を引き継ぐことができることになっている。

### 「4 新市の事務所の位置」,「25 新市建設計画」と、旧市村の振興策との関係

「新市の事務所の位置」の協議にあたっては、位置の決定とともに、事務所位置とならなかった旧市町村の振興策や住民との協働組織をどのように持つかなど広範な検討が求められる。また、地域自治組織の設置により、地域協議会や合併特例区協議会等による住民意見の施策への反映や協働の仕組みをとおして旧市町村の振興につなげる方策が可能となる。

一方、「新市建設計画」の策定において、地域自治組織を設置する場合と設置しない場合とで、地区計画や振興策の組み立てに差異が出ると考えられる。

## 先 進 事 例

【特例に関する法律第5条の5第1項の規定による「地域自治区」の設置を協議している協議会】(平成16年7月12日現在)

### 群馬県沼田市・白沢村・利根村合併協議会 ~協議終了~

設置区域 沼田市を除く2村  
設置期間 合併の日から平成27年3月31日(合併後10年)

#### 地域自治区

- ・事務所の位置：旧村役場内
- ・名 所：旧村名
- ・所管区域：旧村の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：特別職

#### 地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 町振興局(旧村名の後に町振興局を付ける)
- ・事務所長：区長兼務

#### 地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

### 新潟県柏崎刈羽地域合併協議会(柏崎市、高柳町、西山町) ~協議終了~

設置区域 柏崎市を除く2町  
設置期間 合併の日から平成27年3月31日(合併後10年)

#### 地域自治区

- ・事務所の位置：旧町役場内
- ・名 所：旧町名
- ・所管区域：旧町の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：設置なし

#### 地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 町事務所(旧町名の後に「事務所」を付ける)
- ・事務所長：事務吏員を置く

#### 地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任 期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

### 岐阜県西濃圏域合併協議会（大垣市、他9町） ～協議中～

設置区域 大垣市を除く9町  
設置期間 合併の日から平成22年3月31日まで（合併後5年程度）

#### 地域自治区

- ・事務所の位置：旧町役場内
- ・名 所：旧町名
- ・所管区域：旧町の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：設置なし

#### 地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称： 地域事務所（旧町名の後に「事務所」を付ける）
- ・事務所長：事務吏員を置く

#### 地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任期：4年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

### 南相馬合併協議会（原町市、小高町、鹿島町、飯館村） ～協議中～

設置区域 旧4市町村単位毎  
設置期間 未設定

#### 自治区

- ・事務所の位置：旧市町村役場内
- ・名 所：原町区、小高区、鹿島区、飯館区
- ・所管区域：旧市町村の区域
- ・構成：機関として地域協議会と地域事務所を置く
- ・区 長：特別職（任期は2年、10年を目安に見直しをする）

#### 地域事務所

- ・役 割：地域協議会の庶務を処理し、市長が担う事務を分掌
- ・名 称：原町区役所、飯館区役所、小高区役所、鹿島区役所
- ・事務所長：区長兼務

#### 地域協議会

- ・構成員の選任方法：地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任
- ・任期：2年
- ・役 割：新市まちづくり計画のうち当該区域に係る計画の変更及び執行状況に関する事項、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項、地域自治区の区域の住民との連携の強化に関する事項等

別紙

地域自治区の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により、合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称及び区域)

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
表 郷	合併前の表郷村の区域
大 信	合併前の大信村の区域
東	合併前の東村の区域

(設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(事務所の名称等)

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
白河市表郷庁舎	合併前の表郷村役場の所在地	合併前の表郷村の区域
白河市大信庁舎	合併前の大信村役場の所在地	合併前の大信村の区域
白河市東庁舎	合併前の東村役場の所在地	合併前の東村の区域

(所掌事務)

第5条 地域自治区の事務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- (3) 地域特性を生かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (4) コミュニティ施策の推進及び住民自治支援等に関すること。
- (5) 地域協議会に関すること。
- (6) 地域自治区の庶務、経理及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、各庁舎において所掌することが適当と認められる事務

2 前項の所掌事務に関する個別具体的な取扱いについては、市長が別に定める。

(区長の設置)

- 第6条 法第5条の6第1項の規定に基づき、地域自治区の設置の日から平成22年3月31日までの期間に限り、地域自治区にそれぞれ区長を置くものとする。
- 2 区長は、特別職とし、当該地域自治区の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。なお、市長は、区長の選任にあたっては、次条に規定する地域協議会の意見を参考とするものとする。
- 3 区長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 4 区長は、白河市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び当該地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

- 第7条 地域自治区にそれぞれ地域協議会を置く。

(地域協議会の権限)

- 第8条 地域協議会は、当該地域自治区に関し市長その他の市の機関から諮問された事項又は必要と認められる事項について審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- 2 市長は、次に掲げる事項であって、地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 新市まちづくりプラン(新市建設計画)の変更に関する事項
- (2) 新市の基本構想及び各種計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- (5) 地域自治区の区域内に住所を有する者の行為等が規制される地域の指定に関する事項
- 3 市長その他の市の機関は、前2項の規定による意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織)

- 第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
- (1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期等)

- 第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

- 第11条 地域協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 地域協議会の会議 )

第 1 2 条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

( 報酬 )

第 1 3 条 地域協議会の委員の報酬については、これを支給しないこととする。

( 地域協議会の庶務 )

第 1 4 条 地域協議会の庶務は、各庁舎において処理する。

( 委任 )

第 1 5 条 この協議に定めるもののほか、地域自治区に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、告示の日から施行する。



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	7	議会の議員の定数及び任期の取扱い													
調整方針	<p>1 4市村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定に基づき在任特例を適用する。</p> <p>2 在任特例を適用する期間については、合併の日から平成19年4月30日までとする。</p> <p>3 在任特例を適用する期間の議員報酬については、4市村の現行報酬とする。ただし、合併の前日までにおいて議員報酬の減額を行っている市村にあつては、減額前の報酬とする。</p> <p>4 新市の議会の議員定数は、30人とする。</p> <p>5 新市において最初に行われる議員選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定により4市村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区における定数は、次のとおりとする。</p>														
	<table border="1"> <tr> <td>選挙区</td> <td>白河選挙区</td> <td>表郷選挙区</td> <td>大信選挙区</td> <td>東選挙区</td> </tr> <tr> <td>定数</td> <td>20人</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> </table>					選挙区	白河選挙区	表郷選挙区	大信選挙区	東選挙区	定数	20人	4人	3人	3人
	選挙区	白河選挙区	表郷選挙区	大信選挙区	東選挙区										
定数	20人	4人	3人	3人											

1. 4市村の現況

	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
人 口	47,685人 (平成12年国勢調査)	人 口 7,464人 (平成12年国勢調査)	人 口 4,886人 (平成12年国勢調査)	人 口 6,013人 (平成12年国勢調査)
法定定数	26人	法定定数 18人	法定定数 14人	法定定数 18人
条例定数	24人(現員24人)	条例定数 14人(現員14人)	条例定数 12人(現員12人)	条例定数 14人(現員14人)
任 期	H13.5.10~H17.5.9 (参考:H17.5.10~H21.5.9)	任 期 H16.2.1~H20.1.31	任 期 H16.4.10~H20.4.9	任 期 H16.2.8~H20.2.7

2. 基本的な考え方

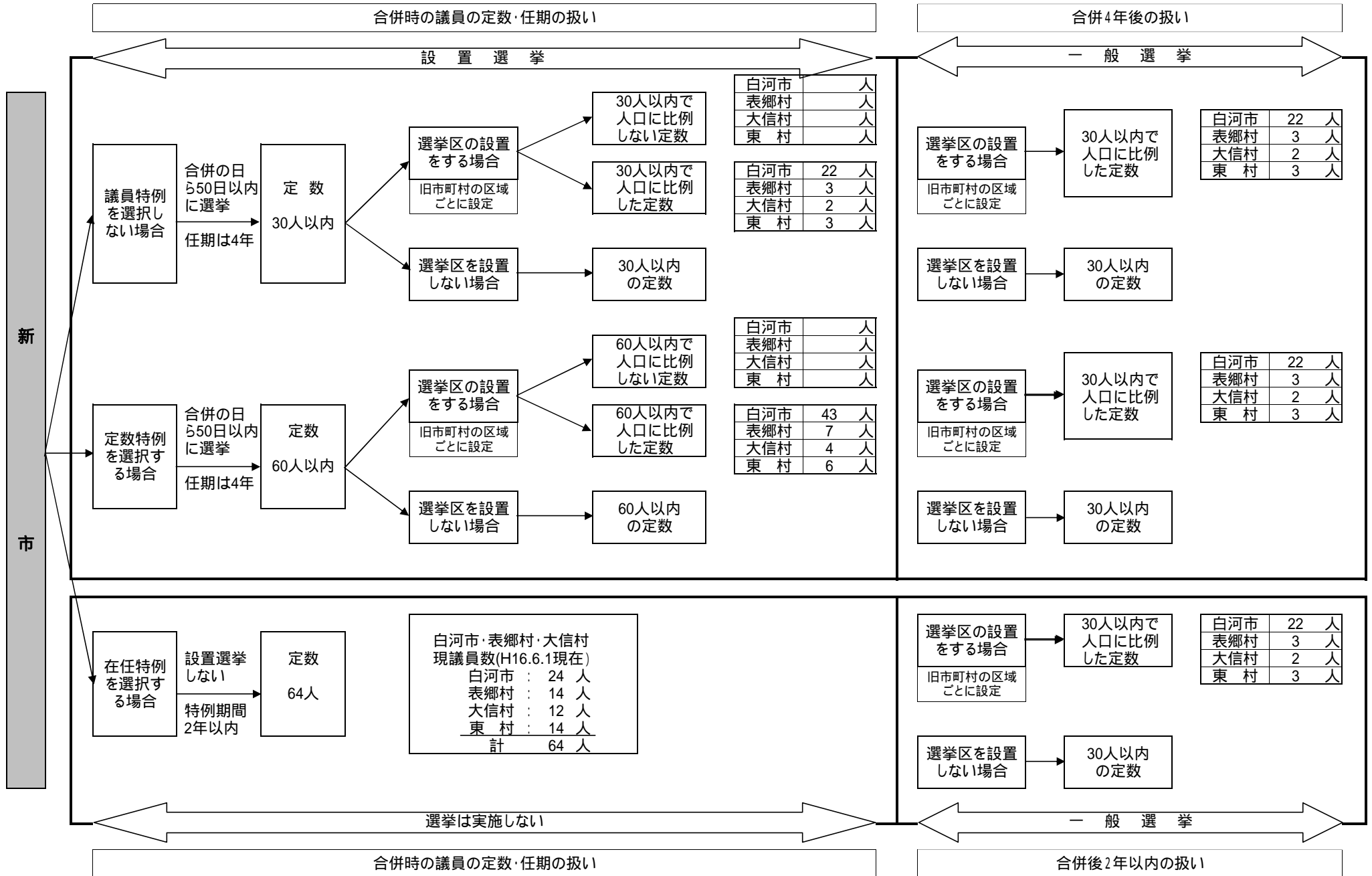
新設合併の場合、合併に伴い4市村の法人格は消滅するため、合併関係市町村の議会議員は全員失職する。  
このため、地方自治法第91条の規定に基づく法定定数内での設置選挙を行うか、合併特例法第6条、同法第7条の規定に基づく定数特例又は  
在任特例を適用するか協議しなければならない。

3. 議会議員の定数及び任期の取扱いについての内容比較

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	在任特例を適用する場合 (合併特例法第7条)
1 議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職するが、合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で、協議で定める期間

区 分	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
	合併特例法の特例措置を適用しない場合	定数特例を適用する場合 (合併特例法第6条)	在任特例を適用する場合 (合併特例法第7条)
3 定 数	<p>地方自治法第91条第2項の規定に基づく市町村の人口区分ごとの上限を超えない範囲内で、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定めた定数。</p> <p>平成12年国勢調査人口  白河市 47,226人  表郷村 7,464人  大信村 4,886人  東 村 6,013人  合 計 65,589人</p> <p>地方自治法第91条第2項の定数  人口5万人以上10満人未満の市  30人</p>	<p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期(4年間)に限って、地方自治法第91条第2項に規定する上限数の2倍まで定数を増加させることができる。 (合併特例法第6条第1項)</p> <p>地方自治法第91条第2項  人口5万人以上10満未満の市  30人 × 2 = 60人</p> <p>留意事項  この特例による定数は、解散又は総辞職により議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。  この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>	<p>合併関係市町村の議員数が、地方自治法第91条第2項の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員の定数とする。</p> <p>留意事項  この特例による場合、議員に欠員が生じ、又は議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は、地方自治法第91条第2項の規定による定数に至るまで減少する。  この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。</p>
4 選挙期日	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	新市設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙は行わない
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p> <p>[参考]  新設合併において、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)</p>	<p>条例で選挙区を設けることができる。 (公職選挙法第15条第6項)</p>	

# 合併特例法の選択肢について



【参考資料】

特例適用の状況

(1) 在任特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数(法定数)	特例期間	市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数(法定数)	特例期間
南部町	山梨県	H15.3.1	30(18)	1年8ヵ月	千曲市	長野県	H15.9.1	53(30)	1年8ヵ月
加美町	宮城県	H15.4.1	49(18)	2年	富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44(26)	1年11ヵ月
神流町	群馬県	H15.4.1	22(14)	1年11ヵ月	いなべ市	三重県	H15.12.1	60(26)	2年
南アルプス市	山梨県	H15.4.1	93(30)	1年11ヵ月	本巣市	岐阜県	H16.2.1	49(26)	1年8ヵ月
山県市	岐阜県	H15.4.1	48(26)	1年1ヵ月	かほく市	石川県	H16.3.1	44(26)	1年2ヵ月
静岡市	静岡県	H15.4.1	72(56)	2年	あわら市	福井県	H16.3.1	34(26)	1年4ヵ月
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29(22)	2年	安芸高田市	広島県	H16.3.1	73(26)	9ヵ月
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42(26)	2年	壱岐市	長崎県	H16.3.1	62(26)	2年
宗像市	福岡県	H15.4.1	38(30)	1年7ヵ月	対馬市	長崎県	H16.3.1	90(26)	1年3ヵ月
あさぎり町	熊本県	H15.4.1	54(22)	1年1ヵ月	会津若松市	福島県	H16.11.1	46(34)	2年6ヵ月
周南市	山口県	H15.4.21	78(34)	2年	田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 預	69(26)	1年2ヵ月
瑞穂市	岐阜県	H15.5.1	35(26)	1年8ヵ月					

(2) 定数特例を適用

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	議員定数		
			現 行	特 例	法 定
佐渡市	新潟県	H16.3.1	142	60	30
郡上市	岐阜県	H16.3.1	90	30	26
三次市	広島県	H16.4.1	97	38	30
西予市	愛媛県	H16.4.1	78	31	26

(3) 特例を適用しない

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	備 考
飛騨市	岐阜県	H16.2.1	
京丹後市	京都府	H16.3.1	
下呂市	岐阜県	H16.3.1	
御前崎市	静岡県	H16.4.1	
高島地域合併協議会	滋賀県	H17.1.1 預	
今治市・越智郡11 方町村合併協議会	愛媛県	H17.1.16 預	
会津高田町・会津本 郷町・新鶴村合併協 議会	福島県	H17.10.1 預	

(4) 在任特例を適用した場合の、特例期間中の議員報酬の取扱い

市町村名・協議会名	都道府県名	合併年月日	特例定数(法定数)	特例期間	議員報酬の取扱い
大崎上島町	広島県	H15.4.1	29(22)	2年	同規模団体の例を基本に調整する。
東かがわ市	香川県	H15.4.1	42(26)	2年	現行報酬とする。
周南市	山口県	H15.4.21	78(34)	2年	現行報酬(4市町別)とする。 新市において、徳山市の報酬(最高額)とすることで条例可決。
千曲市	長野県	H15.9.1	53(30)	1年8ヵ月	更埴市(最高額)の報酬に統一。
富士河口湖市	山梨県	H15.11.15	44(26)	1年11ヵ月	現行報酬とする。
いなべ市	三重県	H15.12.1	60(26)	2年	現行報酬とする。
かほく市	石川県	H16.3.1	44(26)	1年2ヵ月	現行報酬とする。
あわら市	福井県	H16.3.1	34(26)	1年4ヵ月	現行報酬とする。
安芸高田市	広島県	H16.3.1	73(26)	9ヵ月	現行報酬とする。
壱岐市	長崎県	H16.3.1	62(26)	2年	現行報酬とする。
対馬市	長崎県	H16.3.1	90(26)	1年3ヵ月	現行報酬とする。
田村地方5町村合併協議会	福島県	H17.3.1 従	69(26)	1年2ヵ月	現行報酬をもとに調整する。
会津若松市・北会津村合併協議会	福島県	H16.11.1	46(34)	2年6ヵ月	現行報酬とする。

原則及び特例等の効果と課題

平成の合併では、地方分権を推進するなか基礎的自治体としての基盤の強化と効率的な行財政の運営が求められている。  
 先進事例も含め、議員の身分取扱いでは、財政の効率化と地域住民（有権者）の声を反映させる立場をどう構築していくかが課題となっている。

区分	効果	課題
設置選挙 (原則)	合併構成市町村が多いほど議員数が削減される。 議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	合併前より住民の声が行政に届きにくくなる恐れがある。 また、地域審議会や総合的支所機能など新市の行政システムの在り方とも深く関わってくる。
定数特例	小選挙区の設定など比較的人口の少ない地域でも議員を出すことが可能となる。 議員選挙が、市長選挙と併せて実施できるため選挙経費が節減できる。 最初の選挙においては、小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができる。	在任特例よりは議員数は少なくなるが、依然として行政経費の節減にはつながらない。 議場改修など大幅な費用負担が想定される。
在任特例	地域住民の声を行政に十分に反映させることができる。 特に、合併後における住民不安の解消や地域バランスの確保を図ることができる。	首長など特別職が失職する中で、一時的ではあるが議員数は削減されず、行政経費の削減につながらない。 特例期間終了後の議員選挙となり、市長選とは別々となり、選挙経費が倍増する。 議場改修など大幅な費用負担が想定される。

特例等の主な決定理由

1. 在任特例を適用した理由

- あきる野市：議員として今後のまちづくりを見届けたい。
- 篠山市：議員の任期はわずかしかなかったが、議員発議で協議会をつくった経緯もあり、一年間ぐらいは地域のこを見届けたい。年金特例がなかった。
- 千曲市：合併前の議員が新市建設計画の実施状況を一定の期間見届けることが、新しいまちづくりのスタート時に必要と考えた。新市建設計画に沿った、1年間を通した最初の予算でもある平成16年度の終了する平成17年3月議会で確認した後、1ヶ月猶予した平成17年4月末日とした。
- 東かがわ市：合併前の各町の行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画お円滑な実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を現議員の責任で見届ける。
- 加美町：制度上、町長が失職するため、合併を進めてきたもう一方の車輪である議会議員が、合併後の過渡期の一定期間在職し、合併協議の経過を踏まえて、新町の事務事業執行に対して責任を持つことが不可欠である。合併で「住民の意見が行政に届きにくくなる」との懸念もあり、地域審議会等が機能するまでの間は、地域の声を新町政に反映する役割は、主に議会議員が担う必要がある。新町の予算及び決算の審査を通じて、新町の事務事業執行に責任を持ち、さらに地域の声を反映させることを考慮すると、合併1年目の決算審査(H16.9)を踏まえた3年目の予算審査(H17.3)まで行うことが適当であり、在任期間としては2年が適当である。

2. 定数特例を適用する理由

- 佐渡市：地域審議会を設置するため、在任特例は適用しない。ただし、議員数の激変するのを避けるために定数特例を適用する。
- 郡上市：規模の小さな村の急激な変化に配慮するため、旧町村の区域ごとの小選挙区制度を採用し、各選挙区の定数を協議しながら、なるべく定数に近い人数にするため定数特例を適用する。

3. 特例を適用しないとする理由

- 今治市：住民は、合併に行政経費の軽減や行財政の効率化に最も期待を寄せており、議員定数においても合併の原点に立ち経費節減効果の高い地方自治法の原則を適用する。
- 京丹後市：住民意識調査の結果、住民が合併に期待することの中で、行政経費の削減への期待が多かったことを重視した。
- 西近江市：合併による財政面での効果である、人件費の削減の観点から、特例を適用させるのは、住民への説明責任が果たせない。町長も失職するのであれば、議員も失職して、新市において新しい市議会議員を選ぶべき。

【参考法令関係】

**地方自治法（抜粋）**

〔市町村議会の議員の定数〕

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1)人口2千未満の町村           | 12人   |
| (2)人口2千以上5千未満の町村       | 14人   |
| (3)人口5千以上1万未満の町村       | 18人   |
| (4)人口1万以上2万未満の町村       | 22人   |
| (5)人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人   |
| (6)人口5万以上10万未満の市       | 30人   |
| (7)人口10万以上20万未満の市      | 34人   |
| (8)人口20万以上30万未満の市      | 38人   |
| (9)人口30万以上50万未満の市      | 46人   |
| (10)人口50万以上90万未満の市     | 56人   |
| (11)人口90万以上の市          | 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあっては、96人） |

【省 略】

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例で定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔任期〕

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

〔人口の定義〕

第254条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

**市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）**

〔議会の議員の定数に関する特例〕

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

【省 略】

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

〔議会の議員の在任に関する特例〕

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

#### 公職選挙法(抜粋)

〔地方公共団体の議会の議員の選挙区〕

第15条 【省略】

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

【省略】

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

〔一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙〕

第33条 【省略】

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

〔設置選挙〕

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

#### 公職選挙法施行令(抜粋)

〔人口に比例しない議員の定数〕

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

#### 【行政実例】

「人口に比例しない」定める期間(昭和33年12月25日)

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙(その再選挙及び補欠選挙を含む)に限って適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込みのとおり



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
調整方針	1 新市に1つの農業委員会を置き、4市村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 新市の農業委員会の選挙による委員の在任特例期間中の報酬は、現行のとおりとする。 3 新市の農業委員会の特例期間終了後の選挙による委員の定数は、30人とする。 4 新市の農業委員会の委員の選挙においては、4市村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区における定数は、次のとおりとする。					
	選挙区	白河選挙区	表郷選挙区	大信選挙区	東選挙区	
	定数	12人	6人	6人	6人	

【基本的な考え方】

新設合併の場合、合併の前日で4市村の法人格は消滅するので、原則として、当該農業委員会の委員は全て身分を失うこととなる。このため、農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）等の規定に基づき、設置選挙を行うか、合併特例法又は農委法の規定に基づく特例を適用するかなどについて協議することとなる。

区 分	4 市 村 の 現 況									
	白河市		表郷村		大信村		東 村		合 計	
	条例定数	現 員	条例定数	現 員	条例定数	現 員	条例定数	現 員	条例定数	現 員
選挙による委員	22人	21人	16人	15人	12人	11人	12人	12人	62人	59人
選任委員	農協理事	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	4人
	共済理事	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	4人
	学識経験者	5人以内	4人	5人以内	2人	5人以内	2人	5人以内	20人以内	10人
計	29人	27人	23人	19人	19人	15人	19人	16人	90人	77人
任 期	平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)		平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)		平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)		平成14年7月20日から平成17年7月19日まで (3年間)			
農業委員会の数	1		1		1		1		4	
選 挙 区	1選挙区		1選挙区		1選挙区		1選挙区		4選挙区	

区 分	4 市 村 の 現 況				
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	合 計
市村面積 (ha)	11,767	6,648	8,077	4,038	30,530
農地面積 (ha)	1,889	1,123	858	1,166	5,036
農地割合 (%)	20.9	19.9	13.2	34.7	20.5
人 口 (人)	47,581	7,409	4,914	6,055	65,959
選挙人数 (人)	4,467	2,077	2,450	2,404	11,398
世 帯 数 (戸)	17,313	1,940	1,244	1,503	19,276
農家世帯数 (戸)	1,345	794	536	628	3,303
農業生産法人数	4	0	1	2	7
基準農業者数	1,349	794	537	630	3,310
農業協同組合	白河農業協同組合	東西しらかわ農業協同組合	白河農業協同組合	白河農業協同組合	
農業共済組合	白河地方農業共済組合	白河地方農業共済組合	白河地方農業共済組合	白河地方農業共済組合	

資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」  
住民基本台帳（平成16年8月1日現在）

基準農業者数 = 農家世帯数 + 農業生産法人数

選挙人数 = 10アール以上の農地の耕作者とその同居の親族又は配偶者（20歳以上の者）+ 10アール以上の農業生産法人の組合員、社員又は株主（20歳以上の者）

1. 新市の農業委員会の委員の定数及び任期の調整の選択肢

農業委員会等に関する法律第3条第2項により市町村の面積が24千ヘクタール又は農地面積が7千ヘクタール以上の場合、区域を2以上に分けて各区域に農業委員会をおくことができるため、選挙による委員の定数及び任期の調整の選択肢として下記のとおりとなる。

なお、選任委員については、合併の日を選任となる。

(1つの農業委員会に農業協同組合、共済組合から各1人、関係土地改良区の中から1人、学識経験者4人以内)

【選挙による委員の定数及び任期の調整の選択肢】

区 分	特例の適用	選挙による委員の選任方法	定 数	任 期
1つの農業委員会を設置するとき	なし	・合併後50日以内に新たに選挙を行う。	・農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める	・当選の日から3年
	合併特例法第8条第1項第1号 (在任特例)	・現在の委員は、そのまま新市の農業委員会委員となる。ただし新市での農業委員会の定数を超える場合は、互選により定める。	・協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数	・合併後1年を超えない範囲で協議で定めた期間
旧4市村の区域によらない複数の農業委員会を設置するとき	なし	・合併後50日以内に新市の各農業委員会ごとに新たに選挙を行う。	・各農業委員会ごとに農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。	・当選の日から3年
	合併特例法第8条第1項第1号	・現在の委員は、そのまま新市の各農業委員会の委員となる。ただし新市での各農業委員会の定数を超える場合は、互選により定める。	・各農業委員会ごとに協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数	・合併の日から1年を超えない範囲で協議で定めた期間
旧4市村の区域による複数の農業委員会を設置するとき		・現在の委員は、そのまま新市の各農業委員会の委員となる。	・現在の定数を引き継ぐ。	・現在の任期を引き継ぐ ・設置期間を定めた場合は、その期間まで

【選択肢の概要】

1つの農業委員会を設置し、在任特例を適用しない。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合  
併  
設  
置  
選  
挙

新市の農業委員会	選挙委員数 30人以下
----------	----------------

定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

1つの農業委員会を設置し、在任特例を適用する。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合  
併

← 任期1年以内 →

新市の農業委員会	選挙委員数 62人以下
----------	----------------

在任特例期間内の定数は、協議により、10人以上80人以内の範囲で定める。

一  
般  
選  
挙

新市の農業委員会	選挙委員数 30人以下
----------	----------------

定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

旧4市村の区域によらない、複数の農業委員会を設置し、在任特例を適用しない。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合併

設置選挙

新市の農業委員会	選挙委員数 規模による
新市の農業委員会	選挙委員数 規模による

各農業委員の定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

旧4市村の区域によらない、複数の農業委員会を設置し、在任特例を適用する。

白河市農業委員会	選挙委員数 22人
表郷村農業委員会	選挙委員数 16人
大信村農業委員会	選挙委員数 12人
東村農業委員会	選挙委員数 12人

合併

← 任期1年以内 →

新市の農業委員会	選挙委員数 規模による
新市の農業委員会	選挙委員数 規模による

各農業委員の定数は、在任特例期間内の定数は、協議により、10人以上80人以内の範囲で定める。

一般選挙

新市の農業委員会	選挙委員数 規模による
新市の農業委員会	選挙委員数 規模による

各農業委員の定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

旧市町村の区域による4つの農業委員会を設置する。(境界の変更の場合の特例)

白河市農業委員会	選挙委員数
	22人

表郷村農業委員会	選挙委員数
	16人

大信村農業委員会	選挙委員数
	12人

東村農業委員会	選挙委員数
	12人

合併

白河市農業委員会	選挙委員数
	22人

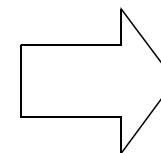
表郷村農業委員会	選挙委員数
	16人

大信村農業委員会	選挙委員数
	12人

東村農業委員会	選挙委員数
	12人

各農業委員会は、新市の各農業委員会となってそのまま存続する。  
(農業委員会の選挙委員の定数、任期もそのまま存続する。)

適用期間を定めない場合



平成20年7月19日

一般選挙

適用期間を定めた場合

一般選挙

新市の農業委員会	選挙委員数
	30人以下

定数は、農業委員会に関する法律施行令第2条の2に定める基準に従い、新市の条例で定める。

適用期間経過後

## 2. 選挙区の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第10条の2第2項により、1つの農業委員会の区域を分けて2つ以上の選挙区を設ける場合は、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。また、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例により定めることとなる。

4市村地区ごとに選挙区を設置した場合の定数（定数を30人とし、選挙人の数に比例した場合）

区 分	全 体	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
選挙人数（人）	11,398	4,467	2,077	2,450	2,404
割 合（％）		39.2	18.2	21.5	21.1
選挙委員定数（人）	30	12	6	6	6

選挙による委員の定数について  
 農業委員の選挙による委員の定数については、農地面積、基準農業者数による定数基準が以下の3段階定められている。この基準の中で、各市町村が条例で定めることとなる。

- ・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項、「同施行令」第2条の2
  - 農地面積5,000haを超え、かつ、基準農業者数6,000を超える農業委員会・・・40人以下
  - 農地面積1,300haを超え、かつ、基準農業者数1,100を超える場合であって、 に該当する農業委員会以外の農業委員会・・・30人以下
  - 農地面積1,300ha以下、又は基準農業者数1,100以下の農業委員会・・・20人以下

【農業委員会委員の報酬】

4市村の農業委員会委員の報酬（年額）

区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村
会 長	444,000 円	373,000 円	439,000 円	373,000 円
会長代理	310,000 円	311,000 円	311,000 円	311,000 円
部 会 長	310,000 円			
委 員	310,000 円	249,000 円	249,000 円	249,000 円
費用弁償			委員会出席日額 1,500 円	委員会出席日額 1,000 円

県内9市の農業委員会委員の報酬（年額）

区 分	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	須賀川市	喜多方市	原町市	相馬市	二本松市
会 長	837,600 円	594,000 円	996,000 円	1,116,000 円	425,000 円	420,000 円	440,000 円	450,000 円	445,000 円
会長代理	637,200 円	426,000 円	768,000 円	816,000 円	350,000 円	352,000 円	325,000 円	320,000 円	395,000 円
部 会 長	637,200 円		672,000 円	696,000 円	350,000 円				
部会長代理	579,600 円		612,000 円	684,000 円	350,000 円				
委 員	579,600 円	426,000 円	588,000 円	660,000 円	305,000 円	347,000 円	310,000 円	305,000 円	375,000 円
費用弁償							委員会出席 日額 3,000 円		



先 進 事 例

市町村名等	人 口	農業委員会の委員の取扱い			協 定 内 容
		委員会の数	在任特例	選挙区	
瑞穂市 (岐阜県)	46,571人	1	1年		<p>1 新市に1つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 新市の選挙による委員の定数は20人とする。また、農委法第12条第1項第2号の規定による選任による委員の定数は4人とする。</p>
周南市 (山口県)	157,383人	4 (旧市町の農業委員会の数)	適用しない	選挙区及び各選挙区の定数は新市で調整	<p>2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については新市において調整する。</p>
さぬき市 (香川県)	57,773人	1	3ヶ月 (H17.7.19まで)		<p>農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
桑名市・多度町・長島町合併協議会 (三重県)	134,856人	1	合併後1年を超えない範囲		<p>1 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>2 農業委員会の選挙による委員については、現在の59名は合併後1年を超えない範囲で引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
佐野市・田沼町・葛生町合併協議会 (栃木県)	128,282人	1	5ヶ月 (H17.7.19まで)	5区選挙区	<p>農業委員会については、新市に1つの農業委員会を置き、3市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>新市に5区選挙区を設け、選挙による委員の定数は20人とする。</p>

先 進 事 例

市町村名等	人 口	農業委員会の委員の取扱い			協 定 内 容
		委員会の数	在任特例	選挙区	
高梁地域合併協議会 (岡山県)	人口 41,077人	1	9ヶ月 (H17.7.19まで)	選挙区設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市に1つの農業委員会を置く。</li> <li>2 1市4町の各農業委員会の委員のうち選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</li> <li>3 新市の農業委員会の選挙による委員の報酬は、高梁市における現行の委員の例に準ずるものとする。</li> <li>4 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、特例期間終了後には30人とする。</li> <li>5 新市の農業委員会の委員の選挙においては、選挙区を設けるものとし、その区域及び定数については、新市において検討する。</li> </ol>
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	人口 26,172人	1	2ヶ月 (H17.11.30まで)	従前の町村に設置された区域ごとに選挙区を設ける	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新町に1つの農業委員会を設置する。</li> <li>2 3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年11月30日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</li> <li>3 平成17年12月1日以降の選挙による委員の定数は20人とし、従前の町村に設置された区域ごとに選挙区(会津高田町3・会津本郷町1・新鶴村1)を設け、その選挙区毎の定数は4人とする。</li> </ol>
田村地方5町村合併協議会	人口 45,052人	1	5ヶ月 (H17.7.19まで)	従前の町村に設置された区域ごとに選挙区を設ける	<p>新市(町)に1つの農業委員会を置き、5町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後引き続き新市(町)の農業委員会の選挙による委員として在任する。ただし、任期は平成17年7月19日までとする。</p> <p>平成17年7月20日以降は、選挙による委員数は30人とし、従前の町村に設置された区域ごとに選挙区を設ける。</p>

## 参 考 法 令 関 係

### 農業委員会等に関する法律〔抜粋〕

#### （設置）

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

#### （選挙による委員）

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

#### （選挙の単位）

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

#### （選任による委員）

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- （1）農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各1人
- （2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

#### （委員の任期）

- 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

## 参 考 法 令 関 係

### 農業委員会等に関する法律施行令〔抜粋〕

（２以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第１条の３ 法第３条第２項の政令で定める市町村は、その区域の面積が２万４千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が７千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第２条 法第３条第５項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては８００ヘクタール、都府県にあつては２００ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第２条の２ 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第１２条第１号の委員として選任しなければならない委員の数と４人（同条第２号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分	委員の数の上限
１ （１）その区域の農地面積が１，３００ヘクタール以下の農業委員会 （２）１０アール（北海道にあつては、３０アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第２条第７項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「農業生産法人数」という。）が１，１００以下の農業委員会	２０人
２ １の項及び３の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	３０人
３ その区域内の農地面積が５，０００ヘクタールを越え、かつ、基準農業者数が６，０００を越える農業委員会	４０人

## 市町村の合併に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	9	地方税の取扱い
調整方針		<p>1 個人市民税、軽自動車税及びたばこ税については、現行のとおりとし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>2 法人市民税の法人税割の税率については、白河市の例により超過税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、課税減免については、新市において調整する。</p> <p>3 固定資産税の税率については、標準税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。なお、不均一課税期間終了後の白河市の超過税率相当分については、新市において合併前の白河市の区域に係る都市計画税への組み替えを検討する。</p> <p>4 入湯税については、白河市及び大信村の例により統一する。</p>

4市村の現況		白河市	表郷村	大信村	東村
個人市民税	納税義務者	・市内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 [均等割]	・村内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 [均等割]	・村内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 [均等割]	・村内に住所を有する個人 [均等割] + [所得割] ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 [均等割]
	賦課期日	・1月1日	・1月1日	・1月1日	・1月1日
	税率	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	[均等割] 3,000 円 [所得割] 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%
	徴収方法及び納期	[普通徴収] 第1期 6月16日から同月30日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 10月16日から同月31日 第4期 1月16日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月1日から同月30日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 10月1日から同月31日 第4期 1月1日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月16日から同月30日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 10月16日から同月31日 第4期 1月16日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月10日から同月30日 第2期 8月10日から同月31日 第3期 10月10日から同月31日 第4期 1月10日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日
	課税減免	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒

区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村								
納税義務者	・市内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]	・村内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]	・村内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]	・村内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割] + [法人税割]								
	・市内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]	・村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]	・村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]	・村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの [均等割]								
法人市村民税	[均等割] 標準税率	[均等割] 標準税率	[均等割] 標準税率	[均等割] 標準税率								
	資本金の金額	従業員数	税 額	資本金の金額	従業員数	税 額	資本金の金額	従業員数	税 額	資本金の金額	従業員数	税 額
	50億円超	50人超	3,000,000 円	50億円超	50人超	3,000,000 円	50億円超	50人超	3,000,000 円	50億円超	50人超	3,000,000 円
		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円
	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円
		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円		50人以下	410,000 円
	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円
		50人以下	160,000 円		50人以下	160,000 円		50人以下	160,000 円		50人以下	160,000 円
	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円
		50人以下	130,000 円		50人以下	130,000 円		50人以下	130,000 円		50人以下	130,000 円
1千万円以下	50人超	120,000 円	1千万円以下	50人超	120,000 円	1千万円以下	50人超	120,000 円	1千万円以下	50人超	120,000 円	
	50人以下	50,000 円		50人以下	50,000 円		50人以下	50,000 円		50人以下	50,000 円	
	[法人税割] 超過税率 資本等の金額が1,000万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 14.5% 上記以外の法人等 13.7%	[法人税割] 標準税率 12.3%	[法人税割] 標準税率 12.3%	[法人税割] 標準税率 12.3%								
課税減免	・民法第34条の公益法人 ・地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 ・政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	・民法第34条の公益法人 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	・民法第34条の公益法人 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	・民法第34条の公益法人 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人								
徴収方法	・申告納付	・申告納付	・申告納付	・申告納付								



区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村
納税義務者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者
賦課期日	・1月1日	・1月1日	・1月1日	・1月1日
税率及び 免税点	・超過税率 1.5% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満
納 期	第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 12月16日から同月25日 第4期 2月16日から同月末日	第1期 4月1日から同月30日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 12月1日から同月25日	第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 2月1日から同月28日	第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 2月1日から同月28日
課税減免	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
徴収方法	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収

区 分	白河市	表郷村	大信村	東 村
納税義務者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者
賦課期日	・4月1日	・4月1日	・4月1日	・4月1日
軽自動車税	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
	原動機付自転車	原動機付自転車	原動機付自転車	原動機付自転車
	50CC以下	50CC以下	50CC以下	50CC以下
	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	50CC超90CC以下	50CC超90CC以下	50CC超90CC以下	50CC超90CC以下
	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	90CC超125CC以下	90CC超125CC以下	90CC超125CC以下	90CC超125CC以下
	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
	3輪以上20CC超50CC以下	3輪以上20CC超50CC以下	3輪以上20CC超50CC以下	3輪以上20CC超50CC以下
	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円
	軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車及び小型特殊自動車
	軽2輪車	軽2輪車	軽2輪車	軽2輪車
	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円
	軽3輪車	軽3輪車	軽3輪車	軽3輪車
3,100 円	3,100 円	3,100 円	3,100 円	
軽4輪乗用車(営業用)	軽4輪乗用車(営業用)	軽4輪乗用車(営業用)	軽4輪乗用車(営業用)	
5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	
軽4輪乗用車(自家用)	軽4輪乗用車(自家用)	軽4輪乗用車(自家用)	軽4輪乗用車(自家用)	
7,200 円	7,200 円	7,200 円	7,200 円	
軽4輪貨物車(営業用)	軽4輪貨物車(営業用)	軽4輪貨物車(営業用)	軽4輪貨物車(営業用)	
3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	
軽4輪貨物車(自家用)	軽4輪貨物車(自家用)	軽4輪貨物車(自家用)	軽4輪貨物車(自家用)	
4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	
雪上走行車	雪上走行車	雪上走行車	雪上走行車	
2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	
小型特殊自動車(農耕用)	小型特殊自動車(農耕用)	小型特殊自動車(農耕用)	小型特殊自動車(農耕用)	
1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	
小型特殊自動車(その他)	小型特殊自動車(その他)	小型特殊自動車(その他)	小型特殊自動車(その他)	
4,700 円	4,700 円	4,700 円	4,700 円	
2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	2輪の小型自動車	
4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円	
納 期	・5月11日から同月31日	・4月11日から同月30日	・4月11日から同月30日	・4月11日から同月30日
課税免除	・商品であつて使用しない軽自動車等 ・原動機付自転車を製造又は販売する者が車体試験又は廻送のため標識を取付使用するもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの
徴収方法	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収

区 分		白河市	表郷村	大信村	東 村
市村たばこ税	納税義務者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者
	税 率	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円
	課税免除	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する
	徴収方法	・申告納付	・申告納付	・申告納付	・申告納付
入湯税	納税義務者	・鉱泉浴場の入湯客	/	・鉱泉浴場の入湯客	・鉱泉浴場の入湯客
	税 率	・入湯客1人1日について150円		・入湯客1人1日について150円	・宿泊した入湯客1人1日について150円 ・日帰りの入湯客1人1日について100円
	課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者		・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・大信村地域福祉センターにおける入湯者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・(株)ひがし振興公社における入湯者
	徴収方法	・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入		・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入	・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入

## 留意事項

- 1 地方税上、市町村が課税できる税として構成市村内には「市村民税」「固定資産税」「軽自動車税」「たばこ税」の普通税と、「入湯税」の目的税があり、これら地方税の取扱いについて協議する。
- 2 各市町村で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要がある。
- 3 ただし、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一課税することが、かえって住民の負担にとって不均衡が生じる場合は、「市町村の合併の特例に関する法律」第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと(課税免除)又は不均一課税をすることができるとされている。

## 地方税の概要

### 1 個人市町村民税

- ・個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。  
なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等が同じであるため、納税義務者の便宜を図る観点から、市町村がこれらを合わせて課税している。
- 均等割
  - ・均等割は、所得金額の多少に係わらず一定の税額を課税する。
  - ・標準税率は、3,000円となっている。
- 所得割
  - ・所得割は、所得金額を基礎として算定する。
  - ・標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が12%となっている。
  - 標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。

### 2 法人市町村民税

- ・法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。
- 均等割
  - ・均等割は、所得の有無に係わらず一定の税額を課税する。
  - ・標準税率は、資本金の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は、標準税率の1.2倍までとなっている。
- 法人税割
  - ・法人税割は、法人税額を基礎として算定する。
  - ・標準税率は、12.3%、制限税率は14.7%までとなっている。
  - 制限税率：地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法により定されている税率。

### 3 固定資産税

- ・固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。
- ・税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。
- 償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却、自動車税や軽自動車がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

### 4 軽自動車税

- ・軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車の所有者に対して課税する。
- ・標準税率は、種別、総排気量等に応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準課税の1.2倍までとなっている。

### 5 市町村たばこ税

- ・市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、都道府県税、市町村税が含まれている。
- ・納税義務者は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。
- ・税率は、一定税率となっており、1,000本につき2,977円(旧三級品の紙巻たばこ(わかば、しんせいなど6品目)は1,000本につき1,412円)となっている。

### 6 入湯税

- ・入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、入湯客に対して課税する。
- ・標準課税は、一人1日150円となっている。

## 【参考法令関係】

### 市町村の合併に関する法律(抜粋)

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

(趣旨)

市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、合併市町村の住民にとって均衡を欠くと認められる場合に、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り、不均一の課税をすることができる旨定めたものである。

不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、同条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」旨を規定している。この「公益上その他の事由」とは、当該課税対象に対し不均一の課税をすることが直接公益を増進し、又は不均一の課税をしないことが直接公益を阻害する場合その他これに準ずる場合を言うものとされている。しかし、同項の規定では、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、本条に合併年度及びその後の5年度に限り、衡平の原則を保持するためには不均一の課税をすることができることを明確に規定したものである。

(運用)

不均一課税のできる場合

合併市町村が不均一課税のできる場合

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

のいずれかに該当する場合に限られる。

(対象税目)

税率については、標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があるが、一定税率をとる市町村たばこ税については、不均一課税を行う余地はない。

(特例の範囲)

不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものであるが、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできる限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解される。また、制限税率がある場合には、当然に、これを超えた不均一課税を行うことはできない。

(その他)

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準・税率その他賦課徴収については、市町村の条例で規定しなければならない(地方税法第3条第1項)。したがって、一般と異なる税率で賦課する不均一課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければならないものである。

合併後に不均一課税を行うか否かについて、合併特例法においては、あらかじめ合併関係市町村の間で協議する旨の規定はされていないが、事実上の取扱いとしては事前に取り決めることが適当である。しかし、この取り決めはあくまでも申し合わせ事項に過ぎないものであり、合併市町村においてあらためて正規の条例改正等の手続きをとってはじめて、不均一課税が行われるものである。

## 地方税法(抜粋)

〔地方団体の課税権〕

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

〔地方税の賦課徴収に関する規定の形式〕

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

〔市町村が課することができる税目〕

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等(第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

〔公益等に因る課税免除及び不均一課税〕

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

〔受益に因る不均一課税及び一部課税〕

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

〔個人の均等割の税率〕

第310条 個人の均等割の標準税率は、3千円とする。

〔所得割の税率〕

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定められた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

(以下省略)

〔法人等の均等割の税率〕

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」と総称する。)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

(以下省略)

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

〔法人税割の税率〕

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

〔固定資産税の税率〕

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

〔固定資産税の納期〕

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

〔軽自動車税の標準税率〕

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(以下省略)

〔軽自動車税の賦課期日及び納期〕

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

## 先進事例

### 【千曲市】（H15.9.1合併）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。個人所得割は、現行のとおり(標準税率)とする。ただし、合併する年度は旧市町の例による。納期は、更埴市、上山田町の例による。ただし、合併する年度は、旧市町の納期による。
- 2 法人市民税の均等割は、標準税率を採用する。法人税率は、標準税率を採用する。合併年度は旧市町の例による。
- 3 固定資産税の税率は、標準税率を採用する。ただし、合併年度は旧市町の例による。納期は、更埴市の例による。ただし、合併年度は旧市町の納期による。
- 4 都市計画税の税率は、0.1% (負担調整措置なし)とする。ただし、合併年度は旧市町の例による。
- 5 軽自動車税の税率は、現行のとおり(標準税率)とする。納期は、更埴市、戸倉町の例による。ただし、合併年度は旧市町の納期による。
- 6 たばこ税については、現行のとおりとする。
- 7 鉱産税については、戸倉町、上山田町の例による。
- 8 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、戸倉町、上山田町の例による。

### 【周南市】（H15.4.21合併）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- 2 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- 3 固定資産税の税率は、標準税率を採用する。固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。
- 4 都市計画税は徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- 5 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は徳山市、鹿野町の例により調整する。
- 6 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町、の例により調整する。
- 7 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- 8 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

### 【宇和島市】（H16.10.1合併予定）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は吉田町、津島町の例により調整する。
- 2 法人市民税の均等割及び法人税割の税額は、制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- 3 固定資産税は、標準税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、合併時までに調整する。
- 4 軽自動車税の税率は、標準税率を採用する。納期は、5月1日から5月31日までとする。ただし、合併年度は旧市町の例による。
- 5 たばこ税、特別土地保有税及び鉱産税は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 入湯税は、宇和島市の例により調整する。



先進地調整事例

先進地名		個人住民税		法人住民税		固定資産税	都市計画税	軽自動車税	たばこ税	入湯税
		均等割	所得割	均等割	法人税割					
千曲市	更埴市	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	13.9% (超過税率)	1.6% (超過税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	戸倉町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	13.5% (超過税率)	1.4% (標準税率)	0.1% (負担調整措置なし)	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
	上山田町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.55% (超過税率)	0.1% (負担調整措置あり)	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
	調整方針	2,500 円 (標準税率)	現行のとおり	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)	0.1% (負担調整措置なし)	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
周南市	徳山市	2,500 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.2%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	新南陽市	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.2%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	熊毛町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	鹿野町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	調整方針	2,500 円 (標準税率) 5年間不均一課税	現行のとおり	現行のとおり	14.7% (制限税率) 5年間不均一課税	現行のとおり	0.2%	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円
宇和島市 (予定)	宇和島市	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.55% (超過税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	吉田町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	三間町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	津島町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	調整方針	現行のとおり	現行のとおり	標準税率×1.2 5年間不均一課税	14.7% (制限税率) 5年間不均一課税	1.4% (標準税率) 5年間不均一課税		現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円
佐野市 (予定)	佐野市	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	田沼町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	葛生町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	調整方針	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円

4市村税額・税率一覧表

税 目		課税標準等		白河市	表郷村	大信村	東 村		
住民税	個人住民税	均等割		3,000	3,000	3,000	3,000		
		所得割	200万円以下の金額	3%	3%	3%	3%		
			200万円を超える金額	8%	8%	8%	8%		
			700万円を超える金額	10%	10%	10%	10%		
	法人住民税	均等割	1千万円以下	50人以下	50,000	50,000	50,000	50,000	
				50人超	120,000	120,000	120,000	120,000	
			1千万円超1億円以下	50人以下	130,000	130,000	130,000	130,000	
				50人超	150,000	150,000	150,000	150,000	
			1億円超10億円以下	50人以下	160,000	160,000	160,000	160,000	
				50人超	400,000	400,000	400,000	400,000	
		10億円超50億円以下	50人以下	410,000	410,000	410,000	410,000		
			50人超	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000		
		法人税割	50億円超		50人超	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
			資本等の金額が1,000万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社			14.5%	12.3%	12.3%	12.3%
		上記以外の法人等		13.7%					
固定資産税				1.5%	1.4%	1.4%	1.4%		
軽自動車税	原動機付自転車	50CC以下		1,000	1,000	1,000	1,000		
		50CC超90CC以下		1,200	1,200	1,200	1,200		
		90CC超125CC以下		1,600	1,600	1,600	1,600		
		3輪以上20CC超50CC以下		2,500	2,500	2,500	2,500		
	軽自動車	軽2輪車			2,400	2,400	2,400	2,400	
		軽3輪車			3,100	3,100	3,100	3,100	
		軽4輪乗用車(営業用)			5,500	5,500	5,500	5,500	
		軽4輪乗用車(自家用)			7,200	7,200	7,200	7,200	
		軽4輪貨物車(営業用)			3,000	3,000	3,000	3,000	
		軽4輪貨物車(自家用)			4,000	4,000	4,000	4,000	
		雪上走行車			2,400	2,400	2,400	2,400	
		小型特殊自動車			1,600	1,600	1,600	1,600	
	2輪の小型自動車	農耕作業用			1,600	1,600	1,600	1,600	
		その他のもの			4,700	4,700	4,700	4,700	
2輪の小型自動車		2輪の小型自動車		4,000	4,000	4,000	4,000		
たばこ税(1,000本)		旧三級品以外の製造たばこ		2,977	2,977	2,977	2,977		
		旧三級品の製造たばこ		1,412	1,412	1,412	1,412		
入湯税		入湯客1人1日につき		150	-	150	-		
		宿泊した入湯客1人1日について		-	-	-	150		
		日帰りの入湯客1人1日について		-	-	-	100		

平成15年度 市村税決算額一覧表

(単位:千円)

税 目		課税標準等	白河市	表郷村	大信村	東 村	合 計
市村民税	個人市村民税	均等割	29,766	4,554	2,853	3,593	40,766
		所得割	1,549,778	120,333	86,876	105,340	1,756,987
	法人市村民税	均等割	145,713	12,947	10,893	12,512	169,553
		法人税割	406,615	23,113	24,817	9,835	454,545
固定資産税			3,339,616	317,416	344,367	290,821	4,001,399
軽自動車税			59,393	12,829	8,709	11,382	80,931
たばこ税			348,099	44,095	19,488	30,817	411,682
入湯税		入湯客1人1日につき	0	0	0	12,945	0
計			5,878,980	535,287	498,003	477,245	7,389,515

影響額試算

【新市の税率を標準税率にした場合】

(条件) 法人市村民税(法人税割): 12.3/100、固定資産税: 1.4/100

(単位:千円)

区 分		白河市		表郷村		大信村		東 村		合 計
		税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	金 額
法人市村民税 (法人税割)	現 行	13.7%	406,615	12.3%	23,113	12.3%	24,817	12.3%	9,835	464,380
	標準税率	14.5%		12.3%		12.3%		12.3%		
	増減額	12.3%	349,996	12.3%	23,113	12.3%	24,817	12.3%	9,835	407,761
			56,619		0		0		0	56,619
固定資産税	現 行	1.5%	3,339,616	1.4%	317,416	1.4%	344,367	1.4%	290,821	4,292,220
	標準税率	1.4%		1.4%		1.4%		1.4%		
	増減額	1.4%	3,120,293	1.4%	317,416	1.4%	344,367	1.4%	290,821	4,072,897
			219,323		0		0		0	219,323
										<b>275,942</b>

【新市の税率を超過税率(白河市)にした場合】

(条件) 法人市村民税(法人税割): 13.7/100・14.5/100、固定資産税: 1.5/100

(単位:千円)

区 分		白河市		表郷村		大信村		東 村		合 計
		税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	金 額
法人市村民税 (法人税割)	現 行	13.7%	406,615	12.3%	23,113	12.3%	24,817	12.3%	9,835	464,380
		14.5%								
	超過税率	13.7%	406,615	13.7%	24,734	13.7%	29,231	13.7%	11,274	471,854
	増減額	14.5%								
			0		1,621		4,414		1,439	7,474
固定資産税	現 行	1.5%	3,339,616	1.4%	317,416	1.4%	344,367	1.4%	290,821	4,292,220
	超過税率	1.5%	3,339,616	1.5%	339,397	1.5%	368,847	1.5%	311,093	4,358,953
	増減額		0		21,981		24,480		20,272	66,733
										<b>74,207</b>

県内10市の税率

(平成16年4月1日現在)

税 目		福島市	郡山市	いわき市	会津若松市	原町市	須賀川市	相馬市	喜多方市	二本松市	白河市
人 口(平成12年度国勢調査)		291,121 人	334,824 人	360,138 人	118,118 人	48,750 人	66,747 人	38,842 人	37,495 人	36,233 人	47,685 人
個人市民税	均等割	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
	所得割	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)	3、8、10 % (標準税率)
法人市民税	均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
	法人税割	13.4 %	12.3 %	1億円未満 13.7 %	12.7 %	10億円以下 12.3 %	12.3 %	13.2 %	12.3 %	12.3 %	1千万円以下 13.7 %
				1億円以上 14.7 %		10億円超 13.5 %					1千万円超 14.5 %
固定資産税		1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.5 %	1.4 %	1.4 %	1.45 %	1.5 %	1.45 %	1.5 %
都市計画税		0.3 %	0.3 %	0.3 %	/	0.2 %	0.3 %	/	/	/	/
軽自動車税		標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
たばこ税	旧三級品以外	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円
	旧三級品	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円
入湯税	1人1日につき	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円
	日帰り	75 円	100 円	/	/	/	/	/	/	/	/

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	10	一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	<p>1 4市村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時まで調整し、統一を図る。</p> <p>4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。現職員については、現給を保障し、新市において給料の格差是正を行う。</p>	

**留意事項**

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、職員は失職してしまうことになります。しかし、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められています。このため、合併協議会において合併関係市町村の職員を、新市の職員として引き継ぐ旨の確認を行う必要があります。その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が当然に合併市町村の職員となるものでなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として、任命行為を行う必要があり、合併市町村長の職務執行者などの任命権者が、採用の辞令交付を行う必要があります。また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、新市発足後の職員の任用制度、給与等に関して基本的な取扱い方針を協議する必要があります。

区 分	4 市 村 の 現 況											
	白 河 市			表 郷 村			大 信 村			東 村		
職員定数及び職員数 (平成16年4月1日現在)	条例定数	実配置数	差引	条例定数	実配置数	差引	条例定数	実配置数	差引	条例定数	実配置数	差引
市村長事務局	333人	295人	38人	65人	64人	1人	65人	61人	4人	58人	57人	1人
議会事務局	8人	6人	2人	2人	2人	0人	2人	2人	0人	1人	1人	0人
教育委員会事務局	94人	75人	19人	32人	24人	8人	24人	19人	5人	28人	16人	12人
選挙管理委員会事務局	4人	3人	1人	1人	2人併任	1人	他兼務	2人併任	0人	1人	1人	0人
監査委員事務局	3人	3人	0人	1人	1人併任	1人	他兼務	1人併任	0人	0人	1人併任	0人
公平委員会事務局	1人	1人併任	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
農業委員会事務局	5人	3人	2人	2人	2人併任	2人	1人	1人	0人	2人	1人併任	2人
水道事業事務局	22人	15人	7人	5人	3人	2人	0人	0人	0人	5人	5人	0人
計	470人	400人	70人	108人	93人	15人	92人	83人	9人	95人	80人	15人
4市村の合計	条例定数：765人 実配置数：656人			(条例定数 - 実配置数 = 109人)								

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
職種別職員数 (平成16年4月1日現在)	職員数	職員数	職員数	職員数
一般行政職	296人	53人	51人	44人
税務職	21人	5人	5人	5人
医師・歯科医師職	0人	1人	0人	0人
看護・保健職	9人	4人	2人	3人
福祉職	34人	9人	14人	16人
企業職	15人	3人	0人	5人
技能労務職	8人	11人	4人	0人
教育職	17人	7人	7人	7人
計	400人	93人	83人	80人
職員の職 の格付	部長相当職	部長、合併推進室長、福祉事務所長、 参与、議会事務局長		
	部次長相当職	部次長、福祉事務所次長、参事、監 査委員事務局長		
	課長相当職	課長、地区行政センター所長、保育 園長、地域職業訓練センター所長、 主幹、保健センター所長、議会事務 局次長、指導主事、学校給食センタ ー所長、図書館長、図書館副館長、 中央公民館長、市民館長、歴史選 俗資料館長、白河集古苑館長、選 管理委員会事務局長、農業委員 務局長、農業委員会事務次長	参事、課長、議会事務局長、園長、 主幹、出納室長、診療所所長、診療 所事務長、公民館長、教育次長、保 育所所長、農村勤労福祉センター所 長	参事、副参事、課長、議会事務局長、 出納室長、保育所長、園長、主幹、 農業委員会事務局長、土地改良区事 務局長、選挙管理委員会書記長、監 査委員会事務局長、公民館長、中山 義秀記念文学館長
課長補佐相当職	課長補佐、主任専門工事検査員、地 区行政センター次長、関の森保育園 長、保育園副園長、児童館長、保健 センター次長、都市環境センター 長、主任主査、専門保健技師、専門 保育技師、専門児童厚生員、指導 主事、中央公民館副館長、中央公民 分館長、歴史民俗資料館副館長、白 河集古苑副館長、中央体育館長、学 校給食センター次長、少年センター 所長、幼稚園副園長、専門教諭、選 挙管理委員会事務局長	課長補佐、主任主査、看護師長、専 門教諭、専門保育士、専門看護師、 専門保健師	課長補佐、主任主査、専門教諭、専 門保育士、専門保健師	課長補佐、主任主査



区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	7 級	課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	困難な業務を処理する課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	課長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
	8 級	部次長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務	困難な業務を処理する課長の職務	特に困難な業務を処理する課長の職務 業務の困難度、責任の程度が前号と同等と認められる職務	困難な業務を処理する課長の職務
	9 級	部長の職務 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務			
級別職務分類 (技能労務職)	1 級		・守衛又は巡視の職務 ・用務員等の職務 ・労務作業員等の職務 ・事務見習又は技術見習等の職務	・守衛又は巡視の職務 ・用務員等の職務 ・労務作業員等の職務 ・事務見習又は技術見習等の職務	・守衛又は巡視の職務 ・用務員等の職務 ・労務作業員等の職務 ・事務見習又は技術見習等の職務
	2 級		・自動車運転手の職務 ・一般技能職員の職務 ・電話交換手の職務 ・困難な業務を行う用務員等の職務 ・相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 ・困難な業務を行う守衛又は巡視の職務	・自動車運転手の職務 ・一般技能職員の職務 ・電話交換手の職務 ・困難な業務を行う用務員等の職務 ・相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 ・困難な業務を行う守衛又は巡視の職務	・自動車運転手の職務 ・一般技能職員の職務 ・電話交換手の職務 ・困難な業務を行う用務員等の職務 ・相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 ・困難な業務を行う守衛又は巡視の職務
	3 級		・相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 ・特に困難な業務を行う用務員等の職務 ・特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 ・職務の内容及び責任の程度が前 2 号と同等と認められる労務作業員等の職務	・相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 ・特に困難な業務を行う用務員等の職務 ・特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 ・職務の内容及び責任の程度が前 2 号と同等と認められる労務作業員等の職務	・相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 ・相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 ・特に困難な業務を行う用務員等の職務 ・特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 ・職務の内容及び責任の程度が前 2 号と同等と認められる労務作業員等の職務
級別職務分類 (医療職)	1 級		医師の職務		
	2 級		医師の職務		
	3 級		医師の職務		
	4 級		医師の職務		



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
給 料 表	行政職：9級制（400人）	行政職：8級制（81人） 技能労務職：3級制（11人） 医療職：4級制（1人）	行政職：8級制（79人） 技能労務職：3級制（4人）	行政職：8級制（80人） 技能労務職：3級制（0人）
ラスパイレース指数 （一般行政職・平成15年度）	大学卒：95.8 短大卒：98.4 高校卒：99.0 全 体：97.9	大学卒：91.8 短大卒：95.7 高校卒：93.0 全 体：91.8	大学卒：92.5 短大卒：87.6 高校卒：97.9 全 体：95.7	大学卒：95.2 短大卒：98.1 高校卒：98.0 全 体：97.1
一般行政職1人当たり給料 （平成16年4月1日現在）	平均月額：348,700円 平均年齢：43歳8ヶ月	平均月額：325,800円 平均年齢：42歳8ヶ月	平均月額：331,700円 平均年齢：43歳2ヶ月	平均月額：346,000円 平均年齢：40歳3ヶ月
支 給 日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月15日 12月期末勤勉手当：12月5日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月30日 12月期末勤勉手当：12月10日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月30日 12月期末勤勉手当：12月10日	給料：毎月21日 6月期末勤勉手当：6月30日 12月期末勤勉手当：12月10日
初 任 給 （一般行政職）	大学卒：2級6号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）	大学卒：2級2号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）	大学卒：2級2号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）	大学卒：2級2号給（170,700円） 短大卒：1級9号給（148,500円） 高校卒：1級7号給（138,800円）
手 当	扶 養	配偶者 13,500円 2人まで（配偶者扶養） 6,000円 1人（配偶者非扶養） 6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定期間の加算 5,000円	配偶者 13,500円 2人まで（配偶者扶養） 6,000円 1人（配偶者非扶養） 6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定期間の加算 5,000円	配偶者 13,500円 2人まで（配偶者扶養） 6,000円 1人（配偶者非扶養） 6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定期間の加算 5,000円
	住 居	借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 家賃月額 - 9,500円 ・家賃月額20,500円超 （家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円 （控除した額の1/2が16,000円を超え るときは16,000円） 持家（世帯主） ・通常 2,500円 ・新築、購入（5年間） 3,500円 配偶者等の住居する借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 （家賃月額 - 9,500円）× 1/2 ・家賃月額20,500円超 {（家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円} × 1/2 配偶者等の住居する持家 ・通常 1,250円 ・新築、購入（5年間） 1,750円	借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 家賃月額 - 9,500円 ・家賃月額20,500円超 （家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円 （控除した額の1/2が16,000円を超え るときは16,000円） 持家（世帯主） ・通常 2,500円 ・新築、購入（5年間） 3,500円 配偶者等の住居する借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 （家賃月額 - 9,500円）× 1/2 ・家賃月額20,500円超 {（家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円} × 1/2 配偶者等の住居する持家 ・通常 1,250円 ・新築、購入（5年間） 1,750円	借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 家賃月額 - 9,500円 ・家賃月額20,500円超 （家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円 （控除した額の1/2が16,000円を超え るときは16,000円） 持家（世帯主） ・通常 3,500円 配偶者等の住居する借家・借間 ・支給要件 家賃月額9,500円超 ・家賃月額20,500円以下 （家賃月額 - 9,500円）× 1/2 ・家賃月額20,500円超 {（家賃月額 - 20,500円） × 1/2 + 11,000円} × 1/2 配偶者等の住居する持家 ・通常 1,750円

区 分		4 市 村 の 現 況																																																																																																																																																																																																																																			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																																																																																																																																																																																																
手 当	通 勤	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・55,000円まで 運賃等相当額等の額</li> <li>・55,000円超の場合 {(運賃等相当額等の額 - 55,000円) × 1/2 + 55,000円} × 支給単位期間の月数</li> </ul> <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未滿</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未滿</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未滿</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未滿</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未滿</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未滿</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未滿</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未滿</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未滿</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未滿</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未滿</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未滿</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未滿</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未滿</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未滿</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未滿</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未滿</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未滿</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未滿</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未滿</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未滿</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未滿</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未滿</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未滿</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未滿</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未滿</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未滿</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未滿	2,200円	4km以上6km未滿	3,400円	6km以上8km未滿	4,500円	8km以上10km未滿	5,600円	10km以上12km未滿	6,800円	12km以上14km未滿	7,900円	14km以上16km未滿	9,000円	16km以上18km未滿	10,200円	18km以上20km未滿	11,300円	20km以上22km未滿	12,400円	22km以上24km未滿	13,600円	24km以上26km未滿	14,700円	26km以上28km未滿	15,800円	28km以上30km未滿	17,000円	30km以上32km未滿	18,100円	32km以上34km未滿	19,200円	34km以上36km未滿	20,300円	36km以上38km未滿	21,500円	38km以上40km未滿	22,600円	40km以上45km未滿	25,200円	45km以上50km未滿	27,600円	50km以上55km未滿	29,900円	55km以上60km未滿	31,900円	60km以上65km未滿	33,500円	65km以上70km未滿	36,100円	70km以上75km未滿	38,700円	75km以上80km未滿	41,300円	80km以上	43,900円	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・51,000円まで 運賃等相当額</li> <li>・51,000円超の場合 (運賃等相当額 - 51,000円) × 1/2 + 51,000円</li> </ul> <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未滿</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未滿</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未滿</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未滿</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未滿</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未滿</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未滿</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未滿</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未滿</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未滿</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未滿</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未滿</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未滿</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未滿</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未滿</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未滿</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未滿</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未滿</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未滿</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未滿</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未滿</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未滿</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未滿</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未滿</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未滿</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未滿</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未滿</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未滿	2,200円	4km以上6km未滿	3,400円	6km以上8km未滿	4,500円	8km以上10km未滿	5,600円	10km以上12km未滿	6,800円	12km以上14km未滿	7,900円	14km以上16km未滿	9,000円	16km以上18km未滿	10,200円	18km以上20km未滿	11,300円	20km以上22km未滿	12,400円	22km以上24km未滿	13,600円	24km以上26km未滿	14,700円	26km以上28km未滿	15,800円	28km以上30km未滿	17,000円	30km以上32km未滿	18,100円	32km以上34km未滿	19,200円	34km以上36km未滿	20,300円	36km以上38km未滿	21,500円	38km以上40km未滿	22,600円	40km以上45km未滿	25,200円	45km以上50km未滿	27,600円	50km以上55km未滿	29,900円	55km以上60km未滿	31,900円	60km以上65km未滿	33,500円	65km以上70km未滿	36,100円	70km以上75km未滿	38,700円	75km以上80km未滿	41,300円	80km以上	43,900円	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・51,000円まで 運賃等相当額</li> <li>・51,000円超の場合 (運賃等相当額 - 51,000円) × 1/2 + 51,000円</li> </ul> <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未滿</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未滿</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未滿</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未滿</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未滿</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未滿</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未滿</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未滿</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未滿</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未滿</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未滿</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未滿</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未滿</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未滿</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未滿</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未滿</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未滿</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未滿</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未滿</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未滿</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未滿</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未滿</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未滿</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未滿</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未滿</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未滿</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未滿</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未滿	2,200円	4km以上6km未滿	3,400円	6km以上8km未滿	4,500円	8km以上10km未滿	5,600円	10km以上12km未滿	6,800円	12km以上14km未滿	7,900円	14km以上16km未滿	9,000円	16km以上18km未滿	10,200円	18km以上20km未滿	11,300円	20km以上22km未滿	12,400円	22km以上24km未滿	13,600円	24km以上26km未滿	14,700円	26km以上28km未滿	15,800円	28km以上30km未滿	17,000円	30km以上32km未滿	18,100円	32km以上34km未滿	19,200円	34km以上36km未滿	20,300円	36km以上38km未滿	21,500円	38km以上40km未滿	22,600円	40km以上45km未滿	25,200円	45km以上50km未滿	27,600円	50km以上55km未滿	29,900円	55km以上60km未滿	31,900円	60km以上65km未滿	33,500円	65km以上70km未滿	36,100円	70km以上75km未滿	38,700円	75km以上80km未滿	41,300円	80km以上	43,900円	<p>[交通機関利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・51,000円まで 運賃等相当額</li> <li>・51,000円超の場合 (運賃等相当額 - 51,000円) × 1/2 + 51,000円</li> </ul> <p>[自動車利用者]</p> <table border="1"> <tr><td>4km未滿</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km以上6km未滿</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>6km以上8km未滿</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8km以上10km未滿</td><td>5,600円</td></tr> <tr><td>10km以上12km未滿</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>12km以上14km未滿</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>14km以上16km未滿</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>16km以上18km未滿</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>18km以上20km未滿</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>20km以上22km未滿</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>22km以上24km未滿</td><td>13,600円</td></tr> <tr><td>24km以上26km未滿</td><td>14,700円</td></tr> <tr><td>26km以上28km未滿</td><td>15,800円</td></tr> <tr><td>28km以上30km未滿</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>30km以上32km未滿</td><td>18,100円</td></tr> <tr><td>32km以上34km未滿</td><td>19,200円</td></tr> <tr><td>34km以上36km未滿</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>36km以上38km未滿</td><td>21,500円</td></tr> <tr><td>38km以上40km未滿</td><td>22,600円</td></tr> <tr><td>40km以上45km未滿</td><td>25,200円</td></tr> <tr><td>45km以上50km未滿</td><td>27,600円</td></tr> <tr><td>50km以上55km未滿</td><td>29,900円</td></tr> <tr><td>55km以上60km未滿</td><td>31,900円</td></tr> <tr><td>60km以上65km未滿</td><td>33,500円</td></tr> <tr><td>65km以上70km未滿</td><td>36,100円</td></tr> <tr><td>70km以上75km未滿</td><td>38,700円</td></tr> <tr><td>75km以上80km未滿</td><td>41,300円</td></tr> <tr><td>80km以上</td><td>43,900円</td></tr> </table>	4km未滿	2,200円	4km以上6km未滿	3,400円	6km以上8km未滿	4,500円	8km以上10km未滿	5,600円	10km以上12km未滿	6,800円	12km以上14km未滿	7,900円	14km以上16km未滿	9,000円	16km以上18km未滿	10,200円	18km以上20km未滿	11,300円	20km以上22km未滿	12,400円	22km以上24km未滿	13,600円	24km以上26km未滿	14,700円	26km以上28km未滿	15,800円	28km以上30km未滿	17,000円	30km以上32km未滿	18,100円	32km以上34km未滿	19,200円	34km以上36km未滿	20,300円	36km以上38km未滿	21,500円	38km以上40km未滿	22,600円	40km以上45km未滿	25,200円	45km以上50km未滿	27,600円	50km以上55km未滿	29,900円	55km以上60km未滿	31,900円	60km以上65km未滿	33,500円	65km以上70km未滿	36,100円	70km以上75km未滿	38,700円	75km以上80km未滿	41,300円	80km以上	43,900円
	4km未滿	2,200円																																																																																																																																																																																																																																			
4km以上6km未滿	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未滿	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未滿	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未滿	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未滿	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未滿	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未滿	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未滿	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未滿	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未滿	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未滿	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未滿	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未滿	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未滿	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未滿	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未滿	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未滿	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未滿	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未滿	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未滿	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未滿	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未滿	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未滿	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未滿	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未滿	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未滿	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
4km未滿	2,200円																																																																																																																																																																																																																																				
4km以上6km未滿	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未滿	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未滿	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未滿	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未滿	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未滿	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未滿	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未滿	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未滿	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未滿	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未滿	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未滿	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未滿	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未滿	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未滿	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未滿	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未滿	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未滿	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未滿	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未滿	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未滿	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未滿	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未滿	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未滿	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未滿	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未滿	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
4km未滿	2,200円																																																																																																																																																																																																																																				
4km以上6km未滿	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未滿	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未滿	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未滿	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未滿	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未滿	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未滿	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未滿	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未滿	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未滿	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未滿	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未滿	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未滿	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未滿	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未滿	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未滿	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未滿	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未滿	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未滿	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未滿	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未滿	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未滿	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未滿	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未滿	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未滿	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未滿	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
4km未滿	2,200円																																																																																																																																																																																																																																				
4km以上6km未滿	3,400円																																																																																																																																																																																																																																				
6km以上8km未滿	4,500円																																																																																																																																																																																																																																				
8km以上10km未滿	5,600円																																																																																																																																																																																																																																				
10km以上12km未滿	6,800円																																																																																																																																																																																																																																				
12km以上14km未滿	7,900円																																																																																																																																																																																																																																				
14km以上16km未滿	9,000円																																																																																																																																																																																																																																				
16km以上18km未滿	10,200円																																																																																																																																																																																																																																				
18km以上20km未滿	11,300円																																																																																																																																																																																																																																				
20km以上22km未滿	12,400円																																																																																																																																																																																																																																				
22km以上24km未滿	13,600円																																																																																																																																																																																																																																				
24km以上26km未滿	14,700円																																																																																																																																																																																																																																				
26km以上28km未滿	15,800円																																																																																																																																																																																																																																				
28km以上30km未滿	17,000円																																																																																																																																																																																																																																				
30km以上32km未滿	18,100円																																																																																																																																																																																																																																				
32km以上34km未滿	19,200円																																																																																																																																																																																																																																				
34km以上36km未滿	20,300円																																																																																																																																																																																																																																				
36km以上38km未滿	21,500円																																																																																																																																																																																																																																				
38km以上40km未滿	22,600円																																																																																																																																																																																																																																				
40km以上45km未滿	25,200円																																																																																																																																																																																																																																				
45km以上50km未滿	27,600円																																																																																																																																																																																																																																				
50km以上55km未滿	29,900円																																																																																																																																																																																																																																				
55km以上60km未滿	31,900円																																																																																																																																																																																																																																				
60km以上65km未滿	33,500円																																																																																																																																																																																																																																				
65km以上70km未滿	36,100円																																																																																																																																																																																																																																				
70km以上75km未滿	38,700円																																																																																																																																																																																																																																				
75km以上80km未滿	41,300円																																																																																																																																																																																																																																				
80km以上	43,900円																																																																																																																																																																																																																																				
	特殊勤務		<p>医師手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・往診手当：1点単価 10円 × 1/4</li> <li>・看護手当：月額 婦 長 5,000円                   その他 3,000円</li> <li>・医学研究手当：月額 200,000円</li> <li>・危険手当：月額 5,000円</li> <li>・医療手当：月額 100,000円</li> </ul> <p>伝染病防疫作業職員手当： 1日 1,000円</p> <p>行旅死亡人取扱職員手当： 1日 3,000円</p> <p>行旅病人取扱職員手当： 1日 1,000円</p>	<p>伝染病防疫作業員手当 1日 600円</p> <p>行旅病人、死亡人取扱職員手当 1回 5,500円</p>																																																																																																																																																																																																																																	

区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
手 当	時間外勤務	正規の勤務時間外 125/100	正規の勤務時間外 125/100	正規の勤務時間外 125/100	正規の勤務時間外 125/100
	休 日 給	祝日法による休日 135/100	祝日法による休日 135/100	祝日法による休日 135/100	祝日法による休日 135/100
	夜 勤	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算	勤務時間 22:00 ~ 5:00 25/100 加算
	宿 日 直	日額 4,200 円 (勤務時間が 5 時間未 満の場合 1,450 円)	・ 1 回 1,600 円 (勤務時間が 5 時間 未満の場合 800 円) ・ 診療所に勤務する医師: 1 回 4,000 円以内 (土曜日等 5,000 円) (勤務時間が 5 時間未満の場合 2,000 円) ・ 診療所に勤務する看護婦: 1 回 2,000 円以内 (土曜日等 3,000 円) (勤務時間が 5 時間未満の場合 1,000 円)	・ 1 回 3,000 円 (土曜日等 4,500 円) (勤務時間が 5 時間 未満の場合 1,500 円)	
	単身赴任	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円	[支給要件] 異動等に伴い転居し、同居してい た配偶者と別居し、単身で生活する ことを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員 [支給額] ・ 基本額 23,000 円 ・ 加算額 100km ~ 300km 6,000 円 300km ~ 500km 12,000 円 500km ~ 700km 18,000 円 700km ~ 900km 24,000 円 900km ~ 1100km 30,000 円 1100km ~ 1300km 35,000 円 1300km ~ 1500km 40,000 円 1500km ~ 45,000 円
	管 理 職	部 長: 給料月額の 16 % 部 次 長: 給料月額の 14 % 課 長: 給料月額の 12 % 主 幹: 給料月額の 10 % 課長補佐: 給料月額の 8 %  [管理職手当の減額] ・ 上記の率に 0.95 を乗じた率 ・ 期間 平成 16 年 10 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日	課 長 職: 給料月額の 8 %  [管理職手当の減額] なし	課 長 職: 給料月額の 10 %  [管理職手当の減額] ・ 上記の率に 0.9 を乗じた率 ・ 期間 平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日	課 長 職: 給料月額の 10 %  [管理職手当の減額] ・ 上記の率に 0.5 を乗じた率 ・ 期間 平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日

区 分		4 市 村 の 現 況														
		白 河 市			表 郷 村			大 信 村			東 村					
手 当	管理職特別勤務		6時間以下	6時間超	課 長 職：6,000 円 課長相当職：6,000 円 (6時間を超える勤務の場合)				6時間以下	6時間超	課 長 職：6,000 円 (6時間を超える勤務の場合)					
		部長相当職	8,000 円	12,000 円				課長職	4,000 円	6,000 円						
		部次長相当職	8,000 円	12,000 円				課長相当職	4,000 円	6,000 円						
		課長相当職	6,000 円	9,000 円												
		課長補佐相当職	4,000 円	6,000 円												
寒冷地	支給地域区分 3 級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800 円 ・扶養親族1人又は2人 81,500 円 ・扶養親族なし 49,100 円 [その他の職員] 34,200 円			支給地域区分 3 級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800 円 ・扶養親族1人又は2人 81,500 円 ・扶養親族なし 49,100 円 [その他の職員] 34,200 円			支給地域区分 3 級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800 円 ・扶養親族1人又は2人 81,500 円 ・扶養親族なし 49,100 円 [その他の職員] 34,200 円			支給地域区分 3 級地 [世帯主の職員] ・扶養親族3人以上 97,800 円 ・扶養親族1人又は2人 81,500 円 ・扶養親族なし 49,100 円 [その他の職員] 34,200 円						
期末・勤勉	期末 6月 140/100 1 2月 160/100 勤勉 6月 70/100 1 2月 70/100 [役職加算] 部長相当職： 20 % 課長相当職： 15 % 課長補佐相当職： 10 % 係長相当職及び4級の職： 5 %			期末 6月 140/100 1 2月 160/100 勤勉 6月 70/100 1 2月 70/100 [役職加算] 課長相当職： 15 % 課長補佐相当職： 10 % 係長相当職： 5 % 診療所長： 15 %			期末 6月 140/100 1 2月 160/100 勤勉 6月 70/100 1 2月 70/100 [役職加算] 課・室長相当職： 15 % 課・室長補佐相当職： 10 % 4級の職： 5 %			期末 6月 140/100 1 2月 160/100 勤勉 6月 70/100 1 2月 70/100 [役職加算] 課長相当職： 15 % 課長補佐相当職： 10 % 係長相当職： 5 %						
災害派遣		30日以内	30日超60日以内	60日超		30日以内	30日超60日以内	60日超		30日以内	30日超60日以内	60日超		30日以内	30日超60日以内	60日超
	公共の施設	3,970 円	3,970 円	3,970 円	公共の施設	3,970 円	3,970 円	3,970 円	公共の施設	3,970 円	3,970 円	3,970 円	公共の施設	3,970 円	3,970 円	3,970 円
	その他の施設	6,620 円	5,870 円	5,140 円	その他の施設	6,620 円	5,870 円	5,140 円	その他の施設	6,620 円	5,870 円	5,140 円	その他の施設	6,620 円	5,870 円	5,140 円

## 【参考法令関係】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔職員的身分取扱い〕

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（抜粋）

〔一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員〕

- 第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。

（1）就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1）の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

（1）の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（3）臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4）地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

（5）非常勤の消防団員及び水防団員の職

（6）特定地方独立行政法人の役員

〔分限及び懲戒の基準〕

- 第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

〔降任、免職、休職等〕

- 第28条 職員が、左の各号の1に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

（1）勤務実績が良くない場合

（2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（3）前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

（4）職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

（1）心身の故障のため、長期の休養を要する場合

（2）刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の1に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

## 先進事例

### 【篠山市】(平成11年4月1日合併)

- 1 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- 4 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

### 【さぬき市】(平成14年4月1日合併)

- 1 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、合併時に調整する。
- 4 現職員については、現給を保障する。

### 【東かがわ市】(平成15年4月1日合併)

現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

具体的な調整内容

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

### 【田村地方5町村合併協議会】(平成17年3月1日合併予定)

- 1 5町村の一般職の職員である者は、すべて新市(町)の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市(町)において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 4 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。
- 5 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。現職員については、現給を保障し、新市において速やかに給料の格差是正を行う。

### 【喜多方地方5市町村合併協議会】(平成18年1月4日合併予定)

- 1 5市町村の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 4 給与については、適正化の観点から調整し統一を図る。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	11	特別職の職員の身分の取扱い
調整方針	1 特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。 2 報酬等の額は、白河市の例を基本に、類似団体等の状況を参考として、合併時まで、4市村による特別職の報酬等調整委員会を設置し、調整する。 3 地域自治区の長の報酬等の額は、先進事例等を参考として、合併時まで、4市村による特別職の報酬等調整委員会において調整する。	

区分		4市村の現況			
		白河市	表郷村	大信村	東村
市村長	任期	自：平成14年 8月28日 至：平成18年 8月27日	自：平成15年 2月22日 至：平成19年 2月21日	自：平成13年 8月25日 至：平成17年 8月24日	自：平成16年 6月 1日 至：平成20年 5月31日
	報酬等	月額 1,030,000円	月額 783,000円	月額 783,000円	月額 783,000円
助役	任期	自：平成14年10月12日 至：平成18年10月11日		自：平成16年 4月 1日 至：平成20年 3月31日	
	報酬等	月額 815,000円	月額 590,000円	月額 590,000円	月額 590,000円
収入役	任期	自：平成15年 4月 1日 至：平成19年 3月31日			
	報酬等	月額 764,000円	月額 555,000円	月額 555,000円	月額 555,000円
教育長	任期	自：平成14年11月25日 至：平成18年11月24日	自：平成13年12月 1日 至：平成17年11月30日	自：平成13年12月11日 至：平成17年12月10日	自：平成12年10月 1日 至：平成16年 9月30日
	報酬等	月額 749,000円	月額 535,000円	月額 535,000円	月額 535,000円

【4役給与削減について】

白河市 市長 10%、助役、収入役及び教育長 5%削減中（平成17年3月31日まで）  
 表郷村 村長 20%、教育長 10%削減中（平成17年3月31日まで）  
 大信村 村長、助役及び教育長 5%削減中（平成17年3月31日まで）  
 東村 村長 20%、教育長 10%削減中（平成17年3月31日まで）

区 分			4 市 村 の 現 況			
			白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
教育委員会	定 数	委 員 長	1人	1人	1人	1人
		職 務 代 理 者	1人	1人	1人	1人
		委 員	2人	2人	2人	2人
	任 期		4年	4年	4年	4年
	報 酬 等	委 員 長	月額 52,000円	年額 153,000円	年額 135,200円	年額 158,000円
		職 務 代 理 者	月額 37,000円	年額 141,000円	年額 123,600円	年額 148,000円
		委 員	月額 37,000円	年額 138,000円	年額 123,600円	年額 148,000円
選挙管理委員会	定 数	委 員 長	1人	1人	1人	1人
		委 員	3人	3人	3人	3人
	任 期		4年	4年	4年	4年
	報 酬 等	委 員 長	年額 386,000円	年額 93,000円	年額 92,000円	年額 95,000円
委 員		年額 291,000円	年額 87,000円	年額 88,000円	年額 89,000円	
監査委員	定 数	識見委員	1人	1人	1人	1人
		議選委員	1人	1人	1人	1人
	任 期	識見委員	4年	4年	4年	4年
		議選委員	議員の任期	議員の任期	議員の任期	議員の任期
	報 酬 等	識見委員	月額 46,000円	年額 200,000円	年額 158,400円	年額 195,000円
		議選委員	月額 32,000円	年額 155,000円	年額 126,700円	年額 154,000円



区 分			4 市 村 の 現 況			
			白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
公平委員会	定 数	委 員 長	1人	福島県人事委員会に委託	福島県人事委員会に委託	福島県人事委員会に委託
		委 員	2人			
	任 期		4年			
	報酬等	委 員 長	年額 66,000円			
委 員		年額 55,000円				
固定資産評価 審査委員会	定 数	委 員 長	1人	1人	1人	1人
		委 員	8人	2人	2人	2人
	任 期		3年	3年	3年	3年
	報酬等	委 員 長	日額 7,200円	日額 7,600円	日額 6,600円	日額 6,400円
委 員		日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	日額 6,400円	

区 分		4 市 村 の 現 況				
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	
議会議員	任 期	自：平成13年 5月10日 至：平成17年 5月 9日	自：平成16年 2月 1日 至：平成20年 1月31日	自：平成16年 4月10日 至：平成20年 4月 9日	自：平成16年 2月 8日 至：平成20年 2月 7日	
	定 数	24人	14人	12人	14人	
	報酬等	議 長	月額 463,000円	月額 311,000円	月額 311,000円	月額 311,000円
		副 議 長	月額 406,000円	月額 249,000円	月額 249,000円	月額 249,000円
議 員		月額 385,000円	月額 225,000円	月額 225,000円	月額 225,000円	
農業委員会	定 数	選挙委員	22人	16人	12人	12人
		選任委員	6人	4人	3人	3人
	任 期	3年	3年	3年	3年	
	報酬等	会 長	年額 444,000円	年額 373,000円	年額 439,000円	年額 373,000円
		会長代理	年額 310,000円	年額 311,000円	年額 311,000円	年額 311,000円
		部 会 長	年額 310,000円			
		部会長代理	年額 310,000円			
委 員		年額 310,000円	年額 249,000円	年額 249,000円	年額 249,000円	

議会議員及び農業委員会の委員の報酬等の額については、議会の議員の定数及び任期の取扱い【協定項目7】及び、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い【協定項目8】において提案する。

【議会議員報酬削減について】

表郷村 議長、副議長及び議員 10%削減中（平成20年1月31日まで）  
東 村 議長、副議長及び議員 10%削減中（平成18年3月31日まで）

特別職の職員で非常勤のものの報酬（法律、条例及び規則により設置された附属機関等）

区 分	4 市 村 の 現 況							
	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村	
（投票所の）投票管理者	1回につき	12,700円	日額	10,000円	日額	12,700円	日額	12,700円
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,200円	日額	10,000円	1回につき	11,200円	1回につき	11,200円
（投票所の）投票立会人	1回につき	10,800円	日額	8,200円	日額	10,800円	日額	10,800円
期日前投票所の投票立会人	1回につき	9,600円	日額	8,200円	1回につき	9,600円	1回につき	9,600円
開票管理者	1回につき	10,700円	日額	10,000円	日額	10,700円	日額	12,700円
開票立会人	1回につき	8,900円	日額	8,200円	日額	8,900円	日額	8,900円
選挙長	1回につき	10,700円	日額	10,000円	日額	10,700円	日額	10,700円
選挙立会人	1回につき	8,900円			日額	8,900円	日額	8,900円
特別職報酬等審議会	日額	6,500円	日額	6,000円				
行政改革推進委員会			日額	6,000円	日額	6,300円	日額	9,600円
名誉市民選考委員会	日額	6,500円						
財産価額審議会	日額	6,500円						
小田川財産区管理会	日額	6,500円						
振興計画（開発）審議会			日額	6,000円	日額	6,300円		
情報公開審査会・個人情報保護審査会	日額	6,500円	日額	6,000円	日額	6,300円	日額	6,400円
国土利用計画審議会			日額	6,000円				
国民健康保険運営協議会	日額	6,500円	日額	6,000円	日額	6,300円	日額	6,400円
環境審議会	日額	6,500円						

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
防災会議	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	
交通安全対策会議	日額 6,500円			
地域安全活動推進協議会		日額 6,000円	日額 6,300円	
民生委員推薦会	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	日額 6,400円
健康づくり推進協議会		日額 6,000円	日額 6,300円	日額 9,100円
保健委員会		日額 6,000円		日額 8,400円
予防接種健康被害調査委員会		日額 6,000円	日額 6,300円	
在宅介護支援センター運営協議会		日額 6,000円		
介護保険運営協議会	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	
高齢者生活支援等推進協議会				日額 6,400円
公設地方卸売市場運営協議会	日額 6,500円			
農業労働力調整協議会		日額 6,000円		
土づくり施設建設審議会			日額 6,300円	
工業開発委員会		日額 6,000円		
水道事業経営審議会	日額 6,500円			
水道委員会		日額 6,000円		年額 12,000円
簡易水道運営審議会			日額 6,300円	
公共下水道審議会	日額 6,500円			
農業集落排水処理施設運営審議会			日額 6,300円	
都市計画審議会	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	
都市景観審議会	日額 6,500円			
奨学生選考委員会	日額 6,500円	日額 6,000円		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
心身障害児就学指導審議会	日額 6,500円			
小学校・中学校通学区域検討審議会	日額 6,500円			
学校給食センター運営委員会	日額 6,500円			
学校給食共同調理場運営委員会			日額 6,300円	
幼稚園授業料審議会			日額 6,300円	
スポーツ振興審議会	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	年額 10,600円
公民館運営審議会	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	年額 10,600円
文化財保護審議会	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	年額 6,600円
村史編さん委員会		日額 6,000円	日額 6,300円	
図書館協議会	日額 6,500円			
中山義秀記念文学館運営委員会			日額 6,300円	
公害対策審議会				日額 3,900円
体育指導委員	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	年額 9,800円
社会教育委員	日額 6,500円	日額 6,000円	日額 6,300円	年額 17,000円
社会教育指導委員	月額 85,000円	日額 6,000円	日額 6,000円	月額 150,000円

大信村の附属機関の長のものの報酬は6,600円

参 考 資 料

県内9市の特別職報酬額一覧

区 分		福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	原町市	須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	
1. 常勤特別職		給与・報酬									
市長	月額	1,200,000円	1,210,000円	1,185,000円	1,210,000円	1,030,000円	1,095,000円	864,000円	985,000円	970,000円	
助役	月額	970,000円	899,000円	970,000円	990,000円	815,000円	842,000円	693,000円	790,000円	775,000円	
収入役	月額	850,000円	809,000円	852,000円	870,000円	764,000円	759,000円	652,500円	745,000円	730,000円	
教育長	月額	850,000円	799,000円	823,000円	860,000円	735,000円	759,000円	643,500円	735,000円	730,000円	
2. 非常勤特別職(議会・農委)		給与・報酬									
議長	月額	740,000円	582,000円	705,000円	740,000円	463,000円	553,000円	382,000円	445,000円	445,000円	
副議長	月額	690,000円	540,000円	656,000円	690,000円	406,000円	490,000円	342,000円	395,000円	395,000円	
議員	月額	650,000円	506,000円	617,000円	650,000円	385,000円	460,000円	324,000円	375,000円	375,000円	
農業委員会	会長	年額	837,600円	594,000円	996,000円	1,116,000円	425,000円	420,000円	440,000円	450,000円	445,000円
	会長代理	年額	637,200円	426,000円	768,000円	816,000円	350,000円	352,000円	325,000円	320,000円	395,000円
	部会長	年額	637,200円		672,000円	696,000円	350,000円				
	部会長代理	年額	579,600円		612,000円	684,000円	350,000円				
	委員	年額	579,600円	426,000円	588,000円	660,000円	305,000円	347,000円	310,000円	305,000円	375,000円
3. 非常勤特別職(行政委員会)		給与・報酬									
教育委員会	委員長	年額	1,605,600円	1,272,000円	1,734,000円	1,860,000円	580,000円	590,000円	420,000円	500,000円	445,000円
	委員	年額	1,393,200円	1,134,000円	1,302,000円	1,440,000円	400,000円	425,000円	347,000円	380,000円	375,000円
監査委員	識見委員	年額	1,611,600円	(常勤委員)	1,320,000円	1,668,000円	560,000円	590,000円	500,000円	560,000円	445,000円
	議選委員	年額	480,000円	474,000円	720,000円	816,000円	360,000円	425,000円	294,000円	320,000円	375,000円
選挙管理委員会	委員長	年額	837,600円	642,000円	780,000円	816,000円	310,000円	305,000円	425,000円	360,000円	445,000円
	委員	年額	579,600円	624,000円	576,000円	624,000円	310,000円	305,000円	273,000円	300,000円	375,000円

会津若松市の常勤の監査委員(識見委員)の報酬は688,000円(月額)

## 先進事例

### 伊達7町合併協議会

- 1 常勤特別職（市長、助役、収入役、教育長）
  - (1) 市長、助役、収入役、教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。
  - (2) 給料の額は、現行の額及び県内の自治体の例をもとに調整する。
- 2 非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員）  
議会の議員及び農業委員会委員の報酬の額は、現行の額及び県内の自治体の例をもとに調整する。
- 3 非常勤特別職（行政委員会委員）
  - (1) 行政委員会委員の定数、任期については、法令に特例の定めがある場合はその規定を適用する。但し、監査委員の定数は2人、固定資産評価審査委員会委員の定数は3人とする。
  - (2) 報酬の額は、現行の額及び県内の自治体の例をもとに調整する。
- 4 非常勤特別職（その他）  
その他の非常勤特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、新市において新たに設置するものとし、その場合の人数、任期、報酬等は現行の制度及び県内の自治体の例をもとに調整する。

### 喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令に定めるところによる。給与の額は、同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額については、同規模の自治体の例をもとに調整する。ただし、議会の議員の定数及び任期等の取扱いの調整方針により在任特例の適用を受ける場合は、現行報酬をもとに調整する。
- 3 行政委員会の定数及び任期は、各法令の定めるところによる。報酬の額は、同規模の自治体の例をもとに調整する。ただし、農業委員会委員については定数及び任期等の取扱いの調整方針により在任特例の適用を受ける場合は、現行報酬をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 現に5市町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整する。
  - (2) 定数、任期及び報酬の額は、現行の制度をもとに調整する。
- 5 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の定数、任期及び報酬の額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、合併時まで5市町村の長が別に協議して、5市町村の長のうちから定めるものとする。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額については、同規模の自治体の例をもとに調整する。ただし、在任特例の適用を受ける場合は、特例期間は、現行報酬をもとに調整する。
- 3 行政委員会委員の定数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬の額は、同規模の自治体の例をもとに調整する。ただし、在任特例を受ける期間は、現行報酬をもとに調整する。
- 4 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (ア) 現に5町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合するものとし、それ以外のものについては、新市において速やかに調整するものとする。
  - (イ) 人数・任期・報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
- 5 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、合併時まで5町村の長が別に協議して、5町村の長のうちから定めるものとする。

### 南相馬合併協議会

- 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。また、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。
- 特別職の職員の報酬については、現行の4市町村及び類似団体の特別職の報酬額を参考に調整する。

## 先進事例

### 篠山市

新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。  
行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

### 西東京市

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。

ア 任期は、各法令の定めるところによる。

イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

### さいたま市

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

### さぬき市

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。

### あさぎり町

特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。

報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。



## 参 考 法 令

### 地方自治法（抜粋）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

参 考 法 令

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

（1） 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1）の2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

（1）の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2） 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（3） 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4） 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

（5） 非常勤の消防団員及び水防団員の職

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	1 2	条例、規則等の取扱い
調整方針	条例、規則等の制定にあたっては、次の区分により整備するものとする。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、条例、規則等を即時制定し、施行するもの (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行されるもの (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの	

区 分	4 市 村 の 現 況				
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	合 計
条 例	183	138	155	159	635
規 則	175	112	100	121	508
規程・要綱等	236	151	128	72	587
合 計	594	401	383	352	1,730

(平成16年6月30日現在)

条例、規則等の整備方針

新設合併の場合、4市村の条例、規則等はすべて失効するため、新市において新たに条例、規則等を制定し、施行する必要がある。なお、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会、専門部会、分科会で協議・承認された各種事務事業の調整内容に基づく整備区分により、整備するものとする。

【合併協議会、専門部会、分科会で協議・承認された各種事務事業の調整内容に基づく整備区分】

即時

市長職務執行者が新市発足と同時に専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの

- ・法令により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの
- ・新市の組織及びその運営又は職員等の給与、勤務時間等に関するもの
- ・市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を果たすため、空白期間の許されないもの
- ・公の施設等の設置・管理に関するもの

制定手続による分類

条例 . . . . . 市長職務執行者の専決処分により制定し施行する(地方自治法第179条第1項)

規則、規程、要綱等 . . . 市長職務執行者の職権により制定し施行する(地方自治法第15条第1項)

先進事例（西東京市）  
西東京市役所の位置を定める条例、西東京市の休日を守る条例、西東京市公告式条例等

暫定  
新市発足後、暫定条例として4市村のいずれかの区域に暫定的に施行させる必要があるもの（地方自治法施行令第3条）

- ・ 4市村の制度に差異があり、合併時に統合が困難なもの
- ・ 4市村いずれかの条例であり、新市において全域に適用させるかどうかの政策的判断を要するもの
- ・ これまで適用されていたものを整理する間施行するもの

先進事例（西東京市）  
田無市地域福祉基金、田無市私立高等学校入学資金貸付条例、保谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等

逐次  
合併後、逐次制定し施行するもの

- ・ 市長職務執行者の専決処分になじまないもの（議案提出権が長にない条例、議会関係の例規等）
- ・ 新市長の政策判断を要することから、必要に応じ、合併後、逐次制定し、施行するもの

## 先進事例

### 田村地方5町村合併協議会

条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次のとおり整備する。

- (1) 5町村に共通して制定されている条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 5町村とも制定しているが、内容に差異のあるもの及び1町村又は複数町村に制定されているものについては、事務事業に支障のないように整備する。
- (3) 施行方法は、次のとおり区分する。  
合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの  
合併時に施行しないが、逐次制定し施行するもの  
合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

### 喜多方地方5市町村合併協議会

条例、規則等については、次の方針に基づき各種事務事業について整備する。

- (1) 5市町村に共通して制定されている条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 5市町村とも制定しているが、内容に差異のあるもの及び1市町村又は複数市町村にのみ制定されているものについては、事務事業に支障のないように整備する。
- (3) 施行の方法による区分は、次のとおりとする。  
合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの  
合併時に施行しないが、逐次制定し施行するもの  
合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

### あきる野市

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

### 西東京市

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 合併後、逐次制定し、施行させるもの

## 参 考 法 令 関 係

地方自治法（抜粋）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。







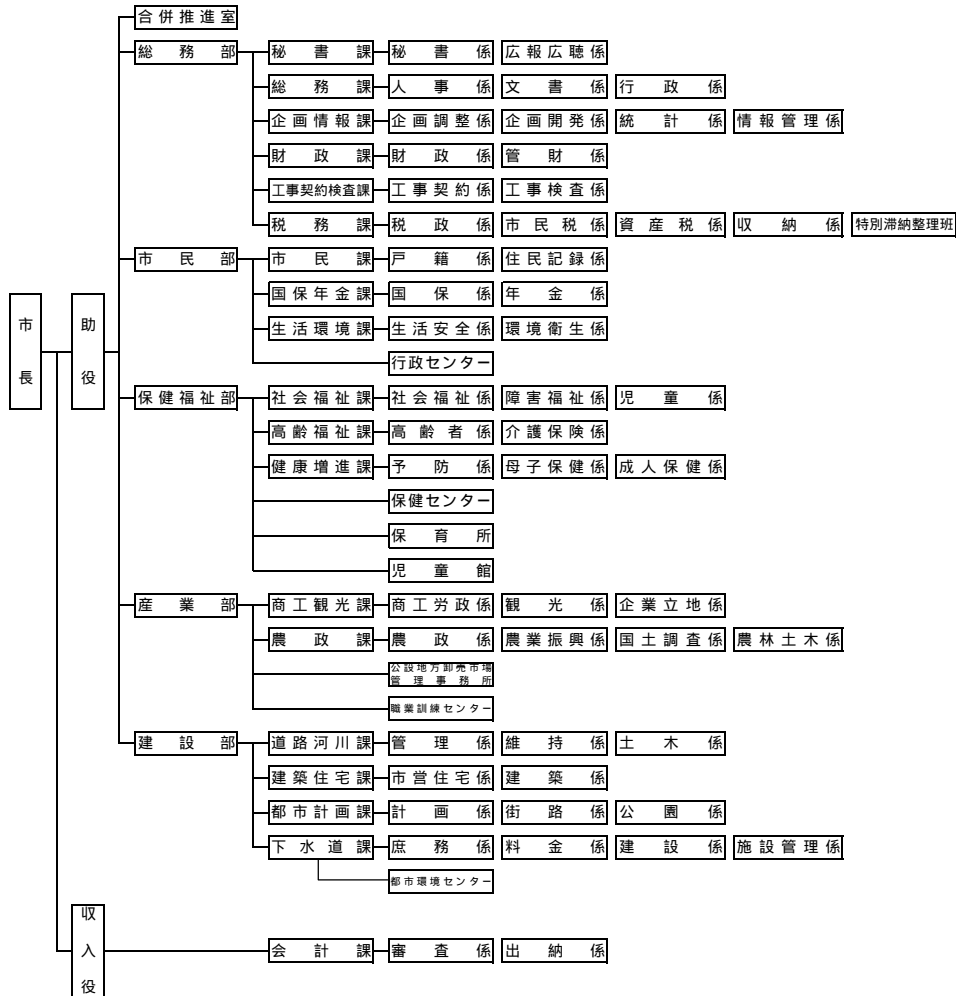
区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
附属機関等	総 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市特別職報酬等審議会</li> <li>・白河市名誉市民選考委員会</li> <li>・白河市財産価額審議会</li> <li>・小田川財産区管理会</li> <li>・白河市固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村特別職報酬等審議会</li> <li>・表郷村行政改革推進委員会</li> <li>・表郷村固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村行政改革推進委員会</li> <li>・大屋財産区管理会</li> <li>・大信村牧野運営協議会</li> <li>・大信村樋ヶ沢公有林野管理会</li> <li>・大信村固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村行政改革推進委員会</li> <li>・東村固定資産評価審査委員会</li> </ul>
	企 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村振興計画審議会</li> <li>・表郷村情報公開審議会</li> <li>・表郷村個人情報保護審査会</li> <li>・表郷村国土利用計画審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村総合振興審議会</li> <li>・大信村情報公開審査会</li> <li>・大信村個人情報保護審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村総合開発審議会</li> <li>・東村情報公開審査会</li> <li>・東村個人情報保護審査会</li> </ul>
	住民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市国民健康保険運営協議会</li> <li>・白河市環境審議会</li> <li>・白河市防災会議</li> <li>・白河市交通安全対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村国民健康保険運営協議会</li> <li>・表郷村防災会議</li> <li>・表郷村地域安全活動推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村国民健康保険運営協議会</li> <li>・大信村防災会議</li> <li>・大信村地域安全活動推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村国民健康保険運営協議会</li> <li>・東村防災会議</li> <li>・東村公害対策審議会</li> </ul>
	保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市民生委員推薦会</li> <li>・白河市青少年問題協議会</li> <li>・白河市立保育園運営協議会</li> <li>・白河市介護保険運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村民生委員推薦会</li> <li>・表郷村健康づくり推進協議会</li> <li>・表郷村保健委員会</li> <li>・表郷村予防接種健康被害調査委員会</li> <li>・表郷村在宅介護支援センター運営協議会</li> <li>・表郷村介護保険運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村民生委員推薦会</li> <li>・大信村健康づくり推進協議会</li> <li>・大信村母子保健計画策定委員会</li> <li>・大信村予防接種健康被害調査委員会</li> <li>・大信村介護保険運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村民生委員推薦会</li> <li>・東村健康づくり推進協議会</li> <li>・東村保健委員会</li> <li>・東村高齢者生活支援等推進協議会</li> </ul>
	産業経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市公設地方卸売市場運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村農業労働力調整協議会</li> <li>・表郷村工業開発委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村土づくり施設建設審議会</li> </ul>	
	建 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市水道事業経営審議会</li> <li>・白河市公共下水道審議会</li> <li>・白河市都市計画審議会</li> <li>・白河市都市景観審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村水道委員会</li> <li>・表郷村都市計画審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村簡易水道運営協議会</li> <li>・大信村農業集落排水処理施設運営審議会</li> <li>・大信村都市計画審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村水道委員会</li> </ul>

区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	教 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市奨学生選考委員会</li> <li>・白河市心身障害児就学指導審議会</li> <li>・白河市小学校・中学校通学区域検討審議会</li> <li>・白河市学校給食センター運営協議会</li> <li>・白河市スポーツ振興審議会協議会</li> <li>・白河市少年センター運営協議会</li> <li>・白河市公民館運営審議会</li> <li>・白河市文化財保護審議会</li> <li>・白河市図書館協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村奨学生選考委員会</li> <li>・表郷村スポーツ振興審議会</li> <li>・表郷村公民館運営審議会</li> <li>・表郷村文化財保護審議会</li> <li>・表郷村村史編さん委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村学校給食共同調理場運営委員会</li> <li>・大信村幼稚園授業料審議会</li> <li>・大信村スポーツ振興審議会</li> <li>・大信村公民館運営審議会</li> <li>・大信村文化財保護審議会</li> <li>・大信村村史編さん委員会</li> <li>・中山義秀記念文学館運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村スポーツ振興審議会</li> <li>・東村公民館運営審議会</li> <li>・東村文化財保護審議会</li> </ul>

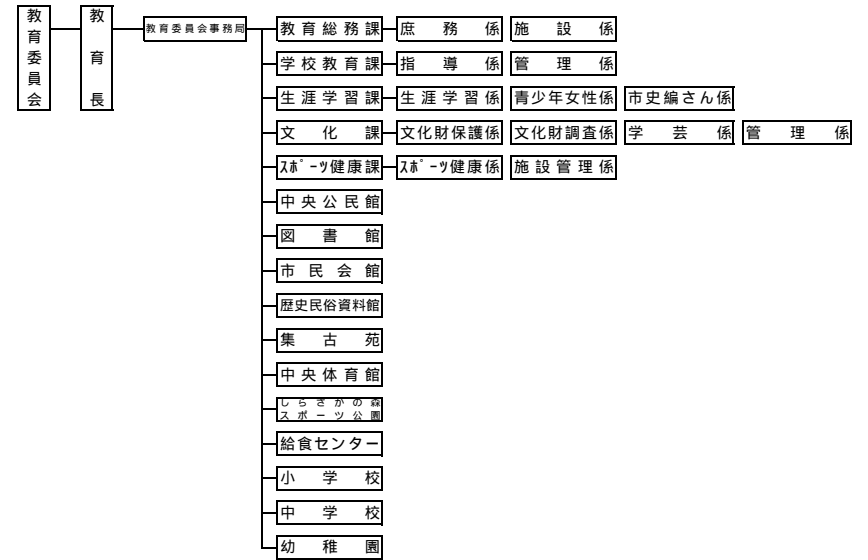
# 4 市村の現況

## 白河市行政組織図

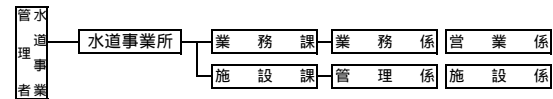
### (市長部局)



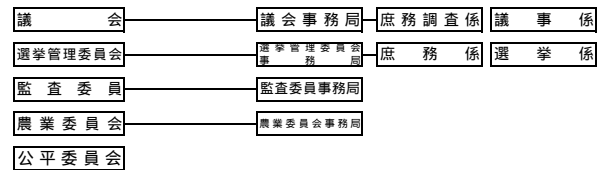
### (教育委員会部局)



### (水道事業部局)



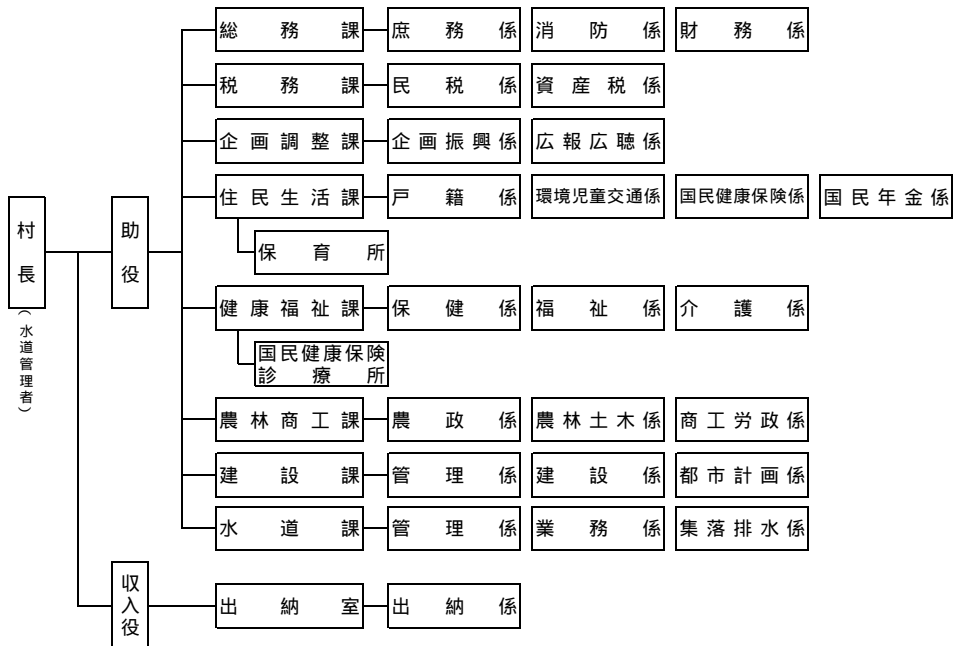
### (行政委員会等)



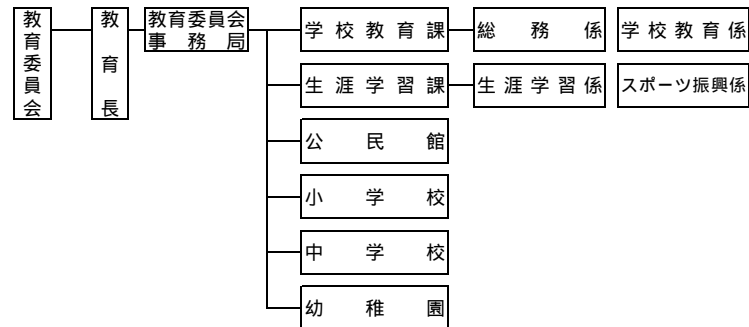
## 4 市 村 の 現 況

### 表 郷 村 行 政 組 織 図

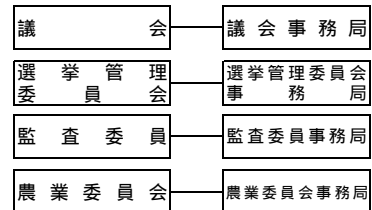
**( 村 長 部 局 )**



**( 教 育 委 員 会 部 局 )**



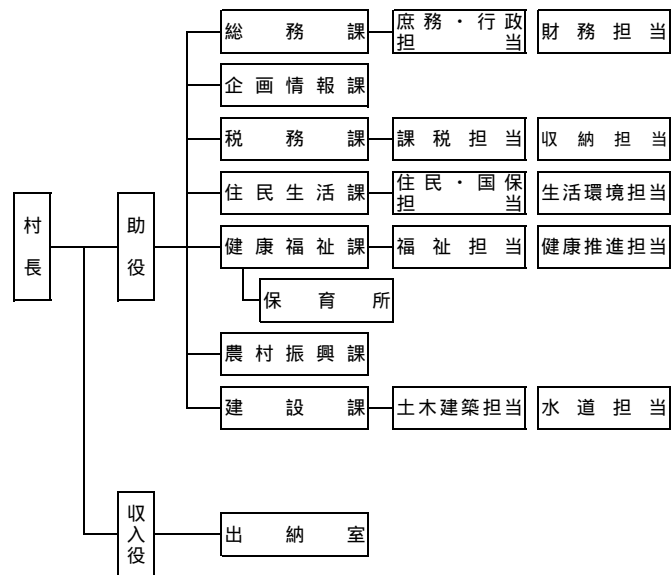
**( 行 政 委 員 会 等 )**



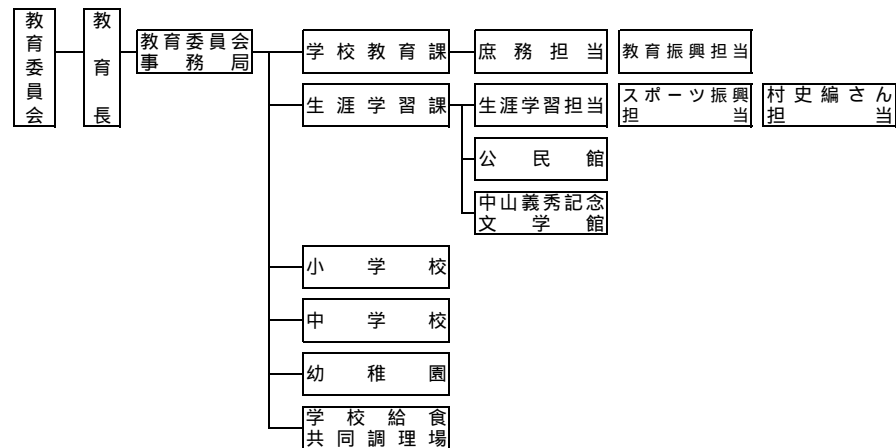
## 4 市村の現況

### 大信村行政組織図

#### (村長部局)



#### (教育委員会部局)



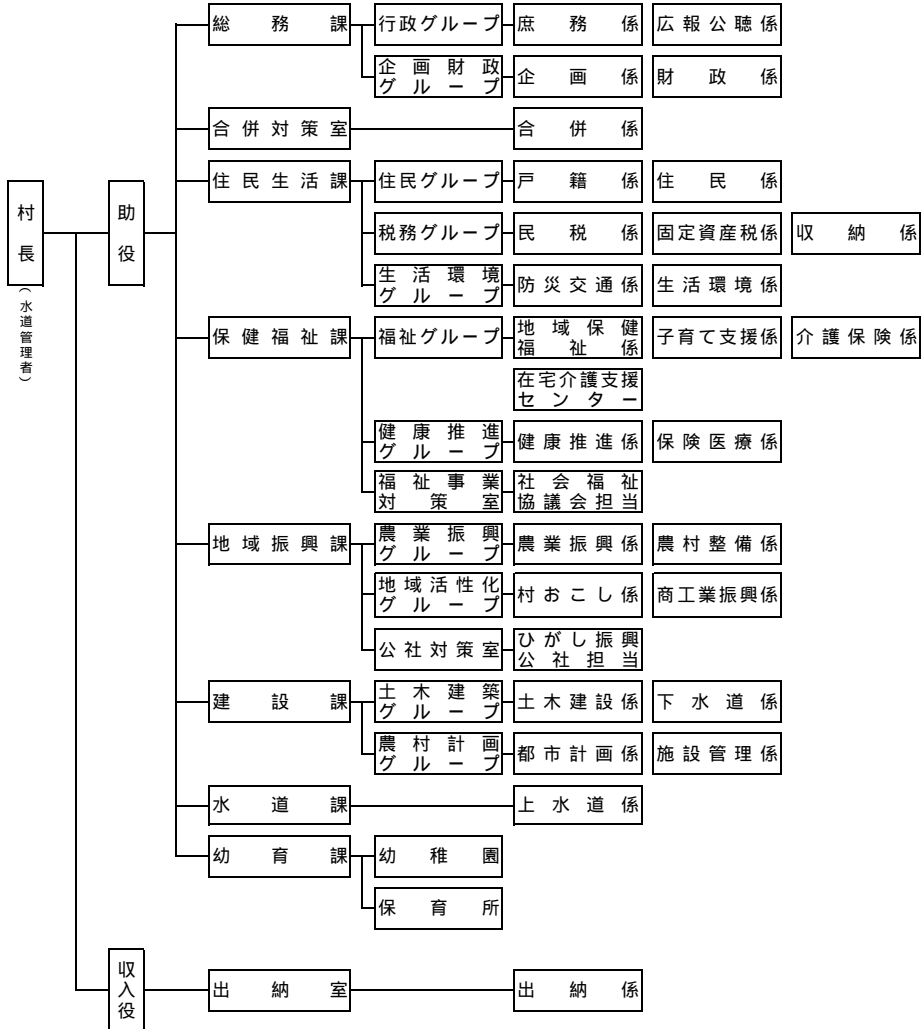
#### (行政委員会等)



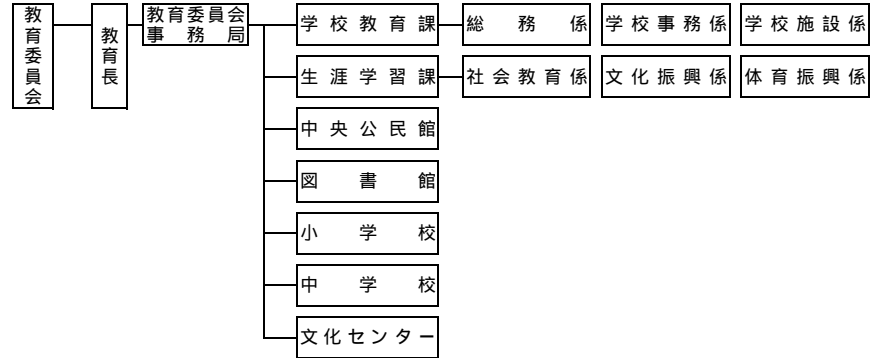
4 市 村 の 現 況

東村行政組織図

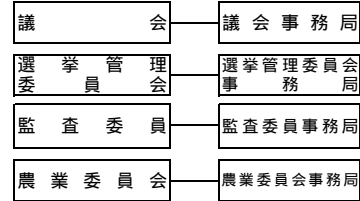
(村長部局)



(教育委員会部局)



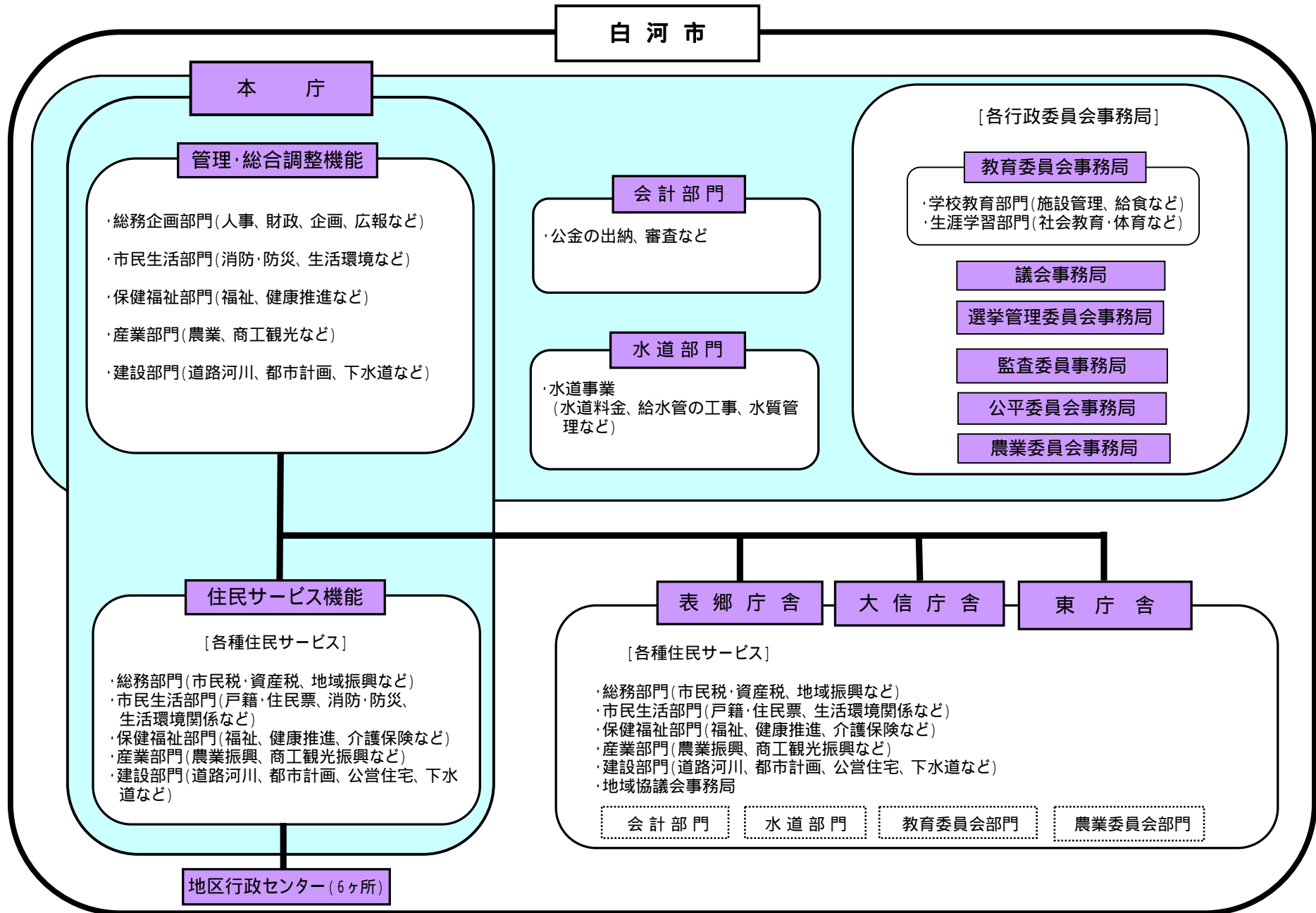
(行政委員会等)



4 市村所属課別職員数（平成16年10月1日現在）

	総務		市民		保健福祉		産業		建設		会計		水道		教育委員会		議会		選挙管理委員会		監査委員		農業委員会		合計		
	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数			
白河市	秘書課	7	市民課	12	社会福祉課	16	商工観光課	10	道路河川課	13	会計課	6	業務課	7	教育総務課	8	議会事務局	6	選挙管理委員会事務局	3	監査委員事務局	3	農業委員会事務局	3			
	総務課	17	国保年金課	10	高齢福祉課	12	農政課	15	建築住宅課	8			施設課	8	学校教育課	6											
	企画情報課	14	生活環境課	11	健康増進課	13	職業訓練センター	1	都市計画課	11					生涯学習課	9											
	財政課	10	行政センター	9	保育所	40			下水道課	18					文化課	11											
	工事契約検査課	5			児童館	2			都市環境センター	2					スポーツ健康課	7											
	税務課	25													中央公民館	3											
															図書館	6											
	合併推進室	7													市民会館	2											
															しらかの森スポーツ公園	2											
															給食センター	2											
														小学校	6												
														幼稚園	13												
	計	85	計	42	計	83	計	26	計	52	計	6	計	15	計	75	計	6	計	3	計	3	計	3	399		
表郷村	総務課	7	住民生活課	7	健康福祉課	7	農林商工課	6	建設課	5	出納室	2	水道課	5	学校教育課	3	議会事務局	2					農業委員会事務局	1			
	企画調整課	7			国民健康保険診療所	4								生涯学習課	7												
	税務課	6			保育所	10								公民館	1												
														小学校	4												
														中学校	3												
	計	20	計	7	計	21	計	6	計	5	計	2	計	5	計	24	計	2	計	0	計	0	計	1	93		
大信村	総務課	9	住民生活課	6	健康福祉課	8	農村振興課	4	建設課	7	出納室	2			学校教育課	3	議会事務局	2					農業委員会事務局	1			
	企画情報課	3			保育所	17								生涯学習課	5												
	税務課	5												公民館	1												
														中山義秀記念文学館	1												
														小学校	1												
														中学校	1												
														幼稚園	6												
													学校給食共同調理場	1													
	計	17	計	6	計	25	計	4	計	7	計	2	計	0	計	19	計	2	計	0	計	0	計	1	83		
東村	総務課	7	住民生活課	13	保健福祉課	10	地域振興課	7	建設課	6	出納室	2	水道課	3	学校教育課	3	議会事務局	2					農業委員会事務局	1			
	合併対策室	5			幼育課	2								生涯学習課	5												
					保育所	7																					
					幼稚園	7																					
	計	12	計	13	計	26	計	7	計	6	計	2	計	3	計	8	計	2	計	0	計	0	計	1	80		
合計	134		68		155		43		70		12		23		126		12		3		3		6	655			

【参考】 新市の組織及び機構（イメージ図）





## 先 進 事 例

### 東京都あきる野市

- (1)現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2)新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。
- (3)出先機関は、おおむね現行のまま存続する。
- (4)新市の組織・機構の整備については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- (5)教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。  
また附属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている附属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。  
なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

### 兵庫県篠山市

- (1)新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2)新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

### 埼玉県さいたま市

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- (1)市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- (2)簡素で効率的な組織・機構
- (3)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4)指揮命令系統が明確な組織・機構
- (5)地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- (6)新たな行政課題を見据えた組織・機構

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 新市の組織・機構は、「クラスター方式の基本的考え方」(別紙)に従うほか、以下の方針により整備するものとする。
  - (1)地方分権の下で各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
  - (2)指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
  - (3)簡素で効率的な組織・機構
  - (4)市民にとって利用しやすく、わかりやすい組織・機構
  - (5)市民の声を適正に反映することができる組織・機構
  - (6)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 2 附属機関等は、現に5町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に一元化する。各町村独自に設置されているものは、原則として新市において速やかに調整する。

### クラスター方式の基本的考え方

- 1 新市のまちづくりについては、クラスター方式を用いることにより次の方針によることとする。
  - (1)住民に身近な行政サービスが従来どおり提供されるようにするとともに、その質がさらに高められるように努める。
  - (2)合併前の町村ごとの独自のまちづくりを尊重し、引き継ぐ。
  - (3)組織内分権により、地域の実情に応じた行政サービスの提供ができるようにし、行政組織の効率化を図る。
  - (4)地域住民の生活に密着した課題について、それぞれの地域住民の意見が反映されるようにする。
- 2 クラスター方式の採用と併せて、行財政の効率化や多様化・高度化する行政需要への対応などの合併の効果が十分に発揮されるよう、新市における一体性を確保し、新市全体としての力を高めるものとする。
- 3 新市の組織体制は、クラスター方式による効果が十分に発揮されるよう、以下の方針による。
  - (1)合併前の滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の区域ごとに、総合事務所として行政局を置く。
  - (2)行政局は、主に地域住民の生活に直接関わる行政分野などについて総合的に処理する。
  - (3)行政局の権限は、その所管する事務を行うに当たり、できる限り行政局単位で決定しうるようなものとする。
  - (4)本庁は、主に行政局が担うことができない、又は担うことが適当ではないと考えられる事務を行う。
  - (5)本庁と行政局及び行政局間の事務の調整を図るため、本庁と行政局との間に連絡調整会議を設ける。

地方自治法（抜粋）

〔地方公共団体の法人格とその事務〕

第2条（第1項～第13項 省略）

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。  
 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

〔事務所の設置又は変更〕

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。  
 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

〔執行機関の組織の原則〕

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。  
 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。  
 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

〔支庁・地方事務所・支所等の設置〕

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。  
 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

〔都道府県の部局・分課及び市町村の部課〕

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。  
 3 普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

〔職務・組織・設置〕

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。  
 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	14	一部事務組合等の取扱い
調整方針	<p>1 4市村が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって、当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。なお、福島県市町村総合事務組合に係る常勤職員に対する退職手当支給事務については、新市において加入しない。</p> <p>2 大信村が加入している矢吹町、泉崎村、中島村及び大信村火葬場協議会については、炉の建設償還が完了する平成24年度まで継続して加入するものとする。</p>	

4市村が加入している一部事務組合等の現況				
名称	4市村加入状況	管理者	共同処理する業務	構成団体
福島県市町村総合事務組合  設立：昭和27年7月	・白河市 (常勤職員に対する退職手当の支給事務のみ未加入) ・表郷村 ・大信村 ・東村	玉川村長	常勤職員に対する退職手当支給事務 消防団員等補償等事務 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務 議会の議員その他非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務	福島県内90市町村及び40一部事務組合 80町村及び31一部事務組合 90市町村 7市80町村及び10消防組合 8市80町村及び40一部事務組合
福島県市町村職員共済組合  設立：昭和37年12月	・白河市 ・表郷村 ・大信村 ・東村	須賀川市長	加入市町村等の職員及びその遺族の相互救済事務 短期給付事業 加入市町村等の職員の保健給付・休業給付等に関すること。 長期給付事業 加入市町村等の職員の退職共済年金等の支給に関すること。 福祉事業 加入市町村等の保健事業・貸付事業に関すること。	福島県内90市町村
白河地方広域市町村圏整備組合  設立：昭和44年10月	・白河市 ・表郷村 ・大信村 ・東村	白河市長	白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 消防に関すること。 研修に関すること。 救急医療運営費補助事業に関すること。 介護保険法(平成9年法律第23号)第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な事務に関すること。 組合市町村のうち白河市、矢吹町、表郷村、東村、中島村、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村を結ぶ情報通信ネットワークの整備、管理及び情報センターの設置・運営管理に関すること。	白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

名 称	4 市村加入状況	管理者	共同処理する業務	構成団体
白河地方水道用水供給企業団 設立：昭和62年11月	・白河市 ・表郷村 ・大信村 ・東 村	白河市長	水道用水供給施設の設置及び経営に関する事務	白河市、西郷村、表郷村、東村、 泉崎村、中島村、矢吹町、大信村
西白河地方衛生処理一部事務組合 設立：昭和41年1月	・白河市 ・表郷村 ・大信村 ・東 村	白河市長	ごみ処理事業 し尿処理事業	白河市、西郷村、表郷村、東村、 泉崎村、中島村、矢吹町、大信村

・ 4 市村が加入している土地開発公社の現況

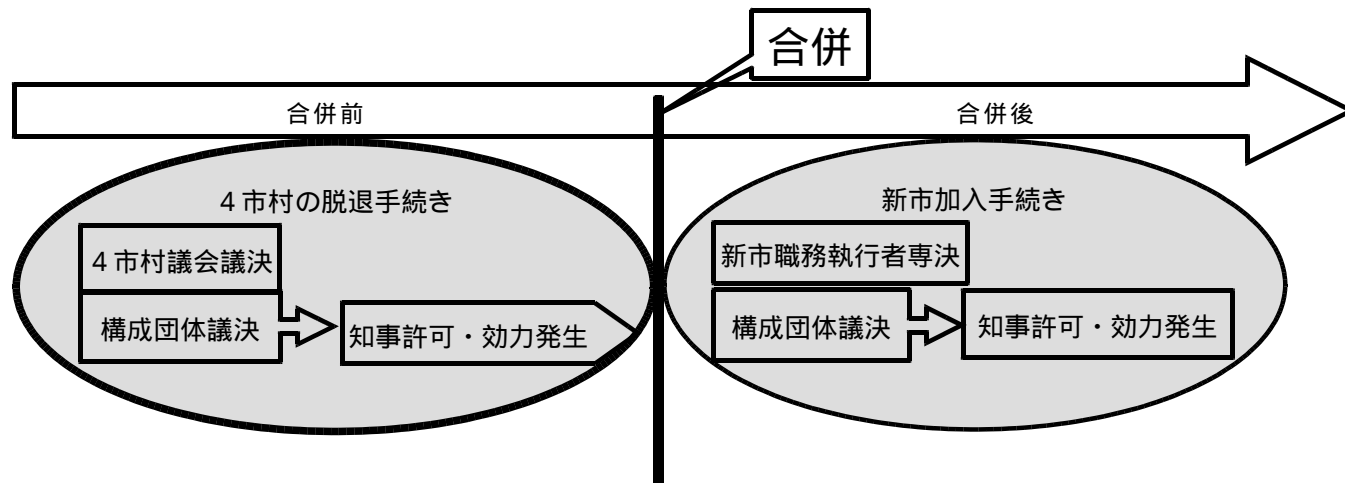
組合の名称	4 市村加入状況	管理者	共同処理する業務	構成団体
白河地方土地開発公社 設立：昭和48年2月	・白河市 ・表郷村 ・大信村 ・東 村	白河市長	公有地の取得、造成その他の管理及び処分等	白河市、西郷村、表郷村、東村、 泉崎村、中島村、矢吹町、大信村、 棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

・ 1 村が加入している協議会

名 称	4 市村加入状況	管理者	業務内容	構成団体
矢吹町、泉崎村、中島村及び大信村 火葬場協議会 設立：平成2年 6月	・大信村	矢吹町長	火葬場施設設置に関する事務 火葬場の運営に関する事務 火葬場施設の維持管理に関する事務	大信村、矢吹町、泉崎村、中島町

### 基本的な整理事項

合併に伴う一部事務組合への脱退・加入の手続きに関しては、通常の脱退・加入と同様の手続きが求められている。その結果、脱退のみあるいは合併後の加入継続が明白な場合であっても、関係地方公共団体との協議とそれらすべての議会の議決を経なければならないとともに、都道府県知事の許可を受けなければならない。  
(地方自治法第286条第1項、第290条)



つまり、地方自治法上は、市町村合併によって一部事務組合を構成する地方公共団体の数に異動を及ぼすときは、まず構成団体間すべての協議・議決及び県知事の許可の上で脱退し、合併期日に新たな加入のための構成団体間すべての協議・議決及び県知事の許可を得ることを想定している。

従って、「地方公共団体が一部事務組合から脱退しようとするときは、関係地方公共団体の協議が整わなければならない。もし、協議が整わなければ、脱退できないのであって、これに関する法律上の救済方法もない。これは、一見不合理にみえるのであるが、組合の成立は協議を経た一種の公法上の契約を前提とする行為であり、一方的に脱退を認めるとすれば、組合内の他の地方公共団体にも不利益を与えることを予防し得ないからである。法は、加入及び脱退については、関係地方公共団体の意思の一致を要求しているのである。」

(「逐条地方自治法」抜粋)

なお、改正合併特例法の成立により、一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間(最大6月)、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置が講じられ、手続き上の猶予期間を設けることが可能となった。

### 地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)  
第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、(中略)都道府県知事の許可を受けなければならない。

(議会の議決を要する協議)  
第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議決を経なければならない。

## 県内先進事例

### 伊達7町合併協議会

- 1 7町以外の公共団体と構成している一部事務組合等については、合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等へ加入する。
- 2 7町内で構成している一部事務組合等については解散し、新市に引き継ぐ。

### 田村地方5町村合併協議会

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合へ加入する。

### 喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 一部事務組合（喜多方地方水道用水供給企業団を除く。）については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合へ加入する。
- 2 土地開発公社については、合併の前日をもって当該公社から脱退し、新市において合併の日に当該公社へ加入する。
- 3 第3セクターの出資金等については、新市に引き継ぐものとし、管理・運営は現行のとおりとする。なお、将来的に統廃合できる可能性のあるものについては、新市において管理運営主体とともに検討する。
- 4 その他組合等については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等へ加入する。

### 会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

- 1 一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合へ加入する。
- 2 土地開発公社については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該公社へ加入する。
- 3 その他の一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合等へ加入する。
- 4 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該協議会へ加入する。

## 一部事務組合・協議会事務委託関係

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～6 略

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは協同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

## 土地開発公社関係

公有地の拡大に関する法律（昭和47年法律第66号）

（設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が認識しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

目的

名称

設立団体

事務所の所在地

役員の定数、任期その他役員に関する事項

業務の範囲及びその執行に関する事項

基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

公告の方法

解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令284号）

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第6条 法第14条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

事務所の所在地の変更

土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更

第2号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	15	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	1 行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市及び大信村、東村の例により統一する。 2 道路占用料、河川流水占用料、公共物占用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 3 公営住宅、特定公共賃貸住宅の家賃及び駐車場の使用に関する入居者負担については、現行のとおりとする。 4 公営住宅合併処理浄化槽の使用に関する入居者負担については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。 5 都市計画関係使用料及び手数料については、合併時に白河市の例により統一する。 6 屋外広告物手数料については、現行のとおりとする。	

【使用料】				
区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
行政財産	<b>【行政財産使用料】</b> 土地（年額） ・ 建物の敷地 $\frac{\text{固定資産評価額} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365}$ (又は366) ・ 本柱、支柱、支線の設置 電気通信事業法施行令別表の額 ・ 公衆電話所 700円 / 1箇所 ・ 鉄塔 520円 / 1㎡ ・ 上下水道管、ガス管、地下ケーブル等 外径が0.4m未満のもの 160円 / 1m 外径が0.4m以上のもの 400円 / 1m ・ 掲示板、広告板等 3,600円 / 1㎡ 建物（年額） $\frac{\text{建物再構築価格} \times 12 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365}$ (又は366)	<b>【行政財産使用料】</b> 土地 ・ 建物の敷地（月額） $\frac{\text{前年分相続税課税標準額} (1\text{m}^2\text{あたり}) \times \text{許可面積} \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{12}}$ ・ 水道管、ガス管、地下ケーブル等（年額） 外径が1m未満のもの 500円 / 1㎡ 外径が1m以上のもの 1,000円 / 1㎡ ・ 掲示板、広告板等 4,250円 / 1㎡ 建物（月額） $\frac{\text{使用建築物本体工事費} \times \text{使用許可面積}}{\text{使用建築物延べ床面積}} \times \frac{6}{100} \times \frac{1}{12}$ 山林（年額） ・ 裸線又は被裸線 1,200円 / 本柱1本 ・ ケーブル 800円 / 本柱1本 山林以外の土地（年額） ・ 本柱、コンクリート柱、鉄柱、鉄塔、支線又は支柱（1本）、路線保護用柱、水底線表示柱等、その他の施設（使用面積1.7㎡ごとに） 田 畑 宅地 その他 1,600円 1,470円 1,140円 150円 ・ H柱又は人形柱（1本）、ハンドホール又はマンホール1個 田 畑 宅地 その他 3,200円 2,940円 2,280円 300円	<b>【行政財産使用料】</b> 土地（年額） ・ 建物の敷地 $\frac{\text{固定資産評価額} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365}$ (又は366) ・ 本柱、支柱、支線の設置 電気通信事業法施行令別表の額 ・ 公衆電話所 700円 / 1箇所 ・ 鉄塔 520円 / 1㎡ ・ 上下水道管、ガス管、地下ケーブル等 外径が0.4m未満のもの 160円 / 1m 外径が0.4m以上のもの 400円 / 1m ・ 掲示板、広告板等 3,600円 / 1㎡ 建物（年額） $\frac{\text{建物再構築価格} \times 12 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365}$ (又は366)	<b>【行政財産使用料】</b> 土地（年額） ・ 建物の敷地 $\frac{\text{固定資産評価額} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365}$ (又は366) ・ 公衆電話所 700円 / 1箇所 ・ 鉄塔 520円 / 1㎡ ・ 上下水道管、ガス管、地下ケーブル等 外径が1m未満のもの 490円 / 1m 外径が1m以上のもの 990円 / 1m ・ 掲示板、広告板等 4,250円 / 1㎡ 建物（年額） ・ 村有地の上にある建物 $\frac{\text{財産台帳価格} \times 6 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365}$ (又は366) ・ 村有地以外の上にある建物 $\frac{\text{当該土地所有者に村が支払うべき地代} \times \text{当該建設の使用許可日数} \times \text{当該建物の使用許可面積}}{\text{当該土地の延べ面積}}$

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
道路占用	<p>【道路占用料】</p> <p>電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物 (年額) 5円-4,400円</p> <p>水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (年額) 48円-950円</p> <p>鉄道、軌道その他これらに類する施設 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (年額) 1,400円</p> <p>地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (年額) 1,400-2,900円</p> <p>看板、標識 (年額) 440円-4,400円</p> <p>アーチ (月額) 2,200円-4,400円</p> <p>工事用施設、工事用材料 (月額) 440円</p>	<p>【道路占用料】</p> <p>電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (年額) 4円-1,600円</p> <p>水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (年額) 36円-710円</p> <p>鉄道、軌道その他これらに類する施設 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (年額) 1,100円</p> <p>露店、商品置場その他これらに類する施設 一時的なもの (日額) 11円 その他のもの (月額) 110円</p>	<p>【道路占用料】</p> <p>条例等なし</p> <p>行政財産使用料条例に準拠して徴収</p>	<p>【道路占用料】</p> <p>電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (年額) 4円-1,600円</p> <p>水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (年額) 36円-710円</p> <p>鉄道、軌道その他これらに類する施設 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (年額) 1,100円</p> <p>露店、商品置場その他これらに類する施設 一時的なもの (日額) 11円 その他のもの (月額) 110円</p>
河川流水占用	<p>【河川流水占用料】</p> <p>流水占用料 (年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電以外の原動力 400円</li> <li>・その他 4,000円</li> </ul> <p>許可使用水量毎秒1㍓につき 土地占用料 (年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地、耕作地、電柱建設敷地、管類敷設敷地等 80円-800円</li> <li>・温泉源湯敷地 32,000円</li> </ul> <p>土砂採取料その他の河川産出物採取量 砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円-1,000円 / 1m<sup>3</sup></p>	/	/	/
公共物管理	<p>【公共物占用料】</p> <p>土地の占用 (年額)</p> <p>電柱、電話柱、街灯、送電鉄塔、管類、農地、橋りょう、駐車場等 62円-2,125円</p> <p>温泉源湯敷地 32,000円</p> <p>産出物の採取 砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円-1,000円 / 1m<sup>3</sup></p> <p>公有水面の占有 (年額)</p> <p>区画漁業権に基づく養魚 60円 / 17-㍓</p> <p>区画漁業権に基づかない養魚210円 / 17-㍓</p> <p>ボート浮遊その他 420円 / 17-㍓</p>	<p>【公共物占用料】</p> <p>土地の占用 (年額)</p> <p>電柱、電話柱、街灯、送電鉄塔、管類、農地、橋りょう、駐車場等 62円-2,125円</p> <p>温泉源湯敷地 32,000円</p> <p>産出物の採取 砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円-1,000円 / 1m<sup>3</sup></p>	<p>【公共物占用料】</p> <p>土地の占用 (年額)</p> <p>電柱、電話柱、街灯、送電鉄塔、管類、農地、橋りょう、駐車場等 62円-2,125円</p> <p>温泉源湯敷地 32,000円</p> <p>産出物の採取 砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円-1,000円 / 1m<sup>3</sup></p>	<p>【公共物占用料】</p> <p>土地の占用 (年額)</p> <p>電柱、電話柱、街灯、送電鉄塔、管類、農地、橋りょう、駐車場等 62円-2,125円</p> <p>温泉源湯敷地 32,000円</p> <p>産出物の採取 砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円-1,000円 / 1m<sup>3</sup></p>

4 市 村 の 現 況

区 分

白 河 市

表 郷 村

大 信 村

東 村

公営住宅

【市営住宅】(H16.4.1現在 管理戸数829戸)

住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)
石切場	S35-36	11	2,100-4,700
石切場1	H 5	12	20,500-41,700
石切場2	H 5	16	20,800-42,700
石切場3	H 6	16	21,000-42,700
石切場4	H 7	8	21,300-43,300
石切場5	H 8	18	21,200-43,800
石切場6	H 9	15	21,800-44,400
金勝寺	S30-31	26	800- 3,100
八竜神	S34-37	33	2,000- 5,200
中田	S40-42	42	3,600- 7,600
立石山	S42	9	3,900- 6,500
結城	S43-46	32	4,200-14,800
関川窪	S47	22	5,700-10,300
関川窪1	S48	30	9,700-16,100
関川窪2	S49	30	10,700-17,700
関川窪3	S49	30	11,800-19,600
関川窪4	S50	32	12,800-21,300
関川窪5	S50	24	12,100-20,000
関川窪6	S50	30	12,100-20,000
関川窪7	S51	30	13,900-23,000
松風の里1	S52	40	15,900-26,400
松風の里2	S53	32	16,200-26,800
松風の里3	S54	24	15,500-25,700
松風の里4	S54	24	15,500-25,700
松風の里5	S55	32	16,700-27,700
松風の里6	S57	24	17,400-28,900
久田野1	S58	16	16,200-26,800
久田野2	S58	16	16,200-26,800
久田野3	S59	16	17,900-29,700
久田野4	S60	24	16,700-26,800
久田野5	H 2	16	19,500-32,300
真舟1	S59	24	18,400-30,500
真舟2	S60	24	20,300-33,700
真舟3	S63	24	21,200-35,100
葉ノ木平	S35	25	2,200- 3,700
和尚壇	S22	1	100
泉田	S35	1	4,700- 7,800

( 上記はH16年度家賃額 )

・公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める

【村営住宅】(H16.4.1現在 管理戸数110戸)

住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)
瀬戸原	S41-42	18	3,200- 5,700
瀬戸原	H12	18	18,900-31,300
広畑 A	S55	18	14,600-24,200
広畑 B	S56	18	14,800-24,600
広畑 C	S57	18	15,100-25,000
梁森	S59	20	13,800-22,900

( 上記はH16年度家賃額 )

・公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。

【村営住宅】(H16.4.1現在 管理戸数179戸)

住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)
外面1	S54	24	13,000-21,500
外面2	S55	24	13,700-22,700
外面3	S57	24	14,800-24,500
石久保1	S59	24	15,100-25,000
石久保2	S59	24	15,100-25,000
石久保3	S62	24	15,700-26,100
石久保4	H 3	16	16,900-27,900
竹ノ下	S58-H 2	19	11,500-26,500

( 上記はH16年度家賃額 )

・公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。

【村営住宅】(H16.4.1現在 管理戸数60戸)

住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)
矢越山	S35	1	2,300- 3,600
矢越山	S60	8	13,500-22,300
刈敷坂	S35	1	1,900- 3,100
白鳥 1	S56	12	18,900-30,200
白鳥 2	S59	12	19,100-31,600
坂口	S58	6	15,700-26,100
坂口	H 3	6	19,200-31,800
坂口	H 4	6	19,600-32,500
釜橋	H 1	4	14,700-24,400
釜橋	H 2	4	15,100-21,000

( 上記はH16年度家賃額 )

・公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。

区分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村												
特定優良賃貸住宅			<p>【特定公共賃貸住宅】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>管理戸数</th> <th>家賃額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石久保5</td> <td>H 6</td> <td>16</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H16.4.1現在 管理戸数16戸)</p> <p>・家賃は近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう地方公共団体の長が定める。</p>	住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)	石久保5	H 6	16	40,000					
住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)													
石久保5	H 6	16	40,000													
公営住宅 駐車場	<p>【市営住宅駐車場】</p> <p>使用料徴収の規定なし</p>	<p>【村営住宅駐車場】</p> <p>使用料徴収の規定なし</p>	<p>【村営住宅及び特定公共賃貸住宅駐車場】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>区画数</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石久保4</td> <td>H 3</td> <td>16</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>石久保5</td> <td>H 6</td> <td>16</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H16.4.1現在 駐車場区画数32戸)</p> <p>・条例により上記金額(月額)を徴収</p>	住宅名	建設年度	区画数	使用料(円)	石久保4	H 3	16	1,000	石久保5	H 6	16	3,000	<p>【村営住宅駐車場】</p> <p>使用料徴収の規定なし</p>
住宅名	建設年度	区画数	使用料(円)													
石久保4	H 3	16	1,000													
石久保5	H 6	16	3,000													
公営住宅 合併処理 浄化槽	<p>【市営住宅合併処理浄化槽】</p> <p>使用料徴収の規定はなく、入居者で組織する自治会が電気料、汚泥抜き取り料を負担している。</p>	<p>【村営住宅合併処理浄化槽】</p> <p>使用料徴収の規定はなく、入居者で組織する自治会が電気料を負担し、村が汚泥抜き取り料を負担している。</p>	<p>【村営住宅合併処理浄化槽】</p> <p>使用料 ・外面3、石久保、竹ノ下住宅入居者(月額) 1,700円(基準割)+500円×人数(人員割)</p> <p>・外面、石久保団地集会所(2ヶ月ごと) 水道使用20㎡まで3,200円 +20㎡超1㎡につき160円</p>	<p>【村営住宅合併処理浄化槽】</p> <p>白鳥団地、坂口住宅2階建て 使用料徴収の規定はなく、入居者で組織する自治会が電気料を負担し、村が汚泥抜き取り料を負担している。 釜橋住宅 各戸に浄化槽が設置されており入居者が料金を負担。 坂口住宅平屋建て、刈敷坂住宅(S35)、矢越山住宅(S35) くみ取り式(各自負担) 矢越山住宅 農業集落排水事業に接続(各自負担)</p>												

区分	4 市 村 の 現 況																																													
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																										
都市公園	<p>【都市公園占用料】</p> <p>施設を設ける場合（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売店、飲食店 250円 / m<sup>2</sup></li> </ul> <p>公園を占有する場合（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱 1,000円 / 本</li> <li>・変圧塔 1,400円 / 基</li> <li>・地下埋設物 190円・480円 / m</li> <li>・標識 1,100円 / 本</li> <li>・看板・掲示板 44円 / m<sup>2</sup></li> <li>・工事用施設 440円 / m<sup>2</sup></li> <li>・仮設工作物 44円 / m<sup>2</sup></li> </ul> <p>【南湖公園翠楽苑】</p> <p>翠楽苑入園料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大人 310円</li> <li>中学生及び高校生 150円</li> </ul> <p>松楽亭 常盤の間 / 錦の間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">9時-12時</td> <td style="width: 33%;">13時-16時</td> <td style="width: 33%;">17時-21時</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>9時-16時</td> <td>13時-21時</td> <td>9時-21時</td> </tr> <tr> <td>8,400円</td> <td>9,450円</td> <td>13,650円</td> </tr> </table> <p>松楽亭 松風の間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">9時-12時</td> <td style="width: 33%;">13時-16時</td> <td style="width: 33%;">17時-21時</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>9時-16時</td> <td>13時-21時</td> <td>9時-21時</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>4,620円</td> <td>6,720円</td> </tr> </table> <p>秋水庵</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">9時-12時</td> <td style="width: 33%;">13時-16時</td> <td style="width: 33%;">17時-21時</td> </tr> <tr> <td>6,300円</td> <td>6,300円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>9時-16時</td> <td>13時-21時</td> <td>9時-21時</td> </tr> <tr> <td>12,600円</td> <td>13,860円</td> <td>20,160円</td> </tr> </table> <p>野点広場</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">9時-12時</td> <td style="width: 33%;">13時-16時</td> <td style="width: 33%;">17時-21時</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>4,200円</td> </tr> </table>	9時-12時	13時-16時	17時-21時	4,200円	4,200円	5,600円	9時-16時	13時-21時	9時-21時	8,400円	9,450円	13,650円	9時-12時	13時-16時	17時-21時	2,100円	2,100円	2,800円	9時-16時	13時-21時	9時-21時	4,200円	4,620円	6,720円	9時-12時	13時-16時	17時-21時	6,300円	6,300円	8,400円	9時-16時	13時-21時	9時-21時	12,600円	13,860円	20,160円	9時-12時	13時-16時	17時-21時	2,100円	2,100円	4,200円			
9時-12時	13時-16時	17時-21時																																												
4,200円	4,200円	5,600円																																												
9時-16時	13時-21時	9時-21時																																												
8,400円	9,450円	13,650円																																												
9時-12時	13時-16時	17時-21時																																												
2,100円	2,100円	2,800円																																												
9時-16時	13時-21時	9時-21時																																												
4,200円	4,620円	6,720円																																												
9時-12時	13時-16時	17時-21時																																												
6,300円	6,300円	8,400円																																												
9時-16時	13時-21時	9時-21時																																												
12,600円	13,860円	20,160円																																												
9時-12時	13時-16時	17時-21時																																												
2,100円	2,100円	4,200円																																												

【手数料】

区分	4 市 村 の 現 況								
	手数料の名称	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村	
都市計画法関係	開発行為の許可申請	開発面積及び用途に応じて 43,000円-870,000円		/		/		/	
	都市計画法第4条第2項ただし書き	1件につき	46,000円						
	都市計画法第4条第1項ただし書き	1件につき	26,000円						
	開発許可を受けた地位の承継	種類に応じ	1,700円 2,700円 17,000円						
	開発登録簿の写しの交付	1件につき	470円						
	開発行為又は建築に関する証明書交付	1件につき	470円						
屋外広告物	はり紙	50枚につき	250円	50枚につき	250円	50枚につき	250円	50枚につき	250円
	はり札	10枚につき	800円	10枚につき	800円	10枚につき	800円	10枚につき	800円
	立看板	1個につき	350円	1個につき	350円	1個につき	350円	1個につき	350円
	広告幕、のぼり又は旗	1通につき	200円	1通につき	200円	1通につき	200円	1通につき	200円
	気球利用広告物	1個につき	2,500円	1個につき	2,500円	1個につき	2,500円	1個につき	2,500円
	電柱利用広告物	1個につき	550円	1個につき	550円	1個につき	550円	1個につき	550円
	広告板又は広告塔	1㎡以下	1,000円	1㎡以下	1,000円	1㎡以下	1,000円	1㎡以下	1,000円
		3㎡以下	1,600円	3㎡以下	1,600円	3㎡以下	1,600円	3㎡以下	1,600円
		6㎡以下	2,300円	6㎡以下	2,300円	6㎡以下	2,300円	6㎡以下	2,300円
		10㎡以下	3,100円	10㎡以下	3,100円	10㎡以下	3,100円	10㎡以下	3,100円
		10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円		10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円		10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円		10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円	
アーチ広告物	1基につき	3,500円	1基につき	3,500円	1基につき	3,500円	1基につき	3,500円	

**【参考法令関係】**

地方自治法（抜粋）  
（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧償使用の使用料及び加入金）

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

道路法（抜粋）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- （1）電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- （2）水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- （3）鉄道、軌道その他これらに類する施設
- （4）歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- （5）地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- （6）露店、商品置場その他これらに類する施設
- （7）前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

（占用料の徴収）

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

公営住宅法（抜粋）

（家賃の決定）

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

公営住宅法施行令（抜粋）

（家賃の算定方法）

第2条 公営住宅法（以下「法」という。）第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

- （1）公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
- （2）当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）を70平方メートルで除した数値
- （3）公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- （4）事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げる数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値
  - イ 0.5
  - ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値
    - （1）1.3
    - （2）1.6を第1号に掲げる数値で除した数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入額	額
123,000円以下の場合	37,100円
123,000円を超え 153,000円以下の場合	45,000円
153,000円を超え 178,000円以下の場合	53,200円
178,000円を超え 200,000円以下の場合	61,400円
200,000円を超え 238,000円以下の場合	70,900円
238,000円を超え 268,000円以下の場合	81,400円
268,000円を超え 322,000円以下の場合	94,100円
322,000円を超える場合	107,700円

**【参考資料】**

特定優良賃貸住宅制度について

1. 目的

中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 供給方式

- (1) 民間の土地所有者等が建設及び管理を行うもの。(賃貸住宅の管理は、地方公共団体、地方住宅供給公社等、農協、一定の民間法人等が行う。)
- (2) 地方住宅供給公社等が建設及び管理を行うもの。
- (3) 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合において、地方公共団体が賃貸住宅の建設及び管理を行うもの。

上記2の(3)が**特定公共賃貸住宅**である。

なお、良質な賃貸住宅が不足している場合とは、次のとおりである。

地方部で、民間賃貸住宅市場が未成熟であり、賃貸住宅のニーズに対応できない場合(工業団地等が建設され急速に賃貸住宅の需要が増大し適正な賃貸住宅の供給がなされるまでに相当な期間を要することが見込まれる場合を含む。)

都市部で民間賃貸住宅だけでは供給が不十分な状況にある場合

特定公共賃貸住宅と一般公営住宅との違い

区 分	一般の公営住宅	特定公共賃貸住宅
供給の目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与すること。
家賃決定方法	毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。	近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう事業主体が定める。

**【先進事例】**

さぬき市(平成14年4月1日 新設合併)

- 1. 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
- 2. 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

三次市(平成16年4月1日 新設合併)

- 1. 公営住宅の家賃算定方法については、公営住宅法に基づき、新市において決定する。
- 2. 特定公共賃貸住宅、改良住宅等の家賃については、当面現行どおりとする。
- 3. 道路占用料については、三次市の例による。

田村地方5町村合併協議会(新設合併)

- 1. 道路占用料及び屋外広告物許可申請手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2. 公営住宅の家賃は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

伊達7町合併協議会(新設合併)

- 1. 公営住宅は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は現行のとおりとする。

喜多方地方5市町村合併協議会(新設合併)

- 1. 公営住宅及び改良住宅の家賃等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次回の固定資産評価額を基に調整する。
- 2. 特定公共賃貸住宅の家賃等については、現行のとおりとする。
- 3. 公営住宅等の駐車場使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(新設合併)

- 1. 法定外公共物使用料については、合併年度及び翌年度は、現行のとおりとし、合併する年度の翌々年度から新市の道路占用料徴収条例及び普通河川管理条例を準用する。
- 2. 道路占用料については、合併年度及び翌年度は、現行のとおりとし、合併する年度の翌々年度から葛生町の制度を参考に新占用料を設定する。
- 3. 市(町)営住宅及び特定公共賃貸住宅については、現行のとおりとする。
- 4. 住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。ただし、合併に伴う住宅使用料については、負担増とならないよう合併する年度の翌年度から5年度で、段階的に調整する。
- 5. 駐車場使用料については、現行のとおりとする。

石巻地域1市5町合併協議会(新設合併)

- 1. 公営住宅家賃については、合併後、速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し、入居者の負担増となる場合は5年以内に段階的に調整する。



## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	16	公共的団体等の取扱い		
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 4市村共通の団体については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 4市村共通の団体で、実情により合併時に統合できない団体については、合併後速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 4市村共通の団体で、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(4) 4市村独自の団体については、現行のとおりとし、新市全体の均衡を保てるよう調整に努めるものとする。</p>			
区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
総務	白河市納税貯蓄組合連合会	表郷村納税貯蓄組合連合会	大信村納税貯蓄組合連合会	東村納税貯蓄組合連合会
	白河市明るい選挙推進協議会	表郷村明るい選挙推進協議会	大信村明るい選挙推進協議会	東村明るい選挙推進協議会
企画	白河市国際交流協会	表郷つばさの会	大信村活性化協会	
	白河市統計調査員協議会	表郷村統計調査員協議会	大信村統計調査員協議会	東村統計調査員協議会
住民生活	白河市町内会連合会			
	白河市保健委員会			
	白河市新生活運動協議会			
	白河市環境美化運動連絡協議会			
	白河地区交通安全協会白河支部	白河地区交通安全協会表郷支部	白河地区交通安全協会大信支部	白河地区交通安全協会東支部
	白河市交通安全母の会連絡協議会	表郷村交通安全母の会	大信村交通安全母の会	東村交通安全母の会
	白河市防犯協会連合会	表郷村地域防犯連絡協議会	大信村防犯連絡会	東村交通防犯監視員連絡協議会
	白河市婦人消防隊		大信村婦人消防隊	東村婦人消防クラブ
	白河市自衛隊父兄会	表郷村自衛隊父兄会	大信村自衛隊父兄会	東村自衛隊父兄会
	保健福祉	白河市民生・児童委員協議会	表郷村民生・児童委員協議会	大信村民生・児童委員協議会
(社)白河市社会福祉協議会		(社)表郷村社会福祉協議会	(社)大信村社会福祉協議会	(社)東村社会福祉協議会
白河市赤十字奉仕団		表郷村赤十字奉仕団	大信村赤十字奉仕団	東村赤十字奉仕団
白河市遺族会		表郷村遺族会	大信村遺族会	東村遺族会
白河市白寿会連合会		表郷村老人クラブ	大信村老人クラブ連合会	東村老人クラブ連合会

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	(社)白河・西郷広域シルバー人材センター	表郷村シルバー人材センター	大信村シルバー人材センター	東村シルバー人材センター
	福島県身体障害者福祉会白河支部	表郷村身体障害者福祉会	大信村身体障害者福祉会	東村身体障害者福祉会
	白河市手をつなぐ親の会	表郷村心身障害者親の会	大信村手をつなぐ親の会	東村クレパスの会
		表郷村献血友の会		
	白河市食生活改善推進委員会	表郷村食生活改善推進協議会	大信村食生活改善推進員協議会	東村食生活改善推進協議会
産 業 経 済	白河市航空防除推進協議会	表郷村病虫害航空防除推進協議会	大信村航空防除推進協議会	東村航空防除推進協議会
	白河市水田農業推進協議会	表郷村水田農業推進協議会	大信村水田農業推進協議会	東村水田農業推進協議会
	白河市認定農業者協議会	表郷村認定農業者連絡協議会	大信村認定農業者会	東村認定農業者協議会
	白河市農業経営・生産対策推進会議	表郷村農業経営・生産対策推進会議	大信村農業経営・生産対策推進会議	東村農業経営・生産対策推進会議
	白河市有害狩猟鳥獣捕獲隊	表郷村有害狩猟鳥獣捕獲隊	大信村狩猟鳥獣捕獲隊	東村狩猟鳥獣捕獲隊
	白河市土地改良区 阿武隈川上流土地改良区	表郷村土地改良区 社川沿岸土地改良区	大信村土地改良区 矢吹ヶ原土地改良区 矢吹西部土地改良区	東村土地改良区 母畑土地改良区 穴堰水系土地改良区
	白河市勤労者互助会	表郷村勤労者互助会	大信村勤労者互助会	東村勤労者互助会
	白河商工会議所	表郷村商工会	大信村商工会	東村商工会
	白河観光協会			
	(財)白河市都市整備公社			(株)ひがし振興公社
	教 育		表郷村教育研究会	
白河市 PTA 連絡協議会		表郷村 PTA 連絡協議会	大信村 PTA 連絡協議会	東村 PTA 連絡協議会
白河市内幼・小・中・高等学校 PTA 会長会				
白河市青少年健全育成市民会議		表郷村青少年健全育成協議会	大信村青少年健全育成村民会議	東村青少年健全育成村民会議
				東村高校保護委員会
白河市婦人団体連絡協議会		表郷村婦人会	大信村婦人会	釜子婦人会 小野田婦人会
白河市少年補導委員連絡協議会				

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
		表郷村つくしの会		
	白河市文化団体連絡協議会	表郷村文化団体連絡協議会	大信村文化協会	東村文化団体連絡協議会
	白河市小学校区体育部連絡協議会			
	白河市体育協会	表郷村体育協会	大信村体育協会	東村体育協会
	白河市スポーツ少年団本部	表郷村スポーツ少年団本部	大信村スポーツ少年団本部	東村スポーツ少年団本部

### 【参考法令】

市町村の合併の特例に関する法律  
(国、都道府県等の協力等)

第16条

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

「公共的団体」等とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされる。

(行政実例 昭和24年1月13日)

「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう(学説「逐条地方自治法」)のであって、公共的団体の内部組織(たとえば、役員を選任行為)には及び得ないと解すべきである。

(行政実例 昭和29年7月26日)

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督できるものと解される。

(行政実例 昭和24年1月13日)

## 【先進事例】

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。
  - (1) 5町村の共通の団体について  
新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。  
実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。  
統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
  - (2) 5町村の独自の団体について  
原則として、現行のとおりとし、新市全体の均衡を保てるよう調整に努める。

### 喜多方地方5町村合併協議会

- 1 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整に努める。
  - (1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
  - (2) 共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。
  - (3) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
  - (4) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

### さぬき市（香川県）

- 1 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。
  - (1) 各町共通の団体について  
新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。  
国、県等の指導者に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。
  - (2) 各町独自の団体について  
原則として現行のとおりとする。

### 西東京市（東京都）

- 1 公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。
  - (1) 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
  - (2) 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
  - (3) 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
  - (4) 2市独自の団体は、現行のとおりとする。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	17	各種団体への補助金・交付金の取扱い
調整方針	<p>各種団体への補助金、交付金等については、その事業目的・効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮し、調整する。</p> <p>(1) 4市村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 4市村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金、交付金等については、制度の統一の方向で調整する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
総務	東京しらかわ会補助金	東京おもてごう会補助金	東京たいしん会補助金	
	納税貯蓄組合連合会補助金	納税貯蓄組合連合会補助金	納税貯蓄組合連合会補助金	
		青色申告会補助金	青色申告会補助金	
	たばこ小売店組合補助金	たばこ小売店組合補助金	たばこ小売販売組合補助金	たばこ小売店組合補助金
企画	国際交流協会補助金	表郷つばさの会補助金	ホームステイ実行委員会補助金	
	統計調査員協議会補助金	統計調査員協議会補助金	統計調査員協議会補助金	
		ふる里づくりサポート事業補助金	地域夢おこし推進事業補助金	
		地域づくりサポート事業補助金		
			活性化協会補助金	
			ふるさと川まつり実行委員会補助金	
住民生活	町内会連合会補助金			
	新生活運動協議会補助金			
	環境美化運動連絡協議会補助金			
	保健委員会補助金			
	白河地区交通安全協会白河支部補助金	白河地区交通安全協会表郷支部活動補助金	白河地区交通安全協会大信支部補助金	
		交通安全パトロール隊補助金		交通安全パトロール隊交付金
	交通安全専門員補助金			
	交通安全母の会連絡協議会補助金	交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金	交通安全母の会交付金

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
住 民 生 活	防犯協会補助金		防犯連絡会補助金	交通防犯監視員連絡協議会交付金
			防犯指導隊補助金	防犯指導隊交付金
	自主防災会組織育成助成金		婦人消防隊助成金	大竹少年火防団交付金
保 健 福 祉	民生児童委員協議会補助金	民生委員協議会活動事業補助金	民生委員協議会助成金	福祉連絡員協議会補助金
	白河地区保護司会補助金			
	更生保護婦人会補助金			
	赤十字奉仕団交付金		赤十字奉仕団活動補助金	
	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金
	愛の基金運営協議会交付金			
	心身障害児小規模通園事業補助金			
	THEこどもまつり実行委員会補助金			
	母親クラブ補助金			
	白河保育園特別事業補助金			
		遺族会補助金	遺族会活動助成金	
			傷痍軍人会活動助成金	
	白寿会連合会補助金		老人クラブ連合会助成金	
		老人クラブ補助金	単位老人クラブ助成金	老人クラブ補助金
	白河・西郷広域シビック人材センター補助金	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター補助金
	県身体障害者福祉会白河支部補助金	身体障害者福祉会補助金	身体障害者福祉会補助金	身体障害者福祉会補助金
	白河地区身体障害者福祉協議会助成金			
	手をつなぐ親の会補助金	心身障害者親の会補助金	手をつなぐ親の会補助金	
	障害者小規模作業所補助金	小規模作業所補助金		
		献血友の会補助金		
	食生活改善推進員会補助金	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
産 業 経 済	農業経営者会議活動事業補助金	農業研究会連絡協議会活動補助金		
	中山間地域等直接支払事業費補助金			
	農産物生産団体育成事業補助金	秋冬野菜部会補助金	野菜生産組合助成金	
	果樹生産組合補助金			果樹生産組合補助金
		農業機械銀行補助金		
	航空防除推進協議会補助金	病虫害航空防除協議会補助金	航空防除推進協議会補助金	航空防除推進協議会補助金
			葉たばこ耕作組合助成金	葉たばこ生産協議会補助金
		野そ駆除病虫害防除団補助金		
	白河地方繁殖和牛振興運営協議会負担金	繁殖和牛部会補助金		酪農組合補助金
	認定農業者協議会補助金	認定農業者連絡協議会補助金	認定農業者会補助金	認定農業者協議会補助金
		農業者年金協議会助成金		
	有害狩猟鳥獣捕獲隊補助金	有害鳥獣駆除活動補助金	有害鳥獣駆除隊補助金	
		緑の少年団補助金	緑の少年団補助金	
			大信地区直播推進協議会補助金	
		転作関連農機具維持管理補助金		
		穀類乾燥調整貯蔵施設助成金		
	森林整備地域活動支援事業交付金	森林整備地域活動支援事業交付金	森林整備地域活動支援事業交付金	
	土地改良区補助金	土地改良区補助金	土地改良区補助金	土地改良区補助金
		土地改良推進協議会補助金		
				母畑土地改良区補助金
		農産物等生産者会補助金	産直の会補助金	
勤労者互助会補助金	勤労者互助会補助金			
商工会議所補助金	商工会補助金	商工会補助金	商工会補助金	
		商工会青年・女性部活動補助金		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
産 業 経 済	白河中小企業相談所補助金			
	商店会連合会補助金			
	地場産業振興対策協議会負担金			
	各種商工業組合補助金			
	白河地区労働福祉協会助成金			
	白河観光協会補助金			
	白河地域職業訓練協会助成金			
	白河市都市整備公社補助金			
	白河フェア負担金			
	白河まつり振興会負担金			
	白河冬まつり実行委員会負担金			
		ふるさと表郷まつり実行委員会補助金		
	建 設			あぶくま地区推進協議会補助金
教 育		小中学校国際交流補助金		
		教育研究会補助金		
	私立幼稚園協議会助成金			
				土曜講座実行委員会補助金
	青少年健全育成市民会議補助金	青少年健全育成協議会活動補助金	青少年健全育成村民会議補助金	
	市民総合文化祭負担金	文化団体連絡協議会運営補助金	文化協会補助金	文化団体連絡協議会補助金
			文化祭実行委員会補助金	
			文芸愛好会補助金	
			義秀塾補助金	
			中山義秀顕彰会補助金	
	つくしの会補助金			



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
教 育		菊の会補助金		
	婦人団体連絡協議会補助金	婦人会補助金	婦人会補助金	婦人会補助金
	少年補導員連絡協議会補助金			
		P T A 連絡協議会補助金		高校保護委員会補助金
		高齢者学級補助金		
				県南磐青の会東支部補助金
				子供育成会連絡協議会補助金
				文化センター運営協会補助金
				吹奏楽部交付金
	体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会補助金	体育協会補助金
	小学校区体育部連絡協議会補助金			
	スポーツ少年団本部補助金	スポーツ少年団補助金		
				ひがしスポーツクラブ補助金
	ふくしま駅伝白河市チーム補助金	ふくしま駅伝実行委員会補助金		ふくしま駅伝東村実行委員会交付金
				ひがし郷里マラソン実行委員会交付金
				藤田敦史後援会補助金
	しらかわスポーツの祭典実行委員会補助金			各種スポーツ大会交付金
	公民館クラブ補助金			
			権太倉山山開き実行委員会補助金	
	ふれあいウォーク負担金		ふれあいウォーク実行委員会補助金	
しらかわ音楽の祭典負担金				

## 【 参考法令等 】

地方自治法（昭和22年・法律第67号）

第232条の2〔寄付又は補助〕

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

補助金、交付金の取扱いに関する考え方

（補助金の定義）

広く補助金とは、国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的支給をいう。

地方公共団体が他の地方公共団体等に補助金を交付する場合、一般的な定めとしては、地方自治法232条の2に規定され、補助金は公益上の必要がなければ支出することができないこととなっており、留意を要する。

財政的援助として補助金が交付される場合には、その交付先の出納その他の事務の執行状態に対しては監査委員による監査の対象とされている（自治法第199条の7）

## 先 進 事 例

喜多方地方5市町村合併協議会

各種団体への補助金、交付金の取扱いについては、従来からの経緯や実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性及び公平性の観点から見直し、制度化を図る。

- 1 5市町村で同一あるいは同種の補助金、交付金については、関係団体の理解と協力を得て統合の方向で調整する。
- 2 5市町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情に踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。
- 3 整理統合できる補助金、交付金については、制度の統一の方向で調整する。

伊達7町合併協議会

各種団体への補助金、交付金等については、その事業目的・効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮し、次のとおり合併後に調整する。

- 1 同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2 独自の補助金、交付金については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。

西東京市

補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公正性の観点からも新市においても引き継ぎ、そのあり方の検討を行う。なお、保健・福祉に係る補助金については、社会経済状況の変化、少子化高齢化の進展、介護保険の導入などに伴い、量から質への転換が必要になっていることを踏まえ、福祉・保健施策の今後の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。

- 当面は
- ・両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
  - ・一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。
  - ・両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
  - ・一方の市のみにある団体に対する補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。



町・字名の区域及び名称の取扱い（具体的調整内容）

1. 市町村の区域内の町名・字名を従前のおりとする場合

例示	白河市 大字 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市大字泉田字池ノ上 白河市 大字金山字長者久保 白河市 大字増見字北田 白河市 大字釜子字殿田表
----	------------	---	---

2. 町名・字名を変更する場合

(1) 従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつけた大字名とする場合

例示	白河市 大字 町 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市大字白河町泉田字池ノ上 白河市 大字表郷町金山字長者久保 白河市 大字大信町増見字北田 白河市 大字東町釜子字殿田表
----	--------------	---	--

(2) 大字表示を除く場合

従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつける場合

例示	白河市 町 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市白河町泉田字池ノ上 白河市 表郷町金山字長者久保 白河市 大信町増見字北田 白河市 東町釜子字殿田表
----	-----------	---	--

従来の大字名の前に「市、村」の文字を削除した旧市村名をつける場合

例示	白河市 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市白河泉田字池ノ上 白河市 表郷金山字長者久保 白河市 大信増見字北田 白河市 東釜子字殿田表
----	---------	---	--

従来の大字名とする場合

例示	白河市 字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	白河市泉田字池ノ上 白河市 金山字長者久保 白河市 増見字北田 白河市 釜子字殿田表
----	---------	---	---

は地域自治区の名称を表す。

**町名・字名に関する実際の変更手続き**

過去の合併事例や現在他県で設置されている合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続きは、地方自治法第260条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届けなければならないこととされている。

この手続きは、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後、町名以下が変更されることになり、二度手間にて住民に多大な影響を及ぼすこととなる。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続きは合併前に当該区域の属する関係市町村の議会で議決を経て、知事に届けることも可能)

**町名・字名の変更手続きの流れ(例)**

時期	事務手続き	関係法令
合併前 (合併の 手続き)	各市村議会において廃置分合の議決	地方自治法第7条
	県議会において廃置分合の議決	地方自治法第7条
	知事による廃置分合の決定	地方自治法第7条
	総務大臣告示	地方自治法第7条
合併日	「町・字の名称の変更」の専決処分	
	知事への届出	地方自治法第260条
	知事の告示(効力発生)	地方自治法第260条
新市初議会	専決処分の承認	

**先進事例**

北上市:(1)3市町村の町・字の区域は、従前のとおりとする。  
(岩手県) (2)名称については、和賀町においては和賀郡を北上市に、江釣子村においては和賀郡江釣子村を北上市に置き換えるものとする。なお、北上市においては簡素化の方向で検討する。

篠山市:篠山町・西紀町・丹南町の大字については従来のとおりとし、今(兵庫県) 田については、従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

宗像市:2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変(福岡県) 更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする

さぬき市:(1)字の区域は、原則として現行のとおりとする。  
(香川県) (2)町、字の名称については、次のとおりとする。

津田町・大川町・寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。

志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市に置き換える。

長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。

ただし、字名「西」、「東」、「名」については、「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

周南市:町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町(山口県) 名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

田村地方5:町、字の区域は、現行のとおりとする。  
町村合併協 町村名・字名については、田村郡 町(村)大字を田村市  
議会 町と置き換える。  
(福島県) ただし、田村郡船引町光陽台は田村市船引町光陽台とする。

会津高田町:1.字の区域は、原則現行のとおりとする。  
・会津本郷 2.字名については、次の名称を基本として、合併時までに調整  
町・新鶴村 する。

合併協議会 (1)大字小字を有する字名については、現行の名称から「大字」の字句を削除するものとする。  
(福島県)

(2)小字のみを有する字名については、原則現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の字名については、現行の小字の後に会津高田町においては「高田」を、会津本郷町においては「本郷」を付して区分するものとする。

## 【参考事項】

### 住所変更手続き（先進地参考事例）

#### 手続きの必要が無いもの

住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、不動産登記簿の所在、自動車検査証、自動車運転免許証 旅券（パスポート）等

##### 【住民票、戸籍】

・新市において職権により変更するので、合併時において、変更手続きを行う必要はない。

##### 【不動産（土地・建物）登記簿の所在（表題部）】

・不動産（土地・建物）登記簿の所在は、合併後、「新市・町名」に法務局で職権により変更するので、手続きは必要ない。

##### 【不動産登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区）】

・合併により所有者等の住所が新市町村名に変更になるが、合併前の市町村名を合併後の新市町村名として取り扱う「みなし規定」が不動産登記法第59条に規定されているので、変更登記の手続きは特に必要はない。

##### 【運転免許証の本籍及び住所】

・免許更新時に変更するので、合併時において変更手続きを行う必要はない。なお、更新前に変更を希望する場合は、申請により変更できる。

##### 【預金通帳】

・普通預金通帳、定期預金証書及び国債、投資信託等の証券取引は住所変更等の手続きは必要ない。

#### 手続きが必要なもの

外国人登録証、身体障害者手帳、質屋営業、風俗営業、建設業などの許可を受けている方の住所

#### 手続きが必要となる場合があるもの

##### 【当座預金、融資取引等】

・取り引きの内容によって、手続きが必要となる場合がある。

【参考法令関係】

地方自治法（抜粋）

〔市町村の廃置分合及び境界変更〕

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

〔郡の区域〕

第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

2 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3 郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。

4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

〔市町村内の町又は字の区域〕

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【行政実例】

「町若しくは字の区域をあらたに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(昭和30年12月6日)

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(昭和23年8月9日)

市町村の廃置分合に際し、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域を名称とする場合には、地方自治法第260条の手続きは不要である。(昭和30年3月30日)

[ 手続不要の例 ]

郡 村  
郡 村大字 字××

市  
市大字 字××

[ 手続を要する例 ](新たな町名を画すると解釈される)

郡 村  
郡 村大字 字××

市 町  
市 町××

市 町字××

市 字××

「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固定名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続きが必要である。

このページは白紙です！！







白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	19	慣行の取扱い
調整方針	<p>1 市章については、合併時までに公募により選定し、新市において制定する。</p> <p>2 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。</p> <p>3 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター及びシンボルマークについては、新市において検討する。</p>	



【基本的な考え方】

- 市町村章、市町村の花・木・鳥・歌等  
新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。
- 市町村の憲章、宣言  
新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村章	<p>市章（昭和31年10月制定）</p>  <p>〔説明〕 白河城主であり天下の名宰相であった、松平樂翁公の梅鉢の紋所を外郭線とし中心に「白」を丸く浮かして白河を意味し、ふくよかで温雅に表したものである。</p>	<p>村章（昭和47年4月制定）</p>  <p>〔説明〕 表郷村の「オモテ」を図案化したもので、地域の「円満」なる和と、その「飛躍」を表したものである。</p>	<p>村章（昭和38年9月制定）</p>  <p>〔説明〕 村人の融和と発展を円により力強く表現し、それらを支える行政が常に安定し建設的であるように不動の山で象徴している。また、進歩、堅実、正義を三角各々の先端に配している。</p>	<p>村章（昭和40年5月制定）</p>  <p>〔説明〕 は、東村をかこんで、村を中心に、協力一致、円満なことを表わし、又東から昇る太陽の如く雄大にして益々発展することを意味するものであります。</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村民憲章	<p>市民憲章 (平成元年10月2日制定)</p> <p>【内容】 みちのくの表玄関白河市は、歌枕で名高い白河の関や、四民共楽の場としてつくられた日本最古の南湖公園を有し、那須甲子連邦を望み、阿武隈川の源を発する歴史と自然に恵まれた文化のまちです。 私たちは、この歴史と自然を誇りとして、個性を尊重し、世界の人々と手をつなぐ、人情豊かな、健康で、活力あるまちにするために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきしたまち</li> <li>・のびのびしたまち</li> <li>・ふれあいのあるまち</li> <li>・さわやかなまち</li> <li>・はばたくまち</li> <li>・わたしたちのまち白河</li> </ul>	<p>村民憲章 (昭和54年4月1日制定)</p> <p>【内容】 美しい自然に恵まれた表郷村を、さらに美しく住みよい村にし、後世に引き継ぐことは私たちのつとめです。 このため、村民として、望ましい生活のあり方を明らかにし、村を良くするための誓いとして、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、恵まれた自然を愛し、きれいな村をつくりましょう。</li> <li>一、心と体をきたえ、明るい村をつくりましょう。</li> <li>一、きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。</li> <li>一、教養を高め、文化の村をつくりましょう。</li> <li>一、楽しく働き、豊かな村をつくりましょう。</li> </ul>	<p>村民憲章 (昭和60年4月10日制定)</p> <p>【内容】 わたしたちは、大信村民として自覚と誇りをもって郷土の限りない発展を願い、ここに大信村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、豊かな自然や緑を育み、うるおいのある村をつくりましょう。</li> <li>一、伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化の香り高い村をつくりましょう。</li> <li>一、よく働き、豊かな暮らしの活力ある村をつくりましょう。</li> <li>一、心と体を鍛え、健康で明るい村をつくりましょう。</li> <li>一、手をつなぎ、澄む喜びと安らぎのある村をつくりましょう。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たがいに信じあい 助け合いあたたかい心のつながりをもちましょう。</li> <li>・めぐまれた自然を愛し太陽と緑の美しいまちをつくりましょう。</li> <li>・健康なからだをつくり楽しくはたらきゆたかな暮らしをきずきましょう。</li> <li>・教養をたかめふるさとのゆかしさを生かしかおり高い文化の花をさかせましょう。</li> <li>・よろこびと希望にみちた家庭をつくり若い力をそだてましょう。</li> </ul>	<p>村民憲章 (昭和60年8月1日制定)</p> <p>【内容】 どのような時代においても、物心両面における真の豊かさと、住民が子供から大人まで円滑なコミュニケーションを持った「優しさのある村」が大切であり、それらを達成するための基本理念として、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、自然を愛しうるおいのある村をつくりましょう。</li> <li>一、健康で楽しく働き、活力ある村をつくりましょう。</li> <li>一、きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。</li> <li>一、互いに助けあい、明るい村をつくりましょう。</li> <li>一、教養を高め、文化のかおり豊かな村をつくりましょう。</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村の花・木・鳥	花 ウ メ 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年10月1日制定)	花 福寿草 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年4月1日制定)	花 ヤマユリ 木 ス ギ 鳥 キ ジ (昭和55年4月1日制定)	花 つつじ 木 あかまつ 鳥 うぐいす (昭和60年8月1日制定)
市町村宣言等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全都市宣言 (昭和36年12月19日)</li> <li>2. 明るい選挙都市宣言 (昭和40年3月4日)</li> <li>3. シートベルト着用推進都市宣言 (昭和59年7月5日)</li> <li>4. 核兵器廃絶平和都市宣言 (平成2年6月25日)</li> <li>5. ゆとり都市宣言 (平成2年6月25日)</li> <li>6. 暴力根絶都市宣言 (平成2年10月2日)</li> <li>7. 米輸入自由化反対都市宣言 (平成2年10月2日)</li> <li>8. スポーツ都市宣言 (平成4年10月10日)</li> <li>9. 地球環境保全都市宣言 (平成5年9月22日)</li> <li>10. けん銃追放都市宣言 (平成8年3月21日)</li> <li>11. お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 (平成8年9月26日)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月25日)</li> <li>2. 敬老自治体宣言 (平成8年6月27日)</li> <li>3. けん銃追放に関する決議 (平成8年3月25日)</li> <li>4. 地方分権の推進に関する決議 (平成8年3月25日)</li> <li>5. 第50回国民体育大会開催に関する決議 (平成2年12月22日)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ノーマンデー運動宣言 (昭和60年4月1日)</li> <li>2. ガン追放宣言 (昭和60年7月1日)</li> <li>3. 暴力の根絶の村宣言 (平成2年9月28日)</li> <li>4. 北方領土返還促進に関する決議 (平成5年3月16日)</li> <li>5. 生涯学習推進の村宣言 (平成7年8月20日)</li> <li>6. けん銃追放の村宣言 (平成8年3月8日)</li> <li>7. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月26日)</li> <li>8. 非核・平和自治体宣言 (平成11年6月16日)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. けん銃追放の村宣言 (平成8年3月25日)</li> <li>2. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月25日)</li> </ol>
市町村民歌	白河市民歌 (昭和31年4月1日制定)	表郷村民の歌 (平成5年7月1日制定)		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市町村シンボル キャラクター・ シンボルマーク	<p>(シンボルキャラクター)</p>  <p>愛称「ハッキー」 (平成12年4月28日制定)</p> <p>【図柄】 市を代表する産品「白河だるま」を素材として頭部に市の花ウメを配し、腹部の緑は市の木アカマツと豊かな自然を、羽は市の鳥ホオジロとさらなる飛躍を意味する。平成11年市制施行50周年を記念し、次代を担う小学生を対象に白河商工会議所青年部が実施した図案懸賞募集にかかる最優秀作品で、同青年部より寄贈を受けたもの。 柳下博信氏図案</p> <p>【愛称】 だるまの七転び八起きの八起きを転じて「ハッキー」とし、常に起き上がり、たゆまぬ発展の願いが込められている。 市民を対象にした愛称の懸賞募集にかかる最優秀作品である。 突元岳子氏作</p>		<p>(シンボルマーク)</p>  <p>(平成9年4月25日制定)</p> <p>【図柄】 大信村の「大」をモチーフに、楕円は世界を、青い丸は大信村の清流等と歴史を、緑の丸は豊かな大地と文化を表す。そして人の文字で、村民の調和と活力、そして未来に向けて大信村が限りなく発展していくことをイメージしている。</p>	

【先進事例】

篠山市（平成11年4月1日合併）

- 1 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新市において新たに定めるものとする。
- 2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
- 3 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。
- 4 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

- 1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市の踊りについては現行のとおりとする。
- 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- 3 都市間交流については、新市において継続する。
- 4 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会（栃木県）

- 1 市章は、合併前に公募し、選定する。
- 2 市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。

宇和島・吉田町・三間町、津島町合併協議会（愛媛県）

- 1 市章については新市発足までに選定し、新市において告示する。
- 2 市民憲章については、新市において検討する。
- 3 市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で伝承していくよう調整する。

新潟市・黒崎町合併協議会（編入・新潟県）

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町民憲章は、黒崎地区の憲章として継承していく。
- 2 「市の花」「市の木」は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町の木については、黒崎地区の推奨の木として伝承していく。

姫路地域合併協議会（編入・兵庫県）

- 1 各町の町章は、それぞれの地区のシンボルとして継承していく。
- 2 各町の花、木は、それぞれの地区の推奨の花、木として伝承していく。
- 3 各町の歌は、それぞれの地区において伝承していく。

【県内合併協議会の協議内容】

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

- 1 町章、町民憲章、町の花、木、鳥等については、新町において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新町において定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新町において現行制度の調整を図りながら検討するものとする。

喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

須賀川市・長沼町合併協議会

- 1 市章は、須賀川市の市章を用いるものとする。
- 2 市民憲章は、須賀川市の市民憲章を用いるものとする。ただし、長沼町の町民憲章については、合併後、活用方法等を検討する。
- 3 市の花・木・鳥等については、須賀川市の花・木・鳥等を用いるものとする。ただし、長沼町の花・木・鳥等については、合併後、活用方法等を検討する。
- 4 各種宣言については、須賀川市の宣言を継続する。ただし、長沼町の宣言については、合併後、取り扱い等を検討する。

田村地方5町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

伊達7町村合併協議会

- 1 市民憲章については、新市において新たに制定するものとする。
- 2 市章については、新市において新たに制定するものとする。
- 3 市の花、市の木、市の鳥、キャッチフレーズ、市民の歌、宣言については、新市において必要に応じて制定するものとする。
- 4 表彰、名誉市民制度については、新市において新たに制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については、制定の際に新市において検討するものとする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	20	国民健康保険事業の取扱い
調整方針		1 国民健康保険税の賦課方式については、保険税率統一年度より医療分、介護分とも4方式を採用し、課税割合については平準化を図るものとする。 2 国民健康保険税の税率については、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により調整を行うものとする。また、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、不均一課税期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。 3 保険税の軽減については、合併年度及びこれに続く5年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度より7割、5割、2割とする。 4 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 5 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。 6 国民健康保険保健事業のうち、人間ドックについては、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、健康優良世帯記念品贈呈事業及び家庭常備薬配付事業については、合併年度の翌年度から廃止する。 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。 8 表郷村国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
被保険者数	平成16年4月1日現在 被保険者数 17,371人 (加入割合 36.6%) 世帯数 8,709世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 3,070人 (加入割合 41.3%) 世帯数 1,428世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 1,820人 (加入割合 37.0%) 世帯数 703世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 2,576人 (加入割合 42.3%) 世帯数 941世帯
賦課方式	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 2方式 (所得割、均等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)
課税割合	平成16年度 ・医療分 応能割 57.4% (所得割46.1%・資産割11.3%) 応益割 42.6% (均等割26.0%・平等割16.6%) ・介護分 応能割 53.2% (所得割53.2%) 応益割 46.8% (均等割46.8%)	平成16年度 ・医療分 応能割 45.9% (所得割34.8%・資産割11.1%) 応益割 54.1% (均等割37.2%・平等割16.9%) ・介護分 応能割 45.4% (所得割43.0%・資産割2.4%) 応益割 54.6% (均等割50.1%・平等割4.5%)	平成16年度 ・医療分 応能割 50.6% (所得割38.5%・資産割12.1%) 応益割 49.4% (均等割30.3%・平等割19.1%) ・介護分 応能割 52.6% (所得割50.1%・資産割2.5%) 応益割 47.4% (均等割35.4%・平等割12.0%)	平成16年度 ・医療分 応能割 53.0% (所得割42.2%・資産割10.8%) 応益割 47.0% (所得割33.0%・資産割14.0%) ・介護分 応能割 53.6% (所得割49.1%・資産割 4.5%) 応益割 46.4% (所得割34.1%・資産割12.3%)

区 分	4 市 村 の 現 況											
	白 河 市			表 郷 村			大 信 村			東 村		
保 険 税 率 課 税 限 度 額	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分
	所得割	10.2%	2.5%	所得割	5.0%	0.75%	所得割	7.0%	1.3%	所得割	7.0%	1.2%
	資産割	25.0%	-	資産割	25.0%	1.0%	資産割	29.0%	1.5%	資産割	30.0%	2.5%
	均等割	22,000円	12,000円	均等割	24,000円	8,000円	均等割	20,500円	7,000円	均等割	26,000円	8,000円
	平等割	27,500円	-	平等割	27,000円	1,000円	平等割	33,500円	3,500円	平等割	30,200円	4,300円
	限度額	530,000円	80,000円	限度額	530,000円	80,000円	限度額	530,000円	80,000円	限度額	530,000円	80,000円
	<b>【参考】</b>			<b>【参考】</b>			<b>【参考】</b>			<b>【参考】</b>		
	・ 1人当り調定額			・ 1人当り調定額			・ 1人当り調定額			・ 1人当り調定額		
	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分
	H15	75,274円	18,167円	H15	56,403円	14,138円	H15	56,066円	14,789円	H15	71,688円	17,525円
H16	78,301円	24,487円	H16	55,568円	14,656円	H16	59,982円	18,370円	H16	67,301円	20,338円	
・ 1世帯当り調定額			・ 1世帯当り調定額			・ 1世帯当り調定額			・ 1世帯当り調定額			
区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分	
H15	149,382円	24,478円	H15	142,210円	20,065円	H15	145,965円	22,020円	H15	196,194円	25,942円	
H16	153,071円	32,612円	H16	137,434円	20,734円	H16	154,240円	26,489円	H16	183,691円	30,190円	
保 険 税 軽 減	6 割、4 割			7 割、5 割、2 割			7 割、5 割、2 割			7 割、5 割、2 割		
納 期	納 期 第1期 7月16日から同月末日 第2期 8月16日から同月末日 第3期 9月16日から同月末日 第4期 10月16日から同月末日 第5期 11月16日から同月末日 第6期 12月16日から同月末日 第7期 1月16日から同月末日 第8期 2月16日から同月末日			納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日			納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日 第9期 3月1日から同月末日			納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日		



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
出産、葬祭に関する給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 月の上旬、下旬に支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 毎月最終金曜日に支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 その都度支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円</li> <li>・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円</li> <li>・ 支給処理 月の上旬に支給</li> </ul>
国民健康保険保健事業				
国保人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類 日帰りドック（1日）</li> <li>・ 検査の内容 身体測定、視力検査、血圧測定、 心電図検査、眼底検査、X線・ 超音波検査（胸部、胃、腹部） 血液検査、尿検査、便検査</li> <li>・ 対象者 30歳以上の被保険者</li> <li>・ 費用負担 自己負担 一律5,000円</li> <li>・ 受診場所 （社）白河市医師会に委託</li> <li>・ 平成15年度実績 受診者数 642人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類 日帰りドック（1日）</li> <li>・ 検査の内容 問診、血圧、視力、眼底、聴力、 血液、尿、便、心電図、腹部超 音波、胸部X線、胃X線又は内 視鏡</li> <li>・ 対象者 20歳以上の被保険者 （納期内完納者）</li> <li>・ 費用負担 自己負担 2割</li> <li>・ 受診場所 会田病院、白河病院</li> <li>・ 平成15年度実績 受診者数 48人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類 日帰りドック（1日） 2日ドック</li> <li>・ 検査の内容 各医療機関のドック内容によ る。</li> <li>・ 対象者 国保被保険者</li> <li>・ 費用負担 自己負担 3割</li> <li>・ 受診場所 白河病院、会田病院、総合南東 北病院</li> <li>・ 平成15年度実績 受診者数 85人</li> </ul>	人間ドック事業として一般会計にて実施（平成15年度国保人間ドックは実施していない。）
健康優良世帯記念品 贈呈事業	（該当なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康優良世帯（毎年1月1日から12月31日までにおいて医療費が0円）に贈呈 国保税滞納世帯を除く。</li> <li>・ 平成15年度実績 42世帯 171,900円</li> </ul>	（該当なし）	（該当なし）
家庭常備薬配布事業	（該当なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保加入世帯に配布 国保税滞納世帯を除く。</li> <li>・ 平成15年度実績 1,195世帯 2,973,757円</li> </ul>	（該当なし）	（該当なし）

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
国民健康保険運営協議会	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 ・被用者保険者等保険者を代表する委員 2人 計 14人	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人	<b>【委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人
	<b>【任期】</b> 2年	<b>【任期】</b> 2年	<b>【任期】</b> 2年	<b>【任期】</b> 2年
	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	<b>【報酬】</b> ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。
	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 3回	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 4回	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 4回	<b>【開催回数】</b> ・平成15年度 2回
国民健康保険診療所	<b>【名称】</b> 表郷村国民健康保険診療所 <b>【所在地】</b> 表郷村大字金山字竹ノ内53番地 <b>【施設概要】</b> 土地 2,100.37㎡ 建物 434.00㎡ (RC造2階建) <b>【開設年月日】</b> 昭和27年6月5日 <b>【管理運営】</b> 村直診勘定(特別会計) <b>【職員】</b> 村職員4名配置 (内訳)医師1名 看護師2名 事務職1名 <b>【診療時間】</b> 9:00～17:00 <b>【休診日】</b> 木・日曜日及び祝祭日			

**【参 考】**

**国民健康保険税のしくみ**

国民健康保険税は、国民健康保険及び介護保険に係る費用に充てられる目的税であり、基礎課税額（医療給付費分保険税）と介護納付金課税額（介護納付金分保険税）に区分される。

基礎課税額（医療給付費分保険税）は、国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率は、年度初日におけるその年度の保険事業に必要な総費用の見込額から補助金等を控除したものを被保険者に係る総所得金額、固定資産税総額、被保険者数又は被保険者の総世帯数により案分し、算定する。

また、介護納付金課税額（介護納付金分保険税）は、40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率の算定方法等は、基礎課税額と概ね同じである。

なお、4市村にあっては、税率及び介護分に係る賦課方式は異なるものの、医療分については所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の4方式により算定している。

**【参考法令等】**

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔地方税に関する特例〕

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

## 国民健康保険制度の概要

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助制度である。この保険は、市町村が保険者となって、世帯主から保険料を徴収して運営しているが、市町村によって保険制度の運営状況が異なるため、負担割合が異なる。

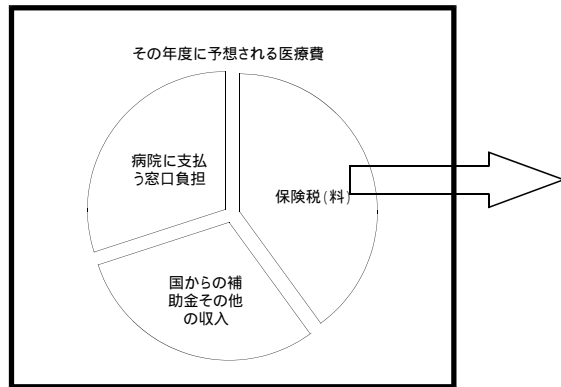
4市村では、賦課形態（税）医療分に係る賦課方式（4方式）は同じであるが、介護分に係る賦課方式、賦課割合（応能・応益の割合）、税率をはじめ納期や任意給付の各種制度について違いがある。

### 保険税と保険料の主な違い

国民健康保険税：徴収権、還付請求権の消滅時効は5年、保険税率は条例規定となる。

国民健康保険料：徴収権、還付請求権の消滅時効は2年、保険料率は告示となる。

国民健康保険制度においては、その年度に予想される医療費の総額から、被保険者が病院等で支払う窓口負担や国庫支出金、一定のルールに従った一般会計からの繰入金等を差し引いた金額を保険税で負担する仕組みとなっている。従って、特定の収入で特定の支出を賄う特別会計となっている。



### 保険税（料）の標準構成割合

賦課方式	賦課割合	案分割合	
4方式	応能 (50)	所得割 (40/100)	固定資産の所有が一般的で世帯意識の強い地域に適す
		資産割 (10/100)	
	応益 (50)	均等割 (35/100) 平等割 (15/100)	
3方式	応能 (50)	所得割 (50/100)	中小都市に適す
		均等割 (35/100)	
	応益 (50)	平等割 (15/100)	
2方式	応能 (50)	所得割 (50/100)	世帯意識の薄い大都市に適す
	応益 (50)	均等割 (50/100)	

所得割  
世帯の所得に応じて算定  
資産割  
世帯の資産に応じて算定  
均等割  
1人当りいくらとして算定  
平等割  
1世帯当りいくらとして算定

応能・応益の割合を50:50に近づける（45%以上55%未満）ことを平準化といい、負担公平の観点から、これが標準的な割合とされている。

国民健康保険の保険税は、比較的所得の低い世帯が増加傾向にあることから、中間所得層の負担が重くなっている状況にある。一方で、50%が原則とされている応益割合を低く設定している（平準化しない）ケースが多く、市町村間及び被保険者間の負担に相違が生じている。このような問題を解決するため、平準化を実施している市町村を重点的に支援することとし、平準化を実施している市町村は、従来の低所得者に対する6割、4割の軽減制度の軽減割合を7割、5割、2割の軽減を新たに設けることができるよう負担軽減措置が拡充された。

### 保険税の軽減

応益割合	軽減の割合	軽減所得基準（総収入から必要経費を控除したもの）
35%未満	5、3割(注)	5割：33万円、3割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)
35～45%	6、4割	6割：33万円、4割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)
45～55%	7、5、2割	7割：33万円、5割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)、2割：33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)
55%以上	6、4割	6割：33万円、4割：33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数)

(注) 当分の間、6割、4割とすることができる。

## 先進事例

### 西東京市

- 1 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- 2 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において、国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定する。
- 3 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

### さぬき市

- 1 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- 2 納税義務の発生、消滅に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- 3 軽減割合は、7割、5割、2割を適用する。
- 4 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- 5 納期前納付報奨金は廃止で統一する。
- 6 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- 7 保険事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- 8 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- 9 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は1千5百万円とし、貸付額は現行のとおりとする。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 保険給付事業については、5町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、乳幼児・妊産婦の一部負担金については、大越町の例によるものとする。
- 2 国民健康保険事業については、現行のとおり引継ぎ、新市において調整する。
- 3 国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員同数をもって12名とする。
- 4 国民健康保険税率については、不均一課税とし、健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう5年間を目標に調整する。なお、軽減割合は、7割、5割、2割を適用することとする。
- 5 国民健康保険税の納期については、船引町の例によるものとする。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 公設公営診療所（都路村診療所及び都路村歯科診療所）及び公設民営診療所（滝根診療所及び大越診療所）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会

- 1 診療所の設置については、現行のとおりとする。
- 2 診療時間・自動車使用料・手数料については、合併年度は現行どおりとし、翌年度から田沼町の制度に統一する。

### 日光地区合併協議会

- 1 へき地診療所（直営）及び国民健康保険直営診療所については、現行どおり存続する。診療時間等は現行どおりとし、自動車使用料、手数料については、合併時に再編する。

### 呉地域合併問題協議会

- 1 現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。ただし、運営方法については、引き続き、協議、検討していくこととする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	21	介護保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新市において策定する第3期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）の中で調整を図り、平成18年度から統一する。</p> <p>2 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>3 保険料の減免については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>4 保険給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 利用者負担軽減については、合併時まで調整するものとし、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>6 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、4市村の現在の計画を新市に引き継ぐものとする。なお、次期計画（平成18年度～22年度）については、新市において速やかに策定するものとし、計画策定に係る附属機関については、合併時に再編する。</p> <p>7 在宅介護支援センターについては、現白河市社会福祉協議会在宅介護支援センターを基幹型とし、その他の4市村の在宅介護支援センター7箇所については地域型とする。</p>	

区分	4市村の現況															
	白河市			表郷村			大信村			東村						
保険料 (年額)	1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度						
	2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 33,200円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 30,500円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 25,200円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 (1) 基準額 年額 30,200円 (2) 所得段階別保険料						
	所得段階	率	保険料	所得段階	率	保険料	所得段階	率	保険料	所得段階	率	保険料				
	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者	基準額 ×0.5	16,600円	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者等	基準額 ×0.5	15,200円	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者等	基準額 ×0.5	12,600円	第1段階	生活保護受給者、又は 高齢年金受給者等	基準額 ×0.4	12,000円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.75	24,900円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.75	22,800円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.75	18,900円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額 ×0.7	21,100円
	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	33,200円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	30,500円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	25,200円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	30,200円
	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	41,500円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	38,100円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	31,500円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額 ×1.25	37,800円
第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円以上)	基準額 ×1.5	49,800円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円以上)	基準額 ×1.5	45,700円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円以上)	基準額 ×1.5	37,800円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が400万円未満)	基準額 ×1.5	45,300円	
第6段階									第6段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が400万円以上)	基準額 ×1.75	52,900円				
3	第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者(40歳～65歳未満)の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。						

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
納 期	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月16日から同月31日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 10月16日から同月31日 第5期 11月16日から同月30日 第6期 12月16日から同月25日 第7期 1月16日から同月31日 第8期 2月16日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日 第9期 3月1日から同月31日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万未満（障害者年金、遺族年金は除く。） 第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） 老齢、退職年金の金額が年額18万以上6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>
保険料減免	<p>1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>2 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>3 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>4 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>5 前各号に掲げる場合のほか、市長がこれらに準ずるものと認める事情があること。</p>	<p>震災・風水害・火災・その他これらに類する災害や損害が生じたとき、または特別な事情により所得が減少した場合などの減免</p> <p>1 第1号被保険者の属する世帯が災害等により現に居住する家屋が損害を受けた場合 （1）全壊、流失、埋没、水没又は全焼の場合 - 免除 （2）半壊、半焼又は床上浸水 - 2段階下位の保険料</p> <p>2 死亡、病気等による収入の著しい減少 第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。 （1）減少額が50%以上のとき。 - 免除 （2）減少額が30%以上50%未満のとき。 - 2段階下位の保険料</p>	<p>1 震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合の減免 第1号被保険者の属する世帯が災害等により、現に居住する家屋等が損害を受けたときで次のいずれかに該当するとき（損害金額は、災害に係る保険金・損害賠償等を控除した額で算出） （1）損害金額が50%以上で前年中の合計所得金額が基準所得金額（法施行規則第143条。以下同じ。）未満 - 免除 （2）損害金額が50%以上で前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 - 50%軽減 （3）損害金額が20%以上50%未満で前年中の合計所得金額が基準所得金額未満 - 50%軽減 （4）損害金額が20%以上50%未満で前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 - 25%軽減</p>	<p>1 減免の対象者 （1）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （3）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （4）第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 （5）第1号被保険者が海外に居住または法63条に規定する者に該当し、その機関が1ヶ月を越えるとき。</p>



区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村												
	<p>1の規定する事情により減免を行う場合の基準</p> <p>第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、10分の3以上の損害（これらの損害に対して保険金等により補てんされるべき金額がある場合は、損害金額から当該補てん金額を除くものとする。）を受け、かつ、その生計を維持する者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で保険料の納付が困難であると認めるときは、次表に掲げる前年の合計所得金額区分及び損害の程度に応じ、同表に掲げる割合により保険料を減免する。</p> <table border="1" data-bbox="380 718 761 1101"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>損害が3/10以上5/10未満</th> <th>損害が5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2から4までに規定する事情により減免を行う場合の基準</p> <p>第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者のその年の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を含む。）が前年の合計所得金額が1,000万円以下で保険料の納付が困難であると認めるときは、次表に掲げる前年の合計所得金額区分及び所得の減少程度に応じ、同表に掲げる割合により保険料を減免する。</p>	前年の合計所得金額	損害が3/10以上5/10未満	損害が5/10以上	500万円以下	1/2	全部	500万円超 750万円以下	1/4	1/2	750万円超 1,000万円以下	1/8	1/4	<p>3 失業、廃業等による収入の著しい減少</p> <p>第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 減少額が50%以上のとき。</p> <p>- 免除</p> <p>(2) 減少額が30%以上50%未満のとき。</p> <p>- 2段階下位の保険料</p> <p>4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁による収入の著しい減少</p> <p>第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するもの。ただし、農業以外の所得が400万円以下であること。</p> <p>(1) 減少額が50%以上のとき。</p> <p>- 免除</p> <p>(2) 減少額が30%以上50%未満のとき。</p> <p>- 2段階下位の保険料</p>	<p>2 死亡、病気等による収入の著しい減少の場合の減免</p> <p>第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が病気、事故等により次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 死亡 - 免除</p> <p>(2) 重度障害（障害者手帳等級1,2級及びこれに相当する障害の程度に該当したとき。） - 90%軽減</p> <p>(3) 長期入院（6ヶ月以上の連続した入院のとき。） - 90%軽減</p> <p>3 事業又は業務の廃止、失業等による収入の著しい減少の場合の減免</p> <p>第1号被保険者の属する世帯の、前年の合計所得金額が1,000万円以下で主たる生計維持者が事業又は業務の休業、事業における著しい損失、失業等により当該年の世帯合計所得が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 減少見込額が50%以上 - 免除</p> <p>(2) 減少見込額が30%以上50%未満 - 50%軽減</p> <p>4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等による収入の著しい減少の場合</p> <p>第1号被保険者の属する世帯の、前年の合計所得金額が1,000万円以下で主たる生計維持者が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により当該年の世帯合計所得（農業以外の所得が400万円以下である場合に限る。）が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる場合で次のいずれかに該当するとき。（減収金額は、農作物共済金額を控除した額により算出）</p> <p>(1) 前年中の合計所得金額が基準所得金額未満 - 免除</p> <p>(2) 前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 - 80%軽減</p>	<p>2 減免の範囲</p> <p>(1) 震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産の損害の場合</p> <p>全焼、流失、埋没、水没又は全焼 - 免除</p> <p>半壊、半焼又は床下浸水 - 2段階下位の保険料</p> <p>(2) 死亡、病気等による収入の著しい減少（第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が、1,000万円以下で、当該年度世帯の合計所得金額が、前年と比較して次のいずれかに該当する者）の場合</p> <p>減少額が50%以上の時 - 免除</p> <p>減少額が30%以上50%未満のとき - 2段階下位保険料</p> <p>(3) 失業、廃業等による収入の著しい減少（第1号被保険者の属する世帯の前年の所得合計額が、1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額が、前年と比較して次のいずれかに該当するもの）の場合</p> <p>減少額が50%以上のとき - 免除</p> <p>減少額が30%以上50%未満のとき - 2段階下位保険料</p> <p>(4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁による収入の著しい減少（第1号被保険者の属する世帯の前年の所得合計額が、1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額が、前年と比較して次のいずれかに該当するもの）の場合</p> <p>減少額が50%以上のとき - 免除</p> <p>減少額が30%以上50%未満のとき - 2段階下位保険料</p> <p>(5) 海外に居住又は法63条に該当の場合（第1号被保険者が海外居住又は監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。免除</p>
前年の合計所得金額	損害が3/10以上5/10未満	損害が5/10以上														
500万円以下	1/2	全部														
500万円超 750万円以下	1/4	1/2														
750万円超 1,000万円以下	1/8	1/4														

区 分	4 市 村 の 現 況																					
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計 所得金額</th> <th>減少が5/10 以上7/10未 満</th> <th>減少が 7/10以上 満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全 部</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>300万円超 400万円以下</td> <td>8/10</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>400万円超 550万円以下</td> <td>6/10</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円超 750万円以下</td> <td>4/10</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>2/10</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活困窮者に対する保険料の減免            保険料の所得段階が第2段階の方のうち、            収入が少なく生活が困窮している方で、            次のすべてに該当する場合に減免となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 資産（預貯金を含む）などを活用し              ても、なお生活が困窮している状態と              認められる場合</li> <li>2) 市民税が課税されている方に扶養さ              れていない場合</li> <li>3) 市民税が課税されている方と生計を              共にしていない生活困窮者の場合（所              得段階2段階から1段階に軽減）</li> <li>(4) 世帯全員の前年収入合計が80万円+              （申請者を除く家族の人数×40万円）              以下であること。さらに生活困窮者の              場合（所得段階2段階及び1段階から1              段階の半分に軽減）</li> <li>(5) 世帯全員の前年収入合計が40万円+              （申請者を除く家族の人数×20万円）              以下であること。</li> </ol>	前年の合計 所得金額	減少が5/10 以上7/10未 満	減少が 7/10以上 満	300万円以下	全 部	全 部	300万円超 400万円以下	8/10	全 部	400万円超 550万円以下	6/10	8/10	550万円超 750万円以下	4/10	6/10	750万円超 1,000万円以下	2/10	4/10			
前年の合計 所得金額	減少が5/10 以上7/10未 満	減少が 7/10以上 満																				
300万円以下	全 部	全 部																				
300万円超 400万円以下	8/10	全 部																				
400万円超 550万円以下	6/10	8/10																				
550万円超 750万円以下	4/10	6/10																				
750万円超 1,000万円以下	2/10	4/10																				

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
保険給付	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>	<p>1 居宅サービス  (1) 訪問介護  (2) 訪問入浴介護  (3) 訪問看護  (4) 訪問リハビリテーション  (5) 通所介護  (6) 通所リハビリテーション  (7) 福祉用具貸与  (8) 短期入所サービス  (9) 居宅療養管理指導  (10) 痴呆対応型共同生活介護</p> <p>2 施設サービス  (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  (2) 介護老人保健施設(老人保健施設)  (3) 介護療養型医療施設(療養型病床群等)</p> <p>3 居宅介護支援費  4 福祉用具購入費  5 住宅改修費  6 高額介護サービス費</p>
利用者負担軽減	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として市が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として村が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として村が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>	<p>1 高額介護サービス費  介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として村が補てんする。</p> <p>2 食費負担軽減  ・一般 1日 780円  ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円  ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円</p> <p>3 訪問介護の利用者負担の軽減  法施行時の訪問介護利用者負担軽減  平成12年3月までに訪問介護を利用したことがある人で利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護利用者負担を3%とする。  2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減  2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税(生活保護を含む。)である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減 利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p> <p>5 社会福祉法人等による利用者負担減免 県、市より指定を受けている社会福祉法等にてサービスを利用する場合に特に生計が困難な利用者の負担を減免することができる。</p> <p>保険料段階が第2段階または高齢福祉年金受給者（生活保護者を除く。） 市民税の課されている方に扶養されていない。 市民税の課されている方と生計を共にしていない。 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。 申請者とその家族の前1年間の収入合計が80万円＋（世帯員数×40）以下の場合で一人世帯の場合には80万円以下となる。</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担減免の対象となるサービス 訪問介護 通所介護 特別養護老人ホームの短期入所 特別養護老人ホームへの入所 利用料が2分の1になる。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減</p> <p>利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p> <p>5 利用者負担軽減</p> <p>【目的】 低所得者の経済負担を考慮し、介護保険利用者負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る。</p> <p>【対象者】 要支援・要介護認定を受けた者 1段階保険料被保険者、2段階保険料被保険者 生活保護者は除く。 介護保険料の滞納者、未納者は除く。</p> <p>【事業の対象】 事業の対象は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーションとする。</p> <p>【利用者負担の軽減】 介護保険法による介護サービスの利用者負担に100分の50を乗じて得た額とする。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減</p> <p>利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料は保険給付費で補てんされる。</p> <p>食費 所得に応じて 1日300円又は500円に軽減</p> <p>利用料 所得に応じて3%又は5%に軽減</p>
老人保健福祉計画 ・ 介護保健事業計画	<p>「高齢者保健福祉計画」は、老人保健法第46条の18及び老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の保険及び福祉に関わる総合的な計画である。 「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する介護保険の給付対象となるサービスに関する計画である。両計画は3年ごとに5年を1期とした計画として一体的に作成するものとされている。</p>			
	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 9年度～平成13年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 9年度～平成13年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 5年度～平成11年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[ 高齢者保健福祉計画 ] 第1期計画 平成 5年度～平成11年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[ 介護保険事業計画 ] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
介 護 保 険 運 営 協 議 会	<p>【白河市介護保険運営協議会】</p> <p>[ 組織 ]</p> <p>12人以内の委員            被保険者代表 3人            学識経験者 1人            サービス事業者代表 3人            被用者保険代表 1人            保健・医療・福祉関係代表者 4人</p> <p>[ 任期 ]</p> <p>委員任期 3年            平成16年2月1日～平成19年1月31日</p> <p>[ 報酬 ]</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	<p>【表郷村介護保険運営協議会】</p> <p>[ 組織 ]</p> <p>8人以内の委員            被保険者代表 2人            学識経験者 1人            村議会議員 1人            保健・医療・福祉関係代表者 4人</p> <p>[ 任期 ]</p> <p>委員任期 3年            平成16年4月1日～平成19年3月31日</p> <p>[ 報酬 ]</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	<p>【大信村介護保険運営協議会】</p> <p>[ 組織 ]</p> <p>10人以内の委員            被保険者代表 2人            学識経験者 2人            被用者保険代表 2人            保健・医療・福祉関係代表者 3人</p> <p>[ 任期 ]</p> <p>委員任期 3年            平成15年4月1日～平成18年3月31日</p> <p>[ 報酬 ]</p> <p>特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	平成15年度より廃止
在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	<p>地域型在宅介護支援センター（5ヵ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市中心在宅介護支援センター                運営主体 白河厚生総合病院                開設日 平成10年4月</li> <li>・在宅介護支援センター小峰苑                運営主体 社会福祉法人清峰会                開設日 平成11年4月</li> <li>・天神町在宅介護支援センター                運営主体 社会福祉法人くわの福祉会                開設日 平成11年4月</li> <li>・ひもろぎの園在宅介護支援センター                運営主体 医療法人慈泉会                開設日 平成11年4月1日</li> <li>・白河市社会福祉協議会在宅介護支援センター                運営主体 白河市社会福祉協議会                開設日 平成15年10月1日</li> </ul>	<p>基幹型（小規模型）在宅介護支援センター（1ヵ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター                運営主体 老人保健施設表郷「聖・オリーブの郷」                開設日 平成10年4月</li> </ul>	<p>基幹型（小規模型）在宅介護支援センター（1ヵ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター                運営主体 大信村社会福祉協議会                開設日 平成12年1月</li> </ul>	<p>地域型在宅介護支援センター（1箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村在宅介護支援センター                運営主体 東村                開設日 平成15年4月</li> </ul>

## 留意事項

- 1 介護保険は、市町村が保険者となり、被保険者（住民）から保険料を徴収して運営している。
- 2 各市町村で、介護サービスの基盤や事業計画が異なるため、保険料率にも違いがある。
- 3 合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになるため、取扱いの統一に向けた検討が必要である。
- 4 介護サービスの内容は、各市町村の事業計画によって異なるため、整合性を図りながら新市での計画策定を行う。

## 【参考法令関係】

### 介護保険法（抜粋）

#### 〔市町村介護保険事業計画〕

- 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
  - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第28条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### 老人保健法（抜粋）

#### 〔市町村老人保健計画〕

- 第46条の18 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画（以下「市町村老人保健計画」という。）を定めるものとする。

### 老人福祉法（抜粋）

#### 〔市町村老人福祉計画〕

- 第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 先進事例

### 【さぬき市】(平成14年4月1日合併)

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- 2 納期は、国民健康保険税を考慮し、統一を図る。
- 3 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 4 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- 5 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- 6 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

### 【東かがわ市】(平成15年4月1日合併)

- 1 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 2 要介護認定・要支援認定にかかわる事務  
認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。  
認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- 3 保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないので現行どおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- 4 保健福祉事業にかかわる事務については、3町とも実施していないが、介護保険事業計画策定時に検討する。
- 5 市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務については、平成14年度末までに3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- 6 保険料の徴収にかかわる事務  
第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。  
第1号被保険者の普通徴収納期については、現行のとおり、国民健康保険税の納期と同一とする。
- 7 会計等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 8 介護保険制度関連の他制度にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 9 その他  
事務処理システムについては、3町とも異なっており、電算システムの調整内容による取扱いとする。

### 【田村地方5町村合併協議会】

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、5町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 田村地方介護認定審査会については、合併の前日をもって廃止し、新市において現行のとおり介護認定審査会を共同設置するものとする。
- 3 認定調査については、職員が行う直営と業者委託との併用とし、委託料は合併時に調整する。
- 4 介護保険事業計画については、合併時に策定するものとする。
- 5 保険給付の内容については、5町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 6 第1号被保険者の保険料については、新市の介護保険事業計画に基づき統一する。ただし、平成17年度までの保険料は、従前のとおりとする。
- 7 第1号被保険者の普通徴収の納期については、常葉町の例により調整する。ただし、第1期の納期は7月1日から7月31日とする。
- 8 利用者負担軽減事業については、5町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

このページは白紙です！！



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	22	消防団の取扱い
調整方針	<p>1 現行の消防団員は新市に引き継ぐものとし、組織体制については合併時まで調整する。また、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。</p> <p>2 消防団員の報酬、手当、任期等は、合併時まで白河市の例により調整する。</p> <p>3 現有の消防施設、機械等の財産はすべて新市に引き継ぐものとし、新市において新たに整備計画を策定し、必要台数を確保しながら更新する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
組 織 体 制	<p>【白河市消防団】 分団数：8分団 定員：545名 現員：532名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 3名</li> <li>・分団長 13名 (内訳) 本部付分団長 (4) 分団長 (8) ラッパ隊長 (1)</li> <li>・副分団長 17名 (内訳) 副分団長 (16) ラッパ副隊長 (1)</li> <li>・部長 30名 (内訳) 部長 (29) ラッパ隊部長 (1)</li> <li>・班長 73名 (内訳) 班長 (72) ラッパ隊班長 (1)</li> <li>・機関員 45名</li> <li>・団員 363名</li> </ul>	<p>【表郷村消防団】 分団数：3分団 定員：281名 現員：279名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 2名</li> <li>・分団長 5名 (内訳) 指導部長 (1) 分団長 (3) ラッパ隊長 (1)</li> <li>・副分団長 8名 (内訳) 副指導部長 (5) 副分団長 (3)</li> <li>・部長 7名</li> <li>・班長 20名</li> <li>・団員 236名 (内訳) 副班長 (20) 団員 (216)</li> <li>・事務局 2名</li> </ul>	<p>【大信村消防団】 分団数：2分団 定員：217名 現員：209名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 1名</li> <li>・分団長 3名 (内訳) 訓練部長 (1) 分団長 (2)</li> <li>・副分団長 3名 (内訳) 副指導部長 (2) 副分団長 (1)</li> <li>・部長 19名 (内訳) 部長 (10) 副部長 (9)</li> <li>・班長 19名</li> <li>・団員 171名</li> </ul>	<p>【東村消防団】 分団数：2分団 定員：253名 現員：235名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 1名</li> <li>・分団長 2名</li> <li>・副分団長 7名 (内訳) 副分団長 (4) 指導員 (3)</li> <li>・部長 11名 (内訳) 部長 (5) 副部長 (5) 庶務部長 (1)</li> <li>・班長 19名</li> <li>・団員 212名 (内訳) 副班長 (19) 団員 (193)</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
報酬・費用弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 198,000円 ・副団長 130,000円 ・分団長 91,000円 ・副分団長 64,000円 ・部 長 45,000円 ・班 長 34,000円 ・機関員 28,000円 ・団 員 24,000円  <b>【報償】</b> ・出勤報償 3,600円/年 ・各行事参加 1,300円/回 ・検閲報償 1,500円/年 ・団運営報償 500円/年 ・ラッパ隊報償 50,000円/年 ・分団報償 40,000円/年 ・訓練指導員報償 5,000円/年  <b>【費用弁償】</b> ・団員が公務のため旅行した場合、市職員の旅費に相当する額を弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 179,000円 ・副団長 115,000円 ・分団長 74,000円 ・副分団長 63,000円 ・部 長 42,000円 ・班 長 33,000円 ・副班長 29,000円 ・団 員 19,000円  ・自動車ポンプ班 14,000円 ・小型ポンプ班 12,100円 ・消防車運転手 10,000円  <b>【費用弁償】</b> ・出動手当 1,200円/回（火災・災害出勤を除く） ・団員が公務のため旅行した場合、村職員の旅費に相当する額を弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 174,500円 ・副団長 110,700円 ・分団長 72,300円 ・副分団長 53,500円 ・部 長 38,200円 ・班 長 25,500円 ・団 員 19,000円  ・特別団員 11,900円 ・ラッパ隊員 11,900円 ・旗 手 6,000円  <b>【費用弁償】</b> ・訓練出場の場合 1,000円/回 ・指導模範の場合 2,000円/回 ・団員が公務のため旅行した場合、村職員の旅費に相当する額を弁償	<b>【報酬（年額）】</b> ・団 長 182,000円 ・副団長 119,000円 ・分団長 76,000円 ・副分団長及び指導員 65,000円 ・部 長 48,000円 ・副部長 43,000円 ・庶務部長及び班長 33,000円 ・副班長 28,500円 ・団 員 23,400円 ・機関員手当 16,800円 ・指導員手当 12,600円  <b>【費用弁償】</b> ・出動手当 1,000円/回 ・出動手当は、春季検閲、秋季検閲、出初式、ポンプ操法講習会、村ポンプ操法大会、総合防災訓練に出勤した団員に支給
任 期	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年 ・部 長 4年 ・班 長 4年 ・機関員 4年	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 3年 ・副分団長 3年 ・部 長 2年 ・班 長 1年	・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年 ・指導員 4年 ・部 長 4年 ・副部長 4年
施 設・機 械	<b>【施設】</b> ・消防団詰所 45箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 25台 ・小型ポンプ積載車 20台	<b>【施設】</b> ・消防団詰所 18箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 3台 ・小型ポンプ積載車 22台	<b>【施設】</b> ・消防団詰所 19箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 2台 ・小型ポンプ積載車 18台	<b>【施 設】</b> ・消防屯所 18箇所  <b>【消防車両】</b> ・消防ポンプ自動車 3台 ・小型ポンプ積載車 16台

【参考法関係令】

消防組織法（抜粋）

- 第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。
- 第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。
- 第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。
- 第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。
- (1) 消防本部
  - (2) 消防署
  - (3) 消防団
- 第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。
- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
  - 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。
- 第15条の2 消防団に消防団員を置く。
- 2 消防団員の定員は、条例で定める。
- 第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。
- 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。
- 第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。
- 第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。
- 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
- 第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。
- 第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 5町村の消防団の団員であるものについては、新市に引き継ぐものとする。
2. 団の組織、活動範囲等運用については、調整し新市に引き継ぐものとする。
3. 消防団の報酬・費用弁償については、合併時に調整する。

南相馬合併協議会（新設合併）

1. 消防団については、合併時に新たな本団を設け、分団の組織は現行のまま新市に引き継ぎ、統合して組織を再編するものとする。
2. 消防団員の階級等は、合併時に見直し、統一して新たに編成するものとする。
3. 消防団の定員数は、現行で新市に引き継ぎ、任免及び給与等については、合併時に県内の状況を考慮して調整し、一元化する。

伊達7町合併協議会（新設合併）

1. 消防団組織は、旧町単位で「方面隊（仮称）」として現行のとおり存続し、統括組織として「本団（仮称）」を設ける。「本団（仮称）」及び「方面隊（仮称）」の組織機構は、合併後に県内の近隣自治体の例を参考に再編する。
2. 消防団員は新市に引き継ぐ。定員・定年については、合併後新市において調整し一定の基準を設ける。
3. 消防団員の報酬・手当等は、合併時に統一することとし、現在の処遇が低下しないように考慮する。
4. 消防団の施設・機械等については新市に引き継ぐ。施設・機械の配置基準・耐用年数は、合併後に調整し、一定の基準を設ける。

佐野市（新設合併）

1. 新市における消防団員の定数は、各市町の現有定数の合計742人を存続させるものとし、合併後3年以内に見直しをするものとする。
2. 新市における消防団の構成員（742人）は、団長1人、支団長（副団長）3人、副支団長（副団長）9人、分団長32人、副分団長31人、部長32人、班長122人、団員512人とする。

【参考資料 1】

消防団員報酬額等(白河支部管内)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出勤手当	その他
白河市	198,000	130,000	91,000	64,000	45,000	34,000	24,000	3,600/年 検閲・出初式 各1回500	機関員28,000 運営育成報償費500/年
表郷村	179,000	115,000	74,000	63,000	42,000	33,000 副 29,000	19,000	検閲・出初式・訓練等 各1回1,200	機関員手当 (自動車)14,000/年 (小型)12,100/年 運転手当10,000/年
大信村	174,500	110,700	72,300	53,500	38,200	25,500	19,000	災害・検閲・出初式・訓練・ポンプ操法 大会等各1回1,000	旗手手当6,000/年 ラッパ隊員手当11,900/年
東 村	182,000	119,000	76,000	65,000	48,000 副 43,000	33,000 副 28,500	23,400	検閲・出初式・ポンプ操法講習会・実技 放水大会・総合防災訓練 各1回1,000	機関員手当 16,800/年 指導員手当 12,600/年
西郷村	185,000	125,000	80,000	48,000	102,000 副 80,000	32,000 副 25,000	21,000	検閲・出初式 各1回1,000	機関要員手当 4,100/年
泉崎村	176,800	111,000	56,500	44,200	39,000	27,700	19,000	検閲・出初式・訓練等 各1回2,200	訓練指導員・ラッパ隊手当3,800/年
中島村	175,200	109,600	51,500	40,500	37,200	23,900	21,400	3,000/年	指導部長72,900 タンク車隊長33,400 副指導部長37,200 機関員手当13,500/年 ラッパ隊長37,200 ラッパ隊員・タンク車 隊員・指導部員手当10,000/年
矢吹町	192,100	131,000	90,100	63,200	49,400	33,300	24,000	災害・検閲・出初式・訓練等 各1回 1,000	運転・機関員手当3,500/年 ラッパ隊員手当5,500/年
管内平均	182,825	118,913	73,925	55,175	50,100	30,300	21,350		

【参考資料 2】

消防団員報酬額等(東白川支部管内)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出勤手当	その他
棚倉町	225,000	134,000	72,000	58,000	50,000	36,000	22,500	1回 1,000	機関員等 23,500
矢祭町	226,000	127,000	71,200	52,300	52,300	32,200	23,200	1回 1,000	
埴 町	222,000	126,000	69,000	53,000	50,000	32,000	22,500	1回 1,000	機関員等 23,500
鮫川村	215,000	126,000	69,000	52,000	50,000	34,000	22,500	1回 1,000	機関員等 7,400~9,000
管内平均	222,000	128,250	70,300	53,825	50,575	33,550	22,675		

【参考資料 3】

消防団員報酬額等(県内10市)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出動手当	その他
福島市	220,000	160,000	87,000	66,000	47,000	38,000	30,000		機関員手当 6,000/年 加算
いわき市	201,000	138,000	76,000	57,000	43,000	34,000	27,000	災害等 1回 1,000 (3時間以上の場合 2,000) 待機・警戒・訓練 1回 1,000	
二本松市	219,000	156,000	115,000	85,000	54,000	33,000	26,000		
郡山市	190,000	136,000	71,000	53,000	42,000	32,000	30,000		
須賀川市	230,000	155,000	119,000	81,500	65,000	46,000	25,000	災害出場 1回 1,400以内	ポンプ操縦者手当 5,300/年 ラッパ手手当 5,300/年
喜多方市	187,000	136,000	94,000	63,000	57,000	48,000	27,000	訓練・警戒出動 1日 1,400	
会津若松市	217,000	144,000	101,000	65,000	52,000	35,000	27,000	水火災予防警戒・防除・その他災害 ・訓練出動 1回 1,500	機関員 39,000
原町市	210,000	128,000	102,000	72,000	56,000	38,000	24,000	警戒・訓練・機械整備出場 1日 2,800 訓練指導員の訓練指導出場 1日 3,500	
相馬市	250,000	150,000	130,000	90,000	65,000	42,000	26,000	災害・訓練・警戒・機械整備出動 1回 1,000	機関員 32,000
白河市	198,000	130,000	91,000	64,000	45,000	34,000	24,000	3,600/年 検閲・出初式 各 1回500	機関員28,000 運営育成報償費500/年
10市平均	212,200	143,300	98,600	69,650	52,600	38,000	26,600		

【参考資料 4】

4 市村の消防団員現行報酬

(年額・単位：円)

市 村 名 階級	白河市			表郷村			大信村			東 村			4 市村合計	
	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	人員	計(円)
団 長	198,000	1	198,000	179,000	1	179,000	174,500	1	174,500	182,000	1	182,000	4	733,500
副 団 長	130,000	3	390,000	115,000	2	230,000	110,700	1	110,700	119,000	1	119,000	7	849,700
分 団 長	91,000	13	1,183,000	74,000	5	370,000	72,300	3	216,900	76,000	2	152,000	23	1,921,900
副分団長	64,000	17	1,088,000	63,000	8	504,000	53,500	3	160,500	65,000	7	455,000	35	2,207,500
部 長	45,000	30	1,350,000	42,000	7	294,000	38,200	19	725,800	48,000	6	288,000	62	2,657,800
副 部 長	/			/			/			43,000	5	215,000	5	215,000
班 長	34,000	73	2,482,000	33,000	20	660,000	25,500	19	484,500	33,000	19	627,000	131	4,253,500
副 班 長	/			29,000	20	580,000	/			28,500	19	541,500	39	1,121,500
機 関 員	28,000	45	1,260,000	/			/			/			45	1,260,000
団 員	24,000	363	8,712,000	19,000	218	4,142,000	19,000	171	3,249,000	19,000	193	3,667,000	945	19,770,000
合 計		545	16,663,000		281	6,959,000		217	5,121,900		253	6,246,500	1,296	34,990,400

このページは白紙です！！



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	2 3	行政区の取扱い
調整方針	<p>1 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 外務員制度については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、表郷村、大信村、東村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。</p> <p>3 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報酬の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。</p> <p>4 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、地区住民の急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から5年度間において段階的に調整する。。</p> <p>5 新市における行政区長の名称並びに身分の取扱いについては、合併時まで調整する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
行政区数	8 5 行政区	2 5 行政区	2 6 行政区 (報酬対象 2 5 行政区)	3 0 行政区
行政区名	<p>(旧市内)</p> <p>第一区、新白河高山、緑ヶ丘、みさか、大坂山、西三坂、小丸山、石切場、九番町、七番町、三番町、大町、中山、真舟、北真舟、昭和町、道場町、天神町、金屋町、愛宕町、中町、大工町、新蔵、南町、本町、丸の内、会津町、金勝寺、飯沢金勝寺、南湖、夏梨、十文字、南湖ニュータウン、合戦坂、搦目山、馬町、蛇石栄町、横町、田町、向寺女石、年貢町、寺小路、鍛冶町、桜町、旭町、中田</p> <p>(大沼地区)</p> <p>本沼、久田野、大和田、久保、桜岡、搦目、鹿島</p> <p>(白坂地区)</p> <p>三輪台団地、皮籠、三輪台、泉岡、大倉矢見、陣場、下黒川、石阿弥陀、勝多石、鶴ヶ丘、五器洗、白坂パークヒルズ</p> <p>(小田川地区)</p> <p>小田川、泉田、萱根、東部ニュータウン、芳賀須内、広谷地、豊地</p> <p>(五箇地区)</p> <p>双石、板橋、舟田、田島、入方、借宿、細倉</p> <p>(旗宿地区)</p> <p>旗宿</p> <p>(関辺地区)</p> <p>上ノ原、二枚橋・日の出、郷渡、新郷渡</p>	<p>内松、中野、上羽郷、白鳥団地、上宿、下宿、上願、社田、小松、八幡、中寺、堀之内、河東田、深渡戸、犬神、菅辻、竹ノ内、越堀1区、越堀2区、越堀3区、広畑団地、梁森、高木、三森、下羽原</p>	<p>宇・原、十日市、日・仙、上小屋、湯沢、赤仁田、滑里川、日籠、西・樋、宮・大、日和田、開進、飯土用、外面、増見、堂山、町屋、上新城、中新城、下新城、外面団地、竹ノ下団地、石久保団地、新赤坂、田園町府、日本工機寮</p>	<p>第1枇杷山、第2枇杷山、第3枇杷山、大黒町、北町、本町下、本町上、若栗、畑中、百目木、千田、形見、栃本、蕪内、深仁井田、刈敷坂、板倉、反町、中ノ作、蔭ノ原、大竹、坂本、坂口、八内、万海、安道、岩井戸、石原、藪、切道志</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
代表者名称	町内会長	行政区長	行政区惣代	行政区区長・行政区惣代
任 期	1年	1年	1年	1年
人選方法	町内会の選出による	各行政区の選出による	各行政区の推薦による	各行政区の推薦による
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市行政における住民に対する各般の連絡に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村行政における村民に対する各般の連絡に関すること。</li> <li>・各種調査及び報告に関すること。</li> <li>・行政区行政との関連事項に関すること。</li> <li>・その他、行政上必要と認める事項に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村から住民に対する連絡に関すること。</li> <li>・各種調査及び報告に関すること。</li> <li>・前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認めて命じた軽易な事務の処理に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村から住民に対する連絡に関すること。</li> <li>・各種調査及び報告に関すること。</li> <li>・前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認めて命じた軽易な事務処理に関すること。</li> </ul>
報 酬 (年 額)	町内会長報償 均等割 10,000円 戸数割 1戸あたり100円  100戸当たりの場合の町内会長報 酬 10,000円 + 100戸 × 100円 = 20,000円	行政区長報酬 平均割 76,000円 戸数割 1戸あたり800円  100戸当たりの場合の行政区長報 酬 76,000円 + 100戸 × 800円 = 156,000円	惣代報酬 地域割 1行政区 13,500円 戸数割 1戸あたり 1,000円  100戸当たりの場合の行政区惣代 報酬 13,500円 + 100戸 × 1,000円 = 113,500円	区長・惣代報酬 地域割 1行政区 36,000円 戸数割 1戸あたり 400円  100戸当たりの場合の行政区惣代 報酬 36,000円 + 100戸 × 400円 = 76,000円
全体組織	白河市町内会連合会 (目的) ・白河市各町内会の連絡親睦を図ること。 (組織) ・白河市内各町内会長(85名) (内容) ・環境美化に係る清掃への協力 ・各種募金への協力 ・市内一斉清掃への協力 ・防災訓練への協力 ・先進地視察研修 ・年間を通して、ゴミ分別減量化、冠婚葬祭簡素化、放置自転車回収の協力	/	/	/
関係法令	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村区長委嘱に関する要綱</li> <li>・表郷村特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村惣代規則</li> <li>・大信村惣代の報酬及び費用弁償に 関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村行政連絡員規則</li> </ul>

【外務員制度】

区 分	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
名 称	外 務 員			文 章 配 送 員
任 期	1 年（毎年4月1日～翌年3月31日）			委 嘱 1 年（4月1日～翌年3月31日）
人 選 方 法	各町内会長の推薦により委嘱する。 （81町内会100名）			嘱託職員
業 務 内 容	<p>広報紙等及び回覧文書の配布 個人宛文書の配達 （旧市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月・水・金曜日及び広報紙の発行日に出行し、外務員室より文書を持ち帰り、回覧文書等については町内会の各班長宅へ、個人宛文書は各個人宅へ送達する。</li> </ul> <p>（新市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月・水・金曜日の午後各地区行政センター用務員（臨時職員）が市役所外務員室より文書を持ち帰り、振り分け後、各地区行政センターの町内会外務員宅まで持参。</li> <li>外務員は振り分け後、回覧文書等は班長宅へ、個人宛文書は個人宅へ送達する。</li> </ul>			<p>広報紙等及び回覧文章の配布 個人宛文章の配達 （村内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月曜日・火曜日・水曜日に各戸配達。</li> </ul>
報 酬 （月 額）	<p>外務員報酬 （旧市内） 均等割＋世帯割＋距離割＋面積割 （新市内） 均等割＋世帯割 新市内地域100世帯当たり（年額） （6,768円＋100戸×109.75円）×12月 ＝212,400円</p>			<p>文書配送員報酬 （2人×8万円×12ヶ月＝192万円）</p>
全 体 組 織	<p>白河市外務員連絡協議会 ・44名（旧市内及び関辺方部）の外務員で構成</p>			

【地区集会施設の維持管理】

区 分	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
管理費用の 負担区分	<p>・集会施設維持管理費補助金 1施設 15,000円（定額） 全81施設</p>	<p>・維持管理費（光熱水費）は全額村負担 全26施設</p>	<p>・維持管理費は全額受益者負担 全24施設</p>	<p>・維持管理費は全額受益者負担 全25施設</p>

### 留意事項

- 市町村の行政区（いわゆる自治会、区長会など）は地域コミュニティの歴史に深く根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがある。4市村における行政区の現状を把握し、合併後において不均衡等が生じないように調整を図る必要がある。

### 先進事例

#### 【篠山市】(H11.4.1合併)

総代会及び区長については、合併時に統合する。

#### 【さぬき市】(H14.4.1合併)

- 1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。
- 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

#### 【あさぎり町】(H15.4.1合併)

行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。  
なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないように行政区の再編を検討する。

#### 【山県市】(H15.4.1合併)

- 1 自治会組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。
- 2 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く。(高富地域5、伊自良村2、美山地域7)
- 3 自治会連合会事業については新市において調整する。

#### 【加美町】(H15.4.1合併)

- 1 区長会については、合併時に統合する。
- 2 行政区の区域及び名称については、現行のとおりとする。ただし、中新田町と小野田町の同一行政区名の「城内」については、ともに「城内」の文字を含む名称に変更する。また、中新田町と宮崎町の同一行政区名の「東町」については、中新田町の「東町」を変更する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (1) - ア	各種事務事業の取扱い(行財政に関する事務事業/姉妹都市・友好都市関係)
調整方針	<p>1 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 海外派遣事業については、新市においても国際感覚を高める観点から事業を実施することとし、事業内容については新市において検討する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
都市交流に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県桑名市(H10.11.9)</li> <li>・埼玉県行田市(H10.11.9)</li> </ul> <p>(経緯) 文政6年(1823年)に白河藩主が桑名藩主へ桑名藩主が忍藩主(行田市)へ忍藩主が白河藩主へと国替えが行われた。この歴史的縁により教育、文化、経済各般にわたり交流が図られている。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県戸田市(H6.4.25)</li> </ul> <p>(経緯) 平成5年農林省の「都市と農村の交流事業」を契機として交流が始まり、平成6年に姉妹都市締結をした。毎年、産業、教育文化等を中心に交流が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹都市を結んでいる都市はないが、東京板橋区と防災協定を結んでいる。</li> <li>・埼玉県和光市と交流を図っている。</li> </ul>
国際交流に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス共和国オワーズ県コンピエーニュ市(S63.10.20)</li> </ul> <p>(経過) 1987年医薬品会社の白河工場の竣工に際し、本社の副社長から、フランス国内の主力工場がある同市との姉妹提携の提案があった。</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ合衆国ミネソタ州アノーカ市(H14.10.13)</li> </ul> <p>(経過) アノーカは文化、自然、教育環境の面で優れた町であるため、1998年から村の中学生のホームステイを派遣してきたが、交流の相互化を図るため姉妹都市提携を行った。</p>	/

先 進 事 例

篠山市(H11.4.1)  
 姉妹都市の取扱い  
 姉妹都市については、新市に引き継ぐ。

南アルプス市(H15.4.1)  
 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱い  
 友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

東かがわ市(H15.4.1)  
 姉妹都市等の取扱い  
 姉妹都市等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

県内合併協議会の協議内容

伊達7町合併協議会  
 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

- 二本松・東北達地方合併協議会
- 1 国際友好都市事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - 2 海外派遣事業については、新市においても国際視野を広げる観点から事業を実施することとする。実施内容については、新市において検討する。
  - 3 青年海外協力隊支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

須賀川市・長沼町合併協議会  
 友好都市は、中国洛陽市を継続する。北海道夕張郡長沼町は、地域間交流都市と位置づけ、引き続き相互交流を継続する。

田村5町村合併協議会  
 新市として現行の姉妹都市関係を継続する。

南相馬合併協議会  
 姉妹都市・友好提携など4市町村で実施している交流事業については、関係自治体との調整を踏まえ現行のとおり新市に引き継ぐ。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(1)-イ	各種事務事業の取扱い(行財政に関する事務事業/電算システム関係)
調整方針	<p>電算システム業務については、住民の利便性向上と円滑な業務執行ができるよう、次の区分により調整するものとする。</p> <p>(1) 基幹業務系システム及び内部情報系システムについては、合併時に白河市の現行システムを基本として統合する。</p> <p>(2) 個別業務系システムについては、現行システムを有効活用することを基本とし、新市において調整する。</p>	

<p>システム系統の区分について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹業務系システム 住民基本台帳と密接な関係が必要とされる業務に対応したシステム</li> <li>・内部情報系システム 住民サービスに直接関係しない行政組織の運営等の業務に対応したシステム</li> <li>・個別業務系システム 基幹業務系システム及び内部情報系システムに分類されない、他の業務との連携を必要としない業務に対応したシステム</li> </ul>
--

4 市 村 の 現 況							
システム分類			システム系統区分	システムの導入状況			
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東村
住民記録関係	住民記録	住民記録	基幹業務系				
		印鑑登録					
		外国人登録					
戸籍関係	戸籍	戸籍					
		除籍					
		戸籍附票					
住基ネット関係	住基ネット	住基ネット					
		公的個人認証					
		ICカード発行機					
税務関係	住民税	個人					
		法人					
	固定資産税	土地					
		家屋					
		償却資産					
		家屋評価					
	軽自動車税						

4 市 村 の 現 況

システム分類			システム 系統区分	システムの導入状況			
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東 村
税務関係	収納業務	収納管理	基幹業務系				
		納税組合管理					
		滞納管理					
	その他	申告支援					
		総合照会・発行					
		地図情報					
国民健康保険関係	資格管理	資格管理					
	国民健康保険税	国民健康保険税					
		県報告資料作成					
		退職被保険者振替					
	国保税率試算処理						
その他	国保情報データベース						
国民年金関係	国民年金	国民年金					
福祉関係	介護保険	資格管理					
		受給者管理					
		保険料賦課管理					
		給付実績管理					
		事業状況報告					
		介護保険事務					
	医療費関係	乳幼児医療					
		ひとり親医療					
		重度障害者医療					
		老人医療					
		老健医療（老人保健）					
		高額療養（国保）					
		高額医療（老保）					
		県報告資料作成					
	児童福祉	児童手当					
		児童扶養手当					
		保育料					



4 市 村 の 現 況

システム分類			システム 系統区分	システムの導入状況			
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東 村
福祉関係	障害者福祉	支援費	基幹業務系				
		障害者手当					
		障害者手帳					
		補装具交付・修理					
		日常生活用具給付・貸付					
	生活保護	生活保護					
保健関係	健康管理	成人（基本）健康診査					
		ガン検診					
		母子（妊産婦）健康診査					
		乳幼児健康診査					
		予防接種					
教育委員会関係	学校教育	学齢簿					
		就学管理					
		成人式管理					
		給食費					
選挙管理委員会関係	選挙関係	選挙人名簿管理					
		不在者投票管理					
農業委員会関係	農家台帳	農家台帳					
	耕作（水田）台帳	耕作（水田）台帳					
	選挙関係	農業委員会選挙					
総務・財政関係	給与	月例、期末・勤勉、差額、年調	内部情報系				
		報酬・賃金管理		支払、源泉徴収			
	財務会計	予算編成					
		予算執行					
		決算処理					
		決算統計					
		歳計外					
		起債管理					
		物品管理					
		資金管理					

4 市 村 の 現 況

システム分類			システム 系統区分	システムの導入状況				
大分類	中分類	小分類		白河市	表郷村	大信村	東 村	
総務・財政関係	その他	契約管理	内部情報系					
		文書管理						
情報関係	グループウェア	グループウェア						
	行政サービス	行政情報提供						
農政関係	工事設計積算	工事設計積算	個別業務系					
	地籍管理	地籍管理						
	その他	航空防除						
		転作 農業振興						
土木建築関係	公営住宅関係	公営住宅関係						
	工事設計積算	工事設計積算						
	その他	国土調査						
下水道関係	下水道関係	下水道使用料						
		下水道受益者負担金						
		生活排水管理						
	農業集落排水	農業集落排水						
水道関係	料金関係	検針・調定・収納						
		HHT 検針システム						
	経理事務	経理事務						
教育委員会関係	図書館	図書館管理						
		図書館情報提供						
	その他	学校施設管理						
その他	その他	敬老会						
		交通災害						
		消防退職報償金						
		畜犬管理						

## 先進事例

### 【田村地方5町村合併協議会】

電算システム業務については合併時に統合、又は合併後速やかに調整するものとし、住民サービスの低下を招かないようネットワークシステムにより運用する。

### 【喜多方地方5市町村合併協議会】

- 1 基幹システム（住民記録、税、財務会計）については、円滑な業務執行ができるよう合併時に統一し、個別業務システムについては、合併時まで調整する。
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムや広域ネットワークシステムについては、住民の利便性向上の観点から合併時に統一する。
- 3 情報化計画については、新市において新たに策定する。
- 4 庁内ネットワークシステムの管理運営については、セキュリティポリシーを合併時に統一し、適正で安全な体制を構築する。

### 【伊達7町合併協議会】

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、必要に応じ合併時にシステムを統合し、ネットワークシステムにより運用する。

### 【東かがわ市】（香川県）

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

### 【西東京市】（東京都）

当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。

ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

### 【篠山市】（兵庫県）

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統合し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。

### 【さぬき市】（香川県）

ネットワークシステムについては、合併時に、住民、税、財務の各情報が必要な業務を行う施設等で、本庁と同様の運用が可能となるネットワークシステムを構築する。ただし、個人情報の保護及び事務効率の面から、運用の部分的な制御については、合併時に調整する。

住民情報、税情報及び財務情報システムについては、合併時に、電算機器及びシステムを統一し、ネットワークにより運用する。処理項目は、5町の上位水準の処理機能に調整する。

担当ごとに単独で行っている処理システムの運用及び電子計算組織の運用等の規程は、合併時に調整する。

### 【常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会】（茨城県）

合併時に常陸太田市のシステムに統一し、ネットワークにより運用する。

### 【石狩市・厚田村・浜益村合併協議会】（北海道）

住民サービスの提供及び行政関係事務の効率化に、支障をきたさないよう、石狩市のシステムに統合するものとする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (1) - ウ	各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務事業 / 広報・広聴関係）
調整方針	1 広報紙については、白河市の例により統一するものとし、配布方法については合併時まで調整する。 2 ホームページについては、合併時に統合し開設する。 3 広聴事業については、市民との懇談会の開催や市民提案制度等の継続により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。 4 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において管理運用の統合と、新たなシステムの構築について検討する。	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
広報（広報紙発行）	広報紙名 1日号 「広報白河」 15日号 「広報白河お知らせ版」 発行 毎月1日、15日 サイズ A4版 ページ数 1日号 20ページ 15日号 4ページ 作成部数 1日号 17,100部 15日号 16,400部 単価（1部）1日号 76.125円 15日号 14.175円 広告料（1日号） 2～19ページ下1段 1ページ 24,000円 1/2ページ 12,000円 H16 予算額 18,711千円 配布方法 ・自治会加入世帯は自治会（外務員）を通じ、また未加入世帯のうち集合住宅は希望により管理人や代表者に依頼し、その他は市役所1階ホール、地区行政センター、郵便局などに設置し持ち帰りにより配布。	広報紙名 「広報おもてごう」 発行 毎月10日 サイズ A4版 ページ数 平均12ページ 作成部数 2,300部 単価（1部） 65.19円 H16 予算額 1,660千円 配布方法 ・村内各家庭には、各行政区長に配布依頼。 ・行政区未加入者、官公庁、関係機関等へは郵送により配布。	広報紙名 「広報たいしん」 発行 毎月10日 サイズ A4版 ページ数 平均20ページ 作成部数 1,800部 単価（1部） 58.33円 H16 予算額 1,950千円 配布方法 ・発行日である10日が属する週の金曜日に、担当者が各行政区惣代宅へ各戸数分を届ける。 ・行政区未加入者、関係機関等へは郵送により配布。	広報紙名 「広報ひがし」 発行 第2金曜日(10日前後) サイズ A4版 ページ数 平均16ページ 作成部数 1,800部 単価（1部） 41.81円 H16 予算額 1,970千円 配布方法 ・村内各家庭には、第3月曜日に村の配達員が全戸に配布する。 ・行政区未加入者、官公庁、関係機関等へは郵送により配布。

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
広報（ホームページ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 市からのお知らせ、市概要や観光情報等の紹介</li> <li>・プロバイダー：白河ネット</li> <li>・データ更新：担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介</li> <li>・プロバイダー：白河ネット</li> <li>・データ更新：担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介</li> <li>・プロバイダー：白河ネット</li> <li>・データ更新：担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介</li> <li>・プロバイダー：白河ネット</li> <li>・データ更新：担当職員</li> </ul>
広聴（市町村長への手紙）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長への手紙</li> <li>投函箱設置場所</li> <li>市役所総合窓口</li> <li>市役所警備員室窓口</li> <li>中央公民館</li> <li>中央体育館</li> <li>文化センター</li> <li>各地区行政センター</li> <li>メールアドレスでも受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成の目安箱</li> <li>投函箱設置場所</li> <li>役場総合窓口</li> <li>村公民館</li> <li>村診療所</li> </ul>	（該当なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目安箱</li> <li>投函箱設置場所</li> <li>村公民館前</li> <li>きつねうち温泉前</li> </ul>
広報（防災行政無線放送）ソフト面	無線局名 「ぼうさいしらかわこうほう」	無線局名 「ぼうさいおもてごうこうほう」	無線局名 「ぼうさいたいしんこうほう」	無線局名 「ぼうさいひがしこうほう」

先 進 事 例

篠山市(H11.4.1)

広報広聴関係事業の取扱い

- 1 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は、合併時に調整するものとする。
- 2 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
- 3 相談業務については、新市において現行の相談業務が実施できるよう調整する。

さいたま市(H13.5.1)

広報広聴事業の取扱い

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

- ア 広報紙等の発行事業については、合併時に統合し、引続き情報の提供に努めるものとする。
- イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

神流町(H15.4.1)

広報広聴関係事業

- 1 合併時において統一できるよう調整する。
- 2 広報については、万場町の制度で統一するよう調整する。
- 3 ふれあい情報システムについては、新しいシステムが構築されるまでは存続するものとする。

東かがわ市(H15.4.1)

広聴広報関係事業の取扱い

- 1 相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。
- 2 広報紙については、毎月発行とする。
- 3 その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。

あさぎり町(H15.4.1)

広報広聴関係事業

- ・広報関係については、次のとおり取り扱うものとする。
- 1 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。
  - 2 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。
- ・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴取段は、新町において十分配慮する。

県内合併協議会の協議内容

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

広報広聴関係事業

- 1 新町において、毎月、広報誌及びお知らせ版を発行する。  
なお、発行回数及び配布方法は、合併時まで調整する。
- 2 新町において、ホームページを開設する。
- 3 その他の広報広聴関係事業については、新町において調整する。

須賀川市・長沼町合併協議会

- 1 広報活動については、月1回の全世帯への広報紙の配付、ホームページの充実等により、引き続き市民への情報提供に努めるものとする。
- 2 広聴活動については、市民との懇談会の開催や市民提案制度の継続等により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。

田村5町村合併協議会

- 1 新市において広報誌を発行する。  
なお、発行日、発行回数及び配布方法は、合併時まで調整する。
- 2 新市において、ホームページを開設する。
- 3 その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。

南相馬合併協議会

- 1 広報誌については、現行どおり各戸配布し、定刊号は毎月1日、お知らせ版は毎月15日発行とする。
- 2 市の情報発信に努めるため、合併時に新市のホームページを開設する。
- 3 新市発足においては、広く住民の意見を聞くための機会を持つことが特に重要であることから、地域懇談会等を出来るだけ多く開催する方向で、新市へ移行後速やかに調整する。

このページは白紙です！！



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (1) - 工	各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務事業 / 納税関係）
調整方針	1 納期前納付報奨金については、合併年度の翌年度から廃止する。 2 納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金等については、新市において調整する。 3 納税貯蓄組合連合会については、4市村の連合会と協議のうえ、新市において調整する。	

区分		4市村の現況			
		白河市	表郷村	大信村	東村
納期前納付 奨励金	概要	個人の市県民税及び固定資産税の納税者が最初の納期内に当該納期の後のすべての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合に報奨金を交付する。		個人の村県民税及び固定資産税の納税者が最初の納期内に当該納期の後のすべての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合に報奨金を交付する。  平成17年度以降は制度廃止。	個人の村県民税及び固定資産税の納税者が最初に納期内に当該納期の後の全ての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合報奨金を交付する。
	対象税目	個人市民税、固定資産税		個人村民税、固定資産税	個人村民税、固定資産税
	該当納期	第1期納期限まで		第1期納期限まで	第1期納期限まで
	報奨金額	$\text{納期前に納付した税額} \times 1/100 \times \text{納期前に係る月数}$  1の納期の税額が2万円を超えるときは、2万円とする。 1月末満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。		$\text{納期前に納付した税額} \times 1/100 \times \text{納期前に係る月数}$	$\text{納期前に納付した税額} \times 1/100 \times \text{納期前に係る月数}$
	交付限度額	個人市民税： 2,600円 固定資産税： 4,200円		10,000円	個人村民税： 5,000円 固定資産税： 7,500円
	実績 (H15年度)	個人市民税： 3,544,060円 固定資産税： 26,664,750円		個人村民税： 338,100円 固定資産税： 2,034,400円	個人村民税： 298,700円 固定資産税： 2,169,000円

区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
納税貯蓄組合	組 合 数	80組合(2068名)	70組合(829名)	40組合(340名)	80組(585名)
	組合の構成	行政区単位で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織
	組合長報償			大信村納税貯蓄組合長報償 ・ 4 税 基本額3,000円 + 1,500円 × 戸数 ・ 水道料及び集落排水使用料 1戸当たり 100円 (平成16年度) 663,000円	東村納税貯蓄組合長運営奨励金 (平成16年度) 1,417,000円
	補 助 金	白河市納税貯蓄組合事務費補助金 ・ 前年度の納期内納付率が80%以上の組合 2,000円 + 500円(限度額) ・ 前年度の納期内納付率が80%未満の組合 2,000円(限度額) 組合の申請により補助金交付 平成15年度実績 6,970円(5組合) (平成16年度) 37,000円			
納税貯蓄連合会	概 要	徴税機関と組合及び組合相互の連絡を円滑にし、組合の改善、発展を助長し、納税意識の普及に努め、併せて納税成績の向上に寄与する。	組合相互の連絡協調を図り、納税思想の普及育成に努めるとともに、組合の発展向上に寄与する。	納税貯蓄組合相互の連絡強調を図り、納税思想の普及育成に努め、もって納税貯蓄組合の発展向上に寄与することを目的とする。	納税貯蓄組合相互の連絡強化を図り、納税思想の普及育成に努め、もって納税貯蓄組合の発展向上に寄与することを目的とする。
	名 称	白河市納税貯蓄組合連合会	表郷村納税貯蓄組合連合会	大信村納税貯蓄組合連合会	東村納税貯蓄組合連合会
	補 助 金	白河市納税貯蓄組合連合会補助金 (平成16年度) 315,000円	表郷村納税貯蓄組合連合会補助金 (平成16年度) 890,000円	大信村納税貯蓄組合連合会補助金 (平成16年度) 30,000円	平成16年度より廃止

## 【参考法令関係】

### 地方税法（抜粋）

#### 〔個人の市町村民税の納期前の納付〕

- 第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。
- 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。
  - 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

#### 〔固定資産税に係る納期前の納付〕

- 第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。
- 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。
  - 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

### 納税貯蓄組合法

#### 〔定義〕

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

#### 〔補助金の交付〕

- 第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。
- 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。
  - 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

### 納税貯蓄組合法施行令

#### 〔補助金の交付手続〕

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

## 先進事例

### 【篠山市】(平成11年4月1日合併)

- 1 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
  - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
  - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
- 2 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- 3 納税貯蓄組合補助金については、現行のとおりとする。

### 【さぬき市】(平成14年4月1日合併)

- 1 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
  - (1) 交付率は、100分の0.1とする。
  - (2) 月数については、前期前納方式による算定とする。
  - (3) 交付額の上限は5万円、加減は100円とする。
- 2 納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。
- 3 督促手数料については、現行のとおりとする。

### 【あさぎり町】(平成15年4月1日合併))

- (1) 個人町村民税及び固定資産税にかかる納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
  - イ 端数金額又は交付金額については、上村、岡原村の例による。
- (2) 納税奨励金及び納税貯蓄組合報奨条例等については、合併時に廃止する。
- (3) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。

### 【伊達7町合併協議会】

- (1) 個人住民税・固定資産税の前納報奨金制度は合併時に廃止する。
- (2) 納税等の口座振替は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 納税貯蓄組合は新市に引き継ぐものとする。
- (4) 納税貯蓄組合の運営に関する補助金等は納税貯蓄組合法の規定に基づき、新市において調整する。
- (5) 納税貯蓄組合連合会は各町の連合会と協議の上、新市において調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - ア	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/消防防災関係)
調整方針	1 地域防災計画は、新市において速やかに策定する。 2 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において親局遠隔操作及び支部局別放送が可能なシステムの導入について検討する。 3 移動系無線については、当面は現行システムによるものとし、新市において統一システムの導入について検討する。 4 防犯協会については、合併時に統合する。 5 地域安全条例については、新市において制定する。	

1. 地域防災計画

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
地域防災計画	<b>【白河市地域防災計画】</b> (平成13年修正)  <b>〔概要〕</b> 一般災害対策 (1)総則 (2)災害予防計画 (3)災害応急対策計画 (4)災害復旧計画  震災対策 (1)総則 (2)災害予防計画 (3)災害応急対策計画 (4)災害復旧計画  資料  <b>〔避難場所〕</b> 第1次避難場所 36箇所 第2次避難場所 74箇所	<b>【表郷村地域防災計画】</b> (平成9年改正)  <b>〔概要〕</b> 一般災害対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 (4)個別災害対策計画  震災対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画  資料  <b>〔避難場所〕</b> 第1次避難場所 12箇所 第2次避難場所 39箇所	<b>【大信村地域防災計画】</b> (平成9年改正)  <b>〔概要〕</b> 一般災害対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 (4)個別災害対策計画  震災対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画  資料  <b>〔避難場所〕</b> 第1次避難場所 6箇所 第2次避難場所 6箇所	<b>【東村地域防災計画】</b> (平成11年改正)  <b>〔概要〕</b> 一般災害対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画 (4)個別災害対策計画  震災対策 (1)災害予防計画 (2)災害応急対策計画 (3)災害復旧計画  資料  <b>〔避難場所〕</b> 第1次避難場所 11箇所 第2次避難場所 26箇所

2. 防災行政無線

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
同報系無線	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親局 1箇所(本庁舎内)</li> <li>・子局 65局(市内各所)</li> <li>・個別受信機 332箇所 高齢単身世帯、山間地部落等</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 東北松下システム(株)</li> <li>・委託料(年) 1,596千円</li> </ul>	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親局 1箇所(本庁舎内)</li> <li>・子局 31局(村内各所)</li> <li>・個別受信機 村内各世帯に貸与</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 (株)富士通ゼネラル</li> <li>・委託料 スポット対応</li> </ul>	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親局 3箇所(本庁舎内他)</li> <li>・子局 14局(村内各所)</li> <li>・個別受信機 村内各世帯に貸与</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 日本電気興業(株)</li> <li>・委託料(年) 630千円</li> </ul>	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親局 1箇所(本庁舎内)</li> <li>・遠隔制御器 1箇所 (矢吹消防署東分署)</li> <li>・子局 22局(村内各所)</li> <li>・個別受信機 村内各世帯に貸与</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 (株)ニノテック</li> <li>・委託料(年) 977千円 (同報系及び移動系)</li> </ul>
移動系無線	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車 1台</li> <li>・消防車 45台</li> </ul> <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所 4台</li> <li>・消防署 1台</li> <li>・消防団 18台</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 東北松下システム(株)</li> <li>・委託料(年) 663千円</li> </ul>	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車 9台</li> <li>・消防車 15台</li> </ul> <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村役場 6台</li> <li>・消防団 8台</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 (株)富士通ゼネラル</li> <li>・委託料 スポット対応</li> </ul>	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車 6台</li> <li>・消防車 15台</li> </ul> <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村役場 5台</li> <li>・消防団 7台</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 (株)富士通ゼネラル</li> <li>・委託料 スポット対応</li> </ul>	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車 3台</li> </ul> <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村役場 3台</li> </ul> <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 (株)ニノテック</li> <li>・委託料(年) 上記に含まれる</li> </ul>

3. 防犯対策に関すること

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
防犯協会関係	<p>(名称) 白河市防犯協会</p> <p>(目的) 犯罪のない明るい社会を建設するため、相互共助の精神をもって、防犯思想の高揚をはかり、自主的防犯の確立を期する。</p>	<p>(名称) 表郷村地域防犯連絡協議会</p> <p>(目的) 犯罪、事故、災害等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、安全で安心できる地域社会の実現を図る。</p>	/	<p>(名称) 東村交通防犯監視員連絡協議会</p> <p>(目的) 本会は、各種犯罪の防止と青少年の健全育成を図り、村民の防犯思想を高揚し、自主的防犯の確立を促すことを目的とする。 また、交通安全に関する事業も行う。</p>
地域安全条例関係	/	<p>(名称) 表郷村地域安全条例</p>	<p>(名称) 大信村地域安全条例</p>	/

このページは白紙です！！



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(2)-イ	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/交通関係)
調整方針	1 地方バス路線維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において効果的な運行に向け調整する。 2 福島県市民交通災害共済事業については、白河市の例により新市に引き継ぐものとする。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
地方バス路線維持対策事業	【地方バス路線】 25路線 《生活交道路線》 国庫補助対象路線 ・白河～石川線 ・新白河～石川線 ・白河～滑津線 ・白河～棚倉線 ・白河～白河の関線 ・須賀川～白河線 ・白河～浅川線 ・白河～塙線 ・白河～牧ノ内線 国庫補助対象外路線 ・白河～釜の子線 ・白河～上小屋線 [ H15補助金額 ] 26,562,390 円  《市町村生活交道路線》(運行委託) ・真名子線 ・高助線 ・追原經由川谷線 ・追原經由甲子線 ・自然の家經由甲子線 ・追原經由由井ヶ原線 ・綱子線 ・原中經由川谷線 ・太陽の国線 ・台上線 ・原中經由勝負沢線 ・市民球場線 ・小丸山經由市民球場線 ・白坂線 [ H15補助金額 ] 19,828,026 円 (うち県補助金) 4,432,000 円  [ 補助対象事業者 ] 福島交通株式会社		【地方バス路線】 3路線 《生活交道路線》 国庫補助対象路線 ・白河～牧ノ内線  国庫補助対象外路線 ・白河～上小屋線 [ H15補助金額 ] 5,449,627 円  《市町村生活交道路線》(運行委託) ・光南高校～十日市・老人福祉センター線 [ H15補助金額 ] 5,206,460 円 (うち県補助金) 650,000 円  [ 補助対象事業者 ] 福島交通株式会社	【地方バス路線】 6路線 《生活交道路線》 国庫補助対象路線 ・白河～石川線 ・新白河～石川線 ・白河～棚倉線 ・白河～浅川線 ・白河～塙線  国庫補助対象外路線 ・白河～釜の子線 [ H15補助金額 ] 15,916,344 円  [ 補助対象事業者 ] 福島交通株式会社

区 分	4 市 村 の 現 況																																	
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																														
福島県市民交通 災害共済事業	<p>【目的】 交通事故による災害を受けた者を救済するための共済制度で、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【加入資格】 白河市に居住し、住民基本台帳に記録され又は外国人登録をしている者。</p> <p>【共済期間】 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。(毎年更新)ただし、年度途中で加入した場合は、加入の翌日から3月31日まで。(随時加入可)</p> <p>【会費】 年間一人500円</p> <p>【共済見舞金等の額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等 級</th> <th>災 害 の 程 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>死亡した場合</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>入院通院日数270日以上</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>入院通院日数180日以上</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>入院通院日数 90日以上</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>入院通院日数 60日以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>入院通院日数 30日以上</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>入院通院日数 8日以上</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>入院通院日数 7日以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>重度障害 見舞金</td> <td>自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(通院期間は治療実日数)</p> <p>【H15実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入状況 会員 26,524名 会費 13,262,000円 加入率 54.9%</li> <li>・支給状況 見舞金 156件 6,490,000円</li> </ul>	等 級	災 害 の 程 度	金 額	1	死亡した場合	1,000,000円	2	入院通院日数270日以上	300,000円	3	入院通院日数180日以上	150,000円	4	入院通院日数 90日以上	70,000円	5	入院通院日数 60日以上	50,000円	6	入院通院日数 30日以上	40,000円	7	入院通院日数 8日以上	30,000円	8	入院通院日数 7日以下	20,000円	重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害	300,000円			
等 級	災 害 の 程 度	金 額																																
1	死亡した場合	1,000,000円																																
2	入院通院日数270日以上	300,000円																																
3	入院通院日数180日以上	150,000円																																
4	入院通院日数 90日以上	70,000円																																
5	入院通院日数 60日以上	50,000円																																
6	入院通院日数 30日以上	40,000円																																
7	入院通院日数 8日以上	30,000円																																
8	入院通院日数 7日以下	20,000円																																
重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害	300,000円																																

## 【先進事例】

### 田村地方5町村合併協議会（福島県）

- ・ 地方バスの路線維持に関する施策は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会（宮城県）

- ・ 自主運行バス事業及び地方バス補助事業については、新市においても実施し、バス路線の維持に努める。

### 大曲仙北合併協議会（秋田県）

- ・ 地方バス路線維持事業及び遠距離児童・生徒通学バス運行事業委託については、存続し、新市における公共交通の確保をはかる。

### 松阪地方合併協議会（三重県）

- ・ 地方バス路線関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

### 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（滋賀県）

- ・ 地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。

### 鳥取県東部9市町村合併協議会（鳥取県）

- ・ 地方バス路線運行対策については、現在の路線を維持する。ただし、運行維持に係るバス会社への補助金については、関係会社と今後の対策を十分協議し、合併翌年度以降、地域の実情を考慮した制度に移行する。

### 美祢市・美東町・秋芳町合併協議会（山口県）

- 1 交通災害共済事業については、新市移行後、美東町の例を基本として速やかに調整する。
- 2 地方路線バス関係事業については、生活バス路線補助等の地方バス路線維持については、当面現行のとおり新市に引き継ぐこととするが、一体的かつ効率的な運用等については、関係機関と協議の上、新市において調整する。

### 下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会（茨城県）

- ・ 県民交通災害共済事業については、新市においても実施するものとする。なお、加入事務等については、新市において調整するものとする。

### 蓮田市・白岡町・菫蒲町合併協議会（埼玉県）

- ・ 交通災害共済事務については、合併時に再編し、新市においても実施する。

### 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- ・ 交通災害共済事務については、合併時に統一する。

このページは白紙です！！

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - ウ	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/窓口関係)
調整方針	<p>1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、諸証明事務等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、日曜窓口及び時間延長については、総合支所方式による事務組織の編成を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p>2 表郷村の証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、表郷地区以外の地区への自動交付機の設置については、新市において電子自治体構築の推進状況を踏まえ検討する。</p> <p>3 4市村で差異のない手数料については、現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
戸籍届出・受付関係	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 市役所内の日直(警備員)が受領</p>	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 村役場内の守衛が受領</p>	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 届出者より連絡を受け、担当者が出勤し受領</p>	<p>【概要】 出生、死亡、婚姻、離婚が主な届出創設的届出 20、報告的届出 30 項目</p> <p>【届出受付】 ・書面による届出 書面審査、添付書類確認、受理 ・口頭による届出 届出人が出頭し陳述、審査、受理</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 守衛が担当者に連絡し、担当者が出勤し受領</p>
埋葬・火葬・改葬(許可)等に関すること	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬・分骨許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 市役所内の日直(警備員室)が受付、届書に基づき許可証発行</p>	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 (守衛が担当者に連絡をとることに より、担当者が出勤)</p>	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 (村役場正面玄関に掲示された担当者連絡先に住民が連絡することにより、担当者が出勤)</p>	<p>【概要】 死亡届・死産届受付、許可証発行 改葬許可申請受付、許可証発行</p> <p>【受付時間】 毎日随時</p> <p>【時間外受付】 担当者が出勤し受付、届書に基づき許可書発行 (守衛が担当者に連絡をとることに より、担当者が出勤)</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
証明書の交付	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は市個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 日曜窓口業務 ・毎週日曜日 8:30 ~ 12:00 に本庁開庁（連休日は、最後の休日） 12月29日～1月3日を除く ・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、市税の納税相談 ・市民課及び税務課のそれぞれ管理職1名と職員2名により対応 ・休日等に業務を実施した場合のサポート体制として、不足の事態を考慮した緊急対応マニュアル等を策定</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 未実施</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p> <p>【その他】 証明書自動交付機の設置（庁舎村民ホール内） ・平日 8:00 ~ 20:00 ・土・日・祝日 9:00 ~ 17:00 ・住民票、印鑑証明書の交付 ・印鑑登録証（おもてごう住民カード）により、自動交付機の利用が可能</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 未実施</p> <p>【窓口時間延長】 窓口延長業務 ・毎週水曜日（祝日を除く。） 17:15 ~ 18:15 ・住民票、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、村税の納税相談 ・税務課及び住民生活課の職員各1名により対応</p>	<p>【概要】 住民の居住・身分関係等の公証</p> <p>【申請書等の開示】 本人請求（委任状含む）の申請書等は村個人情報保護条例により開示</p> <p>【休日窓口】 日曜窓口業務 ・毎週日曜日 9:00 ~ 12:00 に本庁開庁 ・住民票、戸籍謄・抄本、印鑑登録、印鑑証明書、税関係証明書等の交付、税金、料金等の収納 ・管理職1名と職員1名により対応</p> <p>【窓口時間延長】 未実施</p>
印鑑登録事務	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p> <p>印鑑登録証（おもてごう住民カード）により自動交付機が利用可能</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p>	<p>【概要】 印鑑登録の申請による印鑑登録証の交付及び印鑑登録証の提示による印鑑証明書の交付等</p> <p>【事務内容】 ・印鑑登録証交付 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録職権抹消 ・印鑑登録原票正本・副本の加除 ・印鑑登録証明書交付 （郵便での請求不可）</p>

区 分	4 市 村 の 現 況				
	手 数 料 の 名 称	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
戸 籍	戸籍謄本・抄本	1 通 450 円	1 通 450 円	1 通 450 円	1 通 450 円
	除籍謄本・抄本	1 通 750 円	1 通 750 円	1 通 750 円	1 通 750 円
	戸籍記載事項証明	1 事項 350 円	1 事項 350 円	1 件 350 円	1 件 350 円
	除籍記載事項証明	1 事項 450 円	1 事項 450 円	1 件 450 円	1 件 450 円
	戸籍届出受理証明・届書記載事項証明	1 通 350 円	1 通 350 円	1 通 350 円	1 通 350 円
	戸籍届出受理証明(上質紙)	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円	1 通 1,400 円
	書類閲覧	1 書類 350 円	1 書類 350 円	1 件 350 円	1 件 350 円
	身分に関する証明	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円
住民基本台帳	住民基本台帳閲覧	1 世帯 200 円	1 件(5人ごと) 200 円	1 件(30分) 200 円	1 件 200 円
	住民票写し交付	世帯票(1世帯) 200 円	世帯票(5人まで)400 円 (6人以上)600 円	世帯票(4人まで)200 円 1名増ごと + 50 円	世帯票(5人まで) 200 円 1名増ごと + 100 円
		個人票 200 円	個人票 200 円	個人票 200 円	個人票 200 円
		除票 200 円	除票 400 円	除票 200 円	除票 200 円
	住民票記載事項証明	1 通 200 円	1 枚 200 円	1 通 200 円	1 枚 200 円
	住民基本台帳カード交付	1 枚 500 円	1 枚 500 円	1 枚 500 円	1 枚 500 円
	戸籍附票交付	1 通 200 円	1 件 200 円	1 通 200 円	1 件 200 円
	白河市民証	1 枚 200 円			
印鑑登録	印鑑登録証交付	1 枚 200 円			
	印鑑登録証明書交付	1 枚 200 円	1 枚 200 円	1 件 200 円	1 通 200 円
	印鑑登録証再交付		1 件 600 円		
外国人登録	外国人登録原票写し	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円
	外国人登録原票記載事項証明	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円	1 通 200 円

区 分	4 市 村 の 現 況				
	手 数 料 の 名 称	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
認可地縁団体	認可地縁団体証明書交付	1枚 200円			
	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚 200円			
税務関係	納税証明	1件(1年度1税目)200円	1枚(5項目まで)200円	1通 200円	1枚 200円
	課税証明	1枚(1年度) 200円	1枚(1年度) 200円	1通 200円	1枚 200円
	所得証明	1枚(1年度) 200円	1枚(1年度) 200円	1通 200円	1枚 200円
	営業に関する証明	1枚 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	事業所所在証明	1枚 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	固定資産評価証明	1枚{3筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	1枚{5筆(棟)まで}200円	1枚{5筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚{25筆まで} 200円 1枚(5筆)増ごと+100円
	固定資産公課証明	1枚{3筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	1枚{5筆(棟)まで}200円	1枚{5筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚{25筆まで} 200円 1枚(5筆)増ごと+100円
	固定資産記載事項証明	1枚{3筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	1枚{5筆(棟)まで}200円	1枚{5筆(棟)まで}200円 1筆(棟)増ごと+50円	5枚{25筆まで} 200円 1枚(5筆)増ごと+100円
	固定資産証明	1通 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	固定登録証明	1通 200円	1枚 200円	1通 200円	1枚 200円
	名寄帳写し交付	1枚 200円	1枚 200円	1枚(用紙代) 40円	1件 200円
	土地所在証明	1通 200円	1枚 200円	1件 200円	1件 200円
	納税義務者証明	1通 200円	1通 200円	1通 200円	1通 200円
	土地・家屋台帳閲覧	1冊 200円	1件 200円	1冊(30分) 200円	1件 200円
	住宅用家屋証明	1通 1,300円	1枚 800円	1通 1,300円	1通 1,300円
租税特別措置関係	優良宅地造成認定審査	1件 86,000円	1件 86,000円	1件 86,000円	1件 86,000円
	優良住宅新築認定審査	床面積に応じて 6,200円~58,000円	床面積に応じて 6,200円~58,000円	床面積に応じて 6,200円~43,000円	床面積に応じて 6,200円~43,000円
臨時運行許可	臨時運行許可申請	1両 750円			



区 分	4 市 村 の 現 況								
	手 数 料 の 名 称	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村	
そ の 他	公簿、公文書及び図面閲覧	1冊(枚)	200円	1件	200円	1事項	200円	1件	200円
	公簿、公文書及び図面証明	1枚	200円	1件	200円	1事項	200円	1件	200円
	公簿、公文書及び図面謄写	1枚	200円	1件	200円	1件	200円	1件	200円
	その他の証明	1枚	200円	1件	200円	1件	200円	1枚	200円
	督促手数料	1通	50円	1通	100円	1通	100円	1通	100円

#### 【先進事例】

##### 田村地方5町村合併協議会

1. 戸籍事務は、新市において戸籍事務の電子情報指定市町村の指定を受け、早期に電子化を図る。
2. 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録及び諸証明事務等は、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮するとともに、負担の公平を図るため、合併時に手数料を統一する。
3. 窓口業務の延長は、合併時に統合し、毎週木曜日に午後7時まで各行政局で行う。
4. 休日窓口業務の対応は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、船引行政区では他の行政局管内の住民に対しても戸籍を除く証明事務を行う。
5. 自動車臨時運行許可業務は、合併時に船引町の例により各行政局で行う。
6. 5町村で差異のない手数料等については、現行のとおりとする。
7. 5町村で差異のある手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則により統一に努める。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において速やかに調整する。

##### 伊達7町合併協議会

1. 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整し、実施するものとする。
2. 戸籍及び住民票等関係の手数料については、合併時に統一する。

##### 南相馬合併協議会

1. 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう合併時まで調整する。

##### 喜多方地方5市町村合併協議会

1. 戸籍及び住民基本台帳等の窓口業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、時間延長については、合併時に統一する。
2. 5市町村に差異のない手数料については現行のとおりとし、差異のある手数料については、合併時に統一する。
3. 戸籍事務については、喜多方市と熱塩加納村の電算システムを合併時に統合し、新市において早期に全ての戸籍簿等を電算化する。
4. 外国人登録システムについては、合併時に統一する。
5. 5市町村で差異のない手数料等については、現行のとおりとする。
6. 5町村で差異のある手数料等については、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に、住民サービスに対する適切な負担額を決定し、合併時の統一に努める。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。

このページは白紙です！！

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - 工	各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/ごみ処理関係)
調整方針	1 ごみの搬出・収集運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな収集運搬体制については、新市において検討する。 2 生ごみ処理機等購入補助金については、白河市の例により統一する。	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
ごみの排出・収集運搬体制	西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託  <b>【負担金】</b> 平成16年度 606,464千円  <b>【排出方法】</b> 各地区の集積所  <b>【集積所数】</b> 可燃：1,500ヶ所、不燃：840ヶ所  <b>【収集回数】</b> 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)  <b>【手数料】</b> 有料指定袋  <b>【その他】</b> 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月2回	西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託  <b>【負担金】</b> 平成16年度 68,486千円  <b>【排出方法】</b> 各地区の集積所  <b>【集積所数】</b> 可燃・不燃：74ヶ所  <b>【収集回数】</b> 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)  <b>【手数料】</b> 有料指定袋  <b>【その他】</b> 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月1回	西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託  <b>【負担金】</b> 平成16年度 43,012千円  <b>【排出方法】</b> 各地区の集積所  <b>【集積所数】</b> 可燃・不燃：63ヶ所  <b>【収集回数】</b> 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)  <b>【手数料】</b> 有料指定袋  <b>【その他】</b> 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月1回	西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託  <b>【負担金】</b> 平成16年度 48,530千円  <b>【搬出方法】</b> 各地区の集積所  <b>【集積所数】</b> 可燃・不燃：63ヶ所  <b>【収集回数】</b> 可燃：週2回、不燃：隔週1回 (不燃資源ごみは週1回)  <b>【手数料】</b> 有料指定袋  <b>【その他】</b> 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、収集月1回

区 分	4 市 村 の 現 況																		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村															
生ごみ処理機等購入補助金	<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、居住している者で、敷地内に設置でき、適正な維持管理ができる者</li> </ul> <p>【補助対象機器等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器</li> </ul> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動式生ごみ処理機 購入価格の2分の1若しくは3万円を限度</li> <li>・生ごみ処理容器 購入価格の2分の1若しくは3千円を限度</li> </ul> <p>補助金は1世帯につき1回限りの交付</p> <p>【補助実績】</p> <table> <tr> <td>平成13年度</td> <td>314機</td> <td>8,928,900円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>134機</td> <td>3,728,600円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>47機</td> <td>1,224,400円</td> </tr> </table>	平成13年度	314機	8,928,900円	平成14年度	134機	3,728,600円	平成15年度	47機	1,224,400円		<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に住所を有し、居住している者</li> </ul> <p>【補助対象機器等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動式生ごみ処理機</li> </ul> <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入価格の2分の1若しくは3万円を限度</li> </ul> <p>【補助実績】</p> <table> <tr> <td>平成14年度</td> <td>20台</td> <td>541,400円</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>12台</td> <td>348,300円</td> </tr> </table>	平成14年度	20台	541,400円	平成15年度	12台	348,300円	
平成13年度	314機	8,928,900円																	
平成14年度	134機	3,728,600円																	
平成15年度	47機	1,224,400円																	
平成14年度	20台	541,400円																	
平成15年度	12台	348,300円																	

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - オ 各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務事業/環境対策関係)
調整方針	<p>1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に国の補助基準に統一する。</p> <p>2 浄化槽市町村整備推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料については、農業集落排水事業の改定に準じて見直すものとする。</p> <p>3 ポイ捨て・不法投棄防止関係については、新市において環境保全の推進を踏まえ統一する。</p>

区分	4 市 村 の 現 況																											
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																								
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>[ 概 拠 ] 白河市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>[ 補助対象区域 ] ・ 下記に定める地域外において、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者、かつ、適正な維持管理を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 公共下水道の事業計画の認可を受けた区域 農業集落排水事業実施区域及び農業集落排水事業の採択を受けた区域 の区域内であっても、合併処理浄化槽で整備することとが適当であると市長が認めたる場合は、補助対象区域とすることができる。</p> <p>[ 補助金額 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ 負担区分 ] 国 1/3、県 1/3、市 1/3</p>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	<p>[ 概 拠 ] 表郷村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>[ 補助対象区域 ] ・ 下記に定める地域内において、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して予算の範囲内において補助金を交付する。  補助対象地域は、農業集落排水事業計画に定められた区域外とする。 ただし、農業集落排水事業計画に定める計画区域内であっても、当該施設で処理することが困難であると村長が認めたる場合は、対象地区に含めるものとする。</p> <p>[ 補助金額 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>424,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>493,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>622,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ 負担区分 ] 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	424,000円	6～7人槽	493,000円	8～10人槽	622,000円	<p>[ 概 拠 ] 大信村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p> <p>[ 補助対象区域 ] ・ 下記に定める地域内において、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。  農業集落排水施設事業計画に定められた区域外とする。 ただし、村長が特に認めたる場合はこの限りでない。</p> <p>[ 補助金額 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>404,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>511,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>719,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ 負担区分 ] 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	404,000円	6～7人槽	511,000円	8～10人槽	719,000円	
人槽区分	補助金限度額																											
5人槽	354,000円																											
6～7人槽	411,000円																											
8～10人槽	519,000円																											
人槽区分	補助金限度額																											
5人槽	424,000円																											
6～7人槽	493,000円																											
8～10人槽	622,000円																											
人槽区分	補助金限度額																											
5人槽	404,000円																											
6～7人槽	511,000円																											
8～10人槽	719,000円																											

区 分	4 市 村 の 現 況												
	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				
	設置実績				設置実績				設置実績				
	年度	人槽	基数	補助金額	年数	人槽	基数	補助金額	年度	人槽	基数	補助金額	
	H13	5	27	9,558,000	H13	5	1	424,000	H13	5	0	0	
		6 ~ 7	36	14,796,000		6 ~ 7	1	493,000		6 ~ 7	1	511,000	
		8 ~ 10	3	1,557,000		8 ~ 10	0	0		8 ~ 10	1	719,000	
		計	66	25,911,000		計	2	917,000		計	2	1,230,000	
	H14	5	34	12,036,000	H14	5	0	0	H14	5	1	404,000	
		6 ~ 7	23	9,453,000		6 ~ 7	1	493,000		6 ~ 7	4	2,044,000	
		8 ~ 10	1	519,000		8 ~ 10	0	0		8 ~ 10	0	0	
		計	58	22,008,000		計	1	493,000		計	5	2,448,000	
	H15	5	28	9,912,000	H15	5	2	848,000	H15	5	0	0	
		6 ~ 7	37	15,207,000		6 ~ 7	4	1,972,000		6 ~ 7	0	0	
		8 ~ 10	2	1,038,000		8 ~ 10	1	622,000		8 ~ 10	1	719,000	
		計	67	26,157,000		計	7	3,442,000		計	1	719,000	

区 分	4 市 村 の 現 況																						
	白河市	表郷村	大信村	東 村																			
浄化槽市町村整備推進事業				<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下記に定める地域内において、村が主体となって設置を希望する世帯に浄化槽を設置し、使用者から使用料を徴収し、維持管理についても村が管理する。</li> </ul> <p>[整備対象区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の整備区域は、農業集落排水事業実施区域（ただし、加入不可能住宅を含めない。）を除く東村全域とする。</li> </ul> <p>[標準工事費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽標準工事費は次の標準設計額以内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>5人槽 472,500円以内</li> <li>7人槽 578,550円以内</li> <li>10人槽 775,950円以内</li> </ul> </li> <li>11人槽以上の併用住宅、事務所等については、設計における浄化槽設置工事費の分担金を賦課する。</li> </ul> <p>[分担金及び使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人槽区分</th> <th colspan="2">専用住宅</th> <th colspan="2">併用住宅事務所等</th> </tr> <tr> <th>分担金</th> <th>使用料(月額)</th> <th>分担金</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～10人槽</td> <td>無</td> <td>1,800円と世帯員1人当り450円</td> <td>無</td> <td>1,800円と別に算定した対象人数1人当り450円</td> </tr> <tr> <td>11人槽以上</td> <td colspan="2">村長が別に定める</td> <td colspan="2">村長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	専用住宅		併用住宅事務所等		分担金	使用料(月額)	分担金	使用料(月額)	5～10人槽	無	1,800円と世帯員1人当り450円	無	1,800円と別に算定した対象人数1人当り450円	11人槽以上	村長が別に定める		村長が別に定める	
人槽区分	専用住宅		併用住宅事務所等																				
	分担金	使用料(月額)	分担金	使用料(月額)																			
5～10人槽	無	1,800円と世帯員1人当り450円	無	1,800円と別に算定した対象人数1人当り450円																			
11人槽以上	村長が別に定める		村長が別に定める																				

区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村												
				(別表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 ~ 15 人槽</td> <td>10 %</td> </tr> <tr> <td>16 ~ 20 人槽</td> <td>15 %</td> </tr> <tr> <td>21 ~ 30 人槽</td> <td>20 %</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 40 人槽</td> <td>30 %</td> </tr> <tr> <td>41 ~ 50 人槽</td> <td>40 %</td> </tr> </tbody> </table> [徴収方法] ・現金納付又は口座振替 ・奇数月に2ヶ月分徴収  [負担区分] ・国 1/3 ・県 7.5/100 ・下水道事業債 14.75/30 うち地方交付税措置 50 % (元 利償還金) ・設置者 1/10	人槽区分	分担金	11 ~ 15 人槽	10 %	16 ~ 20 人槽	15 %	21 ~ 30 人槽	20 %	31 ~ 40 人槽	30 %	41 ~ 50 人槽	40 %
人槽区分	分担金															
11 ~ 15 人槽	10 %															
16 ~ 20 人槽	15 %															
21 ~ 30 人槽	20 %															
31 ~ 40 人槽	30 %															
41 ~ 50 人槽	40 %															



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
ポイ捨て・不法 投棄防止関係	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の定期的なパトロール</li> <li>2 市民からの申請にもとづき保健委員会から『不法投棄防止看板』及び『犬糞害防止看板』の配付</li> <li>3 広報等を利用し、市民に不法投棄防止を啓発する。</li> <li>4 県南地方振興局委嘱の不法投棄監視員が市内を巡視して廃棄物の不法投棄を県に報告し、県から連絡を受け現地を確認の上、投棄者へ警告を行い、不法投棄物の撤去を勧告する。 なお、投棄者を特定できないときは回収処分する。</li> <li>5 不法投棄情報提供協定の締結 ・白河郵便局 （平成13年7月2日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が市内で不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。</li> </ol>	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 村内を定期的にパトロールし、不法投棄物の回収及び不法投棄が多い場所に『不法投棄防止啓発看板』を設置</li> <li>2 広報等を利用し、村民に不法投棄防止を啓発</li> <li>3 県南地方振興局委嘱の不法投棄監視員が村内を巡視して廃棄物の不法投棄を県に報告し、県から連絡を受け現地を確認の上、投棄者へ警告を行い、不法投棄物の撤去を勧告する。 なお、投棄者を特定できないときは回収処分する。</li> <li>4 不法投棄情報提供協定の締結 ・表郷郵便局 （平成14年5月10日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が村内で不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。</li> </ol>	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 村内を定期的にパトロールし、不法投棄物の回収及び不法投棄が多い場所に『不法投棄防止啓発看板』を設置する。</li> <li>2 広報等を利用し、村民に不法投棄防止を啓発する。</li> <li>3 村内各行政区毎に不法投棄監視員を設置し、各監視員が行政区内を随時巡視して廃棄物の不法投棄の防止に努める。 各行政区の監視員で大信村不法投棄監視員協議会を組織する。</li> <li>4 この巡視により、不法投棄を発見したときは、不法投棄者に注意を促し、悪質なものについては、不法投棄者の氏名、日時、場所、廃棄物の種類等を通報してもらう。 大信村不法投棄監視員 24名</li> <li>5 不法投棄情報提供協定の締結 ・大信郵便局 （平成14年12月26日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が村内での不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。</li> </ol> <p>[不法投棄監視員]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員 24名</li> <li>・任期 1年</li> <li>・身分 特別職の非常勤職員</li> <li>・報償 10,000円/年</li> <li>・職務 監視活動 村への通報 指導勧告 撤去作業への協力</li> </ul> <p>[関係要綱]</p> <p>大信村不法投棄の防止に関する要綱</p>	<p>[概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の定期的なパトロール</li> <li>2 広報等を利用し、村民に不法投棄防止を啓発</li> <li>3 商工会との連携によるPRなどにより、産業廃棄物の適正な処理の徹底に努める。</li> <li>4 商工会青年部が主催する村民あがての不法投棄撤去作業への支援・後援。</li> <li>5 不法投棄自転車を河川・道路愛護にあわせて回収。</li> <li>6 不法投棄情報提供協定の締結 ・釜子郵便局 （平成14年4月1日） ・東北電力白河営業所 （平成14年2月1日） 外勤職員が村内での不法投棄を発見した場合に情報の提供を受ける。</li> </ol>

## 先進事例

### 【吉崎市】(長崎県)

し尿処理については、当面現行のとおりとし、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金については、合併前に調整し合併時から適用する。

### 【東広島圏域合併協議会】(広島県)

#### 合併処理浄化槽設置整備事業等の取扱い

- (1) 合併処理浄化槽設置整備事業については、国及び広島県の補助基準・補助金額に統一するものとし、福富町及び豊栄町における上乗せ補助制度については合併後3年以内に、福富町における事業所への補助制度については合併時に、それぞれ廃止するものとする。
- (2) 特定地域生活排水処理事業の使用料については、河内町の基準を新市に引き継ぐものとし、新市において、改めて算定基準を見直すものとする。

### 【田村地方5町村合併協議会】

- 1 環境対策事務及び事業については、現行のとおり引き継ぎ新市において事業内容を統一して実施する。
- 2 合併浄化槽設置整備事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-ア	各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/保健衛生関係)
調整方針	<p>1 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 基本健康診査、各種検診等については、疾病の早期発見、早期治療による住民の健康増進を図るため、集団検診に係る受診者負担額については無料とする。なお、個別検診に係る受診者負担額については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>3 検診対象年齢については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、歯周病検診については、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳とする。</p> <p>4 保健センターの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 健康カレンダーについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において調整する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
予防接種事業	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法:集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法:個別接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法:個別接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法:個別接種 自己負担:1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、他は指定医療機関</p>	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法:集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法:集団接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法:集団接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法:個別接種 自己負担:1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法:集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法:集団接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法:集団接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法:個別接種 自己負担:1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>	<p>ポリオ(乳幼児) 実施方法:集団接種</p> <p>三種混合(乳幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>二種混合(児童) 実施方法:集団接種</p> <p>麻しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>風しん(幼児) 実施方法:個別接種</p> <p>日本脳炎(児童・生徒) 実施方法:集団接種</p> <p>インフルエンザ(65歳以上希望者) 実施方法:個別接種 自己負担:1,000円</p> <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>

各種検診等事業

4 市 村 の 現 況									
		基本健康診査	各種がん検診					その他の検診	
			胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	歯周病検診	骨粗鬆症予防検査
白 河 市	対象者	40歳以上	30歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査は50歳 以上のハイリスク者	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	/	30歳以上の女性
	検診方法	集団・個別	集団・個別	集団・個別	集団	集団・個別	個別		集団のみ
	受診者負担額 (円)	集団 600 個別 1,100	500	400	肺がん検診(無料) 喀痰検査 400	400	子宮頸がん1,000 子宮体がん 700		1,400
表 郷 村	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査は50歳 以上のハイリスク者	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	19-59歳	30歳以上の女性
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	集団
	受診者負担額 (円)	集団 (無料) 個別 /	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)
大 信 村	対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査未実施	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	30歳以上の女性	/
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	
	受診者負担額 (円)	集団 1,000 個別 /	500	(無料)	(無料)	400	子宮頸がん 400 子宮体がん 700	(無料)	
東 村	対象者	30歳以上	30歳以上	30歳以上	40歳以上・ 喀痰検査未実施	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	40歳以上70歳 未満	30歳以上の女性
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	集団
	受診者負担額 (円)	集団 1,000 個別 /	胃がん・大腸がん いずれを受けても500		(無料)	500	マンモグラフィ 600 併用 1,100	500	400
東村において70歳以上は受診者負担なし。									

区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大	村												
保健センターの運営	<p>【白河市保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：白河市字北中川原313番地</li> <li>・開設年月日：平成元年4月1日</li> <li>・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育</li> <li>健康相談</li> <li>健康診査</li> <li>機能訓練</li> <li>成人病予防その他疾病の予防</li> <li>健康づくり運動</li> <li>栄養改善</li> <li>母子保健</li> <li>その他健康の保持増進</li> </ul> </li> <li>・使用料：徴収なし</li> </ul>	<p>【表郷村保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：表郷村大字金山字長者久保2-5</li> <li>・開設年月日：平成13年4月1日</li> <li>・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談及び健康教育</li> <li>保健指導及び予防教育</li> <li>各種検診及び予防衛生</li> <li>保健衛生思想の普及啓発</li> <li>その他保健センターの設置目的を達成するために必要な事業</li> </ul> </li> <li>・使用料：徴収なし</li> </ul>	<p>【大信村保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：大信村大字町屋字沢田18番地</li> <li>・開設年月日：昭和63年4月1日</li> <li>・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>健康の保持及び増進に関する相談</li> <li>健康の保持及び増進に関する調査研究</li> <li>健康の保持及び増進に関する知識の普及指導</li> <li>その他その設置の目的を達成するため必要業務</li> </ul> </li> <li>・使用料： <table border="0"> <tr> <td></td> <td>8時30分～17時</td> <td>時間外</td> </tr> <tr> <td>研修展示室</td> <td>4,100円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>保健指導室</td> <td>4,100円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>8,200円</td> <td>10,300円</td> </tr> </table> </li> </ul>		8時30分～17時	時間外	研修展示室	4,100円	5,200円	保健指導室	4,100円	5,200円	栄養指導室	8,200円	10,300円	<p>【東村保健福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：東村大字上野出島字干草場153-3 (東村保健センター、東村デイサービスセンター及び東村在宅介護支援センターの複合施設)</li> <li>・開設年月日：平成12年4月1日</li> <li>・業務内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>(東村保健センター)</li> <li>健康相談</li> <li>保健指導</li> <li>健康診査</li> <li>その他地域保健に関し必要な事業</li> </ul> </li> <li>・使用料：徴収なし</li> </ul>
	8時30分～17時	時間外														
研修展示室	4,100円	5,200円														
保健指導室	4,100円	5,200円														
栄養指導室	8,200円	10,300円														
健康カレンダーの作成	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成部数：17,000部</li> <li>・単 価：7.5円/枚(16年度版)</li> <li>・作成方法：業務委託、年度カレンダー</li> <li>・配布方法：広報白河お知らせ版の折込ちらしとして各戸配布</li> <li>・掲載内容：母子保健事業の年間計画市の年間行事予定</li> </ul>	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成部数：2,000部</li> <li>・単 価：450円/冊(16年度版)</li> <li>・作成方法：業務委託、年度カレンダー</li> <li>・配布方法：各行政区長を通じ各戸配布</li> <li>・掲載内容：保健事業のほか学校行事村の主事業</li> <li>国民健康保険特別会計より一部補助</li> </ul>	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成部数：1,600部</li> <li>・単 価：385円/冊(16年度版)</li> <li>・作成方法：業務委託、年度カレンダー</li> <li>・配布方法：各行政区長を通じ各戸配布</li> <li>・掲載内容：保健事業のほか学校行事村の主事業</li> <li>国民健康保険特別会計より一部補助</li> </ul>	<p>【くらしのカレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成部数：1,700部</li> <li>・単 価：394円/冊(16年度版)</li> <li>・作成方法：業務委託、年度カレンダー</li> <li>・配布方法：村配達員により各戸配布</li> <li>・掲載内容：保健事業をはじめ学校行事、ごみ収集日、税の納付期限等、概ね予定の決まっている村の主行事</li> </ul>												

## 【先進事例】

### 田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 予防接種事業については、都路村の予防接種の種類・方法により新市に引き継ぐものとする。個別接種については、依頼医療機関を拡大し、年間を通じて実施する。ただし、依頼医療機関以外の個別接種は大越町の例による。
2. 基本健康検査については、対象者、基本的検査内容、会場を現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、応分の受益者負担の原則を基本に700円の自己負担金を徴収する。ただし、費用徴収免除規定を設ける。各種がん検診については、胃がん検診400円、大腸がん検診100円、肺がん（喀痰）検診300円、子宮がん（集団）検診300円、子宮がん（施設）検診2,100円、乳がん（集団）検診700円、前立腺がん検診300円の自己負担金を徴収する。
3. 健康カレンダー及び保健だよりについては現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実情に応じて調整する。なお、新市における新市全体の年間予定表を配布する。

### 伊達7町合併協議会（新設合併）

1. 基本健康診査は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。
2. 町単独健康診査事業は、合併後1年以内に調整する。
3. ガン検診は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。

### 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会（新設合併）

1. 検診方法及び個人負担金については、合併年度及び翌年度は現行どおりとし、合併する年度の翌々年度に統一する。
2. 佐野市保健センター、田沼町老人保健センター及び葛生町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。なお、名称については、合併までに検討する。

### 登米地域合併協議会（新設合併）

1. 予防接種事業については、現行のとおり実施する。
2. 基本健康診査などの検診内容については合併時に統一する。

### 石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会（新設合併）

1. 予防接種については、予防接種法に基づき現行のとおり実施する。
2. 健康診査、人間ドック、各種検診は現行制度を継続して実施するが、内容については合併時までに調整する。自己負担金については金額を統一する。
3. 保健センター等については現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 佐渡市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 健康診査の自己負担額は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は現行のとおりとする。
  - ・基本健診500円、胃ガン検診500円、子宮ガン検診500円、肺ガン（レントゲン）検診0円、肺ガン（喀痰）検診500円、乳ガン検診300円、乳ガン（マンモ併用）検診500円、大腸ガン検診400円、骨密度検診300円。
2. 健康診査の項目数及び対象年齢については、合併後拡大するように調整する。
3. 検診場所については、合併時現行のとおりとする。
4. 検診手数料が無料になる者の範囲は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は、現行のとおりとする。
  - ・ 老人保護法の規定による者
  - 生活保護世帯
  - 市長が認めたる者

### 安芸高田市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 総合健診・老人健診事業については、当分の間現行のとおり実施し、新市において調整する。
3. 予防接種事業については、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づいた接種は原則個別接種で実施する。集団接種が望ましいポリオ、ツベルクリン反応検査及びBCG接種については、保健センター及び各学校において集団接種する。

### 飛騨市（平成16年2月1日 新設合併）

1. 健康診査事業、予防接種事業については、それぞれ現行のとおり実施し、内容については住民に不公平の生じないよう新市移行までに統一する。

### 東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

1. 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。
2. 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-イ 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務/障がい者福祉関係)
調整方針	<p>1 障がい者計画については、障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新市において新たに策定する。</p> <p>2 国又は県が定める制度により実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その要綱等に準拠しながら、引き続きサービスの充実に努めるものとする。</p> <p>3 特定疾患患者見舞金支給事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>4 身体障がい者訪問入浴サービス事業については、新市においてサービス回数を週2回として実施する。</p> <p>5 点字広報・録音広報発行事業については、合併時から白河市の例により実施する。</p> <p>6 手話通訳奉仕員派遣事業については、合併時から白河市の例により実施する。</p>

【福祉手帳等の交付状況】		(平成16年4月1日現在・単位:人)				
		白河市	表郷村	大信村	東村	計
身体障害者手帳		1,351	249	221	257	2,078
	1 級	438	68	51	82	639
	2 級	244	48	35	39	366
	3 級	199	30	35	39	303
	4 級以下	470	103	100	97	770
療育手帳		235	63	36	27	361
	A	91	28	12	18	149
	B	144	35	24	9	212
精神障害者保健福祉手帳		102	11	6	11	130
	1 級	23	1	2	0	26
	2 級	57	5	4	11	77
	3 級	22	5	0	0	27

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
障がい者計画の策定	白河市障害者計画 「共に生きる社会を目指して」 計画期間 平成 11 ~ 15 年度	表郷村障害者計画 「やすらぎとふれあいのある村づくりを目指して」 計画期間 平成 12 ~ 16 年度	大信村障害者施策推進計画 計画期間 平成 12 ~ 16 年度	東村障害者計画 計画期間 平成 12 ~ 16 年度

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
身体障がい者 (児)支援費 事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度</li> </ul> <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、市 1/2</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅支援分 61 名</li> <li>・施設支援分 14 名</li> </ul>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度</li> </ul> <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅支援分 1 名</li> <li>・施設支援分 1 名</li> </ul>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度</li> </ul> <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅支援分 1 名</li> <li>・施設支援分 3 名</li> </ul>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度</li> </ul> <p>利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担金を徴収する。</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅支援分 1 名</li> <li>・施設支援分 4 名</li> </ul>
身体障がい者 補装具の修理 交付事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具の種類(主なもの)</li> <li>視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>聴覚障害 補聴器</li> <li>肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> <li>言語障害 人工喉頭</li> <li>内部障害 ストマ用装具</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、市 1/2</p> <p>利用件数 48 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具の種類(主なもの)</li> <li>視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>聴覚障害 補聴器</li> <li>肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> <li>言語障害 人工喉頭</li> <li>内部障害 ストマ用装具</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用件数 20 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具の種類(主なもの)</li> <li>視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>聴覚障害 補聴器</li> <li>肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> <li>言語障害 人工喉頭</li> <li>内部障害 ストマ用装具</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用件数 21 件</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補装具の種類(主なもの)</li> <li>視覚障害 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>聴覚障害 補聴器</li> <li>肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> <li>言語障害 人工喉頭</li> <li>内部障害 ストマ用装具</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用件数 18 件</p>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
重度身体障がい者日常生活用具給付事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、市 1/2</p> <p>利用者数 26 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。</li> </ul> <p>自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。</li> </ul> <p>自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度身体障がい者に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。</li> </ul> <p>自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の課税状況により一部負担</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0 名</p>
重度心身障がい者医療費助成制度	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 650 名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 125 名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 87 名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳 1・2 級又は 3 級の内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい）を有する者療育手帳 A 判定の者又は療育手帳 B 判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者</p> <p>精神保健福祉手帳 1 級の者又は 2、3 級でかつ身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する者</p> <p>受給者数 118 名</p>
在宅重度障がい者対策事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付</li> </ul>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付</li> </ul>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付</li> </ul>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度障がい者に対し、治療及び予防のため、日常生活において必要な治療材料を給付</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者</li> <li>在宅で65歳未満の者</li> <li>下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者</li> <li>知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者</li> </ul> <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。)</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月額 3,000 円</li> <li>衛生器材の給付 月額 4,000 円</li> </ul> <p>給付券の送付</p> <p>年4回(3、6、9、12月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月 10名</li> <li>衛生器材の給付 月 13名</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>県 1/2、市 1/2</p>	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者</li> <li>在宅で65歳未満の者</li> <li>下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者</li> <li>知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者</li> </ul> <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。)</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月額 3,000 円</li> <li>衛生器材の給付 月額 4,000 円</li> </ul> <p>給付券の送付</p> <p>年1回(4月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月 8名</li> <li>衛生器材の給付 月 0名</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p>	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者</li> <li>在宅で65歳未満の者</li> <li>下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者</li> <li>知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者</li> </ul> <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。)</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月額 3,000 円</li> <li>衛生器材の給付 月額 4,000 円</li> </ul> <p>給付券の送付</p> <p>年4回(3、6、9、12月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月 1名</li> <li>衛生器材の給付 月 0名</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p>	<p>対象者 〔治療材料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者で障がいの程度が1、2級の者、これらの同程度の障がいを持つ者のうち、次のいずれにも該当する者</li> <li>在宅で65歳未満の者</li> <li>下肢又は体幹機能障害の者、これらに準じる者</li> <li>知覚障害膀胱・直腸機能障害その他運動機能障害等の障がいがあり、現にじょくそう、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため、日常生活において医療的措置が必要な者</li> </ul> <p>〔衛生器材の給付〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の人工肛門、人工膀胱造設者に対して衛生器材を給付する。(ぼうこう又は直腸機能障害で身体障害者手帳を所持する者は除く。)</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月額 3,000 円</li> <li>衛生器材の給付 月額 4,000 円</li> </ul> <p>給付券の送付</p> <p>年4回(3、6、9、12月)</p> <p>給付者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療材料 月 0名</li> <li>衛生器材の給付 月 0名</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>県 1/2、村 1/2</p>
人工透析患者 通院交通費補助事業	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。</li> </ul>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより、経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。</li> </ul>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより、経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。</li> </ul>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者が人工透析のため、医療機関へ通院するのに要する交通費を補助することにより、経済的負担の軽減を図り障がい者の福祉の増進を図る。</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>県 1/2、市 1/2</p> <p>受給者数 2名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下の者 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>受給者数 0名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下の者 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>受給者数 0名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下（通院区間内で経費の安い交通機関を利用）の者 通院区間が1.5 km以下の者 所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>受給者数 0名</p>
身体障がい者 自動車操作訓練 助成事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害、聴覚障害者 市内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者 自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、市 1/3</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者 村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者 自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者 村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者 自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者 村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18才以上の者 自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
重度身体障がい者自動車改造費助成事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、市 1/3</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成</li> </ul> <p>対象者</p> <p>上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～2級の者 就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者 所得制限を超えない者</p> <p>助成額 10万円が限度額</p> <p>費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>
身体障がい者住宅改善費助成事業	/			

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	自己負担 世帯の課税状況により、一部負担 助成額 20万円を限度とする。 費用負担 国 1/2、市 1/2			
知的障がい者（児）支援費事業	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 費用負担 国 1/2、市 1/2 利用者数 ・ 居宅支援分 26名 ・ 施設支援分 65名	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・ 居宅支援分 2名 ・ 施設支援分 11名	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・ 居宅支援分 0名 ・ 施設支援分 12名	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・ 居宅支援分 1名 ・ 施設支援分 12名
精神障がい者居宅介護等事業	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4 利用者数 2名	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円～950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
精神障がい者 地域生活援助 事業	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者の自立生活を助長するため地域において共同生活を望む精神障がい者に対し、精神障がい者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者グループホーム利用者</li> </ul> <p>利用者及び世話人の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃、飲食物費、光熱水費等</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、市 1/4</p> <p>利用者数 1名</p>	/	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者の自立生活を助長するため、地域において共同生活を望む精神障がい者に対し、精神障がい者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村内に住所を有する精神障がい者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</li> </ul> <p>日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でない者であること。</p> <p>一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者であること。</p> <p>日常生活を維持するに足りる収入があること。</p> <p>利用者及び世話人の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃、飲食物費、光熱水費等</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 0名</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者の自立生活を助長するため、地域において共同生活を望む精神障がい者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村内に住所を有する精神障がい者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</li> </ul> <p>日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でない者であること。</p> <p>一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者であること。</p> <p>日常生活を維持するに足りる収入があること。</p> <p>利用者及び世話人の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃、飲食物費、光熱水費等</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>国 1/2、県 1/4、村 1/4</p> <p>利用者数 2名</p>
特定疾患患者 見舞金支給事 業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定疾患患者に対して、見舞金を支給することにより、その福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定疾患治療研究事業実施要綱に定める疾患により医療を受けている者</li> <li>腎臓機能障害による慢性透析療法を受けている者</li> </ul> <p>支給額 年額 30,000 円</p> <p>受給者 223 名</p>	/	/	/

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
身体障害者訪問入浴サービス事業	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で寝たきりの重度身体障がい者の保健衛生及び在宅福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し、介護保険法に基づく保険給付の対象外である在宅で寝たきりの重度の障がい者で医師が入浴を可能と認めた者</li> </ul> <p>サービス内容</p> <p>入浴、洗髪、顔剃りに関すること。血圧、脈拍、体温測定等の健康管理に関すること。</p> <p>民間救急警備会社へ委託</p> <p>サービス回数 月 2 回</p> <p>対象者数 2 名</p>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で寝たきりの重度身体障がい者の保健衛生及び在宅福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に住所を有し、介護保険法に基づく保険給付の対象外である在宅で寝たきりの重度の障がい者で医師が入浴を可能と認めた者</li> </ul> <p>サービス内容</p> <p>入浴、洗髪、顔剃りに関すること。血圧、脈拍、体温測定等の健康管理に関すること。</p> <p>表郷村社会福祉協議会へ委託</p> <p>サービス回数 週 2 回程度</p> <p>対象者数 2 名</p>		
点字広報・録音広報発行事業	<p>【点字広報発行】</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報しらかわ」1日号 日本盲人会連合点字出版所に点字広報の発行依頼</li> <li>・「広報しらかわ」15日号 白河点字友の会に点訳依頼、福島県視力障害者協会へ発行依頼</li> </ul> <p>利用者 7名</p> <p>費用負担</p> <p>国 1/3、県 1/3、市 1/3</p> <p>H 15 決算額 1,016,423 円</p> <p>【声の広報の発行】</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さつき会（ボランティア）へテープに録音の依頼</li> <li>・社会福祉協議会から利用者へ発送</li> <li>・テープ、点字用紙などの購入</li> </ul> <p>利用者 9名</p>			

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
手話通訳奉仕 員派遣事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者及び音声・言語機能障がいの日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者等への福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する聴覚障がい者等</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、公的機関などへの派遣</li> <li>・手話通訳者（手話サークル草原）を登録（委嘱期間2年間）</li> </ul> <p>費用負担</p> <p>国 1/3、 県 1/3、 市 1/3</p> <p>利用件数 31 件</p>			



【参考資料】

□支援費制度について

障がい者(児)福祉サービスの利用者である障がいのある人が、事業者との対等な立場に立ち、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用するというものであり、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、利用者の立場に立った制度を目指し、平成15年4月から開始した。

サービスを受けるには、市町村に支援費支給の申請を行い支給決定を受ける必要がある。また、サービスを利用した際にはあらかじめ決められた利用者負担額を支払うことになっている。

介護保険のサービス及び精神障がい者のサービスは、支援費制度の対象にはならない。

区 分	根 拠 法 令 等	事 業 名
居宅生活支援	身体障害者福祉法	ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス（身体障がい者居宅介護等事業）
		デイサービス事業（身体障がい者デイサービス事業）
		ショートステイ（身体障がい者短期入所事業）
	知的障害者福祉法	ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス（知的障がい者居宅介護等事業）
		デイサービス事業（知的障がい者デイサービス事業）
		ショートステイ（知的障がい者短期入所事業）
		グループホーム（知的障がい者地域生活援助事業）
	児童福祉法(障害児関係のみ)	ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス（児童居宅介護等事業）
		デイサービス事業（児童デイサービス事業）
		ショートステイ（児童短期入所事業）
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	身体障がい者更生施設
		身体障がい者療護施設
		特定身体障がい者授産施設（小規模通所授産施設を除く。）
	知的障害者福祉法	知的障がい者更生施設
		知的障がい者通勤寮
		特定知的障がい者授産施設（小規模通所授産施設を除く。）

## 先進事例（県内）

### 伊達7町合併協議会

- 1 身体障害者、知的障害者、身体障害児の支援費制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 知的障害者及び精神障害者の共同作業所については、障害者の社会復帰を促進するため、引き続き運営補助金を交付する。
- 3 福祉タクシー料金助成事業は、経済的負担の軽減を図るため、交付対象者等について新市の基準を定め、合併時に統一する。
- 4 重度心身障害者医療費助成事業は、補助の基準にのっとり新市に引き継ぐ。なお、町単独の対象者については合併時に調整する。
- 5 精神障害者支援事業は、保原町の制度を基本として、引き続き新市において実施する。

### 二本松・東北達地方合併協議会

- 1 身体障害者自動車操作訓練費補助事業については、二本松市、安達町、岩代町の例により新市に引き継ぐ。
- 2 身体障害者自動車改造費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 人工透析患者通院交通費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 4 重度障害者タクシー料金等助成事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 5 日常生活用具・補装具の給付、貸与、交付及び修理事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 6 在宅重度障害者治療材料及び衛生器材給付事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 7 特定疾患患者等見舞金給付事業については、二本松市、安達町、岩代町の例により新市に引き継ぐ。
- 8 重度心身障害者医療費給付事業については、二本松市、東和町の例により新市に引き継ぐ。
- 9 障害児小規模通園事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 10 重度心身障害児児童扶養手当については、合併時に廃止する。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 在宅重度障害者訪問入浴サービスについては、船引町の例を基本として市内全域で実施する。
- 3 在宅の重度心身障害者に福祉手当を支給することとし、支給額については、3年を目途として段階的に年6,000円とする。
- 4 障害者社会参加促進事業については、船引町の例による。
- 5 新市において障害者計画を速やかに作成し、障害者施策の充実に努める。

### 南相馬合併協議会

障害者福祉事業については、次の区分により調整する。

- 1 国又は県等が定める制度により実施している事業については、その要綱等に準拠して調整する。
- 2 国又は県等が定める制度で、各市町村が独自にその制度の充実に図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。
- 3 各市町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。  
合併時までに見直し、調整するもの      合併後に新市において調整するもの      合併時までに見直し、廃止するもの

### 喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 障害者福祉計画については、新市において新たに策定する。
- 2 民生委員協議会の区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に統一する。
- 4 重度障害者タクシー運賃助成事業については、合併時に統一する。
- 5 社会福祉協議会委託業務については、社会福祉協議会との調整を踏まえ、合併時に統一する。
- 6 障害者温泉利用助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、振興公社等との調整を踏まえ、新市において統一する。
- 7 重度心身障害者介護手当支給事業については、支援費制度の活用により、合併時に廃止する。

先進事例（県外）

篠山市（兵庫県）

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- ・国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。  
在宅老人介護手当及び重度心身障害者（児）介護手当については、西紀町の例による。  
心身障害者扶養共済制度補助制度については、丹南町の例による。
- ・町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。

新潟市（新潟県）

- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、現行のとおりとする。  
人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、心身障害者扶養共済制度掛金の補助、紙おむつ支給事業、寝たきり老人寝具無料乾燥事業、ねたきり老人等介護手当支給事業（重度障害者）
- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、当分の間、現行のとおりとする。  
ホームヘルパーの派遣、在宅身体障害者デイサービス事業、福祉電話等の貸与、デイサービス事業・通所入浴事業

さいたま市（埼玉県）

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。

大船渡市（岩手県）

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

さぬき市（香川県）

各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

南アルプス市（山梨県）

社会福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・国及び県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各町村が独自に実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し、実施する。

静岡市（静岡県）

市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

大崎上島町（広島県）

- ・重度身体障害者介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
  - ・身体障害者福祉計画については、新町において見直す。
  - ・障害者住宅資金貸付については、合併時に高齢者住宅整備資金貸付と統合する。
- その他の調整内容については、現行のとおり新町に引継ぐ。

東かがわ市（香川県）

- ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- ・身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。
- ・1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

神流町（群馬県）

- ・その他の福祉サービスについては、住民サービスの低下をまねかないよう、また、制度の意義を再確認しながら調整し、継続する。
- ・平成12年3月に万場町では「福祉の町」を宣言しているため、その精神を受け継ぐ。

あさぎり町（熊本県）

- ・身体障害者等福祉年金の支給については、免田町の例による。
- ・心身障害児・者に対する各事業については、新町に引き継ぎ、実施要項等は新町において調整する。

いなべ市（三重県）

- ・障害者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。

飛騨市（岐阜県）

- ・在宅知的障害者交通費助成事業については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。
- ・重度心身障害者老人特別助成金支給事業については、神岡町の事例により新市に引き継ぐ。
- ・身体障害者住宅改造費補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。限度額は75万円とする。
- ・重度心身障害児福祉手当については、古川町の事例により調整する。
- ・負担金、助成金については、新市移行までに調整する。

## 関係法令等(抜粋)

### 障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

(障害者基本計画等)

第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

(第2項省略)

3 市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画)を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

(第4項～8項 省略)

### 知的障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

### 身体障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-ウ	各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/高齢者福祉関係)
調整方針	<p>1 老人クラブ連合会については、新市において4市村の各連合会の意向を尊重し、統一に向け支援する。</p> <p>2 敬老会については、新市において75歳以上を対象とするように、合併後5年を目途に段階的に調整する。なお、敬老会の開催区域は、当分の間は現行のとおりとし、記念品等については、合併時に統一する。</p> <p>3 敬老祝金については、75歳以上2,000円、100歳賀寿の祝金は10万円を支給することとし、その他の長寿者褒賞については、新市において調整する。</p> <p>4 老人等日常生活用具給付事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>5 生きがいデイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用者負担及び回数については、新市において調整する。</p> <p>6 寝たきり老人寝具乾燥事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、利用者負担は、費用の10%とする。</p> <p>7 巡回理美容券交付事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>8 要介護高齢者介護激励金給付事業については、合併年度の翌年度から支給対象者を要介護3、4、5の高齢者を3ヶ月以上継続して介護している家族を対象として実施し、支給額は年額54,000円とする。</p> <p>9 配食サービス事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>10 紙おむつ支給事業については、新市において県補助事業の家族介護支援事業(介護用品の支給)により実施する。</p> <p>11 高齢者にやさしい住まいづくり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>12 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、対象者並びに自己負担額については白河市の例により統一する。</p> <p>13 はり・きゅうマッサージ施術費助成事業については、白河市の例により実施する。</p> <p>14 軽度生活援助員派遣事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
老人クラブ関係	白河市白寿会連合会(H16) ・単位クラブ数 44団体 ・会員数 2,452名	表郷村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 8団体 ・会員数 630名	大信村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 10団体 ・会員数 493名	東村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 12団体 ・会員数 684名
敬老事業	<b>【敬老会】</b> 対象者 77歳以上の者(バス送迎) 招待者 900名(H15実績) 開催時期 10月第1週又は第2週 会場 白河市市民会館 贈呈品 記念品	<b>【敬老会】</b> 対象者 70歳以上の者(バス送迎) 招待者 400名(H15実績) 開催時期 9月中旬 会場 表郷村農村勤労福祉センター 贈呈品 記念品	<b>【敬老会】</b> 対象者 70歳以上の者(バス送迎) 招待者 430名(H15実績) 開催時期 9月第2週 会場 大信村農村環境改善センター 贈呈品 記念品	<b>【敬老会】</b> 対象者 75歳以上の者(バス送迎) 招待者 235名(H15実績) 開催時期 敬老の日の前週 会場 東村文化センター 贈呈品 記念品

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 記念品(1万円程度)</p> <p>その他の長寿褒賞 95歳 肖像画の贈呈</p>	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 80歳以上 3,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 現金 200,000円</p> <p>その他の長寿褒賞 88歳 座布団の贈呈</p>	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 70歳~79歳 3,000円 80歳~89歳 5,000円 90歳以上 7,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 現金 300,000円</p> <p>その他の長寿褒賞 結婚60年夫婦 記念品の贈呈</p>	<p>【敬老祝金】(H16) 支給対象 75歳以上 2,000円</p> <p>【長寿者褒賞】 100歳賀寿 村長が定める額</p> <p>その他の長寿褒賞 88歳 座布団の贈呈</p>
老人等日常生活用具給付事業	<p>目的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器 火災報知器 電磁調理器 (全3品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 5名</p>	<p>目的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理器、特殊寝台、マットレス、エアーマット、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、緊急通報装置、徘徊感知機器、車いす、移動用リフト、老人用電話(給付・レンタル等 全16品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 0名</p>	<p>目的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理器、特殊寝台、マットレス、エアーマット、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、緊急通報装置、徘徊感知機器、車いす、移動用リフト、老人用電話(給付・レンタル等 全16品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 0名</p>	<p>目的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>対象 ・65歳以上でひとり暮らしの高齢者</p> <p>給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理器、特殊寝台、マットレス、エアーマット、体位変換器、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用具、緊急通報装置、徘徊感知機器、車いす、移動用リフト、老人用電話(給付・レンタル等 全16品目)</p> <p>自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>受給者(H15実績) 0名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
生きがいデイサービス事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康チェック</li> <li>・趣味創作活動の提供</li> <li>・送迎サービス</li> </ul> <p>利用料                    600 円 / 1 回</p> <p>利用回数                1 回 / 月</p> <p>実施施設                小峰苑</p> <p>国県補助                3 / 4</p> <p>利用者(H 15)            延 440 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康チェック</li> <li>・趣味創作活動の提供</li> <li>・送迎サービス</li> </ul> <p>利用料                    525 円 / 1 回</p> <p>利用回数                1 回 / 週</p> <p>実施施設                総合社会福祉センター</p> <p>国県補助                3 / 4</p> <p>利用者(H 15)            延 577 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康チェック</li> <li>・趣味創作活動の提供</li> <li>・送迎サービス</li> </ul> <p>利用料                    1,000 円 / 1 回</p> <p>利用回数                1 回 / 週</p> <p>実施施設                地域福祉センター</p> <p>国県補助                3 / 4</p> <p>利用者(H 15)            延 1,021 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により各種サービスを提供することにより自立生活の助長を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康チェック</li> <li>・趣味創作活動の提供</li> <li>・送迎サービス</li> </ul> <p>利用料                    630 円 / 1 回</p> <p>利用回数                1 回 / 週</p> <p>実施施設                保健福祉センター</p> <p>国県補助                3 / 4</p> <p>利用者(H 15)            延 143 名</p>
寝たきり老人寝具乾燥事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住するおおむね 65 歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者</li> </ul> <p>回 数                      1 回 / 月</p> <p>自己負担                なし</p> <p>利用者(H 15)            60 名</p>		<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住するおおむね 65 歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者</li> </ul> <p>回 数                      2 回 / 年</p> <p>自己負担                なし</p> <p>利用者(H 15)            55 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住するおおむね 65 歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者</li> </ul> <p>回 数                      2 回 / 年</p> <p>自己負担                10 %</p> <p>利用者(H 15)            13 名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
巡回理美容券 交付事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の寝たきり高齢者の在宅生活の快適化と衛生保持を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で、要介護4及び5に該当する者その他市長が認めた者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、年間5枚の巡回理美容券を発行。1枚3,500円の助成券(カット代2,000円、出張代1,500円)</li> <li>・利用者は美容師等に直接連絡し、美容師等は利用者宅を訪問、カットを行い、理美容券を受け取る。</li> </ul> <p>業務委託先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度の初めに理容組合、美容組合、NPO法人白河訪問美容サービスセンターと契約</li> </ul> <p>支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者からの請求 理容組合は、年度末に一括して請求 美容組合は、個人店がそれぞれ月ごとに請求。NPOは、2ヶ月程度まとめて請求</li> </ul> <p>利用件数(H15) 90件</p>	/	/	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の寝たきり高齢者等へ理髪店が出張する際の出張費を給付</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上高齢者で独居もしくは高齢者のみの世帯又は寝たきりの高齢者のいる世帯や高齢者を理髪店に送迎が困難な家庭</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人の利用者に対し、年間6回を限度とし出張費を給付</li> <li>・出張費は1回当たり1,500円</li> <li>・利用者は美容師等に直接連絡し、美容師等は利用者宅を訪問・カットを行い、理髪に係る額は利用者が負担し、出張費を理髪店は報告書兼請求書をもって村に請求</li> </ul> <p>業務委託先 村内理容組合 支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理容店からの請求 理容組合員(理容店)は、毎回事業終了時村に対し報告・請求</li> </ul> <p>利用件数(H15) 10件</p>
要介護高齢者 介護激励金給 付事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護3、4、5の高齢者を3ヶ月以上継続して介護している者</li> </ul> <p>支給額 50,000円/年 受給者(H15) 177名</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり老人等を6ヶ月以上継続して介護している者</li> </ul> <p>支給額 36,000円/年 受給者(H15) 33名</p>	/	/
配食サービス 事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。</li> </ul>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。</li> </ul>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。</li> </ul>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他市長が認めた者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回配達、安否確認</li> </ul> <p>単 価 600 円 / 食</p> <p>利用者負担 200 円 / 食</p> <p>委託料 400 円 / 食</p> <p>委託先 白河市社会福祉協議会 (協力店あり)</p> <p>利用者(H 15) 170 名・6,434 食</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回配達、安否確認</li> </ul> <p>単 価 650 円 / 食</p> <p>利用者負担 200 円 / 食(2 回目まで) 350 円 / 食(3 回目以上)</p> <p>委託料 450 円 / 食(2 回目まで) 300 円 / 食(3 回目以上)</p> <p>委託先 表郷村社会福祉協議会</p> <p>利用者(H 15) 18 名・1,704 食</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 ~ 3 月の期間年 3 回実施</li> </ul> <p>単 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料費を村が負担し予算の範囲内で実施</li> </ul> <p>利用者負担 200 円 / 食</p> <p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活改善推進員、保健協力員、日赤奉仕団等がボランティアで協力</li> </ul> <p>利用者(H 15) 53 名・149 食</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 3 回配達、安否確認</li> </ul> <p>単 価 420 円 / 食</p> <p>利用者負担 150 円 / 食</p> <p>委託先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理：民間業者</li> <li>・配達：シルバー人材センター</li> </ul> <p>利用者(H 15) 26 名・1,796 食</p>
紙おむつ支給事業		<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 3,000 円の紙おむつサービス券を交付</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね 65 歳以上の在宅寝たきり、痴呆性老人</li> </ul> <p>利用者(H 15) 61 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 5,000 円の紙おむつサービス券を交付</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の寝たきり高齢者で自立排泄が困難な者</li> </ul> <p>利用者(H 15) 38 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。</li> </ul> <p>内 容(県補助事業の対象外の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 3,000 円の紙おむつサービス券を交付(要介護 2-5 の認定者で非課税世帯)</li> <li>・月 2,000 円の紙おむつサービス券を交付(要介護 2-5 の認定者で課税世帯)</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳以上の在宅寝たきり、痴呆性老人</li> </ul> <p>利用者(H 15) 28 名</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
高齢者にやさしい住まいづくり事業	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯</li> </ul> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り)</li> </ul> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりのとりつけ</li> <li>段差の解消</li> <li>滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更</li> <li>引き戸等の扉の取替え</li> <li>洋式便器等への取替え</li> <li>その他～の住宅改修に付帯して必要となる工事</li> </ul> </li> </ul> <p>経費負担</p> <p>県 1/2、市 1/2</p> <p>利用件数(H15) 23件</p>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯</li> </ul> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り)</li> </ul> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりのとりつけ</li> <li>段差の解消</li> <li>滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更</li> <li>引き戸等の扉の取替え</li> <li>洋式便器等への取替え</li> <li>その他～の住宅改修に付帯して必要となる工事</li> </ul> </li> </ul> <p>経費負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>利用者件数(H15) 1件</p>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯</li> </ul> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り)</li> </ul> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりのとりつけ</li> <li>段差の解消</li> <li>滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更</li> <li>引き戸等の扉の取替え</li> <li>洋式便器等への取替え</li> <li>その他～の住宅改修に付帯して必要となる工事</li> </ul> </li> </ul> <p>経費負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>利件数(H15) 1件</p>	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の要支援・要介護に該当していない60歳以上の高齢者を対象に、自宅における転倒事故等を未然に防止するために簡単な住宅改修に必要な資金を助成することにより自立した在宅での生活の継続を図る。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の高齢者で世帯の生計中心者が児童手当法による児童手当の所得制限限度額以下の世帯</li> </ul> <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修にかかった費用の90/100で、180,000円を限度額とする。(1世帯、1回限り)</li> </ul> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりのとりつけ</li> <li>段差の解消</li> <li>滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更</li> <li>引き戸等の扉の取替え</li> <li>洋式便器等への取替え</li> <li>その他～の住宅改修に付帯して必要となる工事</li> </ul> </li> </ul> <p>経費負担</p> <p>県 1/2、村 1/2</p> <p>利用件数(H15) 7件</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
緊急通報システム事業	<p>内 容</p> <p>・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者</p> <p>65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯 所得税非課税世帯のひとり暮らし重度身体障害者等 その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者</p> <p>自己負担</p> <p>生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>利用者(H 15) 160名</p>	<p>目 的</p> <p>・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者</p> <p>65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯 その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者</p> <p>自己負担</p> <p>生活保護法による被保護世帯又は前年度所得税非課税世帯以外の世帯では、その所得税額に応じて負担</p> <p>利用者(H 15) 31名</p>	<p>目 的</p> <p>・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者</p> <p>65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯 その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者</p> <p>自己負担 なし(全額村負担)</p> <p>利用者(H 15) 27名</p>	<p>目 的</p> <p>・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者</p> <p>80歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で前年度非課税の世帯 65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で身体不自由や病弱等によりこの事業を必要とするもので村長が必要と認め前年分の住民税が非課税である者</p> <p>自己負担</p> <p>新設時に工事費の1割を徴収</p> <p>利用者(H 15) 25名</p>
はり・きゅうマッサージ施術費助成	<p>内 容</p> <p>・高齢者が、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受ける場合においてその施術に要する費用の一部を助成する。</p> <p>対象者</p> <p>70歳以上の者 65歳以上の者であり、かつ、身体障害者手帳の交付を受けた者でその障がい程度等級が1級又は2級の者</p> <p>内 容</p> <p>・1,000円の助成券を年間6枚交付</p> <p>助成対象事業者</p> <p>・あん摩マッサージ指圧師免許又はきゅう師免許のある者</p> <p>受給者(H 15) 603名</p>			

区 分	4 市 村 現 況																				
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																	
軽度生活援助員派遣事業	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他市長が必要と認める者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助</li> </ul> <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間の利用を上限</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・200 円 / 時間</li> <li>介護保険制度の家事援助の単価 (2,080 円 × 10 %) 200 円</li> <li>生計中心者が非課税世帯 (2,080 円 × 10 % × 60 %) 120 円</li> </ul> <p>利用者(H 15) 21 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他村長が必要と認める者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助</li> </ul> <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間の利用を上限</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービス費用負担基準による (1 時間当たり) 0 円</li> <li>・生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び生計中心者の前年所得税非課税世帯 950 円</li> </ul> <p>利用者(H 15) 1 名</p>	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他村長が必要と認める者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助</li> </ul> <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間の利用を上限</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者世帯利用者負担額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>生保以外の世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身体介護型</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>折衷型</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>家事援助型</td> <td>50 円</td> </tr> </table> <p>利用者(H 15) 8 名</p>	生保以外の世帯		身体介護型	150 円	折衷型	100 円	家事援助型	50 円	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことにより、高齢者等の自立した生活を継続することを可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。</li> </ul> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に居住し、要介護認定を受けておらず、軽易な日常生活上の援助を必要とする 65 歳以上で在宅のひとり暮らしの者その他村長が必要と認める者</li> </ul> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間程度を上限と定め、生活援助員を派遣し、買い物や清掃など、軽易な日常生活上の援助</li> </ul> <p>利用限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回各 2 時間の利用を上限</li> </ul> <p>自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者世帯利用者負担額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>家事援助中心</td> <td>30 分 ~ 1 時間未満</td> <td>2,080 円の 1 割</td> </tr> <tr> <td>身体介護中心</td> <td>30 分未満</td> <td>2,310 円の 1 割</td> </tr> <tr> <td>身体介護中心</td> <td>30 分 ~ 1 時間未満</td> <td>4,020 円の 1 割</td> </tr> </table> <p>利用者(H 15) 1 名</p>	家事援助中心	30 分 ~ 1 時間未満	2,080 円の 1 割	身体介護中心	30 分未満	2,310 円の 1 割	身体介護中心	30 分 ~ 1 時間未満	4,020 円の 1 割
生保以外の世帯																					
身体介護型	150 円																				
折衷型	100 円																				
家事援助型	50 円																				
家事援助中心	30 分 ~ 1 時間未満	2,080 円の 1 割																			
身体介護中心	30 分未満	2,310 円の 1 割																			
身体介護中心	30 分 ~ 1 時間未満	4,020 円の 1 割																			

### 【参 考 資 料】

〔家族介護支援事業（介護用品の支給）の概要・県補助事業〕

- 1 支給対象者  
要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族
- 2 実施方法  
支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する。
- 3 事業実施上の留意点  
具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。  
ただし、現金（いわゆる償還払い方式を含む）でおむつ代等を支給することは不可とする。

### 先 進 事 例 （ 県 内 ）

#### 伊達7町合併協議会

- 1 在宅介護支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に再編する。
- 2 介護見舞金等支給事業は、補助対象事業については存続し、町単独事業は合併時に廃止する。
- 3 ひとり暮らし高齢者福祉手当等支給事業は、新市において調整する。
- 4 敬老会は、実施主体の違いがあるので、合併後2年を目途に再編する。
- 5 敬老祝金は、百歳時を20万円とし、80歳時5千円、88歳時1万円、99歳以降毎年2万円を支給する。ただし、88歳未満で現に支給している者については、経過期間を設けて各町の均衡を図るものとする。
- 6 老人クラブ活動補助は、合併時に再編し、県補助金と新市の単独補助を合算して単位老人クラブへ補助金を交付する。
- 7 老人クラブ連合会補助は、合併年度にそれぞれの町の老人クラブ連合会の統合を目指し連合会事務局の統一を行い、単独事業の調整を図り補助金を交付する。

#### 二本松・東北達地方合併協議会

高齢者が生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、現行サービスを基に所要の福祉施策体系を構築し、提供するものとするが、少子高齢社会のいっそうの進行、世代間負担の適正化、地方財政の健全化等を考慮に入れ、必要に応じて事業の再検討、利用者負担の見直し等を行う。

- 1 敬老会については、合併後も存続して実施する。対象年齢については合併後段階的に引き上げ、将来的には75歳とする。記念品及び運営費補助については合併後に再編する。
- 2 敬老祝金については、合併後、毎年9月15日を基準日として、88歳及び99歳の節目年齢の高齢者を対象に、金額を統一して贈呈する。  
百歳賀寿については、誕生日に合わせて統一した祝金を贈呈する。
- 3 老人クラブに対する補助金は、合併後、県の補助基準を適用して補助する。
- 5 高齢者日常生活用具給付事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 6 配食サービス事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。  
寝具洗濯乾燥サービス事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。  
訪問理美容サービス事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。  
会食サービス事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 7 介護用品支給事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。
- 8 寝たきり在宅者介護激励金支給事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。

## 先進事例（県内）

### 田村5町村合併協議会

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 緊急通報システムについては、滝根町、大越町、都路村及び常葉町の例による。
- 3 配食サービスについては、常葉町及び船引町の例によりサービス提供回数の確保に努める。
- 4 ふれあいサロン運営事業及び高齢者家族介護者の会支援事業については、船引町の例による。
- 5 介護用品の支給に関しては、船引町の例による。
- 6 家族介護慰労金については、平成17年度より、支給対象者は船引町の例によることとし、支給額はいずれの要介護度とも月5,000円となるよう5年を目途として段階的に調整する。
- 7 高齢者福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 8 敬老会は、新市において75歳以上を対象とするように段階的に調整する。敬老祝金は、旧町村ごとに段階的に常葉町の例により調整する。
- 9 長寿者褒賞は、合併時に常葉町の例による。
- 10 合併時に老人保健福祉計画を策定し、高齢者保健福祉施策の充実に努める。 ・家族介護慰労金については、平成17年度より、支給対象者は船引町の例によることとし、支給額はいずれの要介護度とも月5,000円となるよう5年を目途として段階的に調整する。

### 南相馬合併協議会

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他4市町村が独自で実施している事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、原則としてサービスの低下とにならないよう考慮し、新市として実施する。
- 3 老人保健福祉計画については、合併の翌年度から新市計画として、介護保険事業計画と併せて一本化する。
- 4 敬老事業については、各市町村の経緯を尊重し現行のとおり新市に引き継ぐが、3年を目途に対象者及び事業費を統一するよう調整する。
- 5 長寿祝金等については、喜寿（77歳）を10,000円、米寿（88歳）を30,000円、白寿（99歳）を記念品（10,000円程度）、長寿（100歳）を200,000円とし、合併の翌年度から実施する。

### 喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。
- 2 敬老会の開催区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、招待者年齢及び記念品については、合併時に統一する。
- 3 敬老祝金及び百歳賀寿祝金については、合併時に統一する。
- 4 ひとり暮らし老人愛の一声訪問事業及び外出支援サービス事業については、他の制度の活用により、合併時に廃止する。
- 5 高齢者福祉タクシー利用助成事業については、合併時に統一する。ただし、熱塩加納村及び山都町の事業については、路線バスの未運行地域の対策として実施されてきたことから、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 家族介護者支援事業及びおむつ代等助成事業については、合併時に統一する。
- 7 訪問給食サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において統一する。

先進事例（県外）

篠山市（兵庫県）

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- ・町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。  
長寿祝金については、西紀町の例による。  
在宅老人介護手当及び重度心身障害者(児)介護手当については、西紀町の例による。
- ・町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能するよう調整する。

新潟市（新潟県）

福祉制度の取扱い

- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、現行のとおりとする。  
人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、心身障害者扶養共済制度掛金の補助、紙おむつ支給事業、寝たきり老人寝具無料乾燥事業、ねたきり老人等介護手当支給事業（重度障害者）
- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、当分の間、現行のとおりとする。ホームヘルパーの派遣、在宅身体障害者デイサービス事業、福祉電話等の貸与、デイサービス事業・通所入浴事業  
黒埼町の長寿祝金及び敬老祝金については、当分の間、現行のとおりとする。
- ・黒埼町の長寿祝金及び敬老祝金については、当分の間、現行のとおりとする。

潮来市（茨城県）

- ・潮来町の介護慰労金（85歳以上の老人を常時介護する人への支給）については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。
- ・敬老事業については、合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

さぬき市（香川県）

- ・各福祉制度における老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- ・敬老年金については、次のとおりとする。  
〔支給日〕毎年9月15日  
〔支給額〕80～89才の者 / 10,000円  
90歳以上の者 / 20,000円  
〔基準日〕9月15日

南アルプス市（山梨県）

高齢者福祉の取扱い

- ・国及び県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- ・高齢者祝い金については、80～89歳は7,000円、90～99歳は10,000円、100歳以上は100,000円とし、100歳時に給付する祝い金等は300,000円とする。

山県市（岐阜県）

福祉関係事業高齢者福祉事業

- ・国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、新市全体で実施できるよう新市において調整する。
- ・各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、新市全体で実施するよう新市において調整する。
- ・高齢者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ新市全体の均衡を考慮し、新市において調整し、実施する。

静岡市（静岡県）

各種福祉制度の取扱い

- ・市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

大崎上島町（広島県）

福祉事業について

- ・敬老年金については、敬老祝金と一本化するよう検討する。
- ・老人福祉計画については、平成14年度末までに3町を一体とした計画を策定し、新町に引継ぐ。
- ・高齢者等住宅整備資金については、障害者住宅資金貸付と統合する。
- ・その他の調整内容については、現行のとおり新町に引継ぐ。

先進事例（県外）

東かがわ市（香川県）

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- ・敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。
- ・1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

神流町（群馬県）

高齢者福祉事業

- ・高齢者福祉事業については統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。
- ・敬老行事については、その意義を再確認し、「神流町」の一体化が図られるよう検討し、実施する。

あさぎり町（香川県）

社会福祉制度の取扱い

- ・敬老年金、祝金については、上町の例による。
- ・ダイヤモンド婚祝金贈呈は、合併までに関係町村で廃止する。

いなべ市（三重県）

各種福祉事業

- ・高齢者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。

飛騨市（岐阜県）

高齢者福祉事業

- ・老人ホームヘルプ付加サービス事業（介護保険対象者）の実施単価については、現行のとおり介護保険の水準を適用する。
- ・生きがい対応型デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用料は1,000円/回（食事代含む。）とする。
- ・老人クラブ連合会については、新市移行までに一本化に向けて調整する。
- ・敬老祝品贈呈事業については、88歳と100歳を対象とし、88歳は5,000円、100歳は30,000円を贈呈する。

対馬市（長崎県）

各種福祉制度の取扱い社会福祉関係

- ・高齢者保健福祉計画・・・新市において新たに策定する。
- ・老人ホーム入所措置・・・入所判定委員会については、新市において新たに設置するものとし、費用徴収基準については、現行のとおりとする。
- ・介護予防、生活支援事業・・・現行のとおり新市に引継ぐ。なお、サービス回数等については、新市において調整する。
- ・在宅介護支援センター運営事業・・・現行のとおりとする。
- ・高齢者サービス調整チーム会議・・・新市において新たに設置する。
- ・その他の事務事業・・・合併時に調整する。

佐渡市（新潟県）

福祉事業の取扱い

高齢者福祉

- ・敬老祝金制度は、下表「敬老祝金関係」のとおり新市において調整する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- ・介護手当の支給は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- ・介護用品の支給は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- ・敬老会は、現行のとおりとする。
- ・福祉施設は、現行のとおり新市に引継ぐ。運営方式は、合併後調整する。

別表 敬老祝金関係資料

	平成16年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
7市町村	90~100未満	5,000	同左	同左	同左	90~100未満	5,000
	100以上	10,000	同左	同左	同左	100以上	10,000
羽茂村	90~95未満	10,000	7,000	7,000	5,000	90~100未満	5,000
	95以上100未満	50,000	30,000	20,000	10,000		
	100以上	200,000	100,000	50,000	20,000	100以上	10,000
小木町	90~95未満	30,000	10,000	10,000	7,000	90~100未満	5,000
	95以上100未満	60,000	30,000	20,000	10,000		
	100以上	120,000	60,000	30,000	20,000	100以上	10,000
	満100	100,000	50,000	30,000	20,000		
相川町	90~95未満	10,000	7,000	7,000	5,000	90~100未満	5,000
	95以上100未満	30,000	20,000	10,000	7,000	100以上	10,000
	100以上	100,000	50,000	30,000	20,000		



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (3) - 工	各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務事業 / 児童福祉関係）
調整方針	<p>1 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。なお、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討する。</p> <p>3 出生祝金制度については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後3年を目途に少子化対策の中で総合的に検討のうえ調整する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
乳幼児医療費助成事業	<p>【事業内容】 市条例及び施行規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>平成15年度実績 95,283,821円</p>	<p>【事業内容】 村規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>平成15年度実績 11,188,767円</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>平成15年度実績 10,132,215円</p>	<p>【事業内容】 村規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>平成15年度実績 17,736,954円</p>
妊産婦医療費助成事業	<p>【事業内容】 村規則に基づき、妊産婦の医療費の一部を助成</p> <p>【対象者】 妊産婦（妊娠5ヶ月となる日の属する月から出産日の翌月までの者）</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>平成15年度実績 1,345,941円</p>			

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
出生祝金制度	<p>該当なし</p> <p>(参考：平成15年度出生児数483人)</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生祝金を支給</p> <p>【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母</p> <p>【支給金額】 出生児1人につき20,000円</p> <p>平成15年度実績 65人 1,300,000円</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生祝金を支給</p> <p>【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母</p> <p>【支給金額】 出生児1人につき20,000円</p> <p>平成15年度実績 51人 1,020,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>(参考：平成15年度出生児数64人)</p>

### 【先進事例】

#### 田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 乳幼児医療費助成事業（社保）については、滝根町の例により新市に引き継ぐものとする。
2. 妊産婦医療費助成事業（社保）については、妊娠4ヶ月となる日の属する月から分娩の属する月までを対象に実施する。
3. 出産祝金については、1年以上新市に居住する者について、出生児1人につき50,000円を支給する。ただし、旧滝根町において合併時に「すこやか誕生育児金」を受給していた者については、従前の例による。

#### 伊達町合併協議会（新設合併）

1. 出産祝金、育児手当、施術費助成事業は合併後に調整する。

#### 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会（新設合併）

1. 田沼町の子宝祝金については、合併時に、現行制度を廃止し、支給対象を第3子以降100,000円とする新しい制度を新設する。なお、合併の日の前日までに出産を行った者については、旧市町の例によるとする。

#### 登米地域合併協議会（新設合併）

1. 出産祝金の支給については合併時廃止し、新市において少子化対策の中で総合的に検討するものとする。

#### 石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会（新設合併）

1. 乳幼児医療費助成事業については、御坂町、一宮町の例により新市に引き継ぐ。国保加入者の現物給付（窓口無料化）については、新市において検討する。

#### 佐渡市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 出産祝金は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
  - ・第1子から50,000円現金支給

#### 飛騨市（平成16年2月1日 新設合併）

1. 出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (3) - 才 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務事業 / 保育関係）
調整方針	<p>1 保育時間については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情を踏まえ調整する。</p> <p>2 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に統一する。ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の40%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。</p> <p>3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。</p> <p>4 放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。</p> <p>5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情を踏まえ調整する。</p> <p>6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 地域子育て支援センター事業については、当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
保育所(園)数 施設数 定数 保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立 5 保育園</li> <li>・ 合計 430人</li> <li>・ 平日 8:30 ~ 16:00</li> <li>・ 土曜日 8:30 ~ 12:00</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村立 1 保育所</li> <li>・ 合計 45人</li> <li>・ 平日 8:30 ~ 16:30</li> <li>・ 土曜日 7:30 ~ 12:45</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村立 1 保育所</li> <li>・ 合計 90人</li> <li>・ 平日 8:30 ~ 17:15</li> <li>・ 土曜日 8:00 ~ 17:30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村立 1 保育所</li> <li>・ 合計 55人</li> <li>・ 平日 8:30 ~ 16:30</li> <li>・ 土曜日 8:00 ~ 16:30</li> </ul>
	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日 早朝 7:30 ~ 8:30</li> <li>          夕方 16:00 ~ 18:00</li> <li>・ 土曜日 12:00 ~ 13:00</li> <li>          わかば保育園 12:00 ~ 18:00</li> </ul>	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日 早朝 7:30 ~ 8:30</li> <li>          夕方 16:30 ~ 18:45</li> </ul>	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日 早朝 7:30 ~ 8:30</li> <li>          夕方 17:15 ~ 18:00</li> </ul>	〔延長保育〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日 早朝 7:30 ~ 8:30</li> <li>          夕方 16:30 ~ 18:00</li> <li>・ 土曜日 早朝 8:00 ~ 8:30</li> <li>          夕方 16:30 ~ 18:00</li> </ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料基準表のとおり（次頁）</li> <li>・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳以上児の区分。年途中の入所の場合は、入所時の年齢をもって保育料を決定</li> </ul>
受入年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生後6ヶ月からの乳児（関の森保育園については、満3歳からの幼児）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生後6ヶ月からの乳児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生後6ヶ月からの乳児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生後6ヶ月からの乳児から満2歳まで</li> </ul>

保 育 料 基 準 の 現 況

白 河 市

表 郷 村

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	円 0		
B	A階層及びD階層を除き前年度の市民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	7,500 3,750 750	4,500 2,250 450	4,500 2,250 450	
		市民税課税世帯				
C			17,200 8,600 1,720	14,000 7,000 1,400	14,000 7,000 1,400	
		D1	13,000円未満	22,500 11,250 2,250	19,500 9,750 1,950	19,500 9,750 1,950
		D2	13,000円以上 64,000円未満	26,000 13,000 2,600	23,000 11,500 2,300	23,000 11,500 2,300
D3	64,000円以上 112,000円未満	34,000 17,000 3,400	31,000 15,500 3,100	29,000 14,500 2,900		
D4	112,000円以上 160,000円未満	40,000 20,000 4,000	36,300 18,150 3,630	30,300 15,150 3,030		
D5	160,000円以上 408,000円未満	53,000 26,500 5,300	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050		
D6	408,000円以上	57,600 28,800 5,760	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050		

注) 中段は、2人目の入園児童に適用... (1/2)  
下段は、3人目の入園児童に適用... (1/10)

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）				
国階層区分	村階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児		
第1	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0		
第2	B	第1階層（A）及び第4階層（D1）～第7階層（D6）を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	
			均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	10,000	7,000	
			所得割の額のある世帯5,000円未満	12,000	9,000	
第3	C1		所得割の額のある世帯5,000円	13,000	11,000	
			D1	第1階層（A）を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,000	15,000
			D2	所得税30,000～80,000円未満	24,000	21,000
第5	D3		所得税80,000～140,000円未満	32,000	25,000	
			D4	所得税140,000～200,000円未満	37,000	26,000
			D5	所得税200,000～510,000円未満	38,000	29,000
第7	D6	所得税510,000円以上	40,000	35,000		

注) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

保 育 料 基 準 の 現 況

大 信 村

東 村

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000	2,000
C1		均等割の額のみ世帯	6,000	4,000
C2		所得割の額のある世帯	10,000	8,000
D1	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,000円未満	13,000	10,000
D2		17,000円以上 64,000円未満	21,000	17,000
D3		64,000円以上 160,000円未満	25,000	19,000
D4		160,000円以上 204,000円未満	28,000	21,000
D5		204,000円以上 408,000円未満	32,000	23,000
D6		408,000円以上	36,000	25,000

注）同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,400	3,600
第3階層		市町村民税課税世帯	11,700	9,900
第4階層	第1階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	18,000	16,200
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	26,700	24,900
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	36,600	34,800
第7階層		408,000円以上	48,000	46,200

注）同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

### 国の保育料徴収金基準額表

階 層	定 義	徴収金基準額（月額）	
		3 歳未満	3 歳以上児
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0
2	前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯（第 1 階層及び第 4 ～ 7 階層除く）	0	0
	市町村民税課税世帯	9,000	6,000
3	市町村民税課税世帯（母子世帯等）	18,500	15,500
	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
4	第 1 階層を除く前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	30,000	27,000
5	所得課税 64,000 円未満	44,500	41,500
6	" 64,000 円 以上 160,000 円未満	61,000	58,000
7	" 160,000 円 以上 408,000 円未満	80,000	77,000
同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合	第 2 ～ 4 階層 所得税 64,000 円未満	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1
	第 5 ～ 7 階層 所得税 64,001 円以上	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1

## 保育園（所）徴収金検討資料

### 平成15年度保育園（所）費決算額

	白河市		表郷村		大信村		東村		合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
歳出決算額	586,444,486	100.0%	81,870,706	100.0%	121,865,119	100.0%	77,133,582	100.0%	867,314,893	100.0%
(財源内訳)										
国庫負担(補助)金	129,138,775	22.0%	23,907,390	29.2%	29,086,485	23.9%	18,760,900	24.3%	200,893,550	23.2%
県負担金	64,569,387	11.0%	16,372,695	20.0%	14,683,242	12.0%	9,380,450	12.2%	105,005,774	12.1%
保育園(所)徴収金	139,939,490	23.9%	11,086,900	13.5%	15,432,680	12.7%	14,774,570	19.2%	181,233,640	20.9%
寄付金その他	105,250	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	105,250	0.0%
一般財源	252,691,584	43.1%	30,503,721	37.3%	62,662,712	51.4%	34,217,662	44.4%	380,076,679	43.8%

### 平成15年度決算額に各市村の保育園(所)徴収金基準を採用した場合

	白河市基準		表郷村基準		大信村基準		東村基準		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
歳出決算額	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	
(財源内訳)									
国庫負担(補助)金	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	
県負担金	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	
保育園(所)徴収金	194,994,840	22.5%	152,790,000	17.6%	123,200,400	14.2%	161,934,120	18.7%	
寄付金その他	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	
一般財源	366,315,479	42.2%	408,520,319	47.1%	438,109,919	50.5%	399,376,199	46.0%	

### 保育所（園）児童数

	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		東 村		合 計	
	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数
0歳児	5	28	1	7	1	10	1	11	8	56
1歳児		98		14		24		24		160
2歳児		107		13		18		17		155
3歳児		122		16		21		0		159
4歳児		120		4		14		0		138
5歳児		109		4		13		0		126
合 計		584		58		100		52		794

### 保育児童の階層区分別人数

白 河 市								表 郷 村					大 信 村					東 村							
階層	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数	階層	3歳未満児		3歳以上児		人数
	基準額	人数	基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数	
A	-	0	-	1	-	1	2	A	-	0	-	0	0	A	-	2	-	0	2	第1	-	0	-	0	0
B	7,500	41	4,500	34	4,500	56	131	B	4,000	3	3,000	9	12	B	3,000	5	2,000	3	8	第2	5,400	5	3,600	0	5
C	17,200	46	14,000	16	14,000	37	99	C1	10,000	7	7,000	1	8	C1	6,000	13	4,000	5	18	第3	11,700	13	9,900	0	13
								C2	12,000	1	9,000	0	1	C2	10,000	6	8,000	6	12						
								C3	13,000	1	11,000	0	1												
D1	22,500	8	19,500	7	19,500	8	23	D1	16,000	3	15,000	3	6	D1	13,000	4	10,000	4	8	第4	18,000	13	16,200		13
D2	26,000	40	23,000	10	23,000	29	79	D2	24,000	5	21,000	2	7	D2	21,000	8	17,000	9	17						
D3	34,000	27	31,000	13	29,000	29	69	D3	32,000	7	25,000	4	11	D3	25,000	16	19,000	11	27	第5	26,700	11	24,900		11
D4	40,000	15	36,300	7	30,300	14	36	D4	37,000	2	26,000	0	2	D4	28,000	1	21,000	3	4	第6	36,600	10	34,800	0	10
D5	53,000	49	36,800	26	30,500	40	115	D5	38,000	5	29,000	4	9	D5	32,000	1	23,000	2	3						
D6	57,600	7	36,800	8	30,500	15	30	D6	40,000	0	35,000	1	1	D6	36,000	0	25,000	1	1	第7	48,000	0	46,200	0	0
合計		233		122		229	584	合計		34		24	58	合計		56		44	100	合計		52		0	52



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
児童館事業	<b>施設</b> 白河市第一児童館 白河市第二児童館 <b>開館時間</b> ・平日 8:30 ~ 17:30 ・土曜日 8:30 ~ 12:00 <b>休館日</b> ・日曜日、祝祭日、年末年始 <b>利用者</b> ・小学生、中学生、保護者が同伴する幼児等 <b>活動内容</b> 放課後児童健全育成事業 児童館開放事業（毎週火曜日） 子育てサークルの育成 母親クラブとの連携	/	/	/
放課後児童対策事業 （児童クラブ）	<b>開設場所</b> 白河市第一児童館 白河市第二児童館 白河市立みさか小学校 白河市立白河第三小学校 白坂多目的研修センター サンフレッシュ白河 <b>保育時間</b> ・通常期(平日放課後) 授業終了後～17:30 児童館 土曜開館 8:30～12:00 ・夏休み等の長期休業期 8:30～17:30 <b>月額保育料</b> 無料 <b>月額おやつ代</b> ・保護者会で決定、月により金額変動 <b>入会児童数</b> 229人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定267人）	<b>開設場所</b> 表郷村立表郷小学校 <b>保育時間</b> ・通常期(放課後) 13:00～18:00 ・土曜日及び表郷村公立小・中学校 管理規則第10条の2に規定する 休業日 8:30～18:00 <b>月額保育料</b> 無料 <b>月額おやつ代</b> 2,000円 <b>入会児童数</b> 16人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	<b>開設場所</b> 大信村立信夫第一小学校 大信村立信夫第二小学校 <b>保育時間</b> ・通常期(放課後) 授業終了後～18:00 ・振替休日及び夏休み等の長期休業 期 8:00～18:00 <b>月額保育料</b> 3,000円 （2人目以降 2,000円） <b>月額おやつ代</b> 2,000円 <b>入会児童数</b> 24人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	<b>施設場所</b> ひがしこども館 <b>保育時間</b> ・通常期（放課後） 授業終了後～18:00 ・土曜日及び夏休み等の長期休業 期 7:30～18:00 <b>月額保育料</b> ・1日～9日 1日 300円 ・10日以上 月額 3,000円 <b>月額おやつ代</b> ・1日～9日 1日 200円 ・10日以上 月額 2,000円 <b>入会児童数</b> 65人（H16.8月現在）

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
延長保育事業	実施箇所 みのり、さくら、ひまわり、わかばの各公立保育園 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:00 ~ 18:00 ・土曜日 12:00 ~ 13:00 わかば保育園 12:00 ~ 18:00 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 表郷保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:45 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 大信村保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 17:45 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 東村保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:00 費用 通常の保育料のみ
一時保育事業	実施箇所 白河市わかば保育園 対象児童 満1歳以上 条件 緊急保育：保護者の疾病、冠婚葬祭などの社会通念上やむをえない緊急的な場合 非定型保育：保護者が週3日以内のパート就労の場合一時的保育を行う日は保育園の開園日 保育時間 平日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 12:00 費用 1,000 円/日	/	/	/

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
地域子育て支援センター事業	<p>事業の目的            保育園に通園していない幼児の家族に対して、地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナー等による育児援助</p> <p>実施保育園            ・みのり保育園              「わくわくランド」 月1回            ・さくら保育園              「こたりの日」 月1回            ・ひまわり保育園              「ゆうゆう広場」 月2回            ・関の森保育園              「森のポケット」 月1回            ・わかば保育園              「ちびっ子広場」 月4回              「自由遊びの日」 月4回            わかば保育園の事業内容              対象：0歳から1歳児                毎月第1・3木曜日              対象：2歳児以上                毎月第2・4木曜日              利用時間                10:30～11:30              自由遊びの日                事前に電話連絡により申し込みが必要</p> <p>費用 無料</p>			

## 先進事例（県内）

### 県内合併協議会の協議状況

#### 須賀川市・長沼町合併協議会

##### 保育事業

- 1 長沼町の保育所の保育料は、合併後、段階的に調整し、平成20年度までに須賀川市の保育料に統一する。
- 2 同じ世帯から2人以上入所する場合の保育料については、須賀川市の例による。
- 3 須賀川市の公立保育所の閉所時間については、午後6時30分まで延長する。
- 4 長沼町の延長保育については、現行どおり実施するものとし、須賀川市の実施については、個々の保育所の実情に合わせ合併後に調整する。
- 5 保育所の入所判定基準については、須賀川市の例による。

##### 児童福祉事業

- 1 平日については、午後零時30分から午後6時30分までとする。
- 2 土曜日・学校長期休業中については、午前8時から午後6時30分までとする。なお、児童クラブの入所判定基準については、須賀川市の例による。

#### 田村5町村合併協議会

##### 児童福祉事業

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

##### 保育事業

- 1 保育所の保育時間は、船引町の例により月曜から土曜まで7:30～18:30まで対応できる体制をとることとする。
- 2 船引町保育所以外の保育所において一時保育所を実施する。
- 3 延長保育については、現行のとおり新市に引き継ぐが、新市において利用者の要望を踏まえて調整する。
- 4 保育料については、平成17年3月分は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度より児童の属する世帯の前年度の所得税額が63,999円以下の階層は大越町の例により、64,000円以上の階層は常葉町の例による。
- 5 保育料の減免は、平成17年度から都路村及び常葉町の例による。
- 6 保育所給食は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぐが、利用者負担は大越町の例による。
- 8 滝根町の特別保育事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 許可外保育施設に対する助成事業は、船引町の例による。

#### 会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

##### 保育事業の取扱い

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、保育料については、合併する年度は各町村の例によるものとし、その翌年度から新町の保育料を定めるものとする。
- 2 保育時間、その他の保育サービスについては、新町において調整する。

##### 児童福祉事業の取り扱い

- 1 国又は県等が定める制度で差異のない事業については、合併時までに統合する。
- 2 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

先進事例（県外）

<p>篠山市（兵庫県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。</li> <li>2 独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。</li> <li>3 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額 1 / 3 を参考として、合併時に調整する。</li> </ol> <p>さいたま市（埼玉県） 児童福祉事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。</li> </ul> <p>大船渡市（岩手県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。</li> </ul> <p>さぬき市（香川県） 各福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</li> <li>2 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。</li> </ol> <p>南アルプス市（山梨県） 児童福祉の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。</li> <li>2 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。</li> <li>3 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。</li> </ol> <p>保育事業の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。</li> <li>2 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。</li> </ol>	<p>静岡市（静岡県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。</li> </ul> <p>山県市（岐阜県） 福祉関係事業関係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から 2 人以上の児童が保育の実施をされている場合の第 2 子及び第 3 子以降については、高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。</li> <li>2 延長保育料は、高富町の例による。</li> </ol> <p>大崎上島町（広島県） 児童福祉事業について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放課後児童対策事業については、各小学校区に 1 箇所ずつ施設を設けるように調整する。</li> <li>2 その他の調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> </ol> <p>東かがわ市（香川県） 各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国または県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。</li> </ol> <p>使用料、手数料等の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。</li> </ol> <p>各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。</li> </ol> <p>神流町（群馬県） 児童福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。</li> </ul> <p>保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地保育所として、万場町の現有施設へ統合する。</li> </ul> <p>あさぎり町（熊本県） 児童福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。</li> <li>・保育料の取扱い国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。</li> </ul>
---	--

先進事例（県外）

いなべ市（三重県）

各種福祉事業

- 1 児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。
- 2 保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとする。保育料については、合併後に統一する。

飛騨市（岐阜県）

児童福祉事業

- 1 地域子育て支援センター事業については、新市移行までに事業内容を統一し調整する。

保育事業

- 1 公立保育園事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。開所時刻は7時30分からを基本とし、開所時間は11時間を基本とする。
- 2 私立保育所児童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 通園バスの利用料は徴収しない。
- 4 保育園給食の調理場所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。主食費については、新市に移行後統一するよう調整する。但し、3歳未満児については徴収しない。
- 5 保育料の算定及び保育内容については、現行のとおり新市に引き継ぎ、移行後3年をめどに統一するよう調整する。但し、算定については、国の基準の50%～70%を目標に階層区分に応じ調整するものとする。なお、0歳児については、新市において調整する。
- 6 保育料の減免については、新市移行までに調整する。

対馬市（長崎県）

各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・児童館・・・現行のとおりとする。

各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・保育所関係...合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧村の例による。

安芸高田市（広島県）

児童福祉事業の取扱い

- ・児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。
- ・児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。

壱岐市（長崎県）

各種福祉制度の取扱い

- ・保育所については現行のとおりとするものとし、保育料については、合併前に調整し、合併時から適用する。ただし、保育時間、保育年齢については新市において検討する。

佐渡市（新潟県）

児童福祉

- 1 保育所施設は、当面現行のとおりとする。
  - 2 基本的な保育時間は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
    - a 月曜日～金曜日8時から16時
    - b 土曜日 8時から正午
  - 3 延長保育は、現行のとおりとし、合併後圏域的に調整を図る。
  - 4 保育料算定階層区分は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
  - 5 保育所の保育料は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとする。
    - a 1人月額8,400円
  - 6 同一家族の2人目、3人目の保育料は、少子化対策を考慮し、2人目10分の2、3人目無料とする。
  - 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぎ、合併後に調整する。
- 福祉事業の取扱い
- 1 児童館は、地域の要望等を踏まえ、新市で調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (3) - カ	各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/その他福祉事業関係)
調整方針	<p>1 母子家庭児入学祝金支給事業については、合併年度の翌年度から廃止する。</p> <p>2 ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 高額療養費支払資金貸付事業については、合併年度の翌年度から大信村の例により統一する。</p> <p>4 高齢者生きがい対策事業におけるきつねうち温泉日帰り入浴サービス支援(送迎バス)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、実施内容等については新市において調整する。東村の指定施設宿泊料金の一部助成は、合併年度の翌年度から廃止する。ただし、きつねうち温泉にかかる一部助成については、合併年度及びこれに続く5年度間は引き続き実施する。</p> <p>5 災害見舞金支給事業については、合併年度の翌年度から白河市及び大信村の例により統一する。</p> <p>6 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給事業、災害援護資金貸付事業については、合併年度の翌年度から白河市、表郷村、東村の例により統一する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
母子家庭児入学祝金支給事業	<p>概要 母子家庭児に対し入学祝金を支給することにより、児童福祉の増進を図る。</p> <p>内容 ・小学校入学時 5,000 円 ・中学校入学時 10,000 円</p> <p>支給件数(H15) 84件</p>			
ひとり親家庭医療費助成事業	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>	<p>目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 ・18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18歳未満の児童</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法上の被保護者</li> <li>里親委託されている児童</li> <li>児童福祉施設入所児童</li> <li>ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童</li> </ul> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>県 1/2                      市 1/2</p> <p>登録世帯                      422 世帯</p> <p>申請件数                      1,074 件</p>	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法上の被保護者</li> <li>里親委託されている児童</li> <li>児童福祉施設入所児童</li> <li>ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童</li> </ul> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>県 1/2                      村 1/2</p> <p>登録世帯                      51 世帯</p> <p>申請件数                      367 件</p>	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法上の被保護者</li> <li>里親委託されている児童</li> <li>児童福祉施設入所児童</li> <li>ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童</li> </ul> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>県 1/2                      村 1/2</p> <p>登録世帯                      21 世帯</p> <p>申請件数                      200 件</p>	<p>支給制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法上の被保護者</li> <li>里親委託されている児童</li> <li>児童福祉施設入所児童</li> <li>ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童</li> </ul> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月 1,000 円を控除した額</li> </ul> <p>負担割合</p> <p>県 1/2                      村 1/2</p> <p>登録世帯                      42 世帯</p> <p>申請件数                      429 件</p>
高額療養費支払 資金貸付事業	<p>事業名</p> <p>白河市高額療養費支払資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療養費の支払に困窮する者に対し、その資金の貸付を行う。</li> </ul> <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険各法に規定する高額療養費の受給権を有する者</li> <li>資金の貸付を他から受けることができない者</li> </ul> <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の100分の90以内の額</li> </ul> <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15）                      100 件</p>	<p>事業名</p> <p>表郷村社会福祉協議会生活援助資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村内に居住する者に対し、自己の一部負担すべき金額を超えた医療費について貸付を行う。</li> </ul> <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険制度に加入している者</li> </ul> <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の100分の90以内の額</li> </ul> <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15）                      12 件</p>	<p>事業名</p> <p>大信村国民健康保険高額療養費資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の支給を受けるまでの間、当該療養費の支給に係る費用を支払うための資金の貸付を行う。</li> </ul> <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法に定める高額療養費の支給対象者の属する世帯の世帯主</li> </ul> <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の100分の90以内の額</li> </ul> <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15）                      16 件</p>	<p>事業名</p> <p>東村社会福祉協議会高額療養費支払資金貸付事業</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費として保険診療で認められる額のうち自己負担を超える額について貸付を行う。</li> </ul> <p>貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法に定める高額療養費の対象者</li> </ul> <p>貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の100分の90以内の額</li> </ul> <p>貸付利息</p> <p>無利子</p> <p>償還方法</p> <p>高額療養費支給費により一括償還</p> <p>件数（H15）                      2 件</p>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
高齢者生きがい 対策事業				<p>目的 村内の高齢者の健康増進のために保養の機会と相互コミュニケーションの場を提供することにより、高齢者の介護予防と福祉の向上を図る。</p> <p>内容 きつねうち温泉日帰り入浴サービス支援（村内送迎バス） ・対象者 65 歳以上の高齢者 ・H15 利用実績 延べ 286 人</p> <p>村が指定する施設における宿泊料金の一部助成（1人1泊：1,000 円） ・村指定施設 きつねうち温泉 新甲子温泉 「フジヤホテル」 「新白河高原ホテル」 中ノ沢温泉 「花見屋旅館」 「平沢屋」 ・対象者 70 歳以上の高齢者 ・H15 利用実績 延べ 230 人</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
災害見舞金支給事業	<p>事業名 白河市災害見舞金等支給事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により被災した者に対し、災害見舞金又は弔慰金を支払う。</p> <p>災害見舞金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全焼、全壊、流失、埋没又は水没 1世帯 100,000円 1人につき 20,000円</li> <li>・半焼又は半壊 1世帯 50,000円 1人につき 10,000円</li> <li>・床上浸水 1世帯 30,000円</li> </ul> <p>弔慰金の額（死亡者が出た場合の1人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上 100,000円</li> <li>・20歳未満 50,000円</li> </ul> <p>支給件数（H15） 3件</p>	<p>事業名 表郷村災害見舞金支給事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により罹災者（被災した者）に対し、救助費又は死亡見舞金を支払う。</p> <p>救助費の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全焼、全壊、流失、水没、埋没 1世帯 60,000円 1人につき 10,000円</li> <li>・半焼・半壊 1世帯 30,000円 1人につき 5,000円</li> </ul> <p>死亡見舞金の額（死亡者が出た場合の1人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15歳以上 100,000円</li> <li>・15歳未満 50,000円</li> </ul> <p>支給件数（H15） 0件</p>	<p>事業名 大信村被災救助費支給事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により罹災者（被災した者）に対し、救助金又は弔慰金を支払う。</p> <p>救助金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全焼、全壊、流失、水没、埋没 1世帯 100,000円 1人につき 20,000円</li> <li>・半焼・半壊 1世帯 50,000円 1人につき 10,000円</li> <li>・床上浸水 1世帯 30,000円</li> </ul> <p>弔慰金の額（死亡者が出た場合の1人当たり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人（20歳以上） 100,000円</li> <li>・小人（20歳未満） 50,000円</li> </ul> <p>支給件数（H15） 0件</p>	<p>事業名 東村罹災救助給付金交付事業</p> <p>概要 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等）により罹災した者に対し、救助給付金を支払う。</p> <p>給付金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊（全焼）半壊（半焼）併せて 1世帯（住家が自家の場合） 150,000円</li> <li>1世帯（住家が借家、アパート等の場合） 50,000円</li> </ul> <p>支給件数（H15） 0件</p>
災害弔慰金及び災害障害見舞金支給事業	<p>事業名 白河市災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000円</li> <li>・その他の場合 2,500,000円</li> </ul>	<p>事業名 表郷村災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000円</li> <li>・その他の場合 2,500,000円</li> </ul>	<p>事業名 大信村災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者1人当たり 2,500,000円</li> </ul>	<p>事業名 東村災害弔慰金支給事業</p> <p>概要 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等、その他異常な自然現象）により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰金又は障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支払う。</p> <p>災害弔慰金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000円</li> <li>・その他の場合 2,500,000円</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	八 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 2,500,000 円 二 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 3,500,000 円 償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数（H10） 1件	八 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 2,500,000 円 二 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 3,500,000 円 償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数 0件	償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数 0件	八 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 2,500,000 円 二 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 3,500,000 円 償還期間 10年（うち据置期間3年） 利率 年3%（据置期間は無利子） 件数 0件

先 進 事 例
<p>田村地方5町村合併協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>災害弔慰金支給及び災害障害見舞金支給については、滝根町、大越町、都路村及び船引町の例による。</li> <li>災害援護資金貸付については、都路村及び船引町の例による。</li> <li>災害見舞金支給については、船引町の例による。</li> <li>高額療養費貸付事業については、大越町及び船引町の例によるものとする。</li> </ol> <p>黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>災害見舞金については、黒磯市の例により合併時に統合する。</li> <li>災害弔慰金及び災害障害見舞金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>高額療養費資金貸付については、黒磯市の例により合併時に統合する。</li> </ol>

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (4) - ア	各種事務事業の取扱い(産業経済に関する事務事業/農林業関係)
調整方針	<p>1 農政関係</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(2) 地産地消拡大事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業推進に向け調整する。</p> <p>(3) 認定農業者については、現行のとおり新市に引き継ぎ、関係機関等については、新市において調整する。</p> <p>(4) 米生産調整対策における「地域水田農業ビジョン」については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな「地域水田農業ビジョン」の策定時に統一する。水田農業推進協議会については、新市において統合する。</p> <p>(5) 水稻航空防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の実施方法等について検討する。</p> <p>(6) 家畜防疫対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 農業農村整備関係</p> <p>(1) 農道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 林業関係</p> <p>(1) 市町村森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(2) 林道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 森林病虫害防除事業及び有害鳥獣駆除については、新市において引き続き実施する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
農業振興地域整備計画	<p>【白河市農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。</li> </ul> <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域指定 昭和45年度</li> <li>整備計画策定 昭和45年度</li> <li>整備計画変更 昭和51年度</li> <li>昭和63年度</li> <li>平成7年度</li> <li>平成15年度</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>随時変更 年2回</li> </ul>	<p>【表郷村農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。</li> </ul> <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域指定 昭和45年度</li> <li>整備計画策定 昭和46年度</li> <li>整備計画変更 昭和49年度</li> <li>昭和54年度</li> <li>平成元年度</li> <li>平成8年度</li> <li>平成11年度</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>随時変更 年2回</li> </ul>	<p>【大信村農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。</li> </ul> <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域指定 昭和45年度</li> <li>整備計画策定 昭和45年度</li> <li>特別管理地域指定 昭和58年度</li> <li>平成4年度</li> <li>平成4年度</li> <li>平成8年度</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画変更 年2回</li> </ul>	<p>【東村農業振興地域整備計画】</p> <p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村の農業振興地域を明確にし、農業と農業以外への土地利用の調達を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。</li> </ul> <p>[策定年次等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域指定 昭和45年度</li> <li>整備計画策定 昭和46年度</li> <li>特別管理地域指定 昭和50年度</li> <li>昭和56年度</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業農村振興対策指定 平成元年度</li> <li>整備計画変更 昭和52年度</li> <li>昭和56年度</li> <li>平成4年度</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>随時変更 年2回</li> </ul>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>[ 現況 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域 8,139.8ha</li> <li>・農用地面積 2,523.5ha</li> </ul>	<p>[ 現況 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域 4,996.7ha</li> <li>・農用地面積 1,466.1ha</li> </ul>	<p>[ 現況 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域 5,144.1ha</li> <li>・農用地面積 1,102.6ha</li> </ul>	<p>[ 現況 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域 4,038.0ha</li> <li>・農用地面積 1,373.0ha</li> </ul>
地産地消拡大事業	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。</li> </ul> <p>[ 概要 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内にある直売所のPR等の支援の取組み</li> <li>・学校給食用食材に地元農産物の使用の要望の取組み</li> </ul>	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。</li> </ul> <p>[ 概要 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直売活動の研修会を実施することによって、村内の農業者等が参加する直売組織の立ち上げに向けた支援。直売組織が中心となり、関の里との連携による農産物朝市や地元野菜の供給を実施。将来的には、学校給食への地元野菜の供給について検討する。</li> </ul>	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。</li> </ul> <p>[ 概要 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直売活動の研修会を実施することによって、村内の農業者等が参加する直売組織の立ち上げに向けた支援。直売組織が中心となり、学校給食センターとの連携による農作物、地元野菜を学校給食へ供給。</li> <li>・直売所：『季来里』（H15.6.1 設立）</li> <li>・会員数：39 名</li> <li>・具体的な実施内容 H15.6 月より品目限定で地元産の野菜を村内幼稚園・小・中学校給食、保育所給食に活用（ジャガイモ、インゲン、ナス、椎茸、フロッコリ、ニンジン、ネギ、キュウリ、カボチャ等）</li> </ul>	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消を推進するため、直売組織の育成支援を行う。</li> </ul> <p>[ 概要 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直売活動の支援を実施することで、村内の農業者等が参加する直売組織の発展に向けた育成。直売組織が中心となり、地元消費者に安全で安心できる農作物、加工品等の供給。将来的には、学校給食への地元野菜の供給について検討する。</li> </ul>
認定農業者育成事業	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者（認定農業者）に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者数 36 名 (平成 15 年度末)</li> </ul> <p>[ 関係機関 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市認定農業者協議会</li> <li>・白河市経営改善支援センター</li> </ul>	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者（認定農業者）に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者数 35 名 (平成 15 年度末)</li> </ul> <p>[ 関係機関 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村認定農業者連絡協議会</li> <li>・表郷村経営改善支援センター</li> </ul>	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者（認定農業者）に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者数 27 名 (平成 15 年度末)</li> </ul> <p>[ 関係機関 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村認定農業者会</li> <li>・大信村経営改善支援センター</li> </ul>	<p>[ 目的 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営感覚に優れた効果的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を育成するため、認定農業者制度を設け、当制度に基づき認定された農業者（認定農業者）に対し、農業技術及び農業経営に関する指導並びに援助等の優遇措置をしながらその育成を図り、もって農業経営の安定向上と集落営農の中核的担い手農家群の実現に寄与する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者数 41 名 (平成 15 年度末)</li> </ul> <p>[ 関係機関 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村認定農業者会</li> <li>・東村経営改善支援センター</li> </ul>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
米生産調整対策事業	<p>【白河市地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 19 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>市単独助成については、「地域水田農業ビジョン」の産地づくり対策における助成に集約化したため、該当なし。</p> <p>【白河市水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 水田農業構造改革対策を推進する。</p> <p>[構成員] 22 名 会長(市長)、副会長(白河農業協同組合長)、農業委員会会長、土地改良区理事長、農業共済組合組合長理事、白河農業協同組合理事等 5 名、東西しらかわ農業協同組合 2 名、集荷業者 7 名、担い手農家・実需者・消費者の代表者各 1 名</p>	<p>【表郷村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 18 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。</p> <p>[内容] (村単独助成金) 作物助成 ・大豆・麦・飼料作物(10a 以上) 10a 25,000 円 ・一般・振興作物 10a 5,000 円 加工米助成 60kg 4,000 円 団地助成 ・麦・大豆・飼料作物 1.0ha 村 10,000 円 定着化助成 条件整備助成 1/2 種子購入助成 1/2 直播助成 10a 10,000 円 耕畜連携推進 畜産農家飼料作物購入助成 0.5ha 25,000 円 農事組合達成助成 (100%達成助成) 50,000 円 生産組織加算助成 150,000 円</p> <p>【表郷村水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。</p> <p>[構成員] 19 名 村 1 名 農協 1 名、農業委員会 1 名、農業団体 3 名、食生活改善グループ 2 名、農政事務所 1 名、農林事務所 1 名、議会 4 名、農業共済 1 名、土地改良区 2 名、商系出荷業者 2 名</p>	<p>【大信村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 18 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。</p> <p>[内容] (村単独助成金) 目的達成助成 10a 5,000 円 有機・特別栽培米導入助成 10a 2,000 円 農地利用集積助成 10a 2,000 円 エコファーマー導入助成 1 農家 5,000 円 直播助成 10a 7,000 円 集落達成助成 1 集落 50,000 円</p> <p>【大信村水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。</p> <p>[構成員] 14 名 農協 2 名、助役、農業委員会 2 名、農業団体 2 名、担い手 2 名、認定農業者会 1 名、消費者団体 1 名、農業共済 1 名、土地改良区 1 名、集荷業者 1 名</p>	<p>【東村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度～平成 19 年度</p> <p>【生産調整に対する助成金】</p> <p>[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。</p> <p>[内容] (村単独助成金) 直播助成 10a 5,000 円 調整水田 10a 3,000 円 加工用米助成 60kg 2,000 円 エコファーマー助成 10a 2,000 円</p> <p>【東村水田農業推進協議会】</p> <p>[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。</p> <p>[構成員] 14 名 村 2 名、農業委員会 2 名、土地改良区 1 名、農業共済 1 名、農協 2 名、集荷業者 3 名、認定農業者会 1 名、商工会 1 名、消費者団体 1 名、担い手 1 名</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>加工用米出荷助成 60kg 5,000 円          水稻直播栽培取組助成 10a 12,000 円          振興作物取組助成 トマト、きゅうり、ブロッコリー、みず菜、大豆、そば、ゆり等の花きの作付 10a 10,000 円          特別調整促進加算助成事業 トマト 10a 10,000 円          有機栽培米等推進助成 10a 16,000 円          団地化推進助成 10a 10,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】          (平成 16 年度)          県からの作付生産目標数量 6,764 t          (面積換算 1,252.6ha)</p> <p>個別配分作付割合 69.52 %          (減反割合 30.48 %)</p>	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>大豆、飼料作物助成 10a 40,000 円          加工用米出荷助成 60kg 4,000 円          特別調整加算分助成 トマト作物助成 10a 10,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】          (平成 16 年度)          県からの作付生産目標数量 4,144 t          (面積換算 798ha)</p> <p>個別配分作付割合 76.2 %          (減反割合 23.8 %)</p>	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>大豆、飼料作物助成 10a 50,000 円          そば 10a 40,000 円          有機・特別栽培助成 10a 3,000 円          土地利用集積 10a 3,000 円          加工用米出荷助成 1 袋 1,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】          (平成 16 年度)          県からの作付生産目標数量 2,577 t          (面積換算 495ha)</p> <p>個別配分作付割合 73.0 %          (減反割合 27.0 %)          認定農業者へ傾斜配分</p>	<p>【産地づくり交付金】</p> <p>転作作物助成 トマト、きゅうり、ブロッコリー、レタス、水菜、かぼちゃ、未成熟とうもろこし 10a 10,000 円          その他野菜 10a 5,000 円          麦、大豆、そば、飼料作物 10a 2,000 円          果樹 10a 10,000 円          特別調整促進加算助成事業 トマト 10a 10,000 円          担い手認定農業者助成 10a 15,000 円</p> <p>【生産調整の生産者配分】          (平成 16 年度)          県からの作付生産目標数量 3,588 t          (面積換算 646ha)</p> <p>個別配分作付割合 72.0 %          (減反割合 28.0 %)</p>
水稻航空防除事業	<p>[実施主体]          ・白河市航空防除推進協議会</p> <p>[目的]          ・水稻の病害虫発生の予防のため農家と関係団体の協同により省力かつ効果的な広域防除を実施し、稲作経営の安定を図ることを目的とする。</p> <p>[概要]          ・構成団体 白河農業協同組合          白河地方農業共済組合          白河市</p> <p>・散布回数 1 回          ・散布面積 1,240.1ha          ・参加農家数 958 戸          ・農家負担金 3,000 円/10a</p>	<p>[実施主体]          ・表郷村水稻航空防除推進協議会</p> <p>[目的]          ・水稻のいもち病対策として広域一斉防除を実施し、稲作の生産性向上、安定生産を図ることを目的とする。</p> <p>[概要]          ・構成団体 東西しらかわ農業協同組合          白河地方農業共済組合          表郷村</p> <p>・散布回数 2 回          ・散布面積 923ha          ・参加農家数 700 戸          ・農家負担金 3,300 円/10a</p>	<p>[実施主体]          ・大信村航空防除推進協議会</p> <p>[目的]          ・稲のいもち病対策として広域一斉防除を実施し、稲作の生産性向上、安定生産を図ることを目的とする。</p> <p>[概要]          ・構成団体 白河農業協同組合          白河地方農業共済組合          大信村</p> <p>・散布回数 2 回          ・散布面積 880 h a          ・参加農家数 500 戸          ・農家負担金 3,240 円/10a</p>	<p>[実施主体]          東村航空防除推進協議会</p> <p>[目的]          ・水稻のいもち病対策として広域一斉防除を実施し、農業生産者の労力軽減及び生産安定を図ることを目的とする。</p> <p>[概要]          ・構成団体 白河農業協同組合          白河地方農業共済組合          東村</p> <p>・散布回数 2 回          ・散布面積 1,300ha          ・参加農家数 600 戸          ・農家負担金 3,500 円/10a</p>



区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
家畜防疫対策事業	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>牛アカバネ病予防接種</li> </ul>	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>牛アカバネ病予防接種</li> </ul>	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>牛アカバネ病予防接種</li> </ul>	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種、防疫検査推進と立会いを行なう。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>牛アカバネ病予防接種</li> </ul>
農道関係	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道総延長 94,201.0m</li> <li>一定要件農道延長(幅員4m以上) 12,663.0m</li> <li>路線数 281</li> <li>舗装延長 10,210.0m</li> </ul>	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道総延長 25,778.0m</li> <li>一定要件農道延長(幅員4m以上) 25,778.0m</li> <li>路線数 59</li> <li>舗装延長 13,696.0m</li> </ul>	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道総延長 14,924.0m</li> <li>一定要件農道延長(幅員4m以上) 14,899.0m</li> <li>路線数 36</li> <li>舗装延長 3,653.0m</li> </ul>	<p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道総延長 25,063.0m</li> <li>一定要件農道延長(幅員4m以上) 24,694.0m</li> <li>路線数 90</li> <li>舗装延長 7,068.0m</li> </ul>
市町村単独土地改良事業	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道整備(舗装)</li> <li>用排水路、頭首工の維持、修繕、改修</li> <li>ため池の補修、浚渫</li> </ul> <p>[負担割合] 市 100%</p>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道整備(舗装)</li> <li>用排水路修繕、改修</li> <li>ため池の補修、浚渫</li> </ul> <p>[負担割合] 村 100%</p>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道整備(舗装)</li> <li>用排水路修繕、改修</li> <li>ため池の補修、浚渫</li> </ul> <p>[負担割合] 村 100%</p>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道整備(舗装)</li> <li>用排水路修繕、改修</li> <li>ため池の補修、浚渫</li> </ul> <p>[負担割合] 村 100%</p>
県営土地改良事業	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。</li> </ul> <p>[事業・負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営体育成基盤整備事業舟田地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>市 10.1%、地元 9.7%</li> </ul> </li> <li>ため池等整備事業 西郷ダム <ul style="list-style-type: none"> <li>市 7%、地元 10%</li> </ul> </li> <li>老朽ため池(小規模)塩田池 <ul style="list-style-type: none"> <li>市 10.5%、地元 10.5%</li> </ul> </li> </ul>	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。</li> </ul> <p>[事業・負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水環境整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>村 20%、地元 0%</li> </ul> </li> <li>ため池整備事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>村 20%、地元 0%</li> </ul> </li> <li>ふるさと農道緊急整備金山地区事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>村 20%、地元 0%</li> </ul> </li> </ul>	/	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。</li> </ul> <p>[事業・負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営体育成基盤整備事業石原地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>村 12%、地元 8%</li> </ul> </li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
市町村森林整備計画	<p>【白河市森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 平成12年～22年</li> <li>・森林面積 5,910ha (うち国有林 916ha)</li> <li>・人工林面積 2,420ha</li> </ul>	<p>【表郷村森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画樹立 平成12年～22年</li> <li>・森林面積 4,051ha (うち国有林 1,625ha)</li> <li>・人工林面積 1,157ha</li> </ul>	<p>【大信村森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 平成12年～22年</li> <li>・森林面積 5,946ha (うち国有林 2,545ha)</li> <li>・人工林面積 1,588ha</li> </ul>	<p>【東村森林整備計画】</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間 平成12年～22年</li> <li>・森林面積 1,562ha (うち国有林 0ha)</li> <li>・人工林面積 532ha</li> </ul>
林道事業	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設</li> <li>・舗装</li> <li>・橋梁改良</li> <li>・局部改良</li> <li>・幅員拡張</li> <li>・法面保全、法面緑化</li> <li>・交通安全施設</li> <li>・維持管理</li> <li>・林道台帳整備</li> </ul> <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道総延長 14,787.0m</li> <li>・路線数 10</li> <li>・舗装延長 2,250.0m</li> </ul>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設</li> <li>・舗装</li> <li>・橋梁改良</li> <li>・局部改良</li> <li>・幅員拡張</li> <li>・法面保全、法面緑化</li> <li>・交通安全施設</li> <li>・維持管理</li> <li>・林道台帳整備</li> </ul> <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道総延長 12,271.8m</li> <li>・路線数 8</li> <li>・舗装延長 2,246.1m</li> </ul>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設</li> <li>・舗装</li> <li>・橋梁改良</li> <li>・局部改良</li> <li>・幅員拡張</li> <li>・法面保全、法面緑化</li> <li>・交通安全施設</li> <li>・維持管理</li> <li>・林道台帳整備</li> </ul> <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道総延長 17,825.8m</li> <li>・路線数 9</li> <li>・舗装延長 1,736.6m</li> </ul>	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止や機能向上を図る。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設</li> <li>・舗装</li> <li>・橋梁改良</li> <li>・局部改良</li> <li>・幅員拡張</li> <li>・法面保全、法面緑化</li> <li>・交通安全施設</li> <li>・維持管理</li> <li>・林道台帳整備</li> </ul> <p>[現況](平成15年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道総延長 6,852.4m</li> <li>・路線数 6</li> <li>・舗装延長 4,133.7m</li> </ul>
森林病虫害防除事業	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。高度公益機能松林である南湖公園付近の松林や地区保全松林及び地区被害拡大防止松林については、くん蒸処理による伐倒駆除(国庫・県単事業)を実施している。</li> </ul>	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。</li> </ul>	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。</li> </ul>	<p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫等の森林病虫害を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>松くい虫防除事業 ( 伐倒駆除事業 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・くん蒸処理 ( 被害木をシート密閉被覆し薬剤散布 )</li> <li>・薬剤散布処理 ( 被害木を集積して薬剤を散布 )</li> </ul> </li> <li>( 危険木除去事業 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐倒集積処理 ( 危険な松枯損木を伐採し集積 )</li> </ul> </li> <li>保全松林緊急保護整備事業</li> <li>・保全松林健全化整備事業</li> <li>・衛生伐事業 ( 不用木等の除去・処理 )</li> </ul> <p>奨励事業 ( 国庫事業 ) 3/4 補助 ( 国 1/2、県 1/4、市 1/4 ) 推進事業 ( 県単事業 ) 1/2 補助 ( 県 1/2、市 1/2 )</p>	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全松林健全化整備事業 ( 衛生伐 )</li> <li>・松くい虫伐倒駆除事業</li> </ul>	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松くい虫防除事業</li> <li>・危険木除却事業</li> </ul>	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全松林健全化整備事業 ( 衛生伐 )</li> <li>・危険木除却事業</li> </ul>
有害鳥獣駆除事業	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 ( ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。 ) の捕獲等に係るものに限り許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。</li> </ul> <p>[ 活動内容 ]</p> <p>白河市有害狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隊員数 20 名</li> <li>・年間許可回数 14 回</li> <li>・出勤延日数 42 日間</li> <li>・出勤延人数 290 人</li> <li>・鳥獣類捕獲実績 125 羽 ( 頭 )</li> <li>・捕獲方法 猟銃及びワナ</li> </ul>	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 ( ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。 ) の捕獲等に係るものに限り許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。</li> </ul> <p>[ 活動内容 ]</p> <p>表郷村有害狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隊員数 10 名</li> <li>・年間許可回数 10 回</li> <li>・出勤延日数 50 日間</li> <li>・出勤延人数 200 人</li> <li>・鳥獣類捕獲実績 150 羽 ( 頭 )</li> <li>・捕獲方法 猟銃及びワナ</li> </ul>	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 ( ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。 ) の捕獲等に係るものに限り許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。</li> </ul> <p>[ 活動内容 ]</p> <p>大信村狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隊員数 15 名</li> <li>・年間許可回数 2 回</li> <li>・出勤延日数 46 日間</li> <li>・出勤延人数 44 人</li> <li>・鳥獣類捕獲実績 26 羽 ( 頭 )</li> <li>・捕獲方法 猟銃及びワナ</li> </ul>	<p>[ 内容 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定による狩猟鳥獣 ( ツキノワクマ・ニホンカモシカを除く。 ) の捕獲等に係るものに限り許可権限を有する。また、許可にあたっては、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、実際に被害等が生じており、いかなる防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときにのみ行う。</li> </ul> <p>[ 活動内容 ]</p> <p>東村狩猟鳥獣捕獲隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隊員数 14 名</li> <li>・年間許可回数 3 回</li> <li>・出勤延日数 25 日間</li> <li>・出勤延人数 172 人</li> <li>・鳥獣類捕獲実績 578 羽 ( 頭 )</li> <li>・捕獲方法 猟銃及びワナ</li> </ul>

## 先進事例

### 【篠山市】(兵庫県)

#### 農林業関係事業の取扱い

- (1) 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
  - イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。
  - ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。
- (2) 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。
  - ア 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。
  - イ 農会長会については、合併時に統合する。
  - ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。
  - エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。
- (3) 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。
- (4) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5) 農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

### 【壱岐市】(長崎県)

- (1) 農政関係事業
  - イ 農業震央地域整備促進事業については、新市において農業振興地域整備計画を策定する。
  - ロ 農業経営基盤強化促進対策事業については、新市において経営対策体制整備の地域農業マスタープランを作成する。農地流動化地域総合推進事業については、新市において目標面積を設定し推進する。
  - ハ 米の生産調整については、生産調整推進基本計画を新市において策定し実施する。  
なお、生産調整の助成については、合併前に調整し合併時から適用する。
  - ニ 中山間地域等直接支払事業、有害鳥獣駆除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ホ 各種関係団体については、合併前に調整し合併時から適用する。
  - ヘ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
  - ト 各町の産業まつり等及び農業機械銀行等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 畜産関係事業
  - イ 国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
  - ロ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
- (3) 林務関係事業
  - イ 造林事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担に対する町助成については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
  - ロ 林道及び森林病害虫対策(航空防除等)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ハ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
- (4) 農業農村整備関係事業
  - イ 国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
  - ロ 農道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ハ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。ただし、各土地改良区運営費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(4)-イ	各種事務事業の取扱い(産業経済に関する事務事業/商工・観光関係)
調整方針	1 商工会議所及び商工会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助基準等について調整する。 2 各種観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
商工会議所・商工会補助金関係	<b>【白河市商工会議所】</b> ・白河市商工会議所補助金 2,000千円(H16予算) ・白河中小企業相談所補助金 2,000千円(H16予算)	<b>【表郷村商工会】</b> ・経営改善普及事業補助金 5,578千円(H16予算) ・地域総合振興事業補助金 1,173千円(H16予算)	<b>【大信村商工会】</b> ・大信村商工会補助金 3,600千円(H16予算) ・大信村商工会青年・女性部活動補助金 200千円(H16予算)	<b>【東村商工会】</b> ・小規模事業経営支援事業 6,630千円(H16予算) ・地域総合振興事業 2,070千円(H16予算) ・街路灯維持管理費補助 (特別会計) 816千円(H16予算)
観光イベント助成に関すること	<b>【イベント名】</b> ・旗宿まつり(かたくり祭、あじさい祭、収穫祭・新そば祭) ・白河関まつり (歩行者天国・花火大会) ・白河冬まつり ・白河だるま市  <b>【目的】</b> 市民のふるさと意識の高揚と周辺地域への観光PRを図ることを目的に開催。 なお、個々の祭はイベントとして市内外に広く認知されており、そのPR効果は数字では表せないものがある。	<b>【イベント名】</b> ・ふるさと表郷まつり  <b>【目的】</b> 農業、商工団体・行政、住民等が一体となって魅力あるふるさと表郷づくりを進めるため、豊かな自然環境と特産物等を内外にPRし、村民の積極的参加と他地域との交流を通してふるさと再認識と産業、文化向上を図るシンボルとして開催する。	<b>【イベント名】</b> ・ふるさと川まつりinたいしん 2004  <b>【目的】</b> ~村を貫流する隈戸川の清らかな流れを、常にふるさとの誇りとし、後世まで守り育てよう~をテーマとした、夏のイベント。 16年度で第5回を迎えたが、地域住民が「自ら企画し、そして参加するもの」として開催している。	<b>【イベント】</b> ・サンライズフェスティバル  <b>【目的】</b> 交流人口を増やし、東村をPRしようとするイベント。平成16年度で10回目となる。

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かたくり祭 平成16年4月10日(土)・11日(日)</li> <li>・あじさい祭 平成16年7月10日(土)・11日(日)</li> <li>・収穫祭・新そば祭 平成16年10月23日(土)・24日(日)</li> <li>・白河関まつり 平成16年8月7日(土)・8日(日)</li> <li>・白河冬まつり 平成16年12月1日～31日</li> <li>・白河だるま市 平成17年2月11日(祝)</li> </ul> <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旗宿まつり 白河関の森公園</li> <li>・白河関まつり 白河市内</li> <li>・白河冬まつり 白河駅周辺</li> <li>・白河だるま市 市内目抜き通り</li> </ul> <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旗宿まつり 600千円</li> <li>・白河関まつり 7,000千円</li> <li>・白河冬まつり 200千円</li> <li>・白河だるま市 4,500千円</li> </ul> <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旗宿まつり実行委員会負担金 300千円</li> <li>・白河まつり振興会負担金 (白河関まつり、白河だるま市) 1,300千円</li> <li>・白河冬まつり 200千円</li> </ul> <p>【その他のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さんじもさ踊り (白河市関辺八幡神社境内)</li> <li>・安珍念仏踊り (白河市萱根地内)</li> </ul>	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年8月28日(土)</li> </ul> <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表郷村総合運動公園</li> </ul> <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6,458千円</li> </ul> <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと表郷まつり実行委員会補助金 2,500千円</li> </ul>	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年8月1日(日)</li> </ul> <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大信村増見河川公園</li> </ul> <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3,500千円</li> </ul> <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと川まつり実行委員会補助金 3,500千円</li> </ul>	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年11月3日</li> </ul> <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>21世紀の森運動公園・東村体育館前</li> </ul> <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>700千円</li> </ul>

## 先進事例

### 県内

伊達7町合併協議会（協議終了）

- 1 商工会等への補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 2 観光振興事業は、新市に引き継ぐものとする。
- 3 地域産業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

田村地方5町村合併協議会（協議終了）

- 1 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- 2 中小企業振興助成事業及び商工観光振興補助事業については、新市において、新たな助成要綱等を制定する。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会（協議終了）

- 1 各種観光イベントについては、引き続き実施する。ただし、新町において、関係機関と連携を取りながら再度調整する。
- 2 その他商工業振興事業については、新町において調整する。

南相馬合併協議会（協議終了）

- 1 商工関係事業については、関係団体と連携を行いながら、地域経済の活性化と安定した雇用の場を確保するために、中小企業の支援、商店街の活性化、企業誘致等、引続き商工業振興の推進を図ることとする。
- 2 観光関係事業については、4市町村が有する自然、歴史、文化資源など地域特性を生かした様々な施設整備や観光イベントが行われており、新市移行後もこれらの自然資源、交流拠点施設を広く情報発信をしながら、広域的な観光振興を図ることとする。

### 県外

篠山市（平成11年4月1日合併）

- 1 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。また、補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- 2 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

南アルプス市（平成15年4月1日合併）

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

- 1 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- 2 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

【参考法令関係】〔抜粋〕

商工会議所法

(地区)

第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

- 2 前項但書きの区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。
- 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあるてはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会議所の地区を配置分合後の市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、配置分合前の市町村の区域とする。

商工会法

(地区)

第8条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものがあるてはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会(その商工会が配置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を配置分合後市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、配置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。



白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (5) - ア	各種事務事業の取扱い(建設に関する事務事業/建設関係)
調整方針	市村道については、現行のとおり新市に引継ぎ、市道の認定基準については白河市の例を基本として新市において統一する。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
道路認定・廃止	<p>【市道の現況】 (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：1,071</li> <li>・実延長：499,178 m</li> <li>・改良率：53.0 %</li> <li>・舗装率：72.5 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】 法令、国土交通省認定基準及び白河市区道路線認定基準・特例基準により認定</p> <p>【認定】 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(ルート変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定、供用開始等の告示</li> </ul>	<p>【村道の現況】 (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：232</li> <li>・実延長：162,649 m</li> <li>・改良率：44.8 %</li> <li>・舗装率：57.7 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】 法令及び国土交通省認定基準により認定</p> <p>【認定】 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定</li> <li>・変更、供用開始等の告示</li> </ul>	<p>【村道の現況】 (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：208</li> <li>・実延長：147,863 m</li> <li>・改良率：61.9 %</li> <li>・舗装率：74.2 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】 法令及び国土交通省認定基準により認定</p> <p>【認定】 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定</li> <li>・変更、供用開始等の告示</li> </ul>	<p>【村道の現況】 (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数：284</li> <li>・実延長：182,892 m</li> <li>・改良率：58.2 %</li> <li>・舗装率：62.0 %</li> </ul> <p>【道路認定基準】 法令及び国土交通省認定基準により認定</p> <p>【認定】 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定</li> <li>・変更、供用開始等の告示</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p> <p>【変更】 字、起終点、重要な経過地の変更による路線の変更 ・認定同様に議会の議決が必要 ・変更の公示 ・区域の変更、供用開始の公示</p>	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>

## 【先進事例】

### 伊達7町合併協議会

- ・町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ、市道の認定基準は新市において再編する。

### 田村地方5町村合併協議会

- ・町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。

### 千曲市（長野県）

- ・市道、町道の取扱いについては、現市道・町道は新市の市道として位置付ける。認定基準は更埴市の例による。

### 三次市（広島県）

- ・市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。

## 【参考法令等】

### 道路法（抜粋）

#### （道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- （1）高速自動車国道
- （2）一般国道
- （3）都道府県道
- （4）市町村道

#### （市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

#### （路線の認定の公示）

第9条 都道府県知事又は市町村長は、第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

#### （路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

#### （市町村道の管理）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(5)-イ	各種事務事業の取扱い(建設に関する事務事業/上下水道関係)
調整方針	<p>1 水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 積立金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 水道料金及び加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな財政収支計画に基づき、合併後5年を目途に段階的に統一する。</p> <p>4 各種手数料については、合併時に統一する。</p> <p>5 公共下水道事業及びコミュニティプラントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>8 農業集落排水施設使用料については、現行のとおりとし、合併後5年を目途に新たな施設改良計画を踏まえ統一する。加入金については、合併時に廃止する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
水道事業	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 白河市水道事業 計画給水人口 49,500人 計画最大給水量 27,260m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和26年5月19日</p> <p>[簡易水道事業] 東部簡易水道事業 計画給水人口 4,960人 計画最大給水量 3,160m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和48年8月10日</p> <p>五箇簡易水道事業 計画給水人口 1,800人 計画最大給水量 520m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和46年6月26日</p> <p>旗宿簡易水道事業 計画給水人口 370人 計画最大給水量 153m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成9年3月4日</p> <p>[工業用水道事業] 計画最大給水量 6,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成9年12月26日</p>	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 表郷村水道事業 計画給水人口 7,920人 計画最大給水量 3,150m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和55年10月24日</p> <p>[簡易水道事業] 該当なし</p> <p>[工業用水道事業] 該当なし</p>	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 該当なし</p> <p>[簡易水道事業] 大信村簡易水道事業 計画給水人口 4,990人 計画最大給水量 3,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和50年7月4日</p> <p>赤仁田簡易給水施設 計画給水人口 42人 計画最大給水量 27m<sup>3</sup>/日</p> <p>[工業用水道事業] 該当なし</p>	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 東村水道事業 計画給水人口 6,500人 計画最大給水量 3,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成8年3月27日</p> <p>[簡易水道事業] 該当なし</p> <p>[工業用水道事業] 該当なし</p>

区分	4 市 村 の 現 況																																																																																																						
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																																																																			
積立金 現在高	[上水道事業] (平成15年度末現在高) ・減債積立金 101,092,610 円 ・建設改良積立金 92,618,476 円 ・修繕引当金 50,450,734 円 ・退職引当金 35,197,343 円	[上水道事業] (平成15年度末現在高) ・減債積立金 16,857,000 円 ・建設改良積立金 20,638,260 円	[簡易水道事業] (平成15年度末現在高) ・設備改良積立金 7,087,411 円	[上水道事業] (平成15年度末現在高) ・減債積立金 11,000,000 円 ・利益積立金 5,000,000 円																																																																																																			
水道料金 (上水道・簡易水道・工業用水道)	[上水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.05 1 円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="324 571 743 1120"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>口径種別</th> <th>基本料金 (1ヶ月)</th> <th>水量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般用</td> <td>13 mm</td> <td>490 円</td> <td>1m<sup>3</sup> ~ 10m<sup>3</sup> 62 円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,320 円</td> <td>11m<sup>3</sup> ~ 20m<sup>3</sup> 102 円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2,150 円</td> <td>20m<sup>3</sup> ~ 193 円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>6,590 円</td> <td>公衆浴場 1m ~ 200m<sup>3</sup> 34 円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>9,760 円</td> <td>200m<sup>3</sup> ~ 51 円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>24,440 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 330 円</td> </tr> <tr> <td>消火栓消防 演習用</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 栓 10 分間 につき 2,280 円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 上方部 偶数月 下方部 奇数月 ・納付期限 月末	用途	口径種別	基本料金 (1ヶ月)	水量料金	一般用	13 mm	490 円	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup> 62 円	20	1,320 円	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 102 円	25	2,150 円	20m <sup>3</sup> ~ 193 円	40	6,590 円	公衆浴場 1m ~ 200m <sup>3</sup> 34 円	50	9,760 円	200m <sup>3</sup> ~ 51 円	75	24,440 円		臨時用	-	-	1m <sup>3</sup> につき 330 円	消火栓消防 演習用	-	-	1 栓 10 分間 につき 2,280 円	[上水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05 1 円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="766 571 1187 893"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月)</th> <th rowspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,800 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 180 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20m<sup>3</sup>まで</td> <td>3,600 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 180 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m<sup>3</sup>まで</td> <td>500 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 500 円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) メーター使用料 <table border="1" data-bbox="766 960 1187 1369"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13 mm</td><td>60 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>500 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,200 円</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,500 円</td></tr> <tr><td>100</td><td>3,500 円</td></tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 26日 / 偶数月	用途	基本料金 (1ヶ月)		超過料金	水量	料金	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,800 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円	営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,600 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円	臨時用	1m <sup>3</sup> まで	500 円	1m <sup>3</sup> につき 500 円	口径	使用料 (1ヶ月)	13 mm	60 円	20	150 円	25	250 円	30	300 円	40	500 円	50	1,200 円	75	2,500 円	100	3,500 円	[上水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05 1 円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="1653 571 2072 960"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本料金 (1ヶ月)</th> <th>水量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用一般</td> <td>500 円</td> <td>1m<sup>3</sup> ~ 20m<sup>3</sup> 125 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭用一般兼 営業用</td> <td rowspan="2">560 円</td> <td>21m<sup>3</sup> ~ 50m<sup>3</sup> 155 円</td> </tr> <tr> <td>51m<sup>3</sup> ~ 100m<sup>3</sup> 170 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>625 円</td> <td>101m<sup>3</sup> ~ 200m<sup>3</sup> 190 円</td> </tr> <tr> <td>公共用</td> <td>500 円</td> <td>201m<sup>3</sup> ~ 200 円</td> </tr> <tr> <td>仮設メーター</td> <td>1,250 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 190 円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) メーター使用料 <table border="1" data-bbox="1653 1050 2072 1369"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13 mm</td><td>60 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>500 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,200 円</td></tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末 / 偶数月	区分	基本料金 (1ヶ月)	水量料金	家庭用一般	500 円	1m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 125 円	家庭用一般兼 営業用	560 円	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> 155 円	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> 170 円	営業用	625 円	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> 190 円	公共用	500 円	201m <sup>3</sup> ~ 200 円	仮設メーター	1,250 円	1m <sup>3</sup> につき 190 円	口径	使用料 (1ヶ月)	13 mm	60 円	20	150 円	25	250 円	30	300 円	40	500 円	50	1,200 円
用途	口径種別	基本料金 (1ヶ月)	水量料金																																																																																																				
一般用	13 mm	490 円	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup> 62 円																																																																																																				
	20	1,320 円	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 102 円																																																																																																				
	25	2,150 円	20m <sup>3</sup> ~ 193 円																																																																																																				
	40	6,590 円	公衆浴場 1m ~ 200m <sup>3</sup> 34 円																																																																																																				
	50	9,760 円	200m <sup>3</sup> ~ 51 円																																																																																																				
	75	24,440 円																																																																																																					
臨時用	-	-	1m <sup>3</sup> につき 330 円																																																																																																				
消火栓消防 演習用	-	-	1 栓 10 分間 につき 2,280 円																																																																																																				
用途	基本料金 (1ヶ月)		超過料金																																																																																																				
	水量	料金																																																																																																					
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,800 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円																																																																																																				
営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,600 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円																																																																																																				
臨時用	1m <sup>3</sup> まで	500 円	1m <sup>3</sup> につき 500 円																																																																																																				
口径	使用料 (1ヶ月)																																																																																																						
13 mm	60 円																																																																																																						
20	150 円																																																																																																						
25	250 円																																																																																																						
30	300 円																																																																																																						
40	500 円																																																																																																						
50	1,200 円																																																																																																						
75	2,500 円																																																																																																						
100	3,500 円																																																																																																						
区分	基本料金 (1ヶ月)	水量料金																																																																																																					
家庭用一般	500 円	1m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 125 円																																																																																																					
家庭用一般兼 営業用	560 円	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> 155 円																																																																																																					
		51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> 170 円																																																																																																					
営業用	625 円	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> 190 円																																																																																																					
公共用	500 円	201m <sup>3</sup> ~ 200 円																																																																																																					
仮設メーター	1,250 円	1m <sup>3</sup> につき 190 円																																																																																																					
口径	使用料 (1ヶ月)																																																																																																						
13 mm	60 円																																																																																																						
20	150 円																																																																																																						
25	250 円																																																																																																						
30	300 円																																																																																																						
40	500 円																																																																																																						
50	1,200 円																																																																																																						

区 分	4 市 村 の 現 況																																																												
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																									
	<p>[簡易水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.05 1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径種別</th> <th>基本料金 (1ヶ月10m³)</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>850円</td> <td rowspan="6">1m³につき 105円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>2,050円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>2,450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p> <p>・2ヶ月ごとに徴収。  上方部 偶数月  下方部 奇数月  ・納付期限 月末</p>	口径種別	基本料金 (1ヶ月10m³)	超過料金	13mm	850円	1m³につき 105円	20	1,000円	25	1,150円	40	1,250円	50	2,050円	75	2,450円	<p>[簡易水道事業]</p>	<p>[簡易水道事業] 水道料金 = 基本料金 + 超過料金 + メーター使用料 1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月)</th> <th rowspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用</td> <td>一般用</td> <td>10m³</td> <td>1,300円</td> <td rowspan="3">1m³につき 130円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>10m³</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>10m³</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m³</td> <td>250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td></td> <td>10m³</td> <td>1,000円</td> <td>1m³につき 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p> <p>メーター器使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額(1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p> <p>・2ヶ月ごとに徴収。  ・納付期限 月末/奇数月</p> <p>赤仁田簡易給水施設の料金及びその他供給条件については、大信村簡易水道条例の定めるところによる。</p>	種別	区分	基本料金 (1ヶ月)		超過料金	水量	料金	専用	一般用	10m³	1,300円	1m³につき 130円	団体用	10m³	1,300円	営業用	10m³	1,300円	臨時用	1m³	250円		共用		10m³	1,000円	1m³につき 100円	口径	金額(1ヶ月)	13mm	70円	20	140円	25	150円	30	250円	40	300円	50	600円	<p>[簡易水道事業]</p>
口径種別	基本料金 (1ヶ月10m³)	超過料金																																																											
13mm	850円	1m³につき 105円																																																											
20	1,000円																																																												
25	1,150円																																																												
40	1,250円																																																												
50	2,050円																																																												
75	2,450円																																																												
種別	区分	基本料金 (1ヶ月)		超過料金																																																									
		水量	料金																																																										
専用	一般用	10m³	1,300円	1m³につき 130円																																																									
	団体用	10m³	1,300円																																																										
	営業用	10m³	1,300円																																																										
	臨時用	1m³	250円																																																										
共用		10m³	1,000円	1m³につき 100円																																																									
口径	金額(1ヶ月)																																																												
13mm	70円																																																												
20	140円																																																												
25	150円																																																												
30	250円																																																												
40	300円																																																												
50	600円																																																												

区 分	4 市 村 の 現 況																																																					
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																		
	<p>[工業用水道事業]  水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05  1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>につき 60円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p> <p>メーター使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額 (1ヶ月)</th> </tr> <tr> <td>40 mm以下</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>8,700円</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	基本料金	超過料金	1m <sup>3</sup> につき 60円	1m <sup>3</sup> につき 120円	口 径	金 額 (1ヶ月)	40 mm以下	2,600円	50	4,300円	75	4,800円	100	5,600円	150	8,700円																																					
基本料金	超過料金																																																					
1m <sup>3</sup> につき 60円	1m <sup>3</sup> につき 120円																																																					
口 径	金 額 (1ヶ月)																																																					
40 mm以下	2,600円																																																					
50	4,300円																																																					
75	4,800円																																																					
100	5,600円																																																					
150	8,700円																																																					
加 入 金	<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>13 mm</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>230,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>3,200,000円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>管理者が別に定める</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13 mm	60,000円	20	110,000円	25	230,000円	40	700,000円	50	1,200,000円	75	3,200,000円	100	管理者が別に定める	<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>13 mm</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>490,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>770,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50 mmを超えるものについては管理者が別に定める</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13 mm	140,000円	20	175,000円	25	210,000円	30	280,000円	40	490,000円	50	770,000円	50 mmを超えるものについては管理者が別に定める			<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>13 mm</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13 mm	80,000円	20	120,000円	25	160,000円	30	300,000円	40	400,000円	50	500,000円	75	750,000円	100	1,000,000円
口 径	金 額																																																					
13 mm	60,000円																																																					
20	110,000円																																																					
25	230,000円																																																					
40	700,000円																																																					
50	1,200,000円																																																					
75	3,200,000円																																																					
100	管理者が別に定める																																																					
口 径	金 額																																																					
13 mm	140,000円																																																					
20	175,000円																																																					
25	210,000円																																																					
30	280,000円																																																					
40	490,000円																																																					
50	770,000円																																																					
50 mmを超えるものについては管理者が別に定める																																																						
口 径	金 額																																																					
13 mm	80,000円																																																					
20	120,000円																																																					
25	160,000円																																																					
30	300,000円																																																					
40	400,000円																																																					
50	500,000円																																																					
75	750,000円																																																					
100	1,000,000円																																																					



区 分	4 市 村 の 現 況																																			
	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				東 村																							
	新規加入実績				新規加入実績								新規加入実績																							
		H13	H14	H15		H13	H14	H15						H13	H14	H15																				
	13 mm	44	38	47	13 mm	12	15	15		13 mm	1	3	1																							
	20	301	274	271	20	22	3	2		20	13	18	11																							
	25	16	10	3	25	1	0	0		25	0	0	2																							
	40	1	2	2	計	35	18	17		50	2	0	0																							
	50	0	0	1						計	16	21	15																							
	計	362	324	324																																
	[ 簡易水道事業 ] 加入金設定なし				[ 簡易水道事業 ]				[ 簡易水道事業 ]				[ 簡易水道事業 ]																							
									<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13 mm</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>110,000 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>180,000 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>220,000 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>430,000 円</td></tr> <tr><td>75</td><td>村長が別に定める額</td></tr> <tr><td>100</td><td>村長が別に定める額</td></tr> <tr><td>125</td><td>村長が別に定める額</td></tr> </tbody> </table>				口 径	金 額	13 mm	100,000 円	20	100,000 円	25	110,000 円	30	180,000 円	40	220,000 円	50	430,000 円	75	村長が別に定める額	100	村長が別に定める額	125	村長が別に定める額				
口 径	金 額																																			
13 mm	100,000 円																																			
20	100,000 円																																			
25	110,000 円																																			
30	180,000 円																																			
40	220,000 円																																			
50	430,000 円																																			
75	村長が別に定める額																																			
100	村長が別に定める額																																			
125	村長が別に定める額																																			
									( 消費税込 )																											
									<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>20 mm</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>					H13	H14	H15	20 mm	6	6	1	計	6	6	1												
	H13	H14	H15																																	
20 mm	6	6	1																																	
計	6	6	1																																	



区 分	4 市 村 の 現 況																									
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																						
	<p>工事検査手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 円未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上 50,000 円未満</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 円以上 100,000 円未満</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>100,000 円以上</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置工事事業者指定手数料 指定件数 1 件につき 10,000 円</p> <p>国道の道路占用申請手数料 申請件数 1 件につき 2,000 円</p> <p>各種証明手数料 証明件数 1 件につき 200 円</p>	工 事 費	金 額	10,000 円未満	500 円	10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円	50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円	100,000 円以上	3,000 円	/	<p>工事検査手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 円以上 200,000 円未満</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>200,000 円以上 500,000 円未満</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>500,000 円以上 1,000,000 円未満</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000 円以上</td> <td>工 事 費 の 0.5 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円</p> <p>承認手数料 ・責任技術者 1 件につき 600 円 ・主任配管工 1 件につき 600 円</p> <p>公共及び私設消火栓使用立会い手数料 1 基 1 回 200 円</p>	工 事 費	金 額	50,000 円未満	500 円	50,000 円以上 200,000 円未満	1,000 円	200,000 円以上 500,000 円未満	2,000 円	500,000 円以上 1,000,000 円未満	4,000 円	1,000,000 円以上	工 事 費 の 0.5 %	/
工 事 費	金 額																									
10,000 円未満	500 円																									
10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円																									
50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円																									
100,000 円以上	3,000 円																									
工 事 費	金 額																									
50,000 円未満	500 円																									
50,000 円以上 200,000 円未満	1,000 円																									
200,000 円以上 500,000 円未満	2,000 円																									
500,000 円以上 1,000,000 円未満	4,000 円																									
1,000,000 円以上	工 事 費 の 0.5 %																									
	<p>[工業用水道事業] 設計審査手数料 1 件につき 5,000 円</p> <p>工事検査手数料 1 件につき 8,000 円</p> <p>分岐立会手数料 1 件につき 8,000 円</p> <p>各種証明手数料 1 件につき 200 円</p>	/	<p>[工業用水道事業]</p>	/																						
		/	<p>[工業用水道事業]</p>	/																						

区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村												
下水道事業	<p>【下水道事業概要】</p> <p>[白河市公共下水道事業]</p> <p>種 別 公共下水道            処理区 白河処理区            当初認可年月日 昭和56年2月20日            最終認可年月日 平成13年11月20日            供用開始年月日 平成6年3月29日            事業期間 平成20年3月31日            排除方式 分流式            処理方式 標準活性汚泥法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体計画</th> <th>認可計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理面積</td> <td>2,213ha</td> <td>889ha</td> </tr> <tr> <td>処理人口</td> <td>43,770人</td> <td>27,030人</td> </tr> <tr> <td>処理水量</td> <td>39,500m<sup>3</sup>/日</td> <td>19,800m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>		全体計画	認可計画	処理面積	2,213ha	889ha	処理人口	43,770人	27,030人	処理水量	39,500m <sup>3</sup> /日	19,800m <sup>3</sup> /日			
	全体計画	認可計画														
処理面積	2,213ha	889ha														
処理人口	43,770人	27,030人														
処理水量	39,500m <sup>3</sup> /日	19,800m <sup>3</sup> /日														
下水道 使用料	<p>[目的]</p> <p>都市環境センターの維持管理費・下水道管の清掃や修理に要する費用に当てるため、下水道法・下水道条例に基づき、下水道利用者から使用料を徴収する。</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従量制・累進制料金を採用</li> <li>・2ヶ月ごとに徴収</li> <li>・納付期限 月末</li> <li>・水道料金と一緒に徴収(水道事業所へ事務委託)</li> </ul>															

区 分	4 市 村 の 現 況																													
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																										
	<p>[下水道使用料]  下水道使用料 = (基本使用料 + 超過使用料) × 1.05  1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">基 本 使用料</th> <th colspan="2">超 過 使 用 料</th> </tr> <tr> <th>汚 水 量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一 般 汚 水</td> <td rowspan="7">汚水量 10m<sup>3</sup>まで 1,000円</td> <td>10m<sup>3</sup>超 20m<sup>3</sup>まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超 30m<sup>3</sup>まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>超 50m<sup>3</sup>まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>超 100m<sup>3</sup>まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>超 200m<sup>3</sup>まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>200m<sup>3</sup>超 500m<sup>3</sup>まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>超</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>汚水量 10m<sup>3</sup>まで 1,000円</td> <td>10m<sup>3</sup>を超える分</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p>				種 類	基 本 使用料	超 過 使 用 料		汚 水 量	料 金	一 般 汚 水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円	20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円	30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円	50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円	100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円	200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円	500m <sup>3</sup> 超	220円	公衆浴場汚水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	50円
種 類	基 本 使用料	超 過 使 用 料																												
		汚 水 量	料 金																											
一 般 汚 水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円																											
		20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円																											
		30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円																											
		50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円																											
		100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円																											
		200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円																											
		500m <sup>3</sup> 超	220円																											
公衆浴場汚水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	50円																											

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
受 益 者 負 担 金	<p>[目的] 下水道建設事業に要する費用の一部に充てるために、都市計画法、受益者負担金条例に基づき下水道整備によって利益を受ける土地の所有者等から受益者負担金をいただき、より一層の整備促進を図る。</p> <p>[概要] (1) 負担金の額 負担区の区分に応じ 1 平方メートル当たりの金額に地積を乗じた額 1㎡当り 350 円 (2) 賦課及び徴収 下水道整備済地区に対して翌年度賦課する。 5年に分割して徴収する。 一括納付した場合は、前納報奨金を交付する。 納期前に納付した負担金の額に相当する額に、当該納期前の納期数に応じて報奨金を交付する。 負担金の徴収猶予 ・係争地に係る土地 ・現況が田、畑、山林、原野、池、沼等の土地 ・受益者がその財産につき震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき ・その他市長が特に必要と認めたととき 負担金の減免 ・国又は地方公共団体が公共の土地に供している土地 ・国又は地方公共団体が使用し、又は使用することを予定している土地 ・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地 ・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別な事情があると認められた者 ・事業のため土地、物件又は金銭を提供した者 ・その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地</p>			

区分	4 市 村 の 現 況																									
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																						
	(3)納期 第1期 7月1日から7月31日 第2期 9月1日から9月30日 第3期 11月1日から11月30日 第4期 2月1日から2月28日																									
コミュニティプラント	[名称] 白河複合団地コミュニティプラント  [処理区域] 白河複合型拠点整備事業業務管理兼住宅用地及び福島県文化財センター白河館地内  [概要] 処理方式 接触ばっ気方式 処理面積 19,800㎡ 処理人口 2,540人 処理能力 580m <sup>3</sup> /日  [使用料] <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">基 本 使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一 般 汚 水</td> <td rowspan="7">汚水量 10m<sup>3</sup>まで 1,000円</td> <td>10m<sup>3</sup>超 20m<sup>3</sup>まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超 30m<sup>3</sup>まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>超 50m<sup>3</sup>まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>超 100m<sup>3</sup>まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>超 200m<sup>3</sup>まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>200m<sup>3</sup>超 500m<sup>3</sup>まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>超</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	基 本 使用料	超過使用料		汚水量	料金	一 般 汚 水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円	20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円	30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円	50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円	100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円	200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円	500m <sup>3</sup> 超	220円			
種 類	基 本 使用料			超過使用料																						
		汚水量	料金																							
一 般 汚 水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円																							
		20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円																							
		30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円																							
		50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円																							
		100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円																							
		200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円																							
		500m <sup>3</sup> 超	220円																							

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	[分担金] 1m当り 350円 [その他] その他コミュニティプラントに関して必要な事項は白河市下水道条例の定めるところによる。			
農 業 集 落 排 水 事 業	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 久田野地区 計画処理人口 1,990人 供用開始 平成6年6月 五箇東部地区 計画処理人口 1,430人 供用開始 平成8年7月 皮籠地区 計画処理人口 1,110人 供用開始 平成9年8月 小田川地区 計画処理人口 750人 供用開始 平成13年4月 本沼地区 計画処理人口 880人 供用開始 平成16年4月 五箇中央地区 計画処理人口 580人 供用開始 平成19年4月予定	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 金山地区 計画処理人口 1,780人 供用開始 平成元年11月 上願地区 計画処理人口 1,340人 供用開始 平成6年11月 番沢地区 計画処理人口 1,460人 供用開始) 平成8年5月 小松地区 計画処理人口 1,100人 供用開始 平成11年11月 表郷なか地区 計画処理人口 2,950人 供用開始 平成24年予定	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 中新城地区 計画処理人口 350人 供用開始 昭和58年4月 町屋地区 計画処理人口 1,500人 供用開始 昭和63年6月 下新城地区 計画処理人口 970人 供用開始 平成2年11月 下小屋地区 計画処理人口 950人 供用開始 平成5年12月 豊地区 計画処理人口 1,100人 供用開始 平成9年12月 隈戸地区 計画処理人口 510人 供用開始 平成9年12月	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 釜子地区 計画処理人口 1,990人 供用開始 平成6年4月 あぶくま地区 計画処理人口 2,490人 供用開始 平成14年4月
農 業 集 落 排 水 施 設 使 用 料	[概要] ・農業集落排水施設使用者に対して賦課する。 ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末/偶数月 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	[概要] ・農業集落排水処理施設使用者に対して賦課する。 ・毎月徴収。 ・納付期限 毎月末日 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	[概要] ・農業集落排水整備地区の加入者に対して賦課する。 ・毎月徴収(一般及び団体) 特定業種(団体)については、水道使用水量により算定し、隔月末の徴収 ・納付期限 毎月末日 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	[概要] ・農業集落排水施設使用者に対して賦課する。 ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末/奇数月 ・使用料の減免 公益上、その他特別の理由があるとき。



区 分	4 市 村 の 現 況																																								
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																					
	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>1,050 × 人員</td> </tr> <tr> <td>幼稚園、小学校、中学校等</td> <td>1,050 円 × 0.25 × 人員</td> </tr> <tr> <td>市役所支所、農協支所、診療所等</td> <td>1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)</td> </tr> <tr> <td>遊技場等</td> <td>1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3</td> </tr> <tr> <td>飲食店等</td> <td>1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5</td> </tr> <tr> <td>工場、事務所等</td> <td>1,050 円 × 0.3 × 人員</td> </tr> <tr> <td>駅及び公衆便所等</td> <td>1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p>	区 分	使用料(1ヶ月につき)	一般家庭	1,050 × 人員	幼稚園、小学校、中学校等	1,050 円 × 0.25 × 人員	市役所支所、農協支所、診療所等	1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)	遊技場等	1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3	飲食店等	1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5	工場、事務所等	1,050 円 × 0.3 × 人員	駅及び公衆便所等	1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4	その他	市長が別に定める	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額</td> </tr> <tr> <td>2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 円未満切り捨て (消費税別)</p>	1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額	2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団 体</td> <td>基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収</td> </tr> <tr> <td>大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p> <p>団体・団体については、日本工業規格建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JASA3302)により確定する。</p>	区 分	使 用 料	一 般	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収	団 体	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収	大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円</td> </tr> <tr> <td>団 体 団 体</td> <td>1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円</td> </tr> <tr> <td>集落公民館</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>消防屯所</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p> <p>団体・団体については、日本工業規格建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JASA3302)により確定する。</p>	区 分	使用料(1ヶ月につき)	一 般	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円	団 体 団 体	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円	集落公民館	1,800 円	消防屯所	無 料
区 分	使用料(1ヶ月につき)																																								
一般家庭	1,050 × 人員																																								
幼稚園、小学校、中学校等	1,050 円 × 0.25 × 人員																																								
市役所支所、農協支所、診療所等	1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)																																								
遊技場等	1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3																																								
飲食店等	1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5																																								
工場、事務所等	1,050 円 × 0.3 × 人員																																								
駅及び公衆便所等	1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4																																								
その他	市長が別に定める																																								
1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額																																									
2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割																																									
区 分	使 用 料																																								
一 般	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収																																								
団 体	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収																																								
	大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収																																								
区 分	使用料(1ヶ月につき)																																								
一 般	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円																																								
団 体 団 体	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円																																								
集落公民館	1,800 円																																								
消防屯所	無 料																																								
加入負担金	設定なし	設定なし	<p>[加入金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入者 排水設備の新設の工事及び改造の工事の申込者</li> <li>・加入金の額 100,000 円</li> </ul> <p>実績(H13～H15) 実績なし</p>	<p>[加入金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入者 排水設備の新設工事申込者</li> <li>・加入金の額 100,000 円</li> </ul> <p>実績(H13～H15)</p> <p>H13 1件 H14 1件 H15 1件</p>																																					

**料金比較表**

**【水道料金】**

上水道（白河市・表郷村・東村）を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	量水器口径 13 mm			量水器口径 20 mm		
	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用
白河市	1,165	2,236	4,263	2,037	3,108	5,134
表郷村	1,953	3,843	5,733	2,047	3,937	5,827
東 村	1,900	3,213	4,840	1,995	3,307	4,935
最高と最低の差	788	1,607	1,470	52	829	892

簡易水道（白河市・大信村）を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	量水器口径 13 mm			量水器口径 20 mm		
	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用
白河市	892	1,995	3,097	1,050	2,152	3,255
大信村	1,370	2,670	3,970	1,440	2,740	4,040
差	478	675	873	390	588	785

**【農業集落排水処理施設使用料】**

農業集落排水処理施設を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
白河市	3,150	4,200	5,250	6,300	7,350	8,400
表郷村	3,444	3,717	3,990	4,263	4,536	4,809
大信村	3,200	3,700	4,200	4,700	5,200	5,700
東 村	3,307	3,780	4,252	4,725	5,197	5,670
最高と最低の差	294	500	1,260	2,037	2,814	3,591

## 先進事例

### 【さぬき市】(香川県)

#### (上水道)

- 1 水道事業会計は合併時に統一を図る。
- 2 料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。
- 3 給水区域については、現行のとおりとする。
- 4 負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- 5 手数料については、竣工検査新設工事 20 mm以下 1,500 円、25 mm以上 3,000 円、給水装置工事業者指定 10,000 円、給水装置工事業者指定変更 1,000 円、開始手数料 20 mm以下 1,500 円、25 mm以上 3,000 円とする。
- 6 上水道施設整備協力金については、メーター口径 13 mm 80,000 円、20 mm 240,000 円、25 mm 320,000 円、30 mm 533,000 円、40 mm 800,000 円、50 mm 1,333,000 円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの 56,000 円、単身入居を対象としたもの 48,000 円とする。
- 7 水道運営委員会については、新市において設置する。
- 8 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。
- 9 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。
- 10 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

#### (下水道)

- 1 公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- 2 公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。
- 3 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。
- 4 合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。
- 6 水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。
- 7 下水道事業基金については、新市において設置する。
- 8 下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。
- 9 私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

### 【西予市】(愛媛県)

#### (簡易水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。
- 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。
- 4 加入金については、当面現行のとおりとする。
- 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

#### (上水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりとする。
- 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。
- 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。
- 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。
- 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

#### (下水道)

- 1 公共下水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後ゆるやかに調整する。
  - (2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。
- 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 【田村地方5町村合併協議会】

- 1 水道事業及び簡易水道事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 水道事業会計及び簡易水道事業特別会計は、それぞれ合併時に統合する。
- 3 拡張事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に新たな事業計画を策定する。
- 4 使用料及び加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。
- 5 各種手数料については、合併時に統一する。ただし、給水装置工事事業者指定手数料については、新たに更新手数料の規定を設ける。
- 6 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。
- 7 下水道整備事業は合併時に統合し、事業認可については、合併後速やかに申請する。
- 8 下水道使用料及び受益者負担金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、供用地区の拡大に伴い、あらためて調整する。
- 9 農業集落排水処理施設整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 農業集落排水処理施設使用料及び加入金は、現行のとおりとする。

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	24 - (6) - ア	各種事務事業の取扱い(教育に関する事務事業/学校教育関係)
調 整 方 針	<p>1 奨学資金、入学一時金の貸与については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する。なお、合併前の貸与については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。奨学生選考委員会については新市において再編する。</p> <p>2 幼稚園の授業料については、合併後3年を目途に白河市、表郷村、大信村の例により統一する。3年保育及び預かり保育については、新市において全幼稚園で実施することを基本とし、実施年度については新市において検討する。預かり保育の保育料については、合併年度の翌年度から東村の例により統一する。</p> <p>3 小・中学校の児童・生徒への遠距離通学に関する支援については、現状維持を原則とし、幼稚園の通園バス利用者負担については、合併後3年を目途に統一する。</p> <p>4 スクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、将来新市においてはスクールバスの所有を廃止するものとし、民間委託を推進する。</p> <p>5 小・中学校の通学区域については現行のとおりとし、新市において通学区域検討審議会を設置する。</p> <p>6 小学校の英語教育活動については、新市において充実した英語教育活動が行えるよう外国語指導助手を配置する。</p> <p>7 スクールカウンセラーについては、合併年度の翌年度から新市の全小・中学校を補う体制を推進するものとし、心の相談員については、その状況に応じて対応する。</p> <p>8 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その状況に応じセンター方式への切り替えを検討する。なお、調理業務については計画的に民間委託を推進する。給食費については、現行のとおりとし、合併後5年を目途に統一する。</p> <p>9 表郷村、大信村、東村のヘルメット支給及び補助事業については、児童・生徒の事故時の安全確保のため、新市において表郷村の例により小学校3年生と中学校1年生を対象に実施する。</p> <p>10 表郷村の新入学児童生徒ランドセル・カバン贈呈事業については、合併後5年を目途に廃止する。</p>	

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
奨学資金貸与、入学一時金貸付関係	<p><b>【白河市奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格) 白河市内に引き続き1年以上住所を有していること。 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。 経済的理由により修学が困難と認められること。 連帯保証人 2名</p> <p>(奨学資金額：月額) ・高等学校及び高等専門学校在学者 10,000円 ・大学及び専修学校在学者 25,000円</p> <p>(奨学資金の交付) ・3箇月分を合わせて本人に交付</p> <p>(貸与期間) ・奨学生の在学する学校の正規の修学期間</p>	<p><b>【表郷村奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格) 表郷村に引き続き1年以上住所を有していること。 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。 経済的理由により修学が困難と認められること。 連帯保証人 1名</p> <p>(奨学資金額：月額) ・高等学校及び高等専門学校在学者 10,000円 ・大学及び専修学校在学者 25,000円</p> <p>(奨学資金の交付) ・3箇月分を合わせて本人に交付</p> <p>(貸与期間) ・奨学生の在学する学校の正規の修学期間</p>	/	<p><b>【東村育英基金奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格) 奨学生及びその父母等が東村に引き続き1年以上居住していること 品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。 経済的理由により修学が困難と認められること。 連帯保証人 2名</p> <p>(奨学資金額：月額) ・高等学校 20,000円以内 ・高等専門学校 26,000円以内 ・短期大学及び大学 40,000円以内</p> <p>(奨学資金の交付) ・数月分を合わせて交付</p> <p>(貸与期間) ・奨学生の在学する学校等の正規の修学期間</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の月の6箇月後から15年以内に奨学資金の全額を月賦で償還</li> <li>無利子</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校及び高等専門学校生 15名 1,800千円</li> <li>大学、専修学校生 74名 22,200千円</li> </ul>	<p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の月の6箇月後から8年以内に奨学資金の全額を月賦で償還</li> <li>無利子</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校、高等専門学校生 1名 120千円</li> <li>大学、専修学校生 12名 3,600千円</li> </ul>	/	<p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の月の6箇月後から7年以内に年賦、半年賦及び月賦で償還</li> <li>無利息</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校、高等専門学校生 貸付なし</li> <li>短期大学及び大学 5名 2,160千円</li> </ul>
	<p>【白河市大学入学一時金貸付】</p> <p>(資格)</p> <p>入学を許可された学生の保護者。経済的理由により借受けを必要とする者。白河市に引き続いて3年以上居住する者。白河市に居住し、保証の能力を有する保証人が2人あること。前年の所得が450万円以内であること。</p> <p>(貸付額及び利息)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人 400,000円以内 無利子</li> </ul> <p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修業年限が終了した年から5年以内に全額を年賦又は月賦で償還</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <p>4名 1,600千円</p>	/	/	/
	<p>【白河市奨学生選考委員会】</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学生選考に関しての、調査及び審議</li> </ul> <p>(委員) 7名以内で組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員</li> <li>中学校代表</li> <li>高等学校代表</li> <li>学識経験者</li> </ul> <p>(任期) 2年</p>	<p>【表郷村奨学生選考委員会】</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学生選考に関しての、調査及び審議</li> </ul> <p>(委員) 10名以内で組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員</li> <li>助役又は収入役</li> <li>村議会議員</li> <li>中学校代表</li> <li>教育次長</li> </ul> <p>(任期) 2年</p>	/	<p>【選考委員会】</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学生選考に関しての、調査及び審議</li> </ul> <p>(委員) 20名以内で組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村関係者</li> <li>教育委員会関係者</li> <li>議会関係者</li> <li>学校関係者</li> <li>学識経験者</li> </ul> <p>(任期) 1年</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
幼稚園関係	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 5 ・五箇幼稚園 ・小田川幼稚園 ・大沼幼稚園 ・白坂幼稚園 ・関辺幼稚園</p> <p>(保育体制) ・小田川、大沼、白坂、関辺幼稚園 3年保育 ・五箇幼稚園 2年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 6日 ・7月 20日～8月 25日 ・12月 23日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園保育料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・表郷幼稚園</p> <p>(保育体制) ・2年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 7日 ・7月 21日～8月 24日 ・12月 24日～1月 14日 ・3月 21日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・大信幼稚園</p> <p>(保育体制就園期間) ・3年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 10日 ・7月 21日～8月 25日 ・12月 21日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・東幼稚園</p> <p>(保育体制) ・3年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 7日 ・7月 21日～8月 25日 ・12月 21日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 3,500円</p>
		<p>【預かり保育】 H16年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 5,000円 ・短期(1日) 200円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>	<p>【預かり保育】 H16年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 3,000円 8月のみ 5,000円 ・短期(1日) 200円 8月のみ 300円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>	<p>【預かり保育】 H12年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 3,000円 ・短期(1日) 300円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
遠距離通学関係	<p>【遠距離通学費補助金】 (目的) ・白河中央中学校に通学する遠距離の生徒に対する通学補助</p> <p>(対象) ・関辺、旗宿地区に住所がある生徒</p> <p>(補助額) ・バス定期券の額(全額補助)</p> <p>(平成15年度実績) 100名 12,106,930円</p>	<p>【遠距離通学費補助金】 (目的) ・JRバス通学児童の交通費に対する補助</p> <p>(対象) ・表郷小学校にJRバスで通学する児童</p> <p>(補助額) ・バス定期券の額(全額補助)</p> <p>(平成15年度実績) 137名 4,712,020円</p>	<p>【遠距離通学費補助金】 (目的) ・小、中学校に通学する遠距離の児童、生徒に対する通学援助</p> <p>(対象) ・通学距離が村内各小学校へ片道4km以上、大信中学校へ片道6km以上の児童、生徒</p> <p>(補助額) ・小学校 1名当たり 年間 3,000円 ・中学校 1名当たり 年間 3,000円</p> <p>(平成15年度実績) 小学校 1名 3,000円 中学校 25名 75,000円</p>	/
スクールバスの管理運営	<p>(運行の概要) ・小学校 旗宿地区児童の関辺小学校通学に対し、民間業者に委託し運行。 (全面委託：台数2台)</p> <p>(利用者負担) ・なし(全額市負担)</p> <p>(予算関係) ・小学校 通学バス運行委託 9,009千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園 大字金山地区、JRバス路線以外の通学路を運行。 (運転業務委託：1台) ・小学校 大字金山地区、JRバス路線以外の通学路を運行 (運転業務委託：3台)</p> <p>(利用者負担) ・幼稚園児 園より 2km以内 月額 2,800円 4km以内 月額 3,850円 6km以内 月額 4,920円 ・小学校児童は無料</p> <p>(予算関係) ・幼稚園 送迎バス運転委託 4,048千円 需用費(燃料費) 269千円 役務費(損害保険料) 17千円 公課費(自動車重量税) 38千円 ・小学校 スクールバス運転委託 8,433千円 需用費(燃料費) 576千円 役務費(保険料) 92千円 公課費(重量税) 189千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園、小学校 幼稚園全園児の送迎及び旧隈戸小学校区域の児童・生徒の送迎 として運行。その他、校外活動等(全4校対象)教育上必要と認められた場合に運行。 (運転業務委託：2台)</p> <p>(利用者負担) ・なし(全額村負担)</p> <p>(予算関係) ・幼稚園、小学校 バス運転管理委託 10,233千円 需用費(燃料費) 1,100千円 役務費(損害保険料) 33千円 公課費(自動車重量税) 126千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園 近隣及び保護者の送迎を除き園児送迎として運行。 (運転業務委託：2台)</p> <p>(利用者負担) ・月額 1,500円</p> <p>(予算関係) ・幼稚園 運転業務委託料 3,990千円 需用費(燃料費) 318千円 役務費(損害保険料) 78千円 公課費(自動車重量税) 63千円</p>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
小・中学校通学区域 設定関係	(通学区域設定) ・小、中学校の通学区域の決定は、 白河市立小学校・中学校通学区域 検討審議会の答申を受け、白河市 立小学校及び中学校の通学区域に 関する規則により設定する。	(通学区域設定) ・村内の小、中学校は各1校で通学 区域は村内に住所を有する者	(通学区域設定) ・大信村公立小学校及び中学校の通 学区域に関する規則により設定す る。	(通学区域設定) ・小学校及び中学校の通学区域の決 定は、規則により設定する。
	【白河市立小学校・中学校通学区域検 討審議会】  (目的) ・白河市立小学校及び中学校の通学 区域の適正化を図るため。 (委員) ・学識経験者 6名以内 ・公共的団体の構成員 8名以内 (任期) ・2年 (委員報酬) ・白河市特別職の職員で非常勤の者 の報酬及び費用弁償に関する条例 による金額	/	/	/
小学校の英語教育活 動	(目的) 国際化の進展や社会のニーズに応 じて、小学校の子どもに対して直接 外国人とふれあう機会を設けること により、正しい国際理解の素地を養 うとともに、外国語に触れ、慣れ、 親しませる機会とする。さらに6年 生では、中学1年生での英語学習に 対する意欲づけを目指す。 (英語指導の内容) ・小学校専門に1名配置 ・市内全校の6年生全学級に週1時間 派遣 ・学級担任と英語指導助手とのティ -ムティ-チングで実施 ・中学校の英語教諭の協力を得て、 35コマ分の年間計画を作成 ・小学校英語学習指導法研修会 3時間1講座、3講座で315千円支 出 夏季休業中に2日間、外部講師 を招き、第6学年担任を対象に 研修会を開催	(目的) 国際理解のための一環として、「聞 く・話す」力に重点を置き、「読む ・書く」力にもつながる総合的な英 語活動を目指す。  (英語指導の内容) ・小、中学校対象に1名配置 ・週3回の定期訪問(月、水、金) ・授業時数 1~2年生が年間15~30時間 3~6年生が年間22~35時間 ・全回数をホームルームティーチャ ーと英語指導助手とのティ-ムテ ィ-チングで実施し、国際理解教 育の補助を実施	(目的) 国際理解のための一環として、「聞 く・話す」力に重点を置き、「読む ・書く」力にもつながる総合的な英 語活動を目指す。  (英語指導の内容) ・小学校専門に1名配置 ・各校週1回の定期訪問(火~木) 週2回(月・金)授業時数に応じ た訪問を併せて行う ・授業時数 1~2年生が年間15~30時間 3~6年生が年間22~35時間 ・全回数をホームルームティーチャ ーと英語指導助手とのティ-ムテ ィ-チングで実施し、国際理解教 育の補助を実施 ・カリキュラムの作成と改善 ・教職員への英会話研修の講師	(目的) 国際理解のための一環として、「聞 く・話す」力に重点を置き、「読む ・書く」力にもつながる総合的な英 語活動を目指す。  (英語指導の内容) ・小、中学校対象に1名配置 ・週1回の定期訪問(月~金曜日) ・授業時数 年間24時間 ・全回数をホームルームティーチャ ーと英語指導助手とのティ-ムテ ィ-チングで実施し、国際理解教 育の補助実施

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スクールカウンセラー、心の相談員設置事業	<p>【スクールカウンセラー】</p> <p>(設置の趣旨) 不登校やいじめ等の生徒指導上の問題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっているため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置。</p> <p>(配置校) 市単独のカウンセラー 1名 ・白河第三小学校 ・東北中学校 ハートウォームプランカウンセラー 1名 ・白河第一小学校 県スクールカウンセラー活用事業 2名 ・白河中央中学校 ・白河第二中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 年35週、週1回あたり8時間 職務 児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの</p>	<p>【心の相談員】</p> <p>(設置の趣旨) 生徒たちの悩み、不安、ストレスを和らげることができるよう、第三者的な相談員としての「心の教室相談員」を配置し、生徒一人一人がゆとりをもって充実した学校生活を送れるような環境づくりに努めるとともに、その活用と効果に関する調査研究を行う。</p> <p>(配置校) 村単独相談員 1名 ・表郷中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 年35週、週3回、1回あたり4時間 職務 児童生徒へのカウンセリング、地域と学校の連携の支援 その他学校の教育活動の支援</p>	<p>【心の相談員】</p> <p>(設置の趣旨) 生徒たちの悩み、不安、ストレスを和らげることができるよう、第三者的な相談員としての「心の教室相談員」を配置し、生徒一人一人がゆとりをもって充実した学校生活を送れるような環境づくりに努めるとともに、その活用と効果に関する調査研究を行う。</p> <p>(配置校) 村単独相談員 1名 ・大信中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 年105日、1日あたり4時間 職務 生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 その他生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの</p>	<p>【村独自事業】</p> <p>(設置の趣旨) 登校傾向生徒の心のケア及び普通教室への復帰促進 ・悩みを持つ生徒の自力解決支援 ・心の居場所となる相談室の工夫改善 上記の相談業務を行う。</p> <p>(配置校) 村単独相談員 1名 ・東中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 月17日、1日6時間 週30時間以内 職務 生徒へのカウンセリング、生徒の進路相談、カウンセリングに関し、教職員、保護者への助言、援助 その他カウンセリングに関し、必要と認められるもの</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
学校給食関係	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン・麺週2回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター 白河市学校給食センター</li> <li>・単独校 白河第一小学校 白河第二小学校 白河第五小学校 関辺小学校 白河南部中学校</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食 261円 年間実施回数 185回～188回</li> <li>・中学校1食295円 年間実施回数 185回～188回 月額/人×10ヶ月</li> </ul>	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン・麺週2回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷小学校</li> <li>・表郷中学校</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食 230円 年間実施回数 185回～188回</li> <li>・中学校1食 265円 年間実施回数 185回～188回 月額/人×10ヶ月</li> </ul>	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週4回、パン週1回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村学校給食共同調理場</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園1食 257円 年間実施回数 156回</li> <li>・小学校1食 259円 年間実施回数 184回</li> <li>・中学校1食 300円 年間実施回数 184回</li> </ul>	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン週2回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釜子小学校</li> <li>・小野田小学校</li> <li>・東中学校</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食 257円 年間実施回数 185回～188回</li> <li>・中学校1食 300円 年間実施回数 185回～188回</li> </ul>
その他の事業等		<p>【ヘルメット支給事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学3年及び中学1年の児童生徒に村がヘルメットを支給</li> </ul> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額 (購入単価 1,800円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 296千円</p>	<p>【ヘルメット購入助成事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学1年生のヘルメット購入に対する補助。</li> </ul> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり 1,000円を助成 (購入単価 1,940円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 65千円</p>	<p>【ヘルメット支給事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学4年及び中学1年の児童生徒に村がヘルメットを支給</li> </ul> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額 (購入単価 2,150円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 380千円</p>
		<p>【ランドセル・カバン贈呈事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中学校の新入学児童生徒に対するランドセル、カバンの贈呈</li> </ul> <p>(村負担額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校新入学児童1人当たり 11,000円</li> <li>・中学校新入学児童1人当たり 7,800円</li> </ul>		

## 先進事例

### さぬき市（香川県）

#### （学校教育関係）

##### 1 幼稚園

- （1）授業料及び入園料は現行のとおりとする。
- （2）保育時間は、新市において統一して実施する。
- （3）給食は現行のとおりとする。
- （4）入園資格、定員及び学級数は当面現行のとおりとする。但し、新市において検討を行う。
- （5）授業料等減免並びに私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

##### 2 各種委員会等

心身障害児就学指導委員会、遠距離通学者等対策委員会は新市において新たに設置する。

##### 3 その他事業

奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。奨学金の額は、次のとおりとする。

【高等学校生徒、高等専門学校生徒】15,000円/月、貸付期間5年以内

【大学生徒、専修学校生徒】37,000円/月、貸付期間4年以内

#### （学校給食関係）

##### 1 施設等

当面、現行のとおりとする。但し、新市において施設、給食費等の検討を行う。

##### 2 運営委員会

新市において新たに設置する。

### 東かがわ市（香川県）

- 1 奨学金については、新市に移行後、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。
- 2 給食費については、単価を統一する。給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。
- 3 スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。
- 4 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。
- 5 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。
- 6 預かり保育については、保育に係る幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育を実施しない日については、新市に移行後、随時調整する。預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 学校教育事務事業は教育環境の充実、教職員の資質の向上に努めることを基本とし調整する。
- 2 要田幼稚園、要田小学校及び要田中学校の就学に係る三春町との教育事務の受委託は現行のとおりとする。
- 3 幼稚園の入園料及び保育料は5,500円とする。
- 4 幼稚園預かり保育事業及び放課後健全育成事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 学校給食事業は現行のとおり引き継ぐものとし、合併後、再編を検討する。
- 6 奨学資金支給事業は新市において事業内容を統一し実施するものとし、現在、町村において貸与している奨学資金は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 中学生生徒海外派遣事業は事業内容を新市において調整し、合併後2年を目途に実施する。
- 8 遠距離通学費補助事業は継続して実施するものとし、新市において事業内容を調整する。なお、園児に対する遠距離通学費補助は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 9 学校教育関連補助事業は継続して実施するものとし、新市において事業内容を調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(6)-イ	各種事務事業の取扱い(教育に関する事務事業/社会教育関係)
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 成人式については、当分の間は現行のとおり実施する。</li> <li>2 文化祭事業については、当分の間は現行のとおり実施する。</li> <li>3 少年劇場事業については、現行の助成制度を活用し、全小・中学生に提供できるよう調整する。</li> <li>4 男女共同参画事業については、白河市の例により統合する。</li> <li>5 公民館各種講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、現公民館での各種講座の充実に努めるとともに、住民の利便性に配慮し、必要に応じ再編する。</li> <li>6 文化財保護審議会については、合併時に再編する。</li> <li>7 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>8 市・村史編纂事業並びに市・村史編纂委員会については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>9 白河市図書館協議会、中山義秀記念文学館運営委員会及び東村図書選定委員会については、合併時までに図書館機能の連携を図るよう調整する。</li> <li>10 社会教育関係施設の使用料については、現行のとおりとする。</li> <li>11 中山義秀顕彰会事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> </ol>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
成人式事業	<p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年月日に満20歳を迎える市民、市出身者</li> </ul> <p>[実施日]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</li> </ul> <p>[会場]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市市民会館</li> </ul> <p>[実施方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人の代表者選出を市内各中学校に依頼</li> <li>・新成人該当者名簿作成(住基台帳にない市出身者等で申込のあった者は名簿に加える。)</li> <li>・広報紙に掲載(11月)</li> </ul> <p>[記念品等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人証書、記念品</li> </ul>	<p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年月日に満20歳を迎える村民、表郷中出身者</li> </ul> <p>[実施日]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</li> </ul> <p>[会場]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村公民館</li> </ul> <p>[実施方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人の有志による実行委員会設立</li> <li>・新成人該当者名簿作成(住民基本台帳にない表郷中出身者を抽出し名簿に加える。)</li> <li>・広報紙掲載(11月)</li> <li>・成人式記念冊子作成(申請者がメッセージ記入)</li> </ul> <p>[記念品等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人証書、記念品</li> <li>・記念冊子、写真</li> </ul>	<p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年月日に満20歳を迎える村民、大信中出身者</li> </ul> <p>[実施日]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</li> </ul> <p>[会場]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村農村環境改善センター</li> </ul> <p>[実施方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人の有志による実行委員会設立</li> <li>・新成人該当者名簿作成(住民基本台帳にない大信中出身者を抽出し名簿に加える。)</li> <li>・広報紙掲載(11月)</li> <li>・成人式記念冊子作成(申請者がメッセージ記入)</li> </ul> <p>[記念品等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人証書、記念品</li> <li>・記念冊子、写真</li> </ul>	<p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年月日に満20歳を迎える村民、東中出身者</li> </ul> <p>[実施日]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</li> </ul> <p>[会場]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村文化センター</li> </ul> <p>[実施方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人の有志による実行委員会設立</li> <li>・新成人該当者名簿を作成(住民基本台帳にない東中出身者を抽出し名簿に加える。)</li> <li>・成人式記念冊子作成(申請者がメッセージ記入)</li> </ul> <p>[記念品等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人証書、記念品</li> <li>・記念冊子、写真</li> <li>・祝金 30,000円(実行委員会へ)</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
白河市民総合文化祭美術展覧会 ・村文化祭事業	<p>【白河市民総合文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・9～10月</p> <p>[ 会場 ] ・文化センター、中央公民館、南湖公園翠楽苑、マイタウン白河</p> <p>[ 内容 ] ・市文化団体連絡協議会、白河市、白河市教育委員会が実施する主催行事の美術展覧会と市文連加盟団体が実施する参加行事</p> <p>[ 主催 ] ・白河市民総合文化祭運営委員会（運営委員会 年1回）</p>	<p>【表郷村民文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・5月及び11月2～3日の年2回</p> <p>[ 会場 ] ・体育館、多目的研修センター、公民館、役場村民ホール</p> <p>[ 内容 ] ・展示の部、出演の部、表彰式</p> <p>[ 主催 ] ・表郷村文化団体連絡協議会（理事会 年3回）</p>	<p>【大信村文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・10月31日～11月3日</p> <p>[ 会場 ] ・公民館、農村環境改善センター、保健センター</p> <p>[ 内容 ] ・展示の部、出演の部、表彰式</p> <p>[ 主催 ] ・大信村文化祭実行委員会（運営委員会 年3回）</p>	<p>【東村文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・10月31日～11月3日</p> <p>[ 会場 ] ・体育館、文化センター</p> <p>[ 内容 ] ・展示の部、出演の部、イベント</p> <p>[ 主催 ] ・東村文化団体連絡協議会（理事会 年5回）</p>
少年劇場事業	<p>【少年劇場】</p> <p>[ 内容 ] ・県文化センターの事業「少年劇場」を白河市で開催（平成15年度「ふたりのイーダ」）</p> <p>[ 会場 ] ・白河市市民会館</p> <p>[ 対象 ] ・小学生4年生～6年生（平成15年度1,602名）</p> <p>[ 負担金 ] ・参加児童1名当り450円（免除規定あり）</p>	<p>【家庭劇場】</p> <p>[ 内容 ] ・古典芸能（狂言）</p> <p>[ 会場 ] ・表郷中学校体育館</p> <p>[ 対象 ] ・小学生高学年、中学生及び保護者等（平成15年度600名）</p>	<p>【家庭劇場】</p> <p>[ 内容 ] ・児童劇（人形劇）</p> <p>[ 会場 ] ・大信村農村環境改善センター</p> <p>[ 対象 ] ・小学生低学年及び保護者等（平成15年度300名）</p> <p>【本物の舞台芸術体験事業】</p> <p>[ 内容 ] ・舞台芸術鑑賞（落語）</p> <p>[ 会場 ] ・大信村農村環境改善センター</p> <p>[ 対象 ] ・小学校高学年、中学生及び保護者（平成15年度350名）</p>	<p>【中学校演劇鑑賞教室】</p> <p>[ 内容 ] ・劇団め組「走れメロス」</p> <p>[ 会場 ] ・東村文化センター</p> <p>[ 対象 ] ・中学生（平成15年度230名）</p> <p>【小学校演劇鑑賞教室】</p> <p>[ 内容 ] ・劇団民話芸術座「雨ふり小僧」</p> <p>[ 会場 ] ・東村文化センター</p> <p>[ 対象 ] ・小学生（H15年度410名）</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
男女共同参画事業	<p>【白河市男女共生計画】 (平成13年3月策定)</p> <p>[計画の推進] しらかわ男女共生会議 委員数：15名 各種団体委員、会社員、PTA 役員等 白河市男女共同参画計画庁内連絡会議 委員数：14名 各課所の課長補佐相当職以上の者</p> <p>[計画推進期間] ・平成13～22年度までの10年間 ただし、期間中に必要に応じ見直しを行う。</p> <p>[男女平等への意識づくり] ・各種講座・研修会への参加促進 ・情報紙「LUCK 楽」年1回発行 (全世帯配布17,000部) ・市広報紙・ホームページで啓発</p> <p>[政策・方針決定の場への女性の登用促進] ・人材の育成 ・各審議会・委員会への女性委員の登用促進啓発 (女性委員登用目標30%以上)</p> <p>[家庭生活での男女共同参画の促進] ・「しらかわの男(ひと)エプロンデー宣言(平成13年11月25日)</p> <p>(内容) 毎月第3日曜日をエプロンデーとして、男性の家事参加を促進 男女共同参画推進週間に女性から男性にエプロンを贈る週間とし、エプロンデーの定着を図る。</p>			<p>【男女共同参画事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村男女共同参画社会庁内連絡会設置 (平成15年6月)</li> <li>・東村男女共同参画推進条例制定 (平成16年6月)</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
公民館各種講座・教室	<p>[主催教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レディースセミナー</li> <li>・少年ふるさと教室</li> <li>・めぐみ学級</li> <li>・文化財現地探訪</li> <li>・編み物教室</li> <li>・リフレッシュ教室</li> <li>・ハイキング入門教室</li> <li>・和太鼓教室</li> <li>・白河市民教養講座</li> <li>・楽しいクッキング</li> <li>・マジック教室</li> </ul> <p>各行政センターを分館と位置付け、高齢者向けの白梅教室を実施 陶芸教室、文化財教室も分館で実施</p>	<p>[各種教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッチワーク教室</li> <li>・墨絵教室</li> <li>・絵手紙教室</li> <li>・陶芸教室</li> <li>・門松作り教室</li> <li>・松竹梅鉢作り</li> <li>・玉造教室</li> <li>・囲碁大会</li> </ul>	<p>[主催・共催講座(教室)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合唱教室</li> <li>・生け花教室</li> <li>・絵画教室</li> <li>・川柳教室</li> <li>・園芸教室</li> <li>・パッチワーク教室</li> <li>・陶芸教室</li> <li>・実用書道教室</li> <li>・わらしクラブ</li> <li>・学校週五日制対応事業</li> <li>・親子映画会</li> <li>・親子星お見る会</li> <li>・世代間交流団子さし</li> <li>・中央高砂学級</li> <li>・地区高砂学級</li> <li>・シニア健康体操</li> <li>・いきいきリフレッシュ塾</li> </ul>	<p>[主催・共催講座]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釜子レディースセミナー</li> <li>・小野田レディースセミナー</li> <li>・東光学園</li> <li>・童謡を唄う講座</li> <li>・英会話教室</li> <li>・悠久美術旅クラブ</li> <li>・わんぱくクラブ</li> <li>・中学生ボランティア教室</li> <li>・伝承太鼓</li> </ul>
市・村文化財保護審議会	<p>【白河市文化財保護審議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 10 名(現在 7 名・任期 2 年、歴史 2、建造物 1、全般 4 名)</li> <li>・会長、副会長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度始めに当年度事業に対する意見を聞くほか年間適宜開催年間 1 回の視察研修を実施</li> </ul>	<p>【表郷村文化財保護審議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 10 名(任期 2 年)</li> <li>・会長、副会長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度始めに、当年度事業に対する意見を聞くほか年間適宜開催研修会参加等</li> </ul>	<p>【大信村文化財保護審議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 5 名(任期 3 年)</li> <li>・委員長、副委員長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」に合わせて開催するほか必要に応じて年間適宜開催</li> </ul>	<p>【東村文化財保護調査委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 5 名以内(任期 3 年)</li> <li>・委員長、副委員長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」に合わせて開催するほか必要に応じて年間適宜開催</li> </ul>
国県市町村指定文化財	<p>[重要文化財(51件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定 1</li> <li>・県指定 8</li> <li>・市指定 42</li> </ul> <p>[国認定重要美術品(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定 4</li> </ul> <p>[記念物(13件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定 2</li> <li>・県指定 3</li> <li>・市指定 8</li> </ul> <p>[民俗文化財(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 3</li> <li>・市指定 1</li> </ul>	<p>[重要文化財(10件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 6</li> <li>・村指定 4</li> </ul> <p>[記念物(16件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 1</li> <li>・村指定 15</li> </ul> <p>[民俗文化財(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村指定 4</li> </ul>	<p>[重要文化財(6件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 1</li> <li>・村指定 5</li> </ul> <p>[記念物(3件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 1</li> <li>・村指定 2</li> </ul>	<p>[重要文化財(3件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村指定 3</li> </ul> <p>[記念物(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村指定 4</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市・村史編纂	<p>【白河市史(全10巻)】</p> <p>[編纂期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和61～平成17年度</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料編5冊、各論編2冊刊行済</li> <li>・市史 通史編1(古代・中世) (平成16年度発刊予定)</li> <li>・市史 通史編2(近世) (平成17年度発刊予定)</li> <li>・市史 通史編3(近・現代) (平成17年度発刊予定)</li> </ul> <p>【白河口市史編纂委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数12名 (任期は編纂終了まで)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が必要に応じて招集</li> </ul>	<p>【表郷村史(全3巻)】</p> <p>[編纂期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15～23年度</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村史第1巻 通史編 (平成23年度発刊予定)</li> <li>・村史第2巻 資料編 (平成21年度発刊予定)</li> <li>・村史第3巻 民俗編 (平成18年度発刊予定)</li> </ul> <p>【表郷村村史編纂委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数12名 (任期は編纂終了まで)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が必要に応じて招集</li> </ul>	<p>【大信村史(全4巻)】</p> <p>[編纂期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8～17年度</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村史1 通史編 (平成17年度発刊予定)</li> <li>・村史2 資料編・上巻 考古～近世 (平成15年度発刊)</li> <li>・村史2 資料編・下巻 近・現代 (平成16年度発刊予定)</li> <li>・村史3 民俗編 (平成14年度発刊)</li> </ul> <p>【大信村村史編纂委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数16名 (任期は編纂終了まで)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が必要に応じて招集</li> </ul>	<p>【東村史上・下巻】</p> <p>[編纂完了]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和51年発行</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村史上・下巻</li> </ul>
図書館協議会	<p>【白河口市立図書館協議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員10名以内(任期2年)</li> <li>・議長、副議長各1名</li> </ul> <p>[協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回開催</li> <li>・図書館の運営について協議</li> </ul>	/	<p>【中山義秀記念文学館運営委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員5名(任期3年)</li> <li>・会長、副会長各1名</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回開催</li> <li>・年度始めに事業計画案の協議決定する他、文学館全体の運営に関し課題や改善等について協議</li> </ul>	<p>【東村図書選定委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員4名(任期規定なし)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回開催</li> <li>・購入図書の選定</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会教育関係施設使用料	【白河市中心公民館】	【表郷村中央公民館】	【大信村公民館】	【東村中央公民館】
	9~12時 13~17時 18~21時	9~17時 17~21時 30分	9~17時 17~21時	9~17時 17~21時 30分
	大集会室・大広間	集会室・大広間	ホール	大広間
	1,050円 1,570円 2,100円	1,570円 2,100円	1,500円 2,100円	1,000円 1,500円
	第1・2講習室 840円 940円 1,050円	第1・2教室 520円 630円	第1研修室 500円 700円	和室 1,000円 1,500円
	第3講習室 420円 520円 630円	日本間 520円 630円	第2研修室 800円 1,000円	会議室(2室) 500円 800円
	料理講習室 840円 1,050円 1,260円	調理実習室 840円 1,050円	和室(1室) 500円 700円	会議室(1室) 300円 450円
	視聴覚室 840円 940円 1,050円		調理実習室 1,000円 1,500円	講義室(1室) 300円 450円
				憩いの広間 1,000円 1,500円
	【白河市市民会館】		【中山義秀記念文学館】	【東村文化センター】
	平日 土日祝日		入館料(1人1回につき)	9~17時 17~22時 9~22時
	(公共又は公共的性格の集会及び催物)		常設展	ホール 2,200円 3,300円 28,600円
	8~12時 6,300円 8,190円		団体 大人(高校生以上) 150円	エントランスホール
	13~17時 8,400円 10,920円		小人(小・中学生) 50円	550円 660円 7,150円
	18~22時 10,500円 13,650円		個人 大人(高校生以上) 200円	練習室 550円 660円 7,150円
8~22時 21,000円 27,300円		小人(小・中学生) 100円		
(営利的性格の集会及び催物)		【ふるさと文化伝承館】		
8~12時 12,600円 16,380円		一般 100円		
13~17時 16,800円 21,840円		児童・生徒 50円		
18~22時 21,000円 27,300円				
8~22時 42,000円 54,600円				
(その他の集会及び催物)				
8~12時 8,820円 11,440円				
13~17時 11,760円 15,220円				
18~22時 12,700円 19,110円				
8~22時 29,400円 38,220円				
【白河市文化センター】				
ホール 研修室/ホワイエ				
8~12時 4,200円 1,570円				
13~17時 5,250円 1,570円				
18~22時 6,300円 2,100円				
8~22時 12,600円 4,200円				
【白河市白河集古苑】				
個人 (一般・大学生) 310円				
(高・中小学生) 100円				
団体 (一般・大学生) 250円				
(高・中小学生) 80円				

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
中山義秀顕彰会 の運営関係			<p>【中山義秀顕彰会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村生まれの芥川賞作家、中山義秀（ぎしゅう）を顕彰するために平成5年に顕彰会を設立</li> </ul> <p>[ 会員数 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名誉会員 15 名</li> <li>・個人会員 260 名</li> <li>・団体会員 41 名</li> </ul> <p>[ 主な事業 ]</p> <p>中山義秀文学賞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H16年度で10回目、第9回目は公開選考会を実施</li> </ul> <p>中山義秀作文コンクール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村民に対し作文を募集、表彰</li> </ul> <p>文学ツアー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回著名な作家等の記念館や史跡めぐり</li> </ul> <p>カルチャー教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回小学生対象の英会話教室</li> </ul> <p>作文教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学生対象の作文教室</li> </ul> <p>中山義秀文学賞受賞記念講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度文学賞を受賞した作者による講演会</li> </ul>	

## 【先進事例】

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 町村指定の文化財は現行のとおりとし新市に引き継ぐものとする。
- 2 新市の文化財保護審査会の委員の定数は10人以内とする。
- 3 文化センターは現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会体育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、使用料は特徴・規模等施設の状況を勘案して定められており、現行のとおりとする。
- 5 社会教育委員の定数は15人以内とし、任期は2年とする。
- 6 成人式は合併後に統合し文化センターで開催する。
- 7 公民館運営審議会委員の定数は10人以内とし、任期は2年とする。
- 8 各種講座は住民のニーズに応じた必要性を検討し合併後に調整する。
- 9 図書館及び公民館図書室は現行のとおり新市に引き継ぐ。合併時に図書館及び公民館の図書を船引町図書館の例により電算化し、ネットワーク化を行い相互貸借できるようにする。
- 10 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。
  - (1) 5町村の共通の団体について  
新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。  
実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。  
統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
  - (2) 5町村の独自の団体について  
原則として、現行のとおりとし、新市全体の均衡を保てるよう調整に努める。
- 11 各種団体への補助金、交付金等については、その事業目的・効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮し調整する。
  - (1) 5町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
  - (2) 5町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。

### 喜多方地方5町村合併協議会

- 1 生涯学習推進計画については、新市において新たに策定する。
- 2 生涯学習事業及び市町村民文化祭については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 公民館等の施設及び体育施設の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の減免については、合併時に統一する。
- 4 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整に努める。
  - (1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
  - (2) 共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。
  - (3) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
  - (4) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
- 5 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性及び公平性の観点から見直し、制度化を図る。
  - (1) 5市町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統合の方向で調整する。
  - (2) 5市町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。
  - (3) 整理統合できる補助金、交付金等については、制度の統一の方向で調整する。

### 南相馬合併協議会

- 1 生涯学習及び社会教育関係事業については、生涯を通じた生きがいづくりや生活文化の向上を一層推進するため、住民の主体的な学習活動を支援し、地域の特色を生かした事業の展開を引き続き実施する。
- 2 文化財については、引き続き適切な保存・保護に努め、積極的な活用を図る。
- 3 芸術文化振興については、引き続き参加・創作・発表の場の提供と支援を行いながら、芸術文化活動の活性化及び特色ある地域文化の向上を図る。

### 伊達7町合併協議会

- 1 社会教育関係施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。管理等については、合併後に調整する。
- 2 行事・事業関係
  - (1) 成人式については、合併後初回の成人式までに具体的な開催方法等について検討する。
  - (2) 生涯学習事業・講座及び各種スポーツ大会・教室等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。
  - (3) 地域性や特色を生かした事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(6)-ウ 各種事務事業の取扱い(教育に関する事務事業/社会体育関係)
調整方針	<p>1 総合体育大会及びスポーツ大会・行事については、当分の間、現行のとおり実施することとし、新市において関係団体等との連携を図りながら再編する。</p> <p>2 スポーツ教室については、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法等については、新市において調整する。</p> <p>3 総合型地域スポーツクラブについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、活動の広域化や新たなクラブの設立を推進する。</p> <p>4 社会体育関係施設使用料については、現行のとおりとし、運営・維持管理については、新市において効率的な実施方法を検討する。</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
総合体育大会事業	<p>【白河市民総合体育大会】</p> <p>[概要] 白河市体育協会加盟団体種目を町内会対抗方式で実施 総合開会式、総合閉会式を開催 総合8位までを総合閉会式時に表彰(全23種目、うち2種目得点外)</p> <p>[主催] 白河市・白河市教育委員会・白河市体育協会・白河市町内会連合会</p> <p>[開催時期] 毎年6月～10月</p> <p>[開催場所] 中央体育館ほか15ヶ所</p> <p>[参加者] 平成15年度 57団体 約2,460名</p>	<p>【表郷村村民体育祭】</p> <p>[概要] 地区対抗種目のほか、自由参加の団体・個人種目を実施、スポーツ競技だけでなくレクリエーション的な競技も開催(全19種目、種目ごと表彰)</p> <p>[主催] 表郷村・表郷村教育委員会・表郷村体育協会・表郷村健康づくり推進協議会</p> <p>[開催時期] 10月(体育の日)</p> <p>[開催場所] 総合運動公園多目的グラウンド</p> <p>[参加者] 平成15年度 約1,000名</p>		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スポーツ大会・行事	<p>【しらかわスポーツの祭典】</p> <p>しらかわ青少年スポーツのつどい</p> <p>[ 概要 ] 市内各小学校の学年別クラス別対抗ドッジボール競技大会</p> <p>[ 開催時期 ] 毎年9月上旬</p> <p>[ 会場 ] 中央体育館ほか3ヶ所</p> <p>[ 対象 ] 市内各小学校、1～6年生</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 109チーム</p> <p>しらかわ駅伝競走大会</p> <p>[ 概要 ] 高校生・一般各男女の駅伝競走大会</p> <p>[ 開催時期 ] 毎年9月下旬</p> <p>[ 開催場所 ] しらかわ中央スポーツ公園陸上競技場・公認しらかわ駅伝コース</p> <p>[ 対象 ] 高校生・一般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 高校男子 88チーム 高校女子 41チーム 一般男子 26チーム 一般女子 3チーム</p>	<p>【ファミリーハイキング】</p> <p>[ 概要 ] 家族参加によるハイキング</p> <p>[ 開催時期 ] 7月中旬</p> <p>[ 開催場所 ] 県内外近郊</p> <p>[ 対象 ] 村民</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約100名</p> <p>【夏季体育事業】</p> <p>[ 概要 ] 少年少女ティーボール大会 地区対抗野球大会 壮年ソフトボール大会 家庭バレーボール大会</p> <p>[ 開催時期 ] 8月中旬</p> <p>[ 開催場所 ] 総合運動公園、天狗山球場、村民野球場、勤労福祉センター</p> <p>[ 対象 ] 村民</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約1,040名</p>	<p>【西白河中学校野球大会】</p> <p>[ 概要 ] 西白河地区管内中学校野球部を招待し、トーナメント大会</p> <p>[ 開催時期 ] 4月下旬</p> <p>[ 開催場所 ] 総合運動公園野球場・多目的グラウンド</p> <p>[ 対象 ] 西白河管内中学校</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 12チーム</p> <p>【権太倉山開き&amp;登山大会】</p> <p>[ 概要 ] 安全祈願祭と山開き記念登山大会 権太倉山をことのほか愛する会に開催を委託</p> <p>[ 開催時期 ] 4月29日(みどりの日)</p> <p>[ 開催場所 ] 権太倉山・聖ヶ岩ふるさとの森</p> <p>[ 対象 ] 村内外全般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約450名</p>	<p>【東村村民球技大会】</p> <p>[ 概要 ] 村内地区対抗の村民球技大会(ソフトボール・家庭バレーボール)</p> <p>[ 開催時期 ] 9月上旬(若しくは8月下旬)</p> <p>[ 開催場所 ] 東風の台公園グラウンド・村民体育館・東中学校体育館</p> <p>[ 対象 ] 村民一般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 34チーム</p> <p>【ひがし郷里マラソン】</p> <p>[ 概要 ] 東村出身の藤田敦史選手を迎えてのマラソン大会</p> <p>[ 開催時期 ] 10月(若しくは9月)</p> <p>[ 開催場所 ] 21世紀の森運動公園・村内マラソンコース</p> <p>[ 対象 ] 村内外全般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約1,000名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スポーツ大会・行事	<p>【ふれあいウォーク in 白河】</p> <p>[概要] 「ふるさと発見」「人と人との交流」の促進を目的とし、白河市内の名所旧跡を歩き、世代を越えた交流を図り、郷土愛を育む。</p> <p>[開催時期] 毎年6月上旬</p> <p>[参加者] 平成15年度 約1,000名</p> <p>[組織] 白河地域を活動拠点とする諸団体が実行委員会組織、企画・運営・準備委員長1名、副委員長6名、幹事2名、会計2名、監事3名、理事8名、実行委員32名により組織 事務局は生涯学習課</p> <p>[会議] 役員会 年6回、全体会 年7回 オールスタッフ会議1回、試歩1回</p> <p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・スポーツフェスティバル ・県民スポーツ予選会</p>	<p>【天狗山野球大会】</p> <p>[概要] 東北関東選抜壮年軟式野球大会</p> <p>[開催時期] 9月下旬</p> <p>[開催場所] 天狗山球場</p> <p>[対象] 東北地区・関東地区壮年野球チーム</p> <p>[参加者] 平成15年度 16チーム</p> <p>【FIT 地域交流高校野球】</p> <p>[概要] 福島、茨城、栃木より高校野球部を招待しての交流試合</p> <p>[開催時期] 10月</p> <p>[開催場所] 天狗山球場、村民野球場</p> <p>[対象] 福島2、茨城1、栃木1</p> <p>[参加者] 平成15年度 4チーム</p> <p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・県民スポーツ予選会 ・バドミントン大会</p>	<p>【隈戸川流域健康ふれあいウォーク】</p> <p>[概要] 村の自然、隈戸川の清流を堪能しながら、「源流の里」を次の時代に引き継いでいくことを目的とし、隈戸川堤防を歩く。</p> <p>[開催時期] 毎年10月下旬</p> <p>[参加者] 平成15年度 約620名</p> <p>[組織] 行政区長、各種団体等により実行委員会を組織 委員長1名、副委員長2名、監査2名、委員28名 事務局は生涯学習課</p> <p>[会議] 委員会1回</p> <p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・村民ゴルフ大会 ・村民球技大会 ・県民スポーツ予選会 ・村民綱引き大会 ・村民バレーボール大会</p>	<p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・県民スポーツ予選会 ・ゲートボール大会 ・その他体育協会加盟団体ごとに各種大会を実施</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スポーツ教室	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフレッシュ3B体操教室</li> <li>・少年少女卓球教室</li> <li>・女性ゴルフ教室</li> <li>・弓道教室</li> <li>・グラウンドゴルフ教室</li> <li>・登山教室</li> <li>・家庭婦人パドミントン教室</li> <li>・アーチェリー教室</li> <li>・初・中級者テニス教室</li> <li>・少林寺拳法教室</li> <li>・さわやかエアロビクス教室</li> <li>・ソフトバレーボール教室</li> <li>・ジュニアトランポリン教室</li> <li>・少年少女柔道教室</li> <li>・合気道（護身術）教室</li> <li>・水泳教室（前期・後期）</li> <li>・剣道教室</li> <li>・女性卓球教室</li> <li>・少年少女陸上教室</li> <li>・競技用自転車体験教室</li> <li>・ジュニアテニス教室</li> <li>・パドミントン教室</li> <li>・ソフトテニス教室</li> <li>・ジュニアバレーボール教室</li> <li>・少年少女スキー・スノーボード教室</li> <li>・ツアースキー教室</li> </ul> <p>[実施方法]            体育協会加盟団体のスポーツ教室開催要項により実施、そのほかの種目については、事務局より開催並びに講師依頼</p>	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアロビクス教室</li> <li>・スキー・スノーボード教室</li> <li>・ニュースポーツ教室</li> </ul> <p>[実施方法]            村が講師を依頼し開催</p>	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯スポーツ講座（水泳教室）</li> </ul> <p>[実施方法]            各小学校に専門インストラクターを派遣し実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリースポーツ講座</li> </ul> <p>[実施方法]            土・日曜に、体育指導員・スポーツリーダーバンク登録者により実施参加によりポイントがつき、最後に賞品を得られる。            マラソン大会、親子スキー教室等</p>	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひがしスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）にて各種スポーツ教室を実施</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
総合型地域 スポーツクラブ				<p>【ひがしスポーツクラブ】</p> <p>[概要] 平成11年度総合型地域スポーツクラブとして発足、複合型地域スポーツクラブの育成を目指し、村民の自発的なスポーツ活動を通し、技能を高め、スポーツを楽しみ、健康・体力の維持増進と親睦を図り、明るく豊かな生活の実現、地域スポーツの普及振興に寄与</p> <p>[組織] 東村に在住する者及びクラブに賛同する者で構成</p> <p>[会員数] 小学生 146名 中学生 20名 高校生 5名 一般 18名の合計 189名</p> <p>[役員] 会長1名、副会長若干名、理事12名程度、会計若干名、幹事若干名</p> <p>[会費] 幼稚園以下 500円 小・中学生 2,000円 16歳以上60歳未満 4,500円 60歳以上 2,800円</p> <p>[各種スポーツ教室] ゴルフ、弓道、ソフトテニス、サッカー、スキー・スノーボード、バドミントン、ソフトエアロビクス、バスケット等</p> <p>民間によるクラブ運営が基本だが、現在、クラブマネージャー不在のため行政が運営補助</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設運営・維持管理	<p>【直営による社会体育施設】 職員等により受付、使用料を現金で徴収、使用許可</p> <p>[ 白河市総合運動公園 ] ・白河市中央体育館 ・白河市国体記念体育館 ・テニスコート ・市民プール ・陸上競技場 ・多目的広場</p> <p>[ しらさかの森スポーツ公園 ] ・センターハウス ・テニスコート ・多目的広場 ・グリーンスタジアム ・ブルースタジアム</p> <p>【運営委託している社会体育施設】 自治能力により、ボランティアの協力を適正な受益者負担を行い、利用者が協議会を組織し管理運営</p> <p>・第一市民体育館 （第一市民体育館利用者協議会） ・第二市民体育館 （第二市民体育館利用者協議会） ・第三市民体育館 （第三市民体育館利用者協議会） ・関辺市民体育館 （関辺市民体育館利用者協議会） ・大沼市民体育館 （大沼市民体育館利用者協議会） ・白河市武道館 （白河市武道館利用者協議会）</p>	<p>【直営による社会体育施設】 職員等により受付、使用料を現金で徴収、使用許可</p> <p>[ 表郷村総合運動公園 ] ・多目的グラウンド ・表郷天狗山球場 ・村民野球場 ・表郷体育館 ・多目的研修センター</p> <p>【運営委託している社会体育施設】 旧小学校跡地のグラウンドの維持管理を委託</p> <p>・村民中野グラウンド （中野体育施設管理運営委員会） ・村民八幡グラウンド （八幡体育施設管理運営委員会） ・村民高木グラウンド （高木体育施設管理運営委員会）</p>	<p>【直営による社会体育施設】 村嘱託職員により受付、使用料を現金で徴収、使用許可</p> <p>[ 聖ヶ岩ふるさとの森 ] ・キャンプ場 ・研修室</p> <p>【運営委託している社会体育施設】 シルバー人材センターに受付、使用料金を徴収、軽微な維持管理業務を委託</p> <p>[ 大信村総合運動公園 ] ・野球場 ・テニスコート ・農業者トレーニングセンター ・多目的グラウンド ・ゲートボール場</p> <p>[ 大信村第二運動公園 ] ・多目的グラウンド ・ゲートボール場</p> <p>・第二運動公園の草刈り業務を、上小屋行政区に委託</p> <p>・村民プールについては、管理運営専門業者に委託</p>	<p>【運営委託している社会教育施設】 シルバー人材センターに受付、使用料徴収を委託、軽微な維持管理業務については、村嘱託職員が実施</p> <p>[ 東村 21 世紀の森運動公園 ] ・多目的グラウンド ・村民体育館 ・バーベキューハウス ・キャンプ場 ・テニスコート ・弓道場</p> <p>・村民プールについては、管理運営専門業者に委託</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設使用料	<b>【中央体育館】</b> 1時間あたり 団体 (平日) 9時~17時 17時~21時 一般 630円 940円 高校生以下 310円 470円 (土日祝) 9時~17時 17時~21時 一般 840円 1,260円 高校生以下 420円 630円  個人 9時~17時 一般 50円 高校生以下 40円 中学生以下 30円 17時~21時 一般 70円 高校生以下 50円 中学生以下 40円  <b>【国体記念体育館】</b> 1時間あたり 団体 9時~21時 一般 630円 高校生以下 310円 個人 9時~17時 17時~21時 一般 50円 70円 高校生以下 40円 50円 中学生以下 30円 40円	<b>【総合運動公園表郷体育館】</b> 1時間あたり 団体(15名以上) 9時~17時 17時~21時 村内 450円 900円 村外 750円 1,500円  個人 9時~17時 17時~21時 村内 30円 60円 村外 50円 100円	<b>【農業者トレーニングセンター】</b> 1時間あたり 団体(貸切使用) 9時~17時 一般 400円(600円) 高校生以下 200円(300円)  個人 9時~17時 一般 50円(80円) 高校生以下 40円(60円) 中学生以下 30円(50円) カッコ書きは村外の料金 17時~21時は上記の1.5倍の金額	<b>【21世紀の森運動公園体育館】</b> 運動(アリーナ半面) 8時~12時 13時~17時 村内 300円 300円 村外 1,200円 1,200円 8時~17時 17時以降 村内 500円 300円 村外 2,500円 1,200円 運動(アリーナ全面) 8時~12時 13時~17時 村内 500円 500円 村外 2,500円 2,500円 8時~17時 17時以降 村内 1,000円 500円 村外 5,000円 2,500円 運動外入場料無(アリーナ半面) 8時~12時 13時~17時 村内 5,000円 5,000円 村外 20,000円 20,000円 8時~17時 17時以降 村内 10,000円 10,000円 村外 40,000円 30,000円 運動外入場料有(アリーナ全面) 8時~12時 13時~17時 村内 10,000円 10,000円 村外 20,000円 20,000円 8時~17時 17時以降 村内 20,000円 20,000円 村外 50,000円 50,000円
	<b>【総合運動公園多目的広場】</b> 9時~21時(1時間) 100円 照明使用料 市内 市外 全灯 6,720円 8,820円 半灯 3,360円 4,410円 <b>【白河市しらさかの森スポーツ公園】</b> 9時~17時(1時間) 全面 210円 半面 100円  <b>【陸上競技場】</b> 9時~19時(1時間) 専用使用 一般 1,050円 高校生以下 520円 一般使用 一般 100円 高校生以下 50円	<b>【総合運動公園多目的グラウンド】</b> 9時~21時(1時間) 村内 300円 村外 500円  照明使用料(1時間) 村内 550円 村外 1,100円	<b>【総合運動公園多目的グラウンド】</b> 9時~16時(1時間) 村内 400円 村外 600円	<b>【21世紀の森運動公園グラウンド】</b> 野球、ソフトコート 8時~12時 13時~17時 8時~17時 村内 無料 無料 無料 村外 2,500円 2,500円 5,000円 17時~21時(Aコートのみ使用可能) 村内 無料 村外 2,500円 グラウンド全面 8時~12時 13時~17時 8時~17時 村内 無料 無料 無料 村外 5,000円 5,000円 10,000円 照明使用料 17時~21時(30分) 1,000円

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設使用料	<b>【市民プール】</b> 9時~16時(1回2時間) 一般 100円 高校生 50円 小中学生 20円 幼児 無料	<b>【小学校プール(一般開放)】</b> 10時~17時(1回2時間) 大人 100円 中・高校生 50円 幼児・小学生 無料	<b>【総合運動公園プール】</b> 9時~16時30分(1回2時間) 一般 100円 高校生 50円 小中学生 20円 幼児 無料 村外は5割増	<b>【21世紀の森運動公園プール】</b> 9時~12時、13時~16時 村内 村外 大人 100円 大人 300円 小学生 50円 中高生 200円 幼児 無料 小学生 100円 幼児 無料
	<b>【白河市しらさかの森スポーツ公園】</b> 9時~21時(1時間) 一般 310円 高校生以下 210円 照明使用料(1時間) 市内 630円 市外 840円  <b>【白河市総合運動公園】</b> テニスコート・夜間照明使用料共に上に同じ	/	<b>【総合運動公園テニスコート】</b> 9時~21時(1時間) 村内 400円 村外 600円 照明使用料(1時間) 村内 300円 村外 450円	<b>【21世紀の森運動公園テニスコート】</b> 日の出~22時(1時間) 村内 300円 村外 1,200円 照明使用料(1時間) 村内 700円 村外 1,000円
	<b>【白河ツインスタジアム】</b> 6時~21時(冬季18時、1時間) 入場料を徴収しない場合 520円 入場料を徴収する場合 1日の最高入場料の200人分 照明使用料 市内 市外 全灯 9,450円 12,810円 半灯 6,610円 9,970円	<b>【天狗山野球場】</b> 9時~21時(1時間) 村内 610円 村外 810円  <b>【村民野球場】</b> 9時~21時(1時間) 村内 300円 村外 500円 照明使用料(1時間) 3,300円	<b>【総合運動公園野球場】</b> 9時~21時(1時間) 村内 400円 村外 600円 照明使用料 全灯 3,100円 4,650円 半灯 1,500円 2,250円	/
	<b>【白河市ゲートボール広場】</b> 8時30分~17時 使用料徴収なし	/	<b>【総合運動公園ゲートボール場】</b> 9時~16時(1時間) 村内 400円 村外 600円	<b>【21世紀の森運動公園ゲートボール場】</b> 日の出~日没(1日) 村内 無料 村外 1面2,000円
	/	/	/	<b>【21世紀の森運動公園弓道場】</b> 8時~21時(1日) 村内 村外 大人 200円 500円 中高生 100円 300円 小学生以下 50円 100円

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設使用料			<b>【聖ヶ岩ふるさとの森】</b> 5月～11月中旬 施設整備費（利用者全員に適用） 大人 200 円 小人 100 円 幼児無料 村外は5割増  テント（1夜） 500 円 バンガローA（1夜） 3,100 円 バンガローA（日帰） 2,100 円 バンガローB（1夜） 6,200 円 バンガローB（日帰） 4,100 円 研修室（昼間） 250 円 （夜間） 400 円 会議室（昼間） 200 円 （夜間） 300 円 浴室 大人 150 円 小人 100 円	<b>【21世紀の森運動公園キャンプ場】</b> 終日 村内 施設使用料 1日 300 円 テント 1日 800 円 炊事場 1回 300 円 村外 施設使用料 1日 1,200 円 テント 1日 2,200 円 炊事場 1回 1,200 円
			<b>【総合運動公園野外炊事場】</b> 9時～21時 野外炊事場使用料 1回 500 円 鉄板 1枚 200 円	<b>【21世紀の森運動公園バーベキュー場】</b> 8時～21時 村内 屋根付き 1回 500 円 野外 1回 300 円 村外 屋根付き 1回 1,200 円 野外 1回 1,000 円

## 【先進事例】

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 社会体育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、使用料は特徴・規模等施設の状況を勘案して定められており、現行のとおりとする。
- 2 体育指導委員の定数は60人以上とし、任期は2年とする。
- 3 各種スポーツ大会は合併後に調整する。

### 喜多方地方5町村合併協議会

- 1 体育施設の使用料については、現行のとおり新市に引継ぎ、使用料の減免については、合併時に統一する。

### 南相馬合併協議会

- 1 スポーツ関係事業については、施設の提供を図り関係団体と連携しながら、健康の増進及びスポーツ振興を一層推進する。

### 伊達7町合併協議会

- 1 社会教育関係施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。管理等については、合併後に調整する。
- 2 各種スポーツ大会・教室等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。
- 3 地域性や特色を生かした事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会

- 1 体育指導委員については、合併後、速やかに調整を図る。
- 2 社会体育施設については、現行のとおりとし、合併時に使用期間及び使用時間を統一する。
- 3 体育協会については、合併後、統一するよう働きかける。

### 黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会

- 1 体育指導委員及びスポーツ振興審議会については、合併時に再編する。
- 2 地区体育大会事業（運動会等）については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、合併後、黒磯市の例を基本とし再編する。
- 3 各種スポーツ行事（大会等）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
- 4 マラソン大会及び駅伝大会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
- 5 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用時間及び休館日については、黒磯市の例により統合する。なお、名称等については、合併までに調整する。

### 三次市（広島県）

- 1 各種スポーツ行事等については、引き続き振興を図り、効果的な運営が行われるよう、新市において調整する。
- 2 体育指導委員については、新市において新たに置くものとする。
- 3 スポーツ振興審議会については、新市において新たに設置する。

### いなべ市（三重県）

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。

### さぬき市（香川県）

- 1 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- 2 各事業等は、新市においても継続して実施する。

### 南アルプス市（山梨県）

- 1 現在各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施した方が効果的なものを新市において見直し検討する。
- 2 体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ継続実施することとし、新市においては施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。

### かほく市（石川県）

- 1 社会体育施設運営、維持管理業務については、新市において効率的な実施方法に調整する。
- 2 各種スポーツ大会については、新市において同一、又は類似する競技の場合、又は再編等を行い実施する。
- 3 総合型地域スポーツクラブについては、中学校区ごとに設立する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (7)	各種事務事業の取扱い(その他事業に関する事務事業)
調整方針	<p>1 東京市・村人会については、現存する会の意向を尊重しながら、新市においても組織の調整をする。</p> <p>2 市・村政功労者表彰については、合併年度の翌年度から統一する。</p> <p>3 名誉市・村民表彰については、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において調整する。</p> <p>4 市民栄誉賞表彰については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 総合計画については、新市建設計画を基本とし、4市村の現行の総合計画、国土利用計画等を踏まえ、新市において速やかに住民意向を反映した新たな総合計画を策定する。</p> <p>6 情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に統一する。</p> <p>7 小野田小学校児童増加促進対策事業については、現計画のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
東京市・村人会	<p>[名称] 東京しらかわ会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する白河地方の出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 白河を離れ、様々な分野で活躍している方々と、ふるさと白河との親睦を深めることを目的とする。</p> <p>[設立] 昭和 60 年 11 月 1 日</p> <p>[会員数] 276 名 (平成 16 年 10 月 1 日現在)</p>	<p>[名称] 東京おもてごう会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する表郷村出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 会員相互の親睦及びふるさと表郷の発展向上を図ることを目的とする。</p> <p>[設立] 昭和 63 年 4 月 17 日</p> <p>[会員数] 170 名 (平成 16 年 10 月 1 日現在)</p>	<p>[名称] 東京たいしん会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する大信村出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 会員相互の親睦及びふるさと大信の発展向上を図ることを目的とする。</p> <p>[設立] 昭和 58 年 7 月 3 日</p> <p>[会員数] 218 名 (平成 16 年 10 月 1 日現在)</p>	<p>[名称] 釜子同郷会、東村小野田会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する東村釜子・小野田地区出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 会員相互の親睦及びふるさと東村の発展向上を図ることを目的とする。</p> <p>[設立] ・釜子同郷会 昭和 30 年 ・東村小野田会 平成元年 9 月 7 日</p> <p>[会員数] ・釜子同郷会 300 名 ・東村小野田会 220 名 (平成 16 年 10 月 1 日現在)</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
市・村政功労者表彰	<p>[ 目的 ] 市の振興発展に寄与し、その功績が顕著である者、市民の模範となる者。</p> <p>[ 表彰区分 ]</p> <p>功労表彰 自治の進展に貢献し、その功績が顕著な者 教育、学芸、文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者 産業、経済の発展に貢献し、その功績が顕著な者 保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者 市長の職にあって8年以上在職した者 市議会議員の職にあって8年以上在職した者 助役、収入役、教育長及び任命又は選任について議会の同意を要する各種委員会委員(農業委員会委員を含む。)の職にあって12年以上在職した者</p>	<p>[ 目的 ] 本村の政治、経済、文化、社会に巨額を寄与し、又は衆人の行為が本村の振興に認められる者。</p> <p>[ 表彰区分 ]</p> <p>特別功労表彰 村長の職にあって8年以上在職した者 村議会議員の職にあって12年以上在職した者 議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役、収入役の職にあって16年以上在職した者 村又は教育委員会等が選任する委員その他の委員で16年以上の職にあって、多力に尽力し、その功績が特に顕著な者 村の公益に関する事務を助し、その功績が特に顕著な者 村長が特に認める者</p> <p>功労表彰 村長の職にあって4年以上在職した者 村議会議員並びに農業委員会委員の職にあって、6年以上在職した者 議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役、収入役の職にあって12年以上在職した者 村又は教育委員会等が選任する委員その他の委員で12年以上の職にあって、多力に尽力し、その功績が特に顕著な者 村の職員、その他これに準ずる者であって20年以上在職し、誠実勤勉職務に精励した者</p>	<p>[ 目的 ] 本村の政治、経済、文化、社会に巨額を寄与し、又は衆人の行為が本村の振興に認められる者。</p> <p>[ 表彰区分 ]</p> <p>特別功労表彰 村長の職にあって12年以上在職した者 村議会議員の職にあって16年以上在職した者 議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役、収入役の職にあって16年以上在職した者</p> <p>功労表彰 村長の職にあって8年以上在職した者 村議会議員の職にあって12年以上在職した者 議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役、収入役の職にあって12年以上在職した者 村の職員、その他これに準ずる者であって20年以上在職した者 団体及び個人であって村の公益又は発展に対し寄与し、功労特に顕著な者100万円以上の金品を村に寄附した者</p>	<p>[ 目的 ] 本村の政治、経済、文化、社会に巨額を寄与し、又は衆人の行為が本村の振興に認められる者。</p> <p>[ 表彰区分 ]</p> <p>特別功労表彰 村長の職にあって8年以上在職した者 村議会議員の職にあって12年以上在職した者 議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役、収入役の職にあって16年以上在職した者 団体又は個人であって、多力に尽力し、その功績が特に顕著な者 村の公益に関する事務を助し、その功績が特に顕著な者 村長が特に認める者</p> <p>功労表彰 村長の職にあって4年以上在職した者 村議会議員の職にあって8年以上在職した者 議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役、収入役の職にあって12年以上在職した者 村立学校長の職にあって10年以上、教職員にあっては15年以上在職した者 村の職員、その他これに準ずる者であって15年以上在職し、誠実勤勉職務に精励した者</p>





区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
名誉市・村民表彰	<p>[目的] 社会文化の興隆に多大な貢献した者で、その功績が卓越し、郷土の誇りとして市民の栄誉と社会文化の興隆に對する意欲を高めることを目的とする。</p> <p>[要件] 本市に居住している者若しくは居住していた者又は縁故の深い者であること。又は学術及び芸術の進歩に著しい功績があったこと。市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選考方法] 候補者について「白河市名誉市村民選考委員会」を設置して選考を行い、選考された者を市長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 0人</p> <p>白河市名誉市民条例 (平成元年4月1日施行)</p>	<p>[目的] 社会文化の振興に尽し、その功績が偉大なる者として、郷土の誇りとして市民の栄誉と社会文化の興隆に對する意欲を高めることを目的とする。</p> <p>[要件] 本村に居住している者、若しくは居住していた者、又は本村に特別の縁故を有する者であること。政治、経済、産業、文化、公共福祉等公益上顕著な功績があった者であること。市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選定方法] 名誉村民は、村長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 0人</p> <p>表郷村名誉村民条例 (昭和55年3月24日施行)</p>	<p>[目的] 社会文化の振興に尽し、村民が郷土の誇りとし、深く尊敬する者として、その功績を認めたいし、その栄誉をたたえ、もって社会文化の興隆に對する意欲を高めることを目的とする。</p> <p>[要件] 本村に居住している者、若しくは居住していた者、又は縁故の深い者であること。産業文化の進展又は社会公益上顕著な功績があった者であること。市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選考方法] 名誉村民は村長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 2人</p> <p>大信村名誉村民に関する条例 (昭和52年12月21日施行)</p>	<p>[目的] 社会文化の振興に尽し、その功績が偉大なる者として、郷土の誇りとして市民の栄誉と社会文化の興隆に對する意欲を高めることを目的とする。</p> <p>[要件] 本村に居住している者、若しくは居住していた者、又は本村に特別の縁故を有する者であること。政治、経済、産業、文化、公共福祉等、社会公益上顕著な功績があった者であること。市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選定方法] 名誉村民は、村長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 2人</p> <p>東村名誉村民条例 (昭和53年4月12日施行)</p>
市民栄誉賞表彰	<p>[目的] 市民に親しまれ、市民に明るい希望と誇りを与えること、特に顕著な業績を誇ることを目的とする。</p> <p>[要件] オリンピック、世界選手権等世界的規模の大会で顕著な成績を収めたもの</p>	/		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	世界的規模の学術、芸術、文化コンクール等で顕著な成績を収めたもの その他特に顕著な業績のあったもの  [表彰実績] 1人  白河市民栄誉賞表彰規則 (平成16年9月1日施行)	/	/	/
総合計画	<b>【白河市総合計画】</b> [名称] 白河21飛躍プラン  [策定年月] 平成11年12月  [計画期間] 平成12～21年度  [将来像] 豊かさあふれる生涯都市しらかわ  [審議機関] 白河市総合計画審議委員会 (委員数:26名)  [構成] ・基本構想 平成12～21年度(10年間) ・基本計画 平成12～21年度(10年間) ・重点プロジェクト構想 平成12～21年度(10年間)	<b>【第3次表郷村振興計画】</b> [名称] 表郷プラン21  [策定年月] 平成13年3月  [計画期間] 平成13～22年度  [将来像] 豊かで、美しい、誇れるふるさと表郷  [審議機関] 表郷村振興計画審議会 (委員数:28名)  [構成] ・基本構想 平成13～22年度(10年間) ・基本計画 平成13～22年度(10年間)	<b>【第3次大信村総合振興計画】</b> [名称] ふるさと夢おこしプラン  [策定年月] 平成7年12月  [計画期間] 平成8～17年度  [将来像] 世界中で唯一の一番美しい天地の創造  [審議機関] 大信村総合振興審議会 (委員数:20名)  [構成] ・基本構想 平成8～平成17年度(10年間) ・基本計画 平成8～平成17年度(10年間)	<b>【第3次東村振興計画】</b> [名称] ひがしサンライズプラン  [策定年月] 平成7年6月  [計画期間] 平成8～17年度  [将来像] うるおいと活力のある東村  [審議機関] 東村総合開発審議会 (委員数:24名)  [構成] ・基本構想 平成8～平成17年度(10年間) ・基本計画 平成8～平成17年度(10年間)

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
情報公開制度	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護に関する条例</li> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]</p> <p>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気テープその他これに類するものから出力され、又は採録されたものであって、決裁、供覧等の手続が終了し、当該実施機関が管理しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]</p> <p>市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 市内の事務所又は事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]</p> <p>所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]</p> <p>請求書を受理した日から起算して15日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年度 1件</li> <li>・平成10年度 2件</li> <li>・平成11年度 3件</li> <li>・平成12年度 7件</li> <li>・平成13年度 59件</li> <li>・平成14年度 8件</li> <li>・平成15年度 4件</li> </ul>	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村情報公開条例</li> <li>・表郷村情報公開条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]</p> <p>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]</p> <p>村の区域内に住所を有する者 村の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 村の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]</p> <p>所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]</p> <p>請求があった日から15日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度 0件</li> <li>・平成14年度 1件</li> <li>・平成15年度 1件</li> </ul>	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村情報公開条例</li> <li>・大信村情報公開条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]</p> <p>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]</p> <p>村の区域内に住所を有する者 村の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 村の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 村の区域内に存する学校に在学する者 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]</p> <p>所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]</p> <p>請求があった日の翌日から起算して14日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度 1件</li> </ul>	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村情報公開条例</li> <li>・東村情報公開条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]</p> <p>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気テープその他これに類するものから出力され、若しくは採録されたものであって、実施機関において定めている決裁、供覧等の処理手続が完了し、実施機関が管理しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]</p> <p>村内に住所を有する個人 村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]</p> <p>所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]</p> <p>請求書を受理した日から起算して15日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度 0件</li> <li>・平成15年度 0件</li> </ul>











区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居時において、幼児と両親が同居すること。</li> <li>・ 東村に住民登録し、公租公課等が完納できる者。</li> <li>・ 公序良俗に反した行為を行わない者。</li> <li>・ 宅地譲渡及び住宅建築の条件</li> <li>・ 分譲地は原則として15年間は賃貸借契約とし、賃貸借期間終了後に無償で譲渡する。</li> <li>・ 賃借料の月額は、1㎡あたり15円に分譲地の面積を乗じた額とする。</li> <li>・ 分譲地には住居住宅以外の建物の建築はできない。</li> <li>・ 分譲地は盛土等の形質変更はできない。</li> <li>・ 公営水道の利用、合併浄化槽の設置が必要である。</li> <li>その他分譲条件</li> <li>・ 分譲地の譲渡予定区画は7区画とし、1区画の面積は概ね100坪程度とする。</li> <li>・ 分譲地は譲渡予定者の決定後、1年の間に造成工事を完了。</li> <li>・ 譲渡契約は分譲地完成後行つ。</li> <li>・ 7区画全てにおいて、譲渡予定者が決定しない場合は、事業を実施しない。</li> </ul> <p>分譲年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 11、13、15 年度</li> </ul> <p>区画数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在 21 区画</li> </ul> <p>[ 事業費 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 11 年度 18,400,000 円</li> <li>・ 平成 13 年度 20,860,000 円</li> <li>・ 平成 15 年度 23,500,000 円</li> </ul>

## 先進事例

### 【さいたま市】(平成13年5月1日合併)

- ・名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。
- ・情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

### 【薩摩川内市】(平成16年10月12日合併)

- ・名誉市民表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、これを新市に引き継ぐ。
- ・市民表彰、功労賞表彰については、合併時に川内市の制度を基本に調整する。
- ・情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
- ・総合計画策定について  
総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。  
総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。  
総合計画「実施計画」(3ヶ年計画)については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

### 【田村地方5町村合併協議会】(平成17年3月1日合併予定)

- ・名誉市民制度については、新市において検討するものとする。
- ・表彰制度については、新市において新たな制度を創造するものとする。
- ・総合計画、過疎計画、辺地計画については、新市において新たに策定する。

### 【喜多方地方5市町村合併協議会】(平成18年1月4日合併予定)

- ・名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- ・表彰制度については、新市において定めるものとする。
- ・情報公開制度については、合併時に統一する。
- ・個人情報保護制度については、合併時に統一する。
- ・総合計画については、新市建設計画との整合性を図り、新市において策定する。